

令和4年度
スクールカウンセラー等活用事業
実践活動事例集



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局児童生徒課

各都道府県・指定都市の取組

《注》

「【3】スクールカウンセラー等の活用事例」に係る問題等の種別については、各都道府県・指定都市の判断により、下記の区分から選択されたものである。

- ①不登校 ②いじめ問題 ③暴力行為 ④友人関係 ⑤非行・不良行為
- ⑥家庭環境（児童虐待、貧困の問題を除く） ⑦教職員との関係
- ⑧心身の健康・保健 ⑨学業・進路 ⑩発達障害等 ⑪小中連携
- ⑫児童虐待 ⑬貧困の問題 ⑭その他 ⑮性的な被害 ⑯ヤングケアラー
- ⑰校内研修（スクールカウンセラー等が、学校の教職員等 に行うカウンセリングマインド等に関する研修会）
- ⑱教育プログラム（ストレスマネジメントや援助希求行動などについて、スクールカウンセラー等が教職員と協働して実施するプログラム）
- ⑲教職員と SC 等の役割分担（教職員の負担軽減に資するチーム学校としての取り組み）
- ⑳SC に準ずる者の効果的な配置

北海道教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するものをスクールカウンセラーに配置し、児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者へ助言等を行い、児童生徒の心の悩みの深刻化や、いじめ・不登校等の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

可能な限り希望する学校に通年配置するため、学校規模や各学校の状況を踏まえて、配置時間数等を決定している。また、通年配置校以外の学校に対しては、生徒指導に係る緊急事態が発生した場合など、必要に応じてカウンセラーを派遣している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	: 167人
中学校	: 170人
義務教育学校	: 16人
高等学校	: 130人
中等教育学校	: 2人
特別支援学校	: 18人
教育委員会等	: 11人

【配置校数】

小学校	: 658校
中学校	: 407校
義務教育学校	: 16校
高等学校	: 186校
中等教育学校	: 1校
特別支援学校	: 15校
教育委員会等	: 40箇所

※巡回方式は教育委員会等と巡回配置校双方に計上

【資格】

（1）スクールカウンセラーについて

①公認心理師	161人
②臨床心理士	18人
③精神科医	0人
④大学教授等	11人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 6人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 44人

【主な配置形態】

単独校 年1～25日・1回4時間

（19小学校、43中学校、10義務教育学校、184高等学校、1中等教育学校、15特別支援学校）

拠点校 年14～24日・1回4時間

（285中学校、1義務教育学校）

対象校 年1日・1回4時間

（458小学校、9中学校、2義務教育学校、1高等学校）

巡回配置校 年6～9日・1回4時間

（181小学校、70中学校、3義務教育学校）

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ ☒ 有 ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

ＳＣの職務、主な活動、ＳＣの効果的な活用に応じた留意点を記載し、全道協議会で周知。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

全道４地域で実施した地域別研修会に教職員が参加できるようにして研修を実施。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ ☒ 有 ・ 無 ）

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

① 全道規模の研修会

- 北海道公立学校スクールカウンセラー（道教委任用のスクールカウンセラー）
- 市町村教育委員会任用のスクールカウンセラー
- 市町村教育委員会生徒指導・教育相談担当職員
- 北海道教育庁各教育局教育支援課生徒指導担当指導主事
- 北海道立教育研究所生徒指導担当研究研修主事

② 道内各ブロック規模の研修会

- 地区内の市町村教育委員会の教育相談担当者（教育委員会の担当職員、教育委員会が任用する教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）
- 地区内児童生徒の心の問題に関する悩みや相談を担当している者（地域の中で児童や家庭支援に当たっている担当職員、児童の相談所活動等に当たっている担当職員、教育相談担当教員、保育士・社会福祉士など）
- 地区内の北海道公立学校スクールカウンセラー及びスーパーバイザー
- 地区内の北海道いじめ問題等解決外部専門家チーム員

(2) 研修回数（頻度）

年２回（全道での研修会への参加１回、道内各ブロックでの研修会への参加１回）

(3) 研修内容

① 全道規模の研修会

- 講演
 - ・北海道における学校とスクールカウンセラーの連携・支援の課題と改善策について～教育カウンセリングの視点から～
- 協議
 - ・北海道における学校とスクールカウンセラーの連携・支援の課題と改善策について

② 道内各ブロック規模の研修会

- 講話
 - ・効果的な教育相談・カウンセリングの進め方
- 情報交換・協議
 - ・いじめの問題に関わった事例について
 - ・教育相談における効果的な事例について

(4) 特に効果のあった研修内容

いじめの定義や対応、心のケア等についての説明、講話を行ったことにより、学校の教職員と共通認識の下、児童生徒への教育相談を行うことの大切さについて理解を深めることができた。

また、多様化する児童生徒の問題に対する対応の在り方について、個の教育相談に関する技術等の向上を図るとともに、管内における関係機関が連携した取組の充実について、理解を深めることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (☒ 有 ・ 無)

○活用方法

教育局ごとに任命し、市町村教育委員会や道立学校から派遣申請の都度、派遣決定し、SCへの指導助言やSC・教職員等に対し研修を行うこととしている。

(6) 課題

令和2年度からスーパーバイザーを設置しているが、地域によって人材の確保が難しい状況が見られることから、人材の掘り起こしやよりよい活用のあり方を検討し、さらなる活用を推進していく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒の心理的支援のための活用事例 (①不登校) <SCの配置形態：拠点校配置>

- ・当該生徒はチック症により不登校傾向となる。
- ・学校からの依頼によりカウンセリングを実施。初回は関係づくりを念頭に、得意な点等に焦点を当てた関わりを実施。
- ・2回目以降は状況確認やTFT、リラクゼーション等のセルフケア法の提供。2回ほど母親面談の実施。
- ・別室でのオンライン授業参加等行うようになり、教室への完全復帰はなかったが、別室登校にて登校は継続。

【事例2】いじめの心理的支援のための活用事例 (②いじめ問題) <SCの配置形態：単独校配置>

- ・小学校・中学校で「いじめ」を経験してきた当該生徒は、対人関係での被害感を抱きやすく孤立する傾向にあった。
- ・当該生徒は「クラスの全員に嫌われている」と感じるようになり、ネガティブな認知傾向を学校側の対応だけでは修正できないことから、カウンセリングを実施。
- ・カウンセリングでは、本格的な認知行動療法を導入し、十分な時間をかけて対人認知の修正を図ったところ、自身の対応でまずかった点に気づいたり、とても苦手に思っていた生徒に対して「いいところもある」などの認知の修正が進んだりし、次第にクラスメイトとの関係性が修正されていった。
- ・その後は登校も安定し、見学旅行にも楽しく参加できた。

【事例3】ヤングケアラー支援のための活用事例 (⑬ヤングケアラー) <SCの配置形態：拠点校配置>

- ・学級担任から当該生徒の紹介があり、カウンセリングを実施。
- ・両親ともに病気があり、家事を当該生徒が担うことが多く、金銭面の不安や進学への不安、家事疲れから家族にきつくあたってしまう自分を責めてしまう状況。
- ・家庭支援のため福祉と連携し、複数回の支援会議を実施。支援を強化し、専門機関からデイサービスへのアプローチを行う。
- ・カウンセリングを通じ、学校が外部と連携し、チームで動くことにより当該生徒は落ち着いて進学へ向かうことができた。

【事例4】教職員に対する校内研修のための活用事例 (⑰校内研修) <SCの配置形態：単独校配置・拠点校配置>

- ・『思春期の心』と題し、実際の事例をもとに守秘義務に配慮して改変したものを素材に使って、青年期の心理について講義。描画法を使って生徒が描いた絵など、視覚的にわかりやすいデータを示しながら、現代の思春期心性（承認依存、生きている実感の喪失、SNSによる傷つき、解離、発達の偏りなど）についての理解を深めた。
- ・カウンセリングの本質やそのプロセスを学ぶことで、教員が生徒と向き合う際のカウンセリングマインドを身につけてもらうことを目的とした研修を実施。

【事例5】教職員負担軽減のための活用事例 (⑱教職員とSC等の役割分担) <SCの配置形態：単独校配置・拠点校配置>

- ・カウンセリングを行う生徒に関わりのある教職員から、生徒に関する情報・資料を提供いただく。
- ・必要に応じて学校側から保護者に連絡を取ってもらい、保護者とSCが面談を持つこともある。
- ・突発的な事件・事故などが起きたときには、速やかに「こころのケア」の機会を設定している。

【４】成果と今後の課題等

(１) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 令和４年度スクールカウンセラー相談人数（延人数）

相談内容	①不登校	②友人関係	③家庭環境	④心身の健康・保健	⑤発達障がい等	⑥その他	合計
相談人数	9,654	3,722	2,486	5,331	2,320	5,700	29,213
構成比	33.05%	12.74%	8.51%	18.25%	7.94%	19.51%	100.0%
前年比	+605	+307	+136	+699	+147	-46	+1,848

スクールカウンセラーへの相談は、昨年度に比べ相談人数は増加しており、特に「不登校」「心身の健康・保健」に関する相談人数が増加した。最も多い相談内容は、「不登校」に係るものとなっており、その７割以上を中学校が占めている。

○ 児童生徒への個別カウンセリングの結果

個別のカウンセリング人数（実人数）		結果	
		好転が見られた数	状況の好転が見られた割合（好転率）
令和４年度	7,764	5,860	75.48%
前年比	+650	+127	-5.1ポイント

令和４年度において、児童生徒への個別のカウンセリングについて全体の相談件数、実人数ともに増加していた。また、好転の状況が見られた割合は75.48%であり、昨年度から-5.1ポイント減少した。

(２) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・地域によってＳＣの確保が困難な地域がある。
- ・緊急派遣の申請に抵抗感があり、支援が必要な児童生徒に迅速な支援が行われない場合がある。

<課題の原因>

- ・有資格者の居住地域が都市部に集中している。
- ・市町村や学校での勤務時数が少なく、計画している時間数では不足する場合が多い。

<解決に向け実施した取組>

- ・当課で、全道からＳＣの候補者を募集して集約し、各教育局へ情報提供した。
- ・事件・事故等発生時に、派遣申請によらないアウトリーチ派遣が可能になるよう実施要綱を改訂した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・地域によってＳＣの確保が困難な地域がある。
- ・ＳＣの確保が困難な地域において、カウンセリングを必要としている児童生徒が、十分な支援を受けられていない。

<課題の原因>

- ・有資格者の居住地域が都市部に集中している。
- ・継続して勤務されているＳＣが多いため、新規人材の任用が進んでいない。

<解決に向けた取組>

- ・当課で、全道からＳＣの候補者を募集して集約し、各教育局へ情報提供した。
- ・ＳＣの確保が困難な地域でも、オンラインでのカウンセリングによって迅速な支援ができるようにオンラインカウンセリングの制度を整えた。

青森県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等、児童生徒が抱える問題への対応のため、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを各学校に配置・派遣し、教育相談体制の充実を図るものである。

（2）配置・採用計画上の工夫

県内全ての公立小・中学校に配置し、児童生徒とのカウンセリングを行うほか、校内研修や教育プログラムの講師として活用するなど、教職員の資質向上の一助となるよう配置の拡充を図っている。また、小学校と中学校が円滑に接続できるよう、中学校区の小学校には可能な限り中学校と同じスクールカウンセラーを配置するようにしている。

スクールカウンセラーの募集については、教育委員会ホームページでの公募としている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

■配置人数

小・中学校：75人 高等学校・特別支援学校：7人

（高等学校・特別支援学校配置7人の内3人は小・中学校を兼ねている。実人数は79人。）

■配置校数

小学校：253校 中学校：143校 高等学校：8校 特別支援学校：1校

■スクールカウンセラー（48人）の区分

- ① 公認心理師：27人 ② 臨床心理士：1人 ③ 精神科医：0人 ④ 大学教授等：1人
⑤ 上記①～④以外の者で自治体が認めた者：1人 ⑥ ①②2つに該当する者：15人
⑦ ①④2つに該当する者：2人 ⑧ ②④2つに該当する者：1人

■スクールカウンセラーに準ずる者（31人）の区分

- ① 大学院修士課程修了（経験1年以上）：2人 ② 大学・短大卒業（経験5年以上）：14人
③ 医師：0人 ④ 上記①～③以外の者で地方公共団体が認めた者：15人

■主な配置形態について

・小・中学校定期派遣

- ①年間120時間（1回3時間×40日）：中学校61校
②年間60時間（1回3時間×20日）：小学校86校、中学校55校
③年間36時間（1回3時間×12日）：小学校167校、中学校27校

・県立学校定期派遣

- ①年間75時間（1回3時間×25日）：高等学校4校
②年間36時間（1回3時間×12日）：高等学校4校、特別支援学校1校

・小・中学校緊急派遣

市町村立小・中学校において、児童生徒に緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合にスクールカウンセラーを派遣する。

・県立学校要請派遣

県立学校（高等学校63校、特別支援学校20校）を対象に、各校の派遣依頼に応じてスクールカウンセラーを1回2時間程度派遣する。

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・☒無）

○ガイドラインの内容、周知方法

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

4月に、スクールカウンセラー、学校関係者、教育事務所及び教育委員会担当者を対象としたスクールカウンセラー活用連絡協議会を実施した。その中で、事業説明を行いスクールカウンセラーの活用方法等について周知に努めた。また、学校関係者とスクールカウンセラーの打合せを行い、教職員の理解促進に努めた。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒有・無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー、学校関係者、教育事務所担当者、教育委員会担当者。

(2) 研修回数（頻度）

スクールカウンセラー活用連絡協議会を4月と2月の2回開催した。

(3) 研修内容

4月に行われた第1回の協議会では、事業説明の他、本県の生徒指導の状況と課題について情報共有を行った。また、各派遣校とスクールカウンセラーとの打合せを行った。

2月に行われた第2回の協議会では、事業の実施状況、本県の生徒指導の状況と課題について情報共有を行った他、「スクールカウンセラーの使い方ー学校臨床のリアルな視点ー」と題して長年本県スクールカウンセラーとして勤務している経験豊富なスクールカウンセラーによる講義を実施した。

(4) 特に効果のあった研修内容

第2回の協議会で実施した講義では、スクールカウンセラーがそれぞれの取組を振り返ると同時に、多様化する児童生徒や保護者への相談対応の在り方について考えることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・☒無）

○活用方法

(6) 課題

生徒指導上の諸課題が多様化、複雑化していることを受け、スクールカウンセラーの資質向上については学校から強く要望されている。また、研修機会の増加を多くのスクールカウンセラーが要望しており、年2回の研修だけでは足りない状況である。今後は、県教育委員会主催の様々な研修にも参加できるようにし、資質向上を図っていきたい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校児童生徒支援のための活用事例（①不登校）＜教育委員会等配置＞

欠席が長くなってきた児童生徒に対しては、スクールカウンセラーが本人及び保護者と面談を実施し、その中で、別室登校や放課後登校など個に応じた学校復帰を提案したり、学校が無理な場合は適応指導教室を紹介したりしている。その他、生活リズムを整えるように様々なアドバイスを行う。別室登校や教室復帰などの具体的な計画については学級担任が面談を行い、週予定表を用いて、いつ、どの時間帯で、どのような活動を行うかなど具体的に計画づくりを行う。このように学級担任とスクールカウンセラーの役割を明確にして対応することは、学級担任と児童生徒の関係構築にも効果的であった。

【事例2】LGBTQに関する活用事例（⑭その他）＜教育委員会等配置＞

スクールカウンセラー通信で、性のあり方や自分らしさについて考える内容を掲載したところ、通信を見たと言って相談に来る生徒が数名いた。そこで、困りごとを確認したところ、制服着用への拒否感、男女別の記入への拒否感、男女別での行動への抵抗感などが語られた。担当教師へ報告し、LGBTQへの理解や配慮をお願いした。一部配慮が得られたことで本人は安心感が得られた。

【事例3】ヤングケアラーに関する活用事例（⑯ヤングケアラー）＜教育委員会等配置＞

保護者が小学校5年生の娘に、低学年の時から時折学校を休ませて家の仕事や兄弟の世話をさせているとの情報があり、地域要保護委員会、民生委員、保健師等と連携をし保護者対応をしているが、保護者の姿勢に大きな変化が見られない。子どもは家のことを学校に話したがらないので、スクールカウンセラーが休み時間に気軽に話しかけることで子どもとの関係を築き、子どもから話を聞いている。その内容を学校に報告し見守っている。また、兄弟についても面談を行い心に寄り添うようにしている。

【事例4】校内研修、教育プログラムでの活用事例（⑰校内研修、⑱教育プログラム）＜教育委員会等配置＞

小学校の校内研修で先生方を対象に、SGEについて講話の他、すぐに実践できるものを実際に体験してもらった。後日学級担任が同じ内容のSGEを学級で実施したところ「ほとんど話したことがない人と話ができた。」などプラスの感想が多く寄せられた。その後も継続的に取り組み良好な人間関係づくりに努めた。コロナ禍において触れ合いが制限されていた中で、SGEは人間関係づくりに非常に効果的であると改めて実感できた。

【事例5】SCに準ずる者の活用事例（⑳SCに準ずる者の効果的な配置）＜教育委員会等配置＞

令和4年度は、有資格者48名、準ずる者31名で対応した。準ずる者は年々減少しているが、準ずる者の中には、教職経験があり在職時に教育相談を担当していた者が多く、相談スキルに優れ、学校現場への理解が深い。近年は教員の相談も増加しており、その際には先輩教員として長年の経験を踏まえて助言している他、校内研修の講師としても積極的に活動している。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

①令和４年度延べ相談者数

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
１０，９６０	１２，４６７	１，２４３	５２	２４，７２２

- ・前年度に比べ小学校が１６人増、中学校が１６７人増、高等学校が５１人増、特別支援学校が１３人増となり、合計では２４７人増であった。

②相談事項別相談者数

	① 不登校	② いじめ	③ 暴力行為	④ 児童虐待	⑤ 友人関係	⑥ 貧困の問題	⑦ ヤングケアラー	⑧ 非行・不良行為	⑨ 家庭環境（④⑥除）	⑩ 教職員との関係	⑪ 心身の健康・保健	⑫ 学業・進路	⑬ 発達障害等	⑭ その他の内容	合計	性的被害（内数）
小学校	1,469	86	22	30	974	1	6	88	1,028	204	1,881	653	1,480	3,038	10,960	2
中学校	3,511	52	3	16	783	18	8	18	747	123	3,106	623	434	3,025	12,467	14
高等学校	314	2	5	18	143	0	9	3	129	17	383	79	64	77	1,243	0
特別支援学校	9	0	0	0	6	0	0	0	8	0	7	13	0	9	52	0
合計	5,303	140	30	64	1,906	19	23	109	1,912	344	5,377	1,368	1,978	6,149	24,722	16

- ・「不登校」、「心身の健康・保健」についての相談が多くなっている。

③スクールカウンセラーを講師とした校内研修会及びスクールカウンセラーによる教育プログラムの実施回数

	校内研修会			教育プログラム		
	教職員	児童生徒	保護者	教職員	児童生徒	保護者
小学校	５０	５０	５	２１	１４９	３
中学校	５６	２９	２	８	６２	２
高等学校	９	０	０	０	５	０
特別支援学校	０	０	０	０	０	０
合計	１１５	７９	７	２９	２１６	５

- ・校内研修等の実施は、小学校が２５３校中５１校（２０．２％）、中学校は１４３校中４１校（２８．７％）、高等学校は３７校中７校（１８．９％）である。
 - ・教育プログラム実施回数は、小学校が２５３校中５１校（１９．１％）、中学校は１４３校中２６校（１８．２％）、高等学校は３７校中５校（１３．５％）である。
- ※高等学校３７校は、実際にスクールカウンセラーを派遣した校数

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・スクールカウンセラーを講師とした校内研修会やスクールカウンセラーによる教育プログラムの実施を推進し、それらの活動を通して教職員のスキルアップを図ることが課題である。
- ・スクールカウンセラーの派遣時間数の増加、小中連携型配置が進み、体制が整ってきたので、今後は年々増加する相談に対応するスクールカウンセラーの更なる資質向上を図る必要がある。

＜課題の原因＞

- ・令和３年度は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、スクールカウンセラー活用連絡協議会の中止を始め、各校で予定していた校内研修や教育プログラムを中止せざるをえないケースが多数あった。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境の変化や生徒指導上の課題がより多様化、複雑化している現状を受け、相談者が増加し、相談内容が複雑化している。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・４月の連絡協議会において、学校担当者に対して直接スクールカウンセラーを講師とした校内研修会やスクールカウンセラーによる教育プログラムの実施について呼びかけたところ、前年度より実施校数が増加した。特に、中学校での実施が増加した。
- ・年２回実施した連絡協議会で県内の生徒指導についての情報提供や講演を行うことで資質向上に努めた。
- ・一部の地区では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの合同研修会を実施し、情報交換や演習等を通して資質向上に努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・引き続きスクールカウンセラーの資質向上を図る必要がある。
- ・スクールカウンセラーを講師とした校内研修会やスクールカウンセラーによる教育プログラムの実施を更に推進していく必要がある。
- ・学校、関係機関、保護者と連携したチームとしての取組の強化を促進する必要がある。

＜課題の原因＞

- ・生活様式や学校環境の変化による児童生徒の相談の増加や相談内容の複雑化、多様化のため。
- ・相談時間の不足やコロナ禍における活動の自粛など。
- ・教員のスクールカウンセラーへの理解が不足しているため、活用がされていなかったり、スクールカウンセラーに任せきりになっていたりするケースがあり、課題解決に至らないケースが多いため。

＜解決に向けた取組＞

- ・本事業以外の生徒指導に関する様々な研修への参加を促し資質向上を図る。
- ・校内研修会と教育プログラムの実施例や効果について周知していく。
- ・スクールソーシャルワーカー、関係機関、保護者との情報交換会や合同研修会を実施し、資質向上を図るとともに、連携した取組の促進を図る。

岩手県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

日常の学校におけるストレスや東日本大震災津波等により、心にダメージを受けた幼児児童生徒のこころのサポートのために、ＳＣを配置するとともに、臨床心理士等で構成する「こころのサポートチーム」を活用しながら、組織的・継続的にこころのサポートに取り組む。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 公立小学校については、被災状況、学校規模等に応じて、支援ニーズの高い学校に配置した。
- ・ 公立中学校、公立高等学校、県立特別支援学校については、被災状況、学校規模、支援ニーズ等に応じて、県内すべての学校に配置した。
- ・ 沿岸部の被災児童生徒が在籍する学校を巡回して支援にあたるための巡回型カウンセラー（7人）を配置した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】（重複有り）

小学校	：	57人	中学校	：	69人	義務教育学校	：	1人
高等学校	：	23人	特別支援学校	：	11人	教育委員会等	：	8人

【配置校数】

小学校	：	137校	中学校	：	144校	義務教育学校	：	1校
高等学校	：	64校	特別支援学校	：	14校	教育委員会等	：	7箇所

【資格】

- ・ ＳＣについて（68人）
 - ① 公認心理師 20人 ② 臨床心理士 10人 ③ 精神科医 0人 ④ 大学教授 0人
 - ⑤ ①と②両方 33人 ⑥ ①②④3つに該当する者 2人 ⑦ その他 3人
- ・ ＳＣに準ずる者について（12人）
 - ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人
 - ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 9人
 - ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
 - ④ その他 2人

【主な配置形態】

- 単独校配置 小学校 137校（1回4時間）※年32回：58校、年16回：79校
義務教育学校 1校（前期課程：4時間×年16回、後期課程：6時間×年32回）
高等学校 64校（1回6時間×年12回）※学校規模等により異なる
特別支援学校 14校（1回3時間×年7回）
- 拠点校配置 中学校 144校（1回4時間または6時間）
※年32回：95校、年16回：47校、年12回：2校
- 対象校配置 小学校 144校（1回4時間または6時間）

（4）ＳＣ等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

（1）内容

ＳＣ配置のねらい、専門性、職務内容、身分・服務、効果的な活用のポイント等

（2）周知方法

県内のすべての市町村教育委員会、学校及びＳＣへ配布するとともに、県のホームページに掲載し、

ＳＣの活用について周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 研修については、「こころのサポート校内研修」として、被災や日常ストレスにより心にダメージを受けた児童生徒へのきめ細やかな対応や、ストレス症状の基本的な理解、学校における組織的な心のサポート対策など、学校の実態に応じた研修会を配置ＳＣを講師として実施している。

高等学校、特別支援学校：令和３年度から２年に１度実施、中学校：令和４年度から２年に１度実施

（５）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ ☒ 有 ・ ☐ 無 ）

- ・ ７件（中学生５名、高校生２名）

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

ＳＣ及びＳＣに準ずる者

（２）研修回数（頻度）

年２回（４月、１０月）

（３）研修内容

- ・ ＳＣが担う役割
- ・ 国及び本県における特別支援教育の推進概要
- ・ 医療の視点から見た特別な支援が必要な児童生徒への対応 等

（４）特に効果のあった研修内容

ＳＣ連絡協議会において、「チーム学校の中でのＳＣの役割について」に関する研修を行った。外部講師による講演と、講演後のＳＣによる情報交換により、教職員との連携の在り方に関する理解を深めた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（ ☒ 有 ・ ☐ 無 ）

- ・ 沿岸部の３教育事務所の巡回型カウンセラーを対象に、県内の大学教授をＳＶとして派遣している。
- ・ 県内のＳＣ及びＳＣに準ずる者を対象に、県教育委員会学校教育室付きのＳＣ２名が希望に応じてＳＶを行う体制を整えている。

○活用方法

ＳＣへのＳＶに加えて、ＳＣ及び教職員の研修会等の講師を務めるなど、心理教育や心のケアに関する専門性が求められる場において積極的に活用している。

（６）課題

県内において有資格者は増えてきているものの、準ずる者も依然として多く、ＳＣ全体のさらなる資質向上が求められる。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校のための活用事例（①不登校）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

中学１年生男子。２学期後半より体調不良の訴えが多くなり、養護教諭からＳＣに気になる生徒として情報提供されていた。冬休み中にゲームに熱中し、生活リズムが崩れ、また課題が終らなかった後ろめたさもあって３学期から不登校状態となったケース。

当初、担任は「当該生徒との関係が切れないように」と家庭訪問や保護者との電話連絡などを熱心に行っていた。しかし、ＳＣと保護者と面談して意向を確認したところ、「今は本人も先生が来る時間が近くなると何を話していいかわからないと落ち着かなくなる」「自分も仕事中に電話対応するのが正直キツイ」という家庭状況が語られたため、当面、家庭訪問は週一程度とし、今週の出来事の報告と来週の学校予定を伝えることに限定する、保護者との連絡も週末に保護者が学校に訪問する形式で行うという方向性を共有した。担任としても「何かしなくては…」という思いと「どうしたらいいか…」という戸惑いがあったようで、枠組みができたことは双方にとって、緊張感を軽減し、心理的余裕を生じるきっかけとなった。

当該生徒のＳＣ面談も開始され「欠席が多くなってしまった。今更戻れない…」という訴えに「『戻れたら…』って感じもあるの？」と確認すると「友達と話すのは楽しい」「進学のために勉強しないと」という希望、目標も語られた。放課後に配布物を友達に届けてもらう、家で決まった時間、ワークに取り組むなどスモール

ステップで取り組みを続け、カウンセリングでそれを確認していくパターンとなった。

中学2年になると保健室登校など学校での滞在時間が徐々には増えるようになり、興味のある教科の担当教員も質問を受け付けるなどの関わりが増えた。夏休み中、同級生が休んでいる中で夏期講習と称して登校し、それを教員や家族から大変評価された。周りに学習進度が追いついたという自信を持つことで2学期から教室復帰となり、フォローアップ面接でも「毎日が楽しい」と安定している様子であったため終結とした。

【事例2】心身の健康のための活用事例（⑧心身の健康・保健）＜SCの配置形態：単独校配置＞

当該校では、自傷行為や感情が不安定な様子が見られるようになった生徒について、教員がSCの面接に誘った。当該生徒は、SCとの面接の中で、自分がこれまで頑張ってきたことへの思い、自分の中でも気持ちをうまくコントロールできなくなったつらさなどを話し、自傷行為についても隠さず話した。また、当該生徒は養護教諭とも話し、そこでも自傷行為や、自分の中で抑えられなくなったつらい気持ちについて話をしていた。SCは、当該生徒が強みを持っているという視点から見立てをし、教員と共に当該生徒から見た現状の意味について考え続けた。担任、学年主任、養護教諭、SCは、それぞれから見た当該生徒の様子を情報共有することで、時には理解しがたく感じた当該生徒の言動を、様々な視点で理解していくことができた。その後、担任や学年主任は、日常生活の中で頑張っていることややるべきことを支えると同時に保護者とも連絡を取り、養護教諭は傷の手当てや体調の面から支援し、SCは当該生徒が持つ傷つきや戸惑い、コントロールがきかない自身への不安等を聴き、当該生徒の持つ悩む力に肯定的に関わった。

当該生徒は悩みながらも、自傷行為に向き合う気持ちを持ち、自分の感情の変化にも目を向けていた。教員、保護者、SCは、当該生徒の揺れる気持ちを理解しようとし、本人の現状を見立てながら関わり続け、当該生徒は希望進路を達成して卒業していった。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SCの配置形態：教育委員会等配置＞

当該女子生徒の母は身体及び精神に疾患があり、母の調子がすぐれない時は父が家事をしたり子どもたちの面倒をみたりしてきた。しかし、父の急死により、父がしてきたことを中学2年の女子生徒が担うことになった。その頃から女子生徒は体調不良を訴え保健室利用が増え、時折学校を休むことも出てきたため、SC面接を実施したところ、女子生徒は家事や弟の世話で宿題に取り組む時間がなかったり、母の体調が心配で学校に行けないことがあることを語った。学校はヤングケアラーであると捉え、SSWや市の子ども課を交えてケース会議を開催。引き続き学校は女子生徒の様子を見守り、SSWは家庭訪問をして家族状況を把握、子ども課は母のサポートを中心に支援することとした。母はそれらの支援を受け入れ、自身の相談が出来るようになった。母は女子生徒に頼りすぎていたと話し、家事は親せきの協力を得ること、弟は学童利用させることとした。その後も、定期的にケース会議をしながら、関係機関で情報共有を図っている。

【事例4】校内研修のための活用事例（⑪校内研修）＜SCの配置形態：教育委員会等配置＞

本事例は、「自信のない生徒たちが多い」という問題意識を有する中学校で組まれた校内研修である。本県の「こころのサポート校内研修会」の一環として行われ、SCが講師を務めた。参加者は校長、副校長をはじめ各担任、学年主任、養護教諭、生徒指導担当、教育相談担当などであった。

「自信」をめぐる心の諸問題を探究するという目的のもと、本研修では「教育の視点」と「臨床心理の視点」の二つに分けて、講義を行った。

第一の「教育の視点」では、自信に関連する概念として、自尊感情、自己肯定感、自己効力感、自己有用感などの用語を整理した上で、それらに関わるさまざまな質問紙調査データを吟味した。「全国学力調査・質問紙調査結果」（文部科学省）からは、本県の中学生の自己肯定感・自己有用感が全国平均と比べてとりわけ低いわけではなく、教師と生徒の関係においては、むしろ自己有用感は近年高まっていることが示された。「子供・若者の意識に関する調査」（内閣府）からは、中学生としての3年間のうちで、自分に対する満足と自己有用感が下がり、しかし変わりたいという思いが強くなるという「心の変化」が生じることが示唆された。そして、OECDによるPISA 2018（生徒の学習到達度調査）の生徒質問紙調査からは、日本をはじめ東アジア諸国においては、ヨーロッパ諸国と比べて、自己効力感が低く、失敗を恐れる傾向（失敗不安）が顕著にみられることが明らかにされた。

第二の「臨床心理の視点」では、自信に関連する概念として「コンプレックス（劣等感）」を取り上げた。

心理学者 C.G. ユングや A. アドラーの議論から、コンプレックスは凝り固まった意識を揺さぶり、その在り様の改変を迫る無意識のはたらきとしての特徴を有することを解説した。またそのコンプレックスが解消されていく心のプロセスを、本県の一地方に伝わる「昔話」を題材としながら追ってみた。そして、人は真に己の自信のなさを見つめて自覚すればコンプレックスを持たず、むしろ何かできそうなものにそれに向けて取り組んでいないときにこそ、コンプレックスの動きを感じるのだ、とする臨床心理学者・河合隼雄の言葉を紹介した。

講義のあと、生徒たちの自信を育む上で学校では何ができるかというテーマで、ディスカッションを行った。S Cからは、自信のなかった子どもが、他校との交流を通して成長していった事例を紹介した。議論の結果、本人が意識的に自信をつけようとするのではなく、あるいは周囲が目標を定めて当人に自信をつけさせようとするのでもなく、教師の見守るなかで、子どもが何かにかむしゃらに取り組み続けて、「ある日、気づいたら自分が変わっていた（自信が生まれていた）」というプロセスこそが、心の成長として大切ではないかという認識に至った。

本研修を通して、子どもの自信をめぐって、教師とS Cがこうした課題と認識を広く共有できたことは、今後の連携を深めていく上でも有意義であったと思われる。

【事例5】教職員とS C等の役割分担のための活用事例（⑨教職員とS C等の役割分担）＜S Cの配置形態：教育委員会等配置＞

当該中学校では、週1回、S C常駐日に教育相談部会を行っている。教育相談部会では、不適応傾向の生徒の情報共有や対応方針を話し合う他、生徒指導に関わる生徒についての情報共有も行われている。S CだけではなくS S Wも参加し、コンサルテーションを行い、役割分担と対応方針について話し合っている。定期的な教育相談部会の他、必要に応じて個別のケース会議を行うこともある。生徒とS Cのカウンセリングの中で、外部の専門機関に繋ぐ必要があるのではないかと思われるケースがあった際、S C、S S W、管理職、教育相談担当、学年主任、担任が集まりすみやかにケース会議を行うことができた。ケース会議の中では、今後の流れを生徒に説明し、生徒の意向を確認する必要があるという話し合いがなされ、誰が生徒に確認するか、外部専門機関への連絡をするか等、役割分担も行った。このケースの場合は、S Cと学年主任が生徒に確認をして、副校長が外部専門機関へ連絡をすることとなった。

教職員の中には、S CとS S Wの違いや、S S Wをどのように活用すればよいのかわからないという声があったため、教職員へ向けてS CとS S Wが研修会を行った。S Cは生徒理解や傾聴・受容についての研修を行い、その後にS S Wからケース会議に持ち方やS S Wの活用についての研修が行われた。教職員・S C・S S Wがそれぞれの役割を理解し、今後さらに連携していくことが望まれる。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○「心とからだの健康観察」集計結果から

- ・ 本県の「要サポート」（過覚醒、再体験、回避・まひ、マイナス思考の項目において、サポートラインに達している）の児童生徒の割合は減少傾向にあったが、近年は増加がみられる。
- ・ 東日本大震災津波の発災から11年が経過したが、沿岸部はもちろんのこと、内陸部でも一定の割合で「要サポート」の児童生徒が在籍している。
- ・ 小学校低学年の「要サポート」の割合は高いが、学年進行とともに減少に転じている。
- ・ これらのことから、「要サポート」の児童生徒は一定程度存在しているものの、学年が上がるにつれてその割合は減少しており、S C等の活用により、学校生活の中で適切な心のケアが行われていると捉えることができる。

＜資料1＞地域別の地域別の「要サポート」の児童生徒の割合の推移（「心とからだの健康観察」より）

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
割 合 (%)	14.6	12.6	12.0	11.9	11.5	11.5	11.2	11.2	11.3	11.5	12.1	12.5
沿 岸 部 (%)	15.8	13.6	13.6	14.0	13.7	13.3	13.2	12.4	13.1	13.8	14.3	14.8
内 陸 部 (%)	14.3	12.3	11.5	11.3	11.0	11.1	10.7	10.9	10.9	11.0	11.6	12.0

＜資料２＞学校種・学年別の「要サポート」の児童生徒の割合の推移（「心とからだの健康観察」より）

校 種	小学校						中学校			高等学校		
学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
H23(%)	19.0	21.4	18.2	16.5	12.9	10.5	12.3	12.1	13.1	12.8	14.4	12.6
R3(%)	14.8	16.7	15.0	11.8	10.8	9.8	11.4	12.8	11.7	10.4	9.9	9.4
R4(%)	14.7	18.5	14.6	12.9	10.6	10.2	12.7	13.1	11.9	10.7	10.2	9.0

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- 被災を経験した児童生徒における「要サポート」の割合は依然として高いことから、一層丁寧な支援の継続が必要であること。
- 今後更に効果的にＳＣを活用するにあたり、各学校が「心とからだの健康観察」の結果に基づく教育相談や心のケアをＳＣと協力して実施することができるようにすること。
- 学校内でＳＣがいじめや不登校等の問題に、教職員及び専門機関と連携して対応していくために、一層の資質の向上を図っていくこと。
- 各学校における効果的なＳＣの活用・専門機関との連携について周知していく必要があること。

＜課題の原因＞

- 震災に起因する様々な環境変化に伴う保護者の持つストレスと、それに伴う児童生徒への影響。
- 学校教職員とＳＣとの連携の在り方。

＜解決に向け実施した取組＞

- ＳＣ連絡協議会を通じて、「心とからだの健康観察」の集計結果についてＳＣに周知し、「要サポート」になっている児童生徒のより一層の支援について共通理解を図るとともに、ＳＣとしての資質向上を目的とし「チーム学校の中でのＳＣの役割について」の講演会を開催した。
- 「ＳＣ活用指針」を年度始めに、教育委員会、学校、ＳＣに配付し、ＳＣの効果的な活用の在り方について共通理解を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- 直接被災を経験した児童生徒は年々減少しているが、「心とからだの健康観察」における「要サポート」の割合は依然として高いことから、一層丁寧な支援の継続が必要であること。
- 今後、更に効果的にＳＣを活用するにあたり、各学校が「心とからだの健康観察」の結果に基づく教育相談や心のケアをＳＣと協力して実施することができるようにすること。
- 「チーム学校」の中での教職員とＳＣ、ＳＳＷ等の専門家（機関）との効果的な連携を図る必要があること。

＜課題の原因＞

- 震災に起因する様々な環境変化に伴う保護者の持つストレスと、それに伴う児童生徒への影響。
- ＳＣ、ＳＳＷ等の専門家（機関）との連携に要する時間の確保。

＜解決に向けた取組＞

- 「心とからだの健康観察」における「こころのサポート授業」の充実を図る。
- 全ての教育事務所に、教育事務所管内の学校に対応することができるエリア型カウンセラーを配置し、指導主事やＳＳＷと連携することで教育相談体制の強化を図る。
- 「チーム学校」の中での学校教職員とＳＣ、ＳＳＷ等との効果的な連携の在り方について研修を行う。

宮城県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

本県における児童生徒を取り巻く生徒指導上の諸課題として、不登校や高等学校の中途退学については、震災前から全国値と比較して高い水準にあり、震災から12年を経た後もその傾向は継続している。地域的には、津波による直接的な被害を受けた沿岸部だけでなく、被災地からの避難・移転が多くあった内陸部や県南部地域でも同様の傾向にある。また、SNSの普及等を背景とする問題行動の広域化・複雑化、震災による家庭環境の変化、問題行動等の若年化、保護者の監護能力の低下等により、対応や指導に苦慮するケースが増加している。

したがって、児童生徒や保護者が速やかに相談できる校内体制を整え、不登校への適切な支援やいじめ等の問題行動、震災の影響等を踏まえた心のケアへの対応を充実させるため、スクールカウンセラーを配置し効果的に対応する。

（2）配置・採用計画上の工夫

全ての公立学校（仙台市を除く）に配置できるようにしている。また、いずれの校種においても、学校からの要請に応じてスクールカウンセラーを緊急派遣（追加派遣を含む）ができるようにしている。

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 小学校 | ： 全ての市町村教育委員会に広域カウンセラーを配置し全小学校に派遣 |
| 中学校 | ： 全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置 |
| 義務教育学校 | ： 全ての義務教育学校前期課程と後期課程にスクールカウンセラーを配置 |
| 高等学校 | ： 全ての県立高等学校にスクールカウンセラーを配置 |
| 特別支援学校 | ： 要請のあった県立特別支援学校全てにスクールカウンセラーを配置 |

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○ 配置人数（実人数）

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | ： 121人 | 中学校 | ： 106人 |
| 義務教育学校 | ： 4人 | 高等学校 | ： 54人 |
| 特別支援学校 | ： 16人 | 教育委員会等 | ： 6人 |
- ※6人（石巻市震災復興支援室）

○ 配置校数

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | ： 236校 | 中学校 | ： 128校 |
| 義務教育学校 | ： 2校 | 高等学校 | ： 72校 |
| 特別支援学校 | ： 25校 | 教育委員会等 | ： 1箇所 |

○ 資格

（イ）スクールカウンセラーについて

- | | | | |
|--|--------|-------------|------|
| ① 公認心理師 | ： 56人 | ② 臨床心理士 | ： 6人 |
| ③ 精神科医 | ： 0人 | ④ 大学教授等 | ： 4人 |
| ⑤ ①から④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 | ： 2人 | | |
| ⑥ ①②の2つに該当 | ： 118人 | ⑦ ①④の2つに該当 | ： 5人 |
| ⑧ ②④の3つに該当 | ： 6人 | ⑨ ①②④の3つに該当 | ： 5人 |

(ロ) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 : 2人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 : 52人
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 : 0人
- ④ ①②の2つに該当するもの : 6人
- ⑤ 上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 : 4人

○ 主な勤務形態

単独校	中学校	:	31校	(年38回	1回6時間)
	高等学校	:	72校	(年24回	1回6時間)
	特別支援学校	:	25校	(年9回	1回6時間)
対象校	中学校	:	97校	(年38回	1回5時間)
	義務教育学校	:	2校	(年37回	1回6時間)
巡回校	小学校	:	236校	(年25回	1回5時間)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定(☒有・無)

○ガイドラインの内容、周知方法

スクールカウンセラー活用の手引及びスクールカウンセラー活用指針を作成し、各校に配布・説明し、周知を図っている。また、宮城県教育委員会ウェブページにも掲載し、周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

連絡協議会をスクールカウンセラーと学校担当者合同で行っている。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無(☒有・無)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- 小・中学校及び義務教育学校 スクールカウンセラー
- 高等学校 スクールカウンセラー及び学校担当者
- 特別支援学校 スクールカウンセラー及び学校担当者

(2) 研修回数(頻度)

- 小・中学校及び義務教育学校
 - 連絡会議(年2回)、初任層研修会(年2回)、新規採用者研修(年1回)
 - 各教育事務所単位のスクールカウンセラー研修会(年1～2回)
- 高等学校 連絡協議会(年1回)、スクールカウンセラー研修会(年1回)
- 特別支援学校 連絡協議会(年1回)

(3) 研修内容

○ 小・中学校及び義務教育学校

- ・ 県の施策やスクールカウンセラーの配置・活用等に係る行政説明
- ・ 発達に課題を抱える児童生徒及びその保護者への心理的支援について
- ・ 事例研修、緊急時における派遣等に関する説明、スクールカウンセラーによる情報交換

○ 高等学校

- ・ 県の施策やスクールカウンセラーの配置・活用等に係る行政説明
- ・ いじめ・友人関係のトラブル、不登校生徒、自死への対応等
- ・ 学校とＳＣとの連携に関する情報交換

○ 特別支援学校

- ・ 各校の現状（課題や対応策）について情報共有

(4) 特に効果のあった研修内容

○ 小・中学校及び義務教育学校

- ・ 発達に課題を抱える児童生徒の行動形態や行動観察による見立て、アセスメントの重要性や保護者支援の在り方について、講義や事例研修を通して見識を深めることができた。また、講師からの指導助言を受け、スクールカウンセラーの力量を高めることができた。
- ・ コロナ禍ということで、オンライン方式と参集方式を併用したハイブリッド型の研修会により分散しての開催としたが、充実した研修を行うことができた。

○ 高等学校

- ・ 自死等の緊急支援について事例を通し、様々な視点からの対応を再確認する研修となった。

○ 特別支援学校

- ・ 各校の課題等についてレポートを共有し理解促進を図った。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ ＳＶの設置 （ ☒ 有 ・ ☐ 無 ）

- ・ 小・中学校及び義務教育学校

5教育事務所に「専門カウンセラー」の名称でのべ14人配置（年間70回）

- ・ 高等学校

県教育委員会高校教育課に2人配置（年間各18回）

○活用方法

- ・ スクールカウンセラー及び教職員への助言及び援助
- ・ 児童生徒、その保護者及び教職員へのカウンセリング
- ・ 各学校及び生徒のカウンセリング等に関するコンサルテーション、情報の収集及び提供
- ・ スクールカウンセラー及び教職員の研修における指導及び助言
- ・ その他、教育委員会が必要と認める業務（緊急時の派遣対応）等

(6) 課題

- ・ スクールカウンセラーが「チーム学校」の一員として、専門的な立場から教育相談体制充実に向けた学校との連携のあり方について理解し、意識を高めること。
- ・ スクールカウンセラーが相談を受けた児童生徒等の問題で、一人で抱え込まないようにスクールカウンセラーの横の繋がりを作ることや、スーパーバイザーに相談しやすい環境をつくること。
- ・ スクールカウンセラーが「集団守秘義務」に留意しながら、必要な情報を学校と共有し、チームとして児童生徒及び保護者の支援に当たること。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校支援のための活用事例（①不登校、⑥発達障害）＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

- ・ 小学3年男子児童である。読み書きが困難で、自分に自信が持てない。そのため、学校生活全般において不安を抱いている。
- ・ 学校関係者、ＳＳＷ、ＳＣ、保護者でケース会議を開催し、それぞれが連携して支援していくことを確認。
- ・ 授業参観日には、他の特別支援学級在籍児童と活動を共に行うことができた。
- ・ 1学期終業式は登校できた。
- ・ 母子分離不安の様子がみられる。

【事例2】心身の安定を図るための活用事例（⑧心身の健康・保健）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

- ・ 高校1年生男子生徒。入学後間もなく気分が乗らない、疲れがとれない、勉強が手につかない、自己を否定してしまうなどの心理状態となり、ＳＣを利用。自傷行為への衝動を含めＳＣに現在の自分の気持ち、疲労感や心身が辛い状態などを話すことを行った。
- ・ 通院や親への相談等、カウンセリングを通して本人自ら選択し、行動することにつながった

【事例3】児童虐待の疑いでの活用事例（⑮性的な被害）＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

- ・ 小学6年男子児童。
- ・ 母親からの性的虐待の疑いがあり、前年度児童相談所が介入し、一時保護を行う。
- ・ 保護解除後、児童相談所と定期的な面接を実施している。家庭生活は良好であるということ。
- ・ 本児はＳＣと定期的に面談を行い、児童観察を行っている。その後、本児からの虐待の訴え等がないか注意しながら支援に当たっている。
- ・ 学校、警察、市教育委員会、市子育て支援課、ＳＣ等が連携した支援体制が整っている。

【事例4】教職員の研修のための活用事例（⑰校内研修）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

- ・ 教職員を対象に「カウンセリングマインドと教員のメンタルヘルス」と題して校内研修会を行った。内容としては、カウンセリングルームでは何をしているか、演習を通して改めてカウンセリングについて知ることができた。

【事例5】教職員とＳＣ等の役割分担、ＳＣに準ずる者の効果的な配置

- ・ 該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・ 友人関係や不登校、学業・進路、家族関係等の相談に応じ、児童生徒への適切な助言とともに、定期的なケース会議の開催等により、教職員との情報共有が円滑に行われ、組織的な支援体制をつくることができた。
- ・ 児童生徒の問題行動が複雑化する中で、家庭環境に関する問題も増加している。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの派遣・配置日を合わせ、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談担当と情報共有を行い、児童生徒の日常生活の観察や、家庭との連携に生かした。
- ・ スクールカウンセラーを配置校以外の学校や教育支援センターと兼務することができるようにしたことで、必要度の高い児童生徒への対応ができるようにした。
- ・ 発達障害や多様化する問題行動に対しての教職員の相談も増えてきており、関係機関等と連携しながら、より専門的な知見からの児童生徒及び保護者を支援することができた。

- ・ 相談終了後、スクールカウンセラー、担任、養護教諭等と一緒にカンファレンスを行い、児童生徒の特性について見立てや、支援について考えることで、教職員の専門性向上に直結している。
- ・ 相談人数校種内訳

相談人数					
小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校	合計
26,768 人	18,552 人	1,063 人	8,742 人	1,222 人	56,347 人

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う生活様式の変化を起因とした問題行動における教育相談について
- ・ 家庭環境や家族関係に起因する相談も増加傾向にある。中には保護者の協力が得られない場合もあり、そのようなケースの場合、どのようにして保護者と問題を共有し、保護者の協力を得たらよいか検討する必要がある。
- ・ 発達障害が疑われる児童生徒の困り感及び保護者の困り感に応じた教育相談の在り方について
- ・ 設定日によっては、カウンセリングを希望する人数が多かったり少なかったりするなど、SCの来校日の調整が学校行事等の関係もあり難しい。

<課題の原因>

- ・ 新型コロナウイルス感染症により、児童生徒の生活様式が変化し、不安や問題が複雑化、多様化している。学校行事等も制限され、児童生徒の協働の機会、主体的に参加する機会が減少している。
- ・ 保護者自体にカウンセリングやケース会議に抵抗感を持っていたり、困り感が欠如したりしている。
- ・ 発達障害が疑われる児童生徒の特性を理解した支援・対応が適切に行われていないことがある。
- ・ 実施しなければならない様々な行事等があり、学校自体が忙しい状況がある。

<解決に向け実施した取組>

- ・ 児童生徒の抱える問題が複雑化、多様化していることに対処するため、スクールカウンセラースーパーバイザーの活用について周知した。
- ・ PTA総会や各種面談、定期配布するカウンセラーだよりをとおして、スクールカウンセラーの活用を周知した。
- ・ 教職員及びスクールカウンセラーに対して校内研修の機会を設け、発達障害に対する特性の理解を深め、その支援・対応が適切に行える資質・能力の向上を図るよう促した。
- ・ 児童生徒等のカウンセリングについてのニーズを的確に把握し、年間を通して計画的にスクールカウンセラーの活用を考えた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ 震災による直接的・間接的な影響により、当面の間は同規模程度のスクールカウンセラー等による教育相談体制を整備する必要があるが、今後配置規模を縮小させながら支援内容の充実を図る必要がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴う、生活様式の変化を起因とした問題行動における教育相談について。
- ・ 性的マイノリティの相談への対応について。
- ・ 教育相談体制の充実に資する、スクールカウンセラーと教職員の連携の難しさ。

<課題の原因>

- ・ 直接的に東日本大震災を経験した児童生徒は年々減少しているが、震災を経験した保護者自身が、その影響から慢性的な貧困や精神的に不安定となっている現状がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症により、児童生徒の生活様式が変化し、不安や問題が複雑化、多様化している。今年度になって5類感染症相当となったが、生活様式の変化に係る問題へは継続した注意が必要である。
- ・ 性的マイノリティへの理解が進む中で、相談事例の件数が少なく、様々な配慮も必要で対応が難しい。
- ・ 相談は個人情報等の側面もあり、ケースによって情報共有ができない場合がある。校内の相談体制や活用方針などを職員で共通理解する。

<解決に向けた取組>

- ・ 東日本大震災に係る調査を今後も継続し、児童生徒、保護者の実態を把握する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う生活様式の変化を起因とした問題行動等の事例について情報共有を行い、対応力の向上を図る。
- ・ 教職員及びスクールカウンセラーに対して研修の機会を設け、L G B T Q等、多様な課題を持つ児童生徒に対する理解を深め、その支援・対応が適切に行える資質・能力の向上を図る。
- ・ 限られた相談の回数や時間の中で、スクールカウンセラーと教職員が、効率的かつ効果的な情報共有や検討会などを行い、校内の連携体制を構築する。

秋田県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・いじめ等の児童生徒の問題行動や不登校の対応に当たって、学校における教育相談体制の充実を図るため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をＳＣ又はＳＣに準ずる者として配置している。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・各市町村教育委員会に対して配置希望調査を実施し、生徒の状況、学校規模等を基に県教育委員会が決定している。ＳＣ等は中学校に配置され、その中学校を担当するほかに、必要がある場合は配置された中学校区内の小学校を併せて担当することができる。
- ・未配置校（小学校）については３教育事務所に所属する広域カウンセラーがカウンセリング等を担当する。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	:	0人
中学校	:	40人
高等学校	:	25人
特別支援学校	:	0人
教育委員会等	:	44人

【配置校数】

小学校	:	0校
中学校	:	105校
高等学校	:	50校
特別支援学校	:	0校
教育委員会等	:	4箇所

【資格】

①ＳＣについて

臨床心理士等（公認心理師） 44人

②ＳＣに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人

【勤務形態】

①ＳＣ

- ・21中学校（年間140時間 週1日4時間×35週）
- ・24中学校（年間105時間 週1日3時間×35週）
- ・31中学校（年間70時間 週1日2時間×35週）
- ・29中学校（年間35時間 週1日1時間×35週）

※年間の時数を超えないよう、各校において柔軟に運用可

②広域カウンセラー

- ・義務教育課（年間140時間）、3教育事務所に配置（年間1040時間）

※未配置校のカウンセリングや突発的な事故発生時の緊急支援に対応

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒ ・ 無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・事業内容やＳＣの役割、活動例について記載したマニュアル「スクールカウンセラーとともに」を作成

し、各教育事務所から市町村教育委員会を通じて、各小・中学校に配付した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ＳＣと各小学校の生徒指導主事等を対象とした小学校生徒指導研究協議会やＳＣ、ＳＳＷ、各中学校の教育相談担当者等を対象とした生徒指導総合支援事業連絡協議会をそれぞれ年１回開催し、ＳＣの効果的な活用の仕方や、連携の在り方について情報交換及び協議を行っている。

（５）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒有・☐無）

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

- ・令和４年度小学校生徒指導研究協議会
１０名の広域カウンセラー及び小学校の生徒指導主事等
- ・令和４年度生徒指導総合支援事業連絡協議会
年間時数１０５時間配置の中学校ＳＣ及び教育相談担当職員（生徒指導主事）等

（２）研修回数（頻度）

- ・それぞれ年１回

（３）研修内容

- ・ＳＣの学校における効果的な活用等について情報交換及び協議
- ・ＳＣを活用した不登校や問題行動等の未然防止教育についての情報提供

（４）特に効果のあった研修内容

- ・生徒指導提要の改訂に関わって「コロナ禍における児童生徒の変容と積極的な生徒指導の取り組みについて」と題した講演会

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（☐有・☒無）

（６）課題

- ・小学校におけるＳＣ活用のニーズは高まってきているが、活用する小学校に偏りがあった。
- ・小学校からの要請が多い県央部では、ＳＣの日程調整が難しく、相談希望者の要望にタイミングよく応えることができない場合があった。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校、児童虐待が見られる事案に、ＳＳＷ及び関係機関と連携して支援した事例（①、⑫、⑭ＳＳＷとの連携）＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

中学校２年生の当該生徒は、父親の自死、母親の再婚、住まいの移動、経済的困窮など複雑な生活背景と家庭環境の大きな変化のため、小学校高学年から登校しぶりが見られる。ＳＣが生徒本人に対するカウンセリングと保護者に対するコンサルテーションを、本人と保護者の了解の下で教職員と情報交換をしながら定期的に行った。支援の途中、同居家族による虐待が疑われる状況が発生したため、保護者にＳＳＷへの相談を勧めつつ、教職員と情報を共有しながら支援を進めた。その後、市町村福祉部及び県児童相談所が介入した。福祉関係機関とは、学校を通しての間接的な連携を行いながら生徒の支援を行った。

【事例2】発達障害等の生徒に関わる活用事例（⑩）＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

保護者が、生徒が通院している療育センターの医師から説明を受け、薬や手紙をもらってきたり、発達障害が疑われる場合の知能検査等の結果の説明を受けたりすることがあるが、保護者の中にはその薬の意味や面談の内容を理解することが難しいケースが散見される。そこで、ＳＣが面談の中で処方箋や手紙に目を通して、薬や治療の意味、心理教育の在り方、生徒の特徴等をかみ砕いて丁寧に説明をしている。またあるケースでは、ＳＣが学級担任と通級教室担任、適応指導教室、療育センターの医師と電話やメール、手紙で情報共有をし、生徒と保護者への対応に役立てている。

【事例3】ヤングケアラー支援のための活用事例（⑪）＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

ＳＣによるカウンセリングがきっかけで、「きょうだいが５人おり、家族構造が要因で１日３時間以上の家事が当たり前となっている」ことが判明し、関係機関と連携した支援に結び付いた事例である。ＳＳＷ、市町村福祉部などの関係機関を交えたケース会議を開催し、生徒の状況を確認するとともに支援策とそれぞれの機関の特徴を生かした役割分担を確認した。ＳＣによるカウンセリングでは、家族に対する不満の伝え方や自分の時間を確保する方法について助言した。当該生徒が、自分の置かれている環境がヤングケアラーに該当することを理解したことは大きな進歩であるとともに、ＳＳＷや関係機関と連携した支援に結び付き、困ったことがあった場合にＳＯＳを出せるよう支援した。

【事例4】教育プログラムのための活用事例（⑫）＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

中学校での実施事例である。「コミュニケーションクラス」という集会の名称で、下記の３点をねらいとし、４・５月の時期に学年単位で全校生徒が体験した。

- (1) 学年・学級の仲間と円滑にコミュニケーションをとるためのヒントをつかむ。
- (2) 思春期で抱えるストレスとのつきあい方を知る。
- (3) スクールカウンセラーの役割と支援の仕方について知る。

具体的には、アサーショントレーニングとして、２人１組で簡単なロールプレイを行い、その後に感想をシェアリングした。中学生の一般的な悩みについて統計を示し、援助を求めることの大切さを伝えた。また、ストレスコーピングとして呼吸法と漸進的筋弛緩法の簡略版を全員で体験した。

【事例5】教職員とＳＣとの役割分担による支援のための活用事例（⑬）＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

学級担任への不信感・恐怖から登校が困難になり、適応障害を発症した事例において、学校への抵抗感が高まっている生徒に対する第一段階的な介入として実施した。当面はカウンセリングのためにのみ来校し、本人の希望しないところで授業参加を促したりすることはないことを約束し、学校と生徒との関係性が切れてしまうことを回避した（相談概要の報告のみ管理職に対して継続的に行った）。次第に来校が安定してきたタイミングで、第二段階として「学校に関わる実務的な内容や進路関係については、カウンセラーよりも教員と相談をした方が実質的に有効」であることを本人が納得するように説明した。安心して関われる教員は誰かを確認した後、学級担任以外の教員（養護教諭や教頭）と徐々に関係付けを行った上で、心理面や生活面での不安や病院との連携等についての相談活動はＳＣと、学校や学業、進路に関わる相談は教員とできるように移行させていった。休養と環境調整によって段々と体調面で安定傾向となり、登校意欲も復調してきたことによって次年度からの教室復帰を視野に入れられるようになり、徐々にカウンセリングの頻度を落とすことによってＳＣによる支援を縮小させ、自立的に活動できるようになっていることを認めつつ面談終結へ向けて方向付けを行った。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・公立の全中学校にＳＣが配置されており、相談業務を中心に計画的に活用する中学校が多くなった。カウンセリングにより状況が好転した事例も多く見られている。
- ・相談業務以外に、心のサポート授業や集会での講話、教職員向けの研修会における助言など、不登校や問題行動等の未然防止に関わったＳＣの活用も増えている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・県北部では臨床心理士等の登録が少なく、県内の遠隔地や他県からの派遣で対応している状況にある。
- ・一部の中学校ＳＣの勤務時間が、相談業務で埋まっており、学校との情報交換やコンサルテーション等に十分な時間を確保できない。

<課題の原因>

- ・ＳＣ（臨床心理士、公認心理師等）の人員が不足している。
- ・ＳＣの勤務時間が、相談予約で埋まってしまう。

<解決に向け実施した取組>

- ・居住地等を踏まえながら、派遣する地域を広げて、ＳＣの了承のもと県北部に派遣している。
- ・学校ごとにＳＣの活用状況・内容を正しく把握し、適切な時数の確保をしている。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・県北部では臨床心理士等の登録が少なく、県内の遠隔地や他県からの派遣で対応している状況にある。
- ・一部の中学校ＳＣの勤務時間が相談業務で埋まっており、児童生徒や保護者に対する授業や集会での活用や教職員に対する研修等での活用に結びついていない。

<課題の原因>

- ・ＳＣ（臨床心理士、公認心理師等）の人員が不足している。
- ・ＳＣの課題未然防止教育への活用について、小・中学校への周知が進んでいない。

<解決に向けた取組>

- ・居住地等を踏まえながら、派遣する地域を広げて、ＳＣの了承のもと県北部に派遣する。
- ・小・中学校の教職員を対象とした研修会において、ＳＣの課題未然防止教育での実践事例発表やグループ協議等を通してＳＣの具体的な活用方法について周知する。

山形県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の諸課題への対応のため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下スクールカウンセラー等という。）として、小学校・中学校・高等学校に派遣し、学校におけるカウンセリング機能を高めるとともに、スクールカウンセラー等の活用により諸課題の解決を支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・市町村立中学校への配置は、拠点校方式（中学校を拠点校として、近隣地域の中学校及び小学校を対象とする方式）とし、スクールカウンセラー等未配置校にも対応できるようにした。また、小学校での活用を推進することで、小中連携の強化、諸課題の改善を図れるようにした。
- ・学区が県内全域である県立中学校への配置は、単独校配置とし、自校の対応に専念できるようにした。
- ・市町村立中学校、県立中学校ともに、2～3名のスクールカウンセラー等を配置し、そのうち少なくとも1名はスクールカウンセラーを配置している。複数配置によりスクールカウンセラー同士の情報交換等を可能にした。
- ・高等学校には、県教育委員会で特に必要があると認める6校に配置することで、配置校の課題解決にあたった。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

小学校	：	中学校に拠点校配置したスクールカウンセラー等が対応
中学校等	：	87人
高等学校	：	10人
教育委員会等	：	10人（うち、9人は中学校配置を兼ねる）

○配置校数

小学校	：	216校
中学校等	：	88校
高等学校	：	6校
教育委員会等	：	1箇所

○資格

【スクールカウンセラー】

- ①公認心理師：73人 ②臨床心理士：50人 ③精神科医：0人 ④大学教授等：6人
⑤上記①～④以外で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者：0人

【スクールカウンセラーに準ずる者】

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者：1人
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者：17人
③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者：0人
④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者：0人

○主な配置形態

単独校	1 中学校	(週 1 日・1 回 6 時間)	6 高等学校	(年 2 3 回・1 回 4 時間)
拠点校	8 7 中学校等	(週 1 日・1 回 6 時間	※大規模校には 3 6 時間上乘せ)	
無配置校、緊急対応		(状況に応じて派遣)		

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（ ☒ 有 ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・連絡会議において、事業の趣旨、活動方針等をまとめたものを周知し、教育相談体制の構築を図っている。また、県内4教育事務所の生徒指導主事会議等で事業の趣旨、活動方針等について周知し、効果的な活用及び改善に向けた方策等について情報交換を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・全県及び県内4教育事務所ごとの研修会において、講師による講演や演習、グループ別研修による効果的な活用事例等の情報交換・意見交換を行っている。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ ☒ 有 ・ 無 ）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールソーシャルワーカーや県独自事業の教育相談員等を対象とした全県研修会、教育事務所毎の研修会を開催し、希望制でスクールカウンセラーの参加を募っている。

(2) 研修回数（頻度）

全県研修会：年1回 教育事務所研修会：年2回

その他、山形県スクールカウンセリング研究会で相談活動に係る資質・能力の向上を図っている。

(3) 研修内容

- ・全県研修会・・・講演「『ネットとの上手なつきあい方』をどう指導するか
－『ルールづくり』と『気をつけなさい』だけでよいの？－
事例検討を行う分科会
- ・教育事務所研修会・・・関係機関との連携等に関する研修、いじめの対応に関する研修、事例検討

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・具体的な事例や演習を交えた研修
- ・現場のニーズを把握し、それに合った研修内容や講師の選定
- ・参加者から事例を持ち寄ってもらい、様々なケースに対しての意見交換

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（ ☒ 有 ・ 無 ）

○活用方法

スクールカウンセラーとして任命した者のうちから、特に経験が豊富である者をエリアカウンセラーとして県教育委員会に置く。エリアカウンセラーは、スクールカウンセラー全体の資質向上を図るため、必要に応じて、スクールカウンセラー等に対する指導・助言（スーパーヴィジョン）を行う。

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーとしての資質向上に向けた専門性の高い研修機会の設定
- ・県で任用しているスクールカウンセラー全体への指導・助言の機会の確保

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校不適応の未然防止に向けた活用事例（①不登校、④友人関係、⑧心身の健康・保健、⑭その他）＜拠点校配置＞

A中学校では、小学校から人間関係のトラブルが改善されないまま進学してくるケースや6つの小学校から1つの中学校に進学することで、中学校1年生段階で人間関係をうまく構築することができない生徒が複数いる等のケースが見られた。以上の事情から、別室登校生徒や不登校生徒の発生率が高くなる

という課題があった。そのため、不登校未然防止に向け、生徒対象にレジリエンス教育を導入した。スクールカウンセラーから年3回全校生徒を対象にした、心身の成長に応じレジリエンスを高める内容の思春期講話を実施した。また、学年毎に年5回程度、学年集会時にスクールカウンセラーが15分程度のミニ講話を行った。アドバイスだけではなく、スクールカウンセラーの認知を高めることも目的とし、スクールカウンセラーと生徒の垣根を下げ、生徒自身が困ったときに「困った」と言える「援助希求力」の育成を図った。他にも定期的にスクールカウンセラーが生徒向けに通信等を発行したり、昼休みに応接室を開放し、フリーカウンセリングの時間を設定したりするなどの工夫した取組みを行いながら、生徒とスクールカウンセラーの距離を縮め、スクールカウンセラーに相談しやすい環境づくりがなされた。併せて、スクールカウンセラー自身も生徒理解を深めるために校内を巡回し、授業や昼休み、部活動の様子など、生徒の普段の生活の様子を見取り、スクールカウンセリングの活動につなげていた。スクールカウンセラーと生徒の垣根を下げ、困ったときに相談できる環境づくりを心がけたことや、「自分を知ること」や「レジリエンス」について学ぶことを通し、学んだことが学校生活の様々な場面で生かされており、中学校入学後の不登校の新規発生数は減少した。

【事例2】心身の健康・保健のための活用事例（⑧心身の健康・保健、⑪小中連携）＜拠点校配置＞

児童Bは年度当初から体調不良により保健室への来室や早退が増えていた。心理面でもやる気の低下の訴えや泣くことが増えたため、学校から保護者へスクールカウンセラーに相談することも可能であることを伝えた。保護者がスクールカウンセラーへの相談を希望し、児童本人も、学校外の専門家との面談を希望したため、スクールカウンセラーとの面談を行った。カウンセリングの中で、マインドフルネスやストレスコーピングの方法を確認し練習した。カウンセリングを通して、起立性調節障害、ASDの傾向が強いことが考えられたため、児童本人の医療機関受診につなげていった。

【事例3】記載できる事例はない。

【事例4】校内研修・教育プログラムのための活用事例（⑰⑱）＜拠点校配置＞

全国学力・学習状況調査の結果によると、C中学校の課題として、「自尊感情」や「失敗を恐れなくて挑戦する」の項目が全国や県に比べて低いことが挙げられた。そこで、目指す生徒の姿を「困難に対して、しなやかに乗り越えられる生徒」「何かあった時に、ヘルプを出すことができる生徒」として、そのための取り組みの中で、スクールカウンセラーを活用した取り組みを2つ行った。

1つめは、生徒を対象に心の安定やストレス耐性について講話と演習を実施した。「深呼吸エクササイズ」や「落ち着くステップを試そう」「同意してもらえ言葉がけ」などの演習を通して、生徒が自分の心の状態に気づく方法や対応について考えるきっかけができた。

2つめは、教師を対象に生徒の話を聴くときの注意点や聴き方について講義を行った。教師が生徒への普段の言葉がけや対応の仕方を考える機会とすることができた。

【事例5】チーム学校としての効果的な教育相談体制構築のための活用事例（⑲教職員とSC等の役割分担） ＜拠点校配置＞

D中学校における別室登校生徒や不応適生徒が抱える課題は多岐にわたっていた。そのため、今まで以上に一人一人のニーズに応じて適切な支援がなされるために、支援体制を大きく見直しを図り、個別対応を行った。

毎週1回定期的に教育相談委員会を実施し、担当が生徒の状況を適切に把握し、生徒の個性に合わせた担当スクールカウンセラーを配置するなどきめ細やかな対応を行った。また町教育委員会では、単なる情報共有に留まらないように配慮し、必ず次の一手を打ち出し、支援の方向性を職員が共通に理解することを心がけた。また、スクールカウンセラーと担当教員が必ず顔を合わせて情報を共有することで、生徒にとっては、職員の対応が変わらないので安心して過ごす様子が見られた。

他にも同校配置の別室学習指導員と連携を図り、学年ごとに別室の時間割を作成する等、授業が受けられる

環境が保障されていた。いじめ対応などにおいても、一時的に教室に行くことができない生徒については、丁寧な生徒指導と教育相談を行ったうえで、保護者と連携を図りながら、一時避難の場所として別室を効果的に利用していた。虐待等の事案が発生した場合には、町教育委員会配置のスクールソーシャルワーカーと連携し町内の福祉課と一緒に家庭訪問ができる体制作りがなされていた。非行事案では、町内の福祉課が警察（少年サポートセンター）と連携を図りながら、問題解決に取り組む体制が構築され、チーム学校として教職員だけで抱え込まずにスクールカウンセラーをはじめとする専門家と連携を図りながら、問題解決に向けた環境が構築されていた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

平成２７年度と比較して、平成２８～令和３年度のいずれも相談件数が大きく増加している。平成２８年度以降、全県ＳＣ連絡会議において行っている「保護者や域内小学校へのＳＣの周知徹底」「全校面談の推奨」等により、各校で教育相談体制の整備や相談しやすい環境づくりに取り組んだ成果と考えられる。

相談件数							
H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
5,572 件 (99.5)	9,103 件 (162.6)	8,778 件 (156.8)	10,051 件 (179.5)	12,026 件 (179.5)	12,786 件 (170.5)	13,521 件 (162.9)	14,022 件 (159.3)

※相談件数は延べ数で、（ ）は一校当たりの平均相談件数

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・小学校における活用と小中連携の一層の充実
- ・スクールカウンセラーの資質向上

<課題の原因>

- ・限られた時間（原則１日６時間、年間２１０時間）の中での相談件数の増加
- ・悉皆の研修機会が確保できていないこと

<解決に向けた取組>

- ・令和４年度は重点校（大規模校）に勤務日数を上乗せできる予算を確保したこと
- ・令和５年度に向けて悉皆研修ができる予算の確保と制度の整理を行うこと

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・春休み期間中の事案に対応できるような体制整備
- ・小学校における活用と小中連携の一層の充実
- ・スクールカウンセラーの資質向上

<課題の原因>

- ・任用開始が４月中旬であるため、年度当初の事案に学校配置のＳＣが対応することが困難であること。
- ・中学校で対応すべき事案が多い中で、小学校での活動時間の確保が困難であること。
- ・悉皆の研修機会が確保できていないこと

<解決に向けた取組>

- ・令和５年度から任用開始を４月１日とすること。
- ・重点校（大規模校）に勤務日数をさらに上乗せして、域内の小学校へ対応できるようにすること。
- ・事業説明や研修の動画を配信することで、各学校で勤務の際に研修できるようにすること。

福島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校、いじめ、暴力、高校の中途退学など、児童生徒の問題行動が多様化・深刻化する状況を踏まえ、スクールカウンセラー（以下、ＳＣとする）等の配置により、教育相談体制の充実を図り、問題行動の未然防止と早期解決を図る。

また、東日本大震災による原子力発電所事故の被災地域の学校及び避難している家庭の児童生徒を受け入れている学校等の児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、医療機関等との連絡調整を行い、児童生徒がＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等にならないように心の回復を支援することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、学校の実態及び被災地域の学校や避難している家庭の児童・生徒の受入状況、公立学校からの派遣要請等を踏まえて派遣計画を立案し、小・中・高等学校及び特別支援学校に対して、ＳＣを配置している。

また、中学校に派遣されたＳＣは、派遣中学校区内で、ＳＣが未配置の小学校についても同様の職務を行い、義務教育段階の児童生徒全体に対してカウンセリングできるよう配慮している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	： 130人
中学校（義務教育学校含む）	： 219人
高等学校	： 82人
特別支援学校	： 2人

【配置校数】

小学校	： 130校
中学校（義務教育学校含む）	： 209校
高等学校	： 78校
特別支援学校	： 2校

【資格】

① ＳＣについて

ア 公認心理師	： 136人
イ 臨床心理士	： 94人
ウ 精神科医	： 0人
エ 大学教授等	： 8人

② ＳＣに準ずる者について

ア 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者： 10人

イ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者： 11人

ウ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者： 0人

【主な勤務形態】

単独校配置	小学校	130校	（週1日・1回6時間）
	中学校（義務教育学校含む）	63校	（週1～2日・1回6～12時間）
	高等学校	78校	（週1日・1回4～6時間）
	特別支援学校	2校	（週1日・1回6時間）
拠点校配置	中学校	146校	（週1日・1回6時間）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ ☒ 有 ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

年度末に市町村教育委員会及び配置校に対して、派遣の目的や派遣期間、職務等の活動方針に関する指針を文書で通知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育相談コーディネーター研修会を年に3回開催している。ＳＣ等との連携の仕方を学ぶことで教育相談担当教員の資質・能力の向上を図り、チーム学校の中核的存在となる教員を育成している。

また、生徒指導関連の地区別研修会で事例をもとにＳＣの活用方法を説明している。

（５）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ ☒ 有 ・ 無 ）

県外在住のＳＣが新型コロナウイルス感染症の影響で来校できなかった場合やＳＣの勤務日と保護者の面接希望日の調整が難しかった場合にオンラインによるカウンセリングを実施した。

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

- ① スクールカウンセラー新任者研修会：今年度新たにＳＣになった者
- ② 域別スクールカウンセラー等研修会（６地区）：小・中・高、特別支援学校に配置された全ＳＣ
- ③ 福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会主催）：県内配置ＳＣの希望者

（２）研修回数（頻度）

- ① スクールカウンセラー新任者研修会：年３回
- ② 域別スクールカウンセラー等研修会（６地区）：各地区年１回
- ③ 福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会主催）：年２回

（３）研修内容

① スクールカウンセラー新任者研修会

緊急スクールカウンセラー等活用事業において、県内の公立小・中・高等学校に配置された大学院等新卒、または今年度から新たにＳＣとして勤務している者等を対象に、講義、講話、研究協議、事例研究、情報交換等の専門的な研修会を開催することで、ＳＣとしての資質向上を図る。

- ・ ＳＣスーパーバイザーによる講義・講話
- ・ テーマを設定した研究協議及び情報交換、事例研究
- ・ 情報モラル教育（ＳＮＳ等の実態）について

② 域別スクールカウンセラー等研修会（６地区）

緊急スクールカウンセラー等活用事業において、公立小・中・高等学校及び特別支援学校に配置されたＳＣ等を対象にして、各地区の教育事務所ごとに講義、講話、研究協議、事例研究、情報交換等の専門的な研修会を開催することで、ＳＣ等の資質向上を図る。

- ・ ＳＣスーパーバイザーによる講義・講話
- ・ 教育事務所の担当指導主事等による講義・講話
- ・ テーマを設定した研究協議及び情報交換、事例研究
- ・ ＳＣ等との個別懇談 など

③ 福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会主催）

ＳＣの資質向上のため、県臨床心理士会スクールカウンセリング委員会が主催する研修会に、会員以外の準ＳＣ等も参加可能とし、より専門性を高めることができる機会を設定している。

- ・ 講話「職業倫理の視点から」
- ・ シンポジウム「学校と医療の連携」

（４）特に効果のあった研修内容

① スクールカウンセラー新任者研修会

本県のＳＣとして勤務するにあたり、原子力発電所事故の被災状況や児童生徒の問題行動等の内容を理解することができる研修会であった。また、新任者としてカウンセリング対象者との接し方やカウンセリング記録のまとめ方、学校との連携方法等について、講師より丁寧に説明していただいた。研修者同士の協議の場面では、ＳＣは学校に一人の配置が基本であることから、日頃の悩みや不安を打ち明けられる貴重な時間となり、活発な意見交換が行われた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 （ ☒ 有 ・ 無 ）

○活用方法

スーパーバイザーが担う業務は以下のとおり。

- ・ 対応が困難なケース等についての助言及び支援
- ・ ＳＣの研修会等における助言
- ・ 各学校におけるカウンセリング研修会等の教職員に対する助言
- ・ その他、教育事務所長の必要と認めるもの

（６）課題

問題行動等の要因やその背景が複合化・複雑化していることを受け、ＳＣの資質・能力の向上とともに、ＳＣがチーム学校の一員として学校等との連携を深めていくことが必要である。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】被災家庭のための活用事例（⑧心身の健康・保健）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

児童の家庭は、震災後の避難により父親の別居生活が続いており、両親の多忙により、愛着障害的な一面が見られるようになった。冬休み中、担任が「固形物の咀嚼ができなくなった」との保護者からの相談を受けＳＣにつないだ。教室での見守りや、給食時にＳＣや養護教諭がともに食事をとることで、食べ物をお口にする事への抵抗を和らげる支援を継続した。両親との面談も行い、摂食障害を視野に入れ、医療機関での受診等を助言した。教室に入る事への不安も見られるため、保健室からアクセスするリモート学習を取り入れた結果、少しずつ教室で学習する時間も増えてきている。

【事例２】不登校のための活用事例（①不登校）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

生徒の家庭は震災後に県内他市へ避難し、その後に保護者の仕事の関係で他都道府県に転校した。転校先の学校で、本人と同様に福島県から避難している児童が差別やいじめを受けている場面を目撃してショックを受けた。自分も同じ目に遭うのではないかと思ひ悩み、次第に欠席することが多くなり、小学６年生の時には完全に不登校になった。中学校進学タイミングで地元に戻った。登校しても不安から午前中で早退する状況が続いていたが、ＳＣとのカウンセリングを継続的に実施し、医療機関との連携を図るなどした結果、不安感も徐々に減少し、中学２年生の時には、ほぼ休まず登校できるまでに回復した。３年生になった現在は、スクールカウンセラーの存在を心の拠り所としながら、進路希望の実現に向けて、前向きに学校生活を送ることができている。

【事例３】ヤングケアラーに対する活用事例（⑩ヤングケアラー）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

校長がＳＣと協議して面談日を設定し、カウンセリングを実施した。当該生徒の悩みは、「炊事・洗濯・掃除、弟の面倒等であり、他の兄弟姉妹からも頼られっぱなし」であることと、好きでやっていたわけでないが、親からも頼られていたこともあり、「やめたい」と言い出せないでいることだった。また、「自分がやらなくなったら誰がやるのだろう」と悩んでいることもわかり支援に当たった。担任にも情報共有し、家庭へのアプローチなどを実施した。ＳＣは継続的な声かけを行い、状況の把握を継続して行っている。

【事例４】自死予防のための活用事例（⑱教育プログラム）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

学校において、ＳＯＳの出し方に関する教育を実施する際に、心理の専門職としてＳＣの協力を得た。担任と相談し、夏休み直前や夏休み明けにＳＯＳの出し方講座を実施した。また、高校の入学選抜の直前に「ストレス対処の基礎知識」と「手軽に取り組めるストレス対策」を実施した。この講座は、ＳＣや教職員等、周囲の大人に対する相談動機につながるとともに、実施前後のアンケート等はカウンセリングにつなぐ貴重な情報となった。

【事例５】役割分担の事例（⑲教職員とＳＣ等の役割分担）＜ＳＣの配置形態：単独校配置・拠点校配置＞

ＳＣを効果的に活用するために、すべての配置校においてＳＣ担当の教員を定めている。さらに県教育委員会は、教育相談コーディネーター研修会を実施し、ＳＣも含めたチーム学校で教育相談に当たることができるよう、すべての学校に教育相談の中核的存在となる教員を養成している。また、全体の 73%の学校においては校務分掌上にＳＣを明確に位置づけている。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

すべてのＳＣの配置校を対象に活用状況とその効果についてアンケート調査を実施した。

Ｑ１「ＳＣの活動について全職員で共通理解を図っている」 99.7%

Ｑ２「相談内容について、必要に応じて教職員と情報の共有ができています」 99.7%

Ｑ３「教職員とＳＣが互いの信頼関係のもと、協力的に活動できている」 99.8%

Ｑ４「ＳＣの活動に満足している」 98.5%

※ 数値は質問に対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合

また、「ＳＣの活用が図られ、効果を上げている」の項目では 98.8%の学校が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答しており、具体的な成果としては、「不登校の減少」（63.7%）、「震災・原発事故関連の心のケア」（55.7%）、「いじめの減少」（21.7%）等が挙げられている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

震災以後、避難による転居や転職等により家庭環境が安定しない状況は未だに続いており、震災以後に出生した児童生徒に対しても影響が現れている。また、震災時に児童生徒だった者が保護者となって子どもを学校に通わせるようになってきている。そのような家庭の中には、保護者がＰＴＳＤとなっており、子どもが安定しない、もしくは子どもに強く依存してしまう傾向も見受けられ、児童生徒のカウンセリングと並行して保護者のカウンセリングも必要となっている。そのため、複合化・複雑化した相談内容に対応できるようＳＣの資質・能力の向上と効果的な活用に向けた学校との連携強化が必要である。

＜課題の原因＞

震災以後の家庭環境の変化やコロナ禍による収入等の変化等、家庭の抱える問題が児童生徒に不安定さをもたらし、それが様々な方法・形で表出化している。また、そのような児童生徒が抱える問題は複合化・複雑化しており、対応できる体制やＳＣの資質向上の機会が確保されていない。

＜解決に向け実施した取組＞

チーム学校の連携強化や教育相談体制の充実に向けて、教育相談コーディネーター研修会を実施した。教育相談を担当する教員の資質・能力を向上させ、チーム学校の中核的存在としてケース会議の運営方法を学び、ＳＣやＳＳＷ等との連携の仕方を身につけさせることができた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

東日本大震災から１２年が経過したが、原子力発電所事故による影響は未だ色濃く、依然として県内の

他地区に避難して生活している県民が存在している。このような家庭では、保護者の心理状態が安定せず、過干渉や放任がなされ、児童生徒に影響が現れている。また、12年という年月から、相談業務を継続していく中で被災者だと判明する場合もあり、カウンセリング以外の場面における情報収集が重要となっている。これは被災の有無に限らず、複合化・複雑化する多種多様な相談内容に対応するためにも必要である。

<課題の原因>

ＳＣの配置校に実施したアンケートにおいて、ケース会議等にＳＣが参加している学校は半分以下であった。日常の相談業務も増加しており、ケース会議や生徒指導委員会などのスクリーニング会議へ出席する時間も確保できない現状にあるが、ケース会議等へＳＣが参加することは心理の専門職としての知見を得られるため、非常に効果的かつ重要である。そのため、校内の支援チームの形態等に応じたケース会議の運営方法の研修が必要である。

<解決に向けた取組>

これまでも教育相談コーディネーター研修会において、ケース会議の運営方法については実施しており、一定の成果は得られているが、ロールプレイング等の工夫も行い、ＳＣを効果的に活用した、より実践的な研修を進めていく。

茨城県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応を図るため、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを公立小・中・義務教育学校等に配置し、教育相談体制を充実させる。

（2）配置・採用計画上の工夫

小中学校では、小中連携を強化し、生徒指導上の諸課題に対応するため、原則として中学校区に同一のスクールカウンセラーを配置した。配置方式は以下のとおりとした。

- ・同一市町村内の中学校1～2校を組み合わせ、188グループを編成する。
- ・中学校を拠点校とし、学区の小学校を対象校とする。
- ・2つの中学校が組んだ場合には、いずれか一方を代表拠点校、もう一方を拠点校とする。
- ・高等学校では、有効なスクールカウンセラーの活用を図るため、各学校の実態等を踏まえ、単独校ならびに拠点校として配置した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

① 配置人数 157人（延べ264人 義務188校 高校76校 ※附属中の10校分は高校と重複）

② 配置校数 小学校443校、中学校201校、義務教育学校15校、市立特別支援学校1校
中等教育学校3校、高等学校73校、附属中学校10校

③ 資格

（ア）スクールカウンセラー

- ・公認心理師127人、臨床心理士10人、大学教授等3人

（イ）スクールカウンセラーに準ずる者

- ・大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者5人
- ・大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者12人

④ 主な勤務形態

- ・拠点校：中学校201校、義務教育学校15校（月1～5回・1回3時間又は4時間又は7時間）
- ・対象校：小学校443校、市立特別支援学校1校（月1～2回・1回3時間又は4時間又は7時間）
- ・単独校：高等学校5校（年32回・1回4時間）、55校（年29回・1回3時間）
- ・拠点校：高等学校10校、中等教育学校3校（年32回・1回3時間）
- ・対象校：附属中学校10校（年32回・1回3時間）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・**無**）

○ガイドラインの内容、周知方法

スクールカウンセラー配置事業の実施要項を作成し、各スクールカウンセラー、各学校、各市町村教育委員会に配付した。実施要項には、本事業の目的・配置期間・配置方式・活用方法・勤務形態・配慮事項等について記載した。ガイドラインについては、令和5年度策定予定である。

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育相談コーディネーターや市町村教育委員会の担当者に対して、上記実施要項の内容とスクール

カウンセラーの効果的な活用方法についてスクールカウンセラー配置事業に係る連絡協議会を実施し伝達した。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒有・無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年1回（令和4年4月開催）

(3) 研修内容

- ・スクールカウンセラーの職務において特に力を入れてほしい取組について
- ・スクールカウンセラーの情報共有の在り方について
- ・スクールカウンセラーに対するコンプライアンス研修について
- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携の在り方について

(4) 特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラーと学校との情報共有における課題等について、県とスクールカウンセラー専門部会が協議し、適切な情報管理の在り方について整理し、資料にまとめた。その資料を活用しながら適切な情報管理の在り方について研修を行い、共通理解を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（☒有・無）

○活用方法

- ・緊急時における指導主事等の教育委員会職員に対するスーパーバイズ
- ・新規採用スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずるものを対象とした研修におけるスーパーバイズ

(6) 課題

- ・LGBTQやヤングケアラー等、現代的な諸課題に関する研修

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】①不登校ための活用事例（①）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

中学生男子Aは1年生の夏休み明けから不登校になり、担任の勧めにより、1年生10月初旬からSCとの面談を開始した。2年生の前半までは2週間から1か月に1回程度の間隔で、2年生の後半は本人が相談を希望するタイミングで、継続面接を実施した。

Aは、他者とのコミュニケーションに苦手意識を持っており、面談開始当初は聞き取るのが困難なほど小さい声でしか話せなかった。面談の中でSCは、Aが話すのが苦手でも一生懸命応答しようとし、自分で考えたことを語ろうと努めている様子を、Aの良いところとして繰り返しフィードバックした。面談を重ねるうちにAは少しずつはっきりと大きい声で話せるようになり、語る内容も一問一答から徐々に文章で答えられるようになっていった。担任は定期的に家庭訪問をしており、面談時の様子と家庭訪問時の様子について、SCは担任と情報共有をし、支援についてコンサルテーションを実施した。

Aは2年生の後半には週1回程度、放課後に登校し、1時間程度勉強を行った。さらに、3年生4月からは教室に復帰。教室に復帰してからはSCとの面談は行われなかった。3年生の夏休み前に1回面談の希望があったが、直前に「もう大丈夫だと思う」とのことで、本人からキャンセル。「何か話したいことができたらいつでもSCに聴いてもらえるとすると安心できる」と、担任に語っていたとのこと。卒業までほぼ欠席することなく登校。卒業後は全日制普通科の高校に進学した。

【事例2】⑩発達障害等のための活用事例（⑩+①）＜SCの配置形態：単独校配置＞

中学生3年男子B。小学生の時に自閉スペクトラム症の診断を受けている。小学校では特別支援学級に在籍していたが、中学校では本人・保護者の希望により、通常学級に通っている。感覚過敏もあり、大人数の通常学級では集中できない傾向があった。また、苦手な状況ははっきりしていた。

時々級友とのトラブルがあり、中学3年の6月にも携帯電話関連に関する問題が起きた。その相手が怖いということで翌日は登校しなかった。別室なら登校が可能だったので、関連する教員が時間を調整して対応した。特別支援学級担当の教員や部活動の顧問もなるべく関わることになった。

SCとも定期的に面接を行い、本人なりの人間関係の見方なども語られた。教職員の対応への批判も多かったが、ある程度話を重ねた後に、自分の見方が一面的であることに対する気づきも出てきた。また、小学校の時は特別支援学級担任と一緒に過ごす時間が多かったため、「見張られている」ような感じだったとのことだった。普段からよく関わる学級担任や学年主任は、「やるべきことはやろう」と言う場面も多いため、本人の抵抗感は強いようであった。そのような点を踏まえ、コンサルテーションの中では適度な距離感を重視しながら、それぞれの教員の立ち位置を考え、対応を検討している。学習面も含めて、個別に対応してもらえることをBは肯定的にとらえるようになり、試験の成績も上がっている。

クラスに入る時の緊張も徐々に薄らいでいるように見え、少しずつ学級の授業にも参加するようになった。しかし、本人の特性を考え、教室に早く復帰すること自体よりも、Bが納得できることを重視し、同様の対応を続けることとした。12月ごろには、ほぼ半数の授業に参加できるようになり、6月にトラブルがあった級友とも表面的な関わりはできるようになった。

【事例3】⑪ヤングケアラーのための活用事例（⑪）＜SCの配置形態：単独校配置＞

高校生Cは、若年性認知症を患った母親を、自宅で父親と二人で介護していた。日中、家族が留守にする際には、監視モニターで母親の様子を見守り、放課後もまっすぐに自宅に帰宅。また、父親が夜勤の日には、母親が一人で外に出ていこうとするのを引き止めたり、母親の排泄の失敗の片づけをしたりと、母親が寝付くまで目が離せない状況が続いていた。そういったことから、Cは自分の時間を持つどころか、学校の課題等を行う時間の確保も難しく、精神的にも身体的にも疲れている状態が続いていた。さらに、父親も家事と仕事、そして、介護と休む時間がないため、時折、Aに辛くあたることもあった。

SCは継続的に面接を行い、Cの頑張りの疲れをねぎらい、卒業後の進路についても一緒に考えるなどの心理的支援を行った。相談開始当初は「誰にも言わないでほしい」というCの気持ちを尊重しつつ、面接の折には、SCから継続的に「介護はいつまでという期限がないから、精神的な負担が増すこと」だから「家族だけで抱えず、一緒に考えてもらおう」と繰り返し伝え続けながら、学校内の関係職員（教育相談SCコーディネーターや生徒指導主事、担任、養護教諭等）内のみで情報を共有し、見守り支援を行った。そうする中で、親身に進路相談に応じてくれる担任や体調不良の際に優しく受け入れてくれる養護教諭とのかかわりを通して、C自ら母親や家庭の状況を担任と養護教諭のそれぞれに打ち明けることができた。その後、Cが高校を卒業するまで、担任や養護教諭等と情報交換等を行いながらチーム支援を行った。

【事例4】⑫教育プログラムのための活用事例（⑫）＜SCの配置形態：対象校配置＞

対象は単学級の小学校6年生。担任より、援助希求行動についての授業実施依頼があり、担任とSC担当者と共に計画を立て、「思春期の悩みやストレスとの上手な付き合い方」をテーマに、7月に1回45分のプログラムを実施した。SCがT1としてスライドを用いながら思春期の心身の変化と、悩みができることは自然であることなどを伝えた。またストレスマネジメントにつながる行動をワークシートに記入しながら考えるよう児童に促し、その内容を全体でシェアリングした。悩みやストレスとの上手な付き合い方として、一人で抱えずに誰かに話すことが大切であると話し、身近な大人の他に県教育委員会が設けている相談窓口も利用できることを案内した。担任はT2として、プログラム実施中の児童の様子を観察し、ワークシート記入場面で記入

が進まない児童をフォローするなどした。プログラム実施後の児童の感想には、「悩みを持つことが普通であることがわかって安心した」「悩みができれば誰かに話そうと思った」等の記述がみられた。放課後には、担任・ＳＣ担当者と一緒にプログラム実施についてふり返り、様子が気になる児童へのかかわりについてコンサルテーションを行った。

【事例５】⑨教職員とＳＣ等の役割分担のための活用事例（⑨）＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

小学校４年（Ｄ）保護者Ｅ。小学校１年生の頃に、当時の担任から子ども（Ｄ）の学校生活での様子（発表のルールを守れない、忘れ物が多い等）を指摘され続け、学校への不信感を募らせ学校との関係が良くない状態が続いていた。そんな折に、年度切り替えで、管理職（学校長・教務主任）が一新。そこで、教務主任から保護者ＥにＳＣの利用を勧めたところ、相談することを快諾し、ＳＣと面談することになった。その中で、Ｅ自身もＤが小さい頃からＤの育てにくさを感じていたこと。どうすればいいのかわからず困っている時に育て方や躾の悪さを指摘されたように感じ、困惑していたことなどが語られた。ＳＣは継続的に保護者Ｅと面接を行い、面接後に、ＳＣから管理職（学校長や教務主任等）に、保護者Ｅの心情や困り感を代弁することで、学校関係者と保護者Ｅの関係性も徐々に改善していき、困った時には保護者Ｅから担任に電話相談することも増えていった。そして、その後も管理職に情報を集約し、ＳＣや担任・管理職等で支援方針を確認しながらチーム支援を行った。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 令和４年度ＳＣ関係事業に係る調査（学校対象）結果〔抜粋〕

No.	設 問	調査結果
1	ＳＣを活用した校内研修の実施率	96.8%
2	ＳＣを活用した授業プログラムの実施率	94.7%
3	ＳＣへの不登校に関する相談のうち状況が改善した割合	73.6%
4	ＳＣにより教育相談体制が充実した割合	96.5%

○ 令和４年度ＳＣ関係事業に係る調査（ＳＣ対象）結果〔抜粋〕

No.	設 問	十分できている	部分的にはできているが、要検討である	できていない 早急な検討が必要である	できていない 実施が難しい
1	児童生徒・保護者の客観的な情報について、学校から伝達を受けた	51.1%	45.2%	3.7%	0%
2	情報共有や意見交換の場が積極的に設定された	55.3%	37.2%	7.4%	0%
3	管理職や教職員に対して、積極的な連携を図るために、具体的に働きかけた	44.7%	51.6%	3.7%	0%
4	家庭訪問に同行するなどして、不登校児童生徒や保護者に働きかけた	17.6%	50.0%	27.1%	5.3%
5	校内研修等において、研修資料を提供し、教育相談の在り方等に関する教職員の資質向上に尽力した	42.0%	48.9%	6.4%	2.7%

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・学校におけるＳＣの積極的かつ有効活用

ＳＣの活用が限定的であるため、有効に活用ができていない学校があること

＜課題の原因＞

- ・ＳＣに対する教職員の理解

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ＳＣ連絡協議会を集合形式で実施し、校内研修の実施を促すとともに、実施状況について確認した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・業務内容についての質問がＳＣあるいは学校から事務局に寄せられた。ＳＣのより効果的な活用法の周知等をとおして共通理解を図り、「チーム学校」をより一層推進していく必要がある。

<課題の原因>

- ・ＳＣの職務等について、実施要項において定めているが、県としての統一したガイドラインを示しておらず、学校もＳＣも担当する人によって活用や働きにばらつきがある。教職員の共通理解促進のための資料をめぐっては、改善の余地があるため。

<解決に向けた取組>

- ・ガイドラインの策定と周知

栃木県教育委員会

(1) スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として公立小・中学校及び義務教育学校、高等学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等の活用、その効果等に関する実践的な調査研究を行うことで、児童生徒の問題行動等の解決に資する。また、本事業をより円滑に実施するため、スーパーバイザー制度を取り入れ、学校及びスクールカウンセラー等への支援を行う。

(2) 配置・採用計画上の工夫

- 小・中学校においては、小学校における相談要望の増加やスクールカウンセラーを幅広く活用する観点から、拠点校方式（中学校を拠点校とし、その学区の小中学校を対象校とする。）による配置を基本としている。問題行動等の発生率の高い８学級以上の中学校への配置を平成２５年度までに完了した。平成２６年度から、スクールカウンセラーの配置率が低い地区に優先的に配置するなど、計画的な配置拡充を進め、令和２年度に県内全ての公立小・中学校に配置が完了した。
- 高等学校においては、地域や学校等の実状に応じて配置している。
- 緊急時の対応や相談体制の支援等においては、各教育事務所管内にスーパーバイザーを１名ずつ配置している。

(3) 配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

- ① 配置人数 中学校 132 名 義務教育学校 ４ 名 高等学校 19 名
- ② 配置校数 小学校 342 校（対象校）
 中学校 150 校（拠点校 143 校、対象校 7 校） 義務教育学校 ４ 校
 高等学校 44 校（拠点校 22 校、対象校 22 校）
- ③ 資格
 - スクールカウンセラーについて
公認心理師もしくは臨床心理士 47 名 公認心理師・臨床心理士の２つに該当 64 名
大学教授等 4 名
 - スクールカウンセラーに準ずる者について
 - ・ 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者 4 名
 - ・ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、５年以上の経験を有する者 17 名
- ④ 勤務形態について
 - ・ 拠点校方式 279 時間
「年間 36 週・週 1 回 7 時間 45 分」または「年間 34 週・週 2 回 4 時間＋年間 1 週・4 時間と 3 時間」
 - ・ 高等学校は 1 校あたり 139.5 時間 「年間 18 週・週 1 回 7 時間 45 分」

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

- ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法
 - ガイドラインの策定（ 無 ）
- ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組
 - ・ 栃木県スクールカウンセラー等活用事業リーフレットの作成
 - ・ 各教育事務所等におけるスクールカウンセラー等活用事業連絡協議会の実施（４月）

(5) オンラインカウンセリング等

- オンラインカウンセリング等の実施の有無（ 有 ）

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として公立小・中学校及び義務教育学校、高等学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等の活用、その効果等に関する実践的な調査研究を行うことで、児童生徒の問題行動等の解決に資する。また、本事業をより円滑に実施するため、スーパーバイザー制度を取り入れ、学校及びスクールカウンセラー等への支援を行う。

- 小・中学校においては、小学校における相談要望の増加やスクールカウンセラーを幅広く活用する観点から、拠点校方式（中学校を拠点校とし、その学区の小学校を対象校とする。）による配置を基本としている。問題行動等の発生率の高い8学級以上の中学校への配置を平成25年度までに完了した。平成26年度から、スクールカウンセラーの配置率が低い地区に優先的に配置するなど、計画的な配置拡充を進め、令和2年度に県内全ての公立小・中学校に配置が完了した。
- 高等学校においては、地域や学校等の実状に応じて配置している。
- 緊急時の対応や相談体制の支援等においては、各教育事務所管内にスーパーバイザーを1名ずつ配置している。

① 配置人数	中学校	132 名	義務教育学校	4 名	高等学校	19 名
② 配置校数	小学校	342 校 (対象校)				
	中学校	150 校 (拠点校 143 校、対象校 7 校)		義務教育学校	4 校	
	高等学校	44 校 (拠点校 22 校、対象校 22 校)				

公認心理師もしくは臨床心理士 47 名 公認心理師・臨床心理士の 2 つに該当 64 名
大学教授等 4 名

- ・ 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4名
- ・ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 17名

- ・ 拠点校方式 279 時間
「年間 36 週・週 1 回 7 時間 45 分」または「年間 34 週・週 2 回 4 時間＋年間 1 週・4 時間と 3 時間」
- ・ 高等学校は 1 校あたり 139.5 時間 「年間 18 週・週 1 回 7 時間 45 分」

- ・ 栃木県スクールカウンセラー等活用事業リーフレットの作成
- ・ 各教育事務所等におけるスクールカウンセラー等活用事業連絡協議会の実施（４月）

○ オンラインカウンセリング等の実施の有無（有）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- ・ 小・中学校及び義務教育学校の教育相談担当者
- ・ 市町教育委員会担当指導主事
- ・ 教育事務所担当指導主事
- ・ スクールカウンセラー

（2）研修回数（頻度）

年1回

- ・ 小・中学校及び義務教育学校…教育事務所ごと（7か所）
- ・ 高等学校…県教育委員会高校教育課主催

※ この他に栃木県臨床心理士会（現栃木県公認心理師協会）が実施する「学校臨床心理士合同研修会」への参加を周知している。（第1回の研修会では、県教育委員会のスクールカウンセラー担当者が講話）

（3）研修内容

- ・ 本事業の内容説明
- ・ 本県における現状と課題について
- ・ 市町教育委員会、学校担当者との打ち合わせ

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ スーパーバイザーによる講話
- ・ 教育事務所、高校教育課のスクールカウンセラー担当による事業説明
- ・ 市町教育委員会スクールカウンセラー担当、スクールカウンセラー、学校担当者による協議

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S V の設置 （ 有 ）

○ 活用方法

- ・ 重大な学校事故等への対応
- ・ 臨床心理的訓練を必要とする者への援助
- ・ 学校の教育相談体制への助言及び支援
- ・ 学校への総合的援助（いじめ防止対策推進法における教育相談体制整備等を含む）
- ・ スクールカウンセラー等への適切な指導・援助
- ・ 担当地区の教育相談の向上に資する活動

（6）課題

- ・ スクールカウンセラーの資質向上に向けての取組（講話・研修等）を充実させていく必要がある。
- ・ 学校担当者（コーディネーター）の研修機会を確保する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校対策・対応ための活用事例（①不登校、⑧心身の健康・保健）

＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

中学1年生の生徒が夏休みを境にして、登校渋りが見られた。学校に行きたくない理由について本人もわからない中、生徒の心の安定を図り、別室登校や教室復帰への糸口になるようＳＣが担任と連携しながら働きかけた。また保護者に対しても子育ての悩みや発達障害・不登校などの悩みの相談に寄り添い、医療機関につなぐことで、不安の軽減を図った。また、登校した後も、教職員とＳＣが連携し支援を継続している。さらに事後の対応だけでなく、中一ギャップの解消のため小学校に訪問し、授業参観や教職員自身の悩みの相談にのり、中学校入学前のアドバイスをを行い未然防止に努めている。

【事例2】不登校対応のための活用事例（①不登校⑨学業・進路）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

県内の大規模中学校において、学年部会、生徒指導部会などの各種部会において、ＳＣとの情報共有を定期的に行うことにより、問題の早期発見、早期対応が可能になった。相談室に訪れる生徒だけでなく、より多くの生徒に支援の対象を広げることができた。また、ＳＣの助言により、医療機関の受診や市教育センターへの相談等、早急に改善に向けて行動する保護者もあり、ＳＣの専門性を十分に発揮することができた。生徒、保護者、教職員への相談業務だけではなく、タブレットの導入により、登校できない生徒に対してリモートでの相談を実施するなど、多岐にわたって支援を行うことができた。

【事例3】※該当の事例なし

【事例4】不登校に関する校内研修の活用事例（⑩校内研修）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

不登校や発達障害傾向のある生徒や保護者に対するカウンセリングについての校内研修を行った。各担任や学年主任へのコンサルテーションによって専門的知見を生かした助言を提供することができた。教育相談部会では、関わっている生徒や保護者の状況について個別に助言を行っている。また、専門的知見から助言を行い、中学校内において支援のための別教室を設けることができた。

【事例5】役割や業務内容の周知に関する活用事例（⑪教職員とＳＣ等の役割分担）

＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

A校では栃木県教育委員会が作成したリーフレットや教育相談担当者を対象とした研修会の研修資料を活用し、スクールカウンセラーの主な業務内容や役割について全教職員と共通理解を図った。スクールカウンセラーが学校組織の一員として、全教職員で支援体制の充実に努めることを確認した。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 令和2年度に公立全小・中学校への配置が完了した。
- スクールカウンセラーの配置拡充を行い、教育相談体制の充実に図ってきたことで、児童生徒対象の相談件数、保護者対象の相談件数が年々増加している。これらの相談に対して、スクールカウンセラーが関わることで、課題を解決するなどの成果を上げている。

令和4年度相談件数： 生徒対象 17020件（586件増）

保護者対象 9,244件（3件増）

教職員対象 20,395件（176件減） ※（ ）内は前年度比

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和4年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- スクールカウンセラーの適切な相談時間や研修時間の確保が必要である。
- スクールカウンセラーが、多様な要因を背景とした相談に対応できるよう、研修会等を通して資質の向上を図っていくことが必要である。

<課題の原因>

- スクールカウンセラーへの相談件数が多く、教職員との情報共有や未然防止の取組、研修等の時間が確保できていないこと。
- ヤングケアラーなど、児童生徒の置かれる環境が多様化する中で、相談内容も複雑化しており、様々な相談に対応する必要があること。

<解決に向け実施した取組>

- 相談時間や研修時間を確保するためには、スクールカウンセラーの活動を適切にコーディネートできる教員が必要なことから、学校の教育相談担当者の資質の向上を図るため、総合教育センターと連携し、学校の教育相談担当者を対象とした研修会を実施した。
- 県公認心理師会主催の第1回研修会において県教育委員会指導主事が講師として参加し、研修の必要性について説明をしている。今後も、スクールカウンセラーに対して、研修機会の確保について働きかけていく。また、県公認心理師会が主催している研修会について、引き続きスクールカウンセラーに対する周知を行い、参加を促していく。研修の充実に向けて、年度初めに各地区で実施されている連絡協議会においても、研修会の参加を働きかけた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- スクールカウンセラーへの相談の内容が多岐にわたり、問題の解決に向けた支援策について、より広い知見に基づいて検討する必要がある、スクールカウンセラーが資質・能力を高めるための研修会への参加が求められる。
- 適切な相談時間と効果的な支援の在り方について、より一層の理解が必要である。

<課題の原因>

- 性的マイノリティやヤングケアラーなど、児童生徒の抱える問題が複雑化、多様化する中で、相談内談に幅広く柔軟に対応する必要があること。
- スクールカウンセラーの勤務内容が相談の対応が中心となり、教職員との情報共有や未然防止の取組、研修等の時間が確保できていないこと。

<解決に向けた取組>

- 県公認心理師会が主催の研修会の周知や、研修の必要性について各種研修会で説明をしている。また、それぞれの研修会について、スクールカウンセラーへ周知し、引き続き参加を促していく。また、各地区で実施されている連絡協議会においても、研修の意義を伝えるとともに参加を働きかけていく。
- スクールカウンセラーの配置されている拠点校と対象校の各校において、スクールカウンセラーと教育相談担当職員が、より適切に勤務時間が調整できるよう連携を図る。特に年度初めの各地区における連絡協議会において、調整の方法や時間数の確保について具体的な好事例を示し、共通理解を図る。

群馬県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校の教育相談体制の充実やいじめ・不登校等に関する相談対応の充実、さらに家庭環境等の問題を抱える児童生徒への支援の充実のために、公立小・中学校・義務教育学校・中等教育学校、県立高等学校に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等（以下「SC等」）を配置している。

（2）配置・採用計画上の工夫

公立小・中学校・義務教育学校・中等教育学校、県立高等学校に全校配置しているため、学校の規模や不登校の人数等によりSC等の勤務形態を変えて配置している。できる限り同一中学校区の小・中学校に同じSC等を配置し、小・中学校の連携を取りやすくしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

<配置人数>

小学校	: 126人
中学校	: 104人
義務教育学校	: 3人
中等教育学校	: 2人
高等学校	: 35人

<配置校数>

小学校	: 300校
中学校	: 153校
義務教育学校	: 3校
中等教育学校	: 2校
高等学校	: 59校

<資格について>

①スクールカウンセラー

・公認心理師	103人
・臨床心理士	73人
・大学教授等	3人

②スクールカウンセラーに準ずる者

- ・大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 10人
- ・大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 31人

<主な配置形態>

単独校配置	300小学校	(週1日・1回6時間、年12回、15回、18回、30回、35回)
	153中学校	(週1日・1回6時間、年12回、15回、18回、30回、35回)
	3義務教育学校	(週1日・1回6時間、年35回、18回)
	2中等教育学校	(週1日・1回6時間、年29回、年30回)
	59高等学校	(〈全日制〉週1日・1回6時間、年間15回～32回)
		(〈定時制〉週1日・1回2時間、年間10回、18回、35回)

(〈通信制〉週1日・1回4時間、年間10回)

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒有・☐無）

本県の令和4年度「学校教育の指針」の学級経営・生徒指導に関する項目で、「学校内におけるチーム支援」や「学校外の専門家との連携」として掲載した。

○ガイドラインの内容、周知方法

SC等の役割と効果やコーディネーター役の教員の役割、協働による教育相談体制の充実及びケース会議の具体例等をまとめ、県教育委員会のホームページへ電子媒体として掲載するとともに、諸会議において、市町村教育委員会及び各学校へ周知を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

小・中学校生徒指導対策協議会において、生徒指導担当教諭（生徒指導・教育相談主任等）に対して、作成したリーフレットを用いてＳＣ等の活用事業についての説明に加え、同リーフレットを自校の教職員で共有するよう依頼した。

（５）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒有・無）

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

ＳＣ（スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者）

※本県では、名称を「スクールカウンセラー」で統一しているため、以下「スクールカウンセラー（ＳＣ）」と記載する。

（２）研修回数（頻度）

- 新規任用者を対象に「スクールカウンセラー活用事業説明会」を実施。（年１回）
- ＳＶ連絡協議会を開催し、ＳＣの抱える課題に対しての協議や情報交換を実施。（年１回）
- ＳＣ連絡協議会（ＳＶも参加）を開催し、チームとしての生徒指導・児童生徒支援の在り方について事例検討や情報交換を実施。（年１回）
- 県公認心理師会が主催する研修会において、県教育委員会指導主事が講義を実施。（年１回）
- ＳＶが自主研修会を開催し、資質向上に取り組んでいる教育事務所もある。（年８回）。

（３）研修内容

- 本県の生徒指導上の課題の把握とＳＣとの役割について
- 自傷行為のある児童生徒への関わりについて
- 学校における生徒指導の基本について
- 事例検討会（教育事務所主催）
 - ・学校でのＳＣ業務で困っていること、疑問に思うことなどについて
 - ・事前決めたテーマに沿った情報交換や、講師からの講話

（４）特に効果のあった研修内容

- ＳＣの抱える悩みや県内の状況を基にして、研修内容を「自傷行為のある児童生徒への関わりについて」とし、スーパーバイザーの協力の基、自傷行為の理解や自傷行為をする児童生徒への対応、教職員との連携についての研修動画を配信したことで、昨今増加傾向にある自傷行為への対応の理解を深めることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（☒有・無）

- ・県内５教育事務所に計７名配置（３事務所各１名、２事務所２名）
（義務教育対応分）１教育事務所あたり、年間２１０時間または１８０時間
（高校教育対応分）年間１１５時間

○活用方法

- ・各教育事務所管内のＳＣへのスーパーバイズ及び新規任用ＳＣへの指導・助言
- ・各教育事務所管内の深刻な問題行動や対応困難な事案が生じた場合の支援
- ・校内研修における講師
- ・ＳＶと派遣型ＳＳＷによる情報交換

（６）課題

- ・緊急事案の増加に伴い、継続任用ＳＣ（高校では新規任用ＳＣ）への指導や助言を行う時間の確保が難しい。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校児童生徒支援のための活用事例（①不登校）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

登校できない期間が続いたため、学年の教員が母親にＳＣとの面談を促し、母親とＳＣをつないだ。生徒が上手に母親に甘えられないことが不登校の要因の一つであるとの見立てを基に、ＳＣは母親に対して、本人の興味に積極的に関わるよう伝えた。また、担任が本人にＳＣとの面談を促し、定期的に面談を実施できるようになった。面談をきっかけに、本人へ部活動の参加を促したり、学年教員が部活動の際に積極的に本人へ関わるようにしたり、欠席時にはリモートで授業に参加できるようにしたりしたことで、周囲とのつながりが増え、登校できる回数が増えた。

【事例２】児童虐待対策のための活用事例（⑫児童虐待）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

身体の不調を訴え保健室で休むことが増えてきた児童に対して、面談を行った。面談の中で、複雑な家庭環境であることや、母親が不在時に父親からの暴力等を受けていること等の情報を把握したため、管理職へ報告し、管理職が児童相談所等の関係機関へ連絡を行い、関係機関との話合いの場を設定し、それぞれの立場が役割を分担し、家庭への指導や児童の支援を行った。関係機関と連携を図りながら、家庭状況を把握し、情報を共有している。

【事例３】ヤングケアラー支援のための活用事例（⑯ヤングケアラー）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

該当事例なし。ヤングケアラーの疑いがある児童生徒を発見した場合は、管理職からスクールソーシャルワーカーへつないでいる。

【事例４】校内研修のための活用事例（⑰校内研修）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

「青年期における心理学的な諸問題－不登校を切り口として考える－」という演題でＳＣが教職員に対して講演を行った。職員へのアンケートであがってきた質問を取り上げつつ、不登校という実際的な問題の背景となっている思春期・青年期的問題、とくに本校生にみられる諸問題について、青年期的な自立が課題の主である場合、発達障害傾向が背景にある場合、いじめなど学校におけるトラウマ体験が背景にある場合、家族関係の病理が背景にある場合の４つの類型に分け、それぞれの場合における問題点と対処のポイントを話してもらった。生徒によくみられる実際的な問題を、心理の視点から話してもらうことにより、教職員が日々の教育活動を見つめなおす機会となった。

【事例５】教職員とＳＣ等の役割分担の活用事例（⑲）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

該当事例なし。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 教職員の相談技術が向上した学校は、小学校９３％、中学校９１％、高等学校９２％となっており、ＳＣの配置により、児童生徒の不登校の未然防止等の支援に当たる教職員の対応力の向上を図ることができた。
- 校内の教育相談体制の構築が図られた学校は、小学校９７％、中学校１００％、高等学校１００％となっており、各学校の教育相談体制の充実を図ることができた。
- ＳＣが関わった不登校児童生徒の内、小学校５５％、中学校４５％、高等学校４１％の児童生徒の不登校の状況を好転させることができた。
- ＳＣを講師とした児童生徒・保護者・職員対象の講演会や研修会が、県全体で小学校は延べ６８３回、中学校は延べ３６０回、高等学校は延べ９９回実施された。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・児童生徒や保護者からの相談件数が増加し、さらに、１度の相談に対しての相談内容が複雑化・多様化している。特に、小学校段階のＳＣへの相談が増加傾向にある。
- ・児童生徒や保護者への相談対応と、教職員等への助言を限られた勤務時間内で行う必要がある。

<課題の原因>

- ・社会や家庭環境、学校生活等の児童生徒を取り巻く環境の変化が、児童生徒に加え保護者へ大きく影響を与えている。
- ・限られた勤務回数や勤務時間の中で、教育相談体制の充実をさせていくために、教職員等１人１人のカウンセリング能力等を向上させる必要がある。

<解決に向け実施した取組>

- ・昨年度作成したリーフレットの積極的な活用等により、児童生徒に関わる全ての関係職員が支援方針を共通理解し、役割分担をして組織的に支援できる体制づくりを推進する。
- ・ＳＣとの協働が、学校の教育相談体制の充実につながるよう、ＳＣの資質向上を目的とした研修会等の工夫に取り組む。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・緊急事案等の増加に伴い、学校内でより連携しながら対応できるようにする必要がある。
- ・ＳＣとＳＳＷの連携が必要な事例（ネグレクト、家庭内暴力等）が増えているが、効果的な連携を図れていないことがある。

<課題の原因>

- ・児童生徒や保護者からの面談増加への対応が中心となってしまう、情報共有等の時間確保が難しい。
- ・家庭訪問等の学校現場のニーズと勤務回数や時間が限られているＳＳＷとの間にズレがある。

<解決に向けた取組>

- ・スクリーニングやトリアージを視点とした研修等の工夫に取り組む。
- ・管理職やコーディネーター役の教員が、見通しをもって連携を図れるような資料を作成する。

埼玉県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ、非行問題行動などの課題解決を図るため、児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助ができるスクールカウンセラーを設置し、もって健全な児童生徒の育成を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

本県では、令和元年度から小学校全校に配置した。小学校は8校あたりに1人を配置（5.5週に1回）した。中学校は不登校生徒数、割合の高い中学校の中から単独配置校を選定し、週1日スクールカウンセラーを配置している。令和4年度は、354校中130校を単独配置校とした。それ以外の224校は2週に1日配置した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

① 配置人数・配置校数について

小学校（義務教育学校前期課程含む）	694校	70人（5.5週に1回）
中学校（義務教育学校後期課程含む）	355校	140人（130校：週1日、225校：2週に1日）
高等学校	28校	18人（全日制18校：2週に1日、定時制10校：週1日）
教育委員会等	6か所	22人（4教育事務所×週5日、県立総合教育センター2か所）
オンライン	2か所	5人（週5日）

② 資格について

公認心理師 222人 臨床心理士 175人

上記以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 11人

※令和4年4月現在の資格確認による

※スクールカウンセラーに準ずる者については、任用なし

③ 主な勤務形態について

小学校	694校（5.5週に1日配置 8校で年間44日 1日あたり5時間50分）
中学校	225校（2週に1日配置 2校で年間40日 1日あたり5時間50分）
中学校	130校（毎週、1日配置 1校で年間40日 1日あたり5時間50分）
高校（全日制）	18校（2週に1日配置 2校で年間45日 1日あたり5時間50分）
高校（定時制）	10校（毎週1日、拠点校として配置 年間45日 1日あたり5時間50分）
	※高校（定時制）の対象校は、他に13校
教育事務所	4所（毎日配置、1日1人、1人につき、年間45日 1日あたり5時間50分）
	※スクールカウンセラー配置校以外の高校（全日制）を対象校とする。
県立総合教育センター（本所）	週2日 年間90日 1日あたり5時間50分）
	（分室：週1日 年間45日 1日あたり5時間50分）
オンライン	1所（毎日配置、1日1人、1人につき、年間45日 1日あたり5時間50分）

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・活動方針等に関する指針は作成しており、年度当初、実施要綱等とともに、各市町村教育委員会、各学校、各スクールカウンセラーに配付している。また、市町村教育委員会担当指導主事対象の会議において、活動方針等に関する指針の説明等を実施している。
- ・活用方法について問い合わせがあった際は、活動方針等に関する指針を用いて説明している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・年次別研修等、教育相談に関する研修において、スクールカウンセラーの活用について周知している。
- （4）－①以外の教職員の理解促進に向けた取組
- ・各教育事務所及び各市町村教育委員会の指導主事対象の会議、市町村教育委員会への訪問等を通じて周知している。
- ・教育事務所や市町村教育委員会の指導主事から各学校へ周知している。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒有・無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

○埼玉県スクールカウンセラー

※第2回研修会は、埼玉県スクールソーシャルワーカーとの合同研修会のため、埼玉県スクールソーシャルワーカーも対象

(2) 研修回数（頻度）

○年間2回（令和4年6月、令和4年9月）

スクールカウンセラー研修会

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会

(3) 研修内容

- 「児童生徒の支援ニーズの早期把握、早期支援におけるSCの役割」という演題で、大学教授が講師となり動画作成した。各スクールカウンセラーは動画を視聴し、アンケート回答を通して、理解を深めた。
- 「スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携による効果的な支援について」という演題で大学准教授が講義講師となり動画作成した。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー合同研修会として動画を視聴し、アンケート回答を通して、理解を深めた。

(4) 特に効果のあった研修内容

- （3）の動画の内容は、不登校の状況について説明を聞くとともに、SCの学校内における役割について、知ることにより、学校内における問題への対応先の確認や、欠席が続く場合にどのような対応を行うことが必要か等、SCのみならず学校が直面する課題について取り上げられていた。

ＳＣとＳＳＷの連携学校による効果的な支援においては、ＳＣとＳＳＷが関わりを持つことによる学校内での連携体制を構築が必要であること。関係機関との連携による支援を行うことが、課題を抱える児童生徒の支援に必要であることの内容である。また、校内支援における連携や就労支援における連携について事例を知ることにより、どのような支援を実現できるか知るきっかけとなっている。また、個別の事例について知ることにより、それぞれの得意分野を活かした連携の在り方について考える機会となっている。

(５) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 (有 ・ **無**)

○活用方法

(６) 課題

○限られた時間の中、スクールカウンセラーの資質向上につなげるための研修内容の充実

○スクールカウンセラー同士の連携をより充実させる場の設定

○スクールソーシャルワーカーとの連携した支援を実施するための協議内容の充実

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校支援のための活用事例（①）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

当該校において、さわやか相談員とＳＣが連携し、生徒や家庭の様子を共有することで、早期の通室を生徒や保護者に促している。保護者が課題を一人で抱え込まず、話ができる環境づくりを行った。また、相談内容について担任や学年主任、管理職と情報共有を行い、支援の在り方について検討を行った。

【事例２】心身の健康・保健のための活用事例（⑧）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

当該校に在籍する生徒が小学校時の怪我による後遺症により、身体が自由が利かないことによる苛立ちや絶望感などを、ＳＣとの定期的な面談内において語っていた。ＳＣより教育相談部会において、「中途障害の受容」という観点から同生徒への支援の在り方について助言が行われた。担任も、その観点から本人に関わり、本人の気持ちに傾聴し、できていることを褒める等していくことでしていったところ、授業に参加できることが増え、安定した学校生活が送れるようになった。

【事例３】「⑮性的な被害」又は「⑯ヤングケアラー」のための活用事例（）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞ 該当なし

【事例４】校内研修のための活用事例（⑰）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

該当校は、夏季休業中の教職員対象研修中でスクールカウンセラーを活用した研修会を実施した。研修会テーマ等は以下である。

研修会テーマ：「アセスメントと支援」

研修の目的：課題や困り感のある生徒に対する支援の方法や手立てを知ることでの今後の生徒支援に生かす。

研修内容：講義およびグループディスカッション

【事例５】「⑲教職員とＳＣ等の役割分担」のための活用事例（⑲）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

該当なし

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 小学校配置スクールカウンセラーの増加による、相談件数の増加
 - ・令和元年度：9,257件→令和２年度：8,091件→令和３年度：25,288件→令和４年度：23,701件
 - ・令和元年度から小学校全校に配置したことにより、平成３０年度と比較し令和元年度、令和２年度は相談件数が増加しており、小学校における活用が定着してきたと推察される。令和３年度から令和４年度において、相談件数は減少しているが各小学校において、効果的に活用されていると推察される。
- スクールカウンセラーが関わった不登校児童生徒の調査
 - ①…不登校児童生徒の登校復帰 令和２年度：69.8%→令和３年度：71.4%→令和４年度：67.7%
 - ②…不登校児童生徒の学校外通所 令和２年度：4.9%→令和３年度：5.2%→令和４年度：5.5%
 - ③…①、②以外の改善 令和２年度：8.7%→令和３年度：8.1%→令和４年度：9.5%
 - ・スクールカウンセラーが関わった不登校児童生徒に改善が見られることから、学校内において担任や学年主任、教育相談部会と連携し、支援が行われたと考えられる。また、スクールカウンセラーの支援により教育支援センター等へ通所する児童・生徒が増えていることから、児童生徒への効果的な支援につながっていると考えられる。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- オンラインを活用した教育相談体制の充実。
- ヤングケアラー等子供が抱える課題への対応と支援。

<課題の原因>

- 新型コロナウイルス感染症への感染不安を抱えている児童生徒は対面でのケアが難しい。
- 児童生徒を取り巻く環境の変化により、児童生徒が抱える課題は多様化複雑化している。

<解決に向け実施した取組>

- 高等学校・特別支援学校（高等部）を対象としたオンライン相談を実施。
- ヤングケアラーをはじめ、児童生徒が抱える課題への理解が進むよう研修を実施。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- スクールカウンセラーの配置日数の拡充に伴う、活用の充実。
- 様々な課題を抱える児童生徒への対応と支援。

<課題の原因>

- 配置の拡充に伴い、各校における効果的な活用による教育相談力向上を実現することが難しい。
- 社会の変化や生徒の取り巻く環境の変化により、児童生徒の掲げる課題が複雑化している。

<解決に向けた取組>

- OSCによる校内研修等を行うことにより、学校内における教育相談体制の充実を図る。
- 児童生徒が抱える様々な課題に対し、理解が進むように研修を実施する。

千葉県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

臨床心理に関して高度な専門的な知識・経験を生かし、児童生徒の相談や、保護者、教職員等への助言・援助を行うことで、いじめ、不登校、暴力行為などの早期発見・早期対応や緊急時の対応等を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校については、全637校へ配置し、うち280校に隔週1日配置、357校に月1配置した。

中学校については、義務教育学校4校を含む全中学校312校に週1回の配置を行い、令和3年度に引き続き重点校5校（各教育事務所ごとに1校）には、週2日配置するようにした。

高等学校については、配置校と未配置校をグループ化し、おおよそ月1回程度、配置校から未配置校へ派遣して未配置校での相談ニーズに応えられるようにしている。また、定時制の課程を有する県立高校には全校配置している。さらに、令和4年度から特別支援学校1校に隔週配置している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

■配置人数

小学校	：	200人	
中学校	：	245人	※ 義務教育学校4校を含む
高等学校	：	82人	
中等教育学校	：	0人	
特別支援学校	：	1人	
教育委員会等	：	11人	

■配置校数

小学校	：	637校	
中学校	：	312校	※ 義務教育学校4校を含む
高等学校	：	97校	
中等教育学校	：	0校	
特別支援学校	：	1校	
教育委員会等	：	6箇所	

■資格

○スクールカウンセラーについて

- ①公認心理師 335人
- ②臨床心理士 248人
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 8人
- ⑤上記①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

○スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 10人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

■主な配置形態

単独校	中学校	307校	(週 1回・1回につき5～6時間)
		5校	(週 2回・1回につき5～6時間)
	小学校	357校	(月 1回・1回につき5～6時間)
		280校	(隔週1回・1回につき5～6時間)
	高等学校	93校	(週 1回・1回につき5～6時間)
		4校	(週 2回・1回につき5～6時間)

児童生徒安全課 1箇所（週 1回・1回7時間45分）

教育事務所 5箇所（週 1回・1回7時間45分）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

スクールカウンセラー取扱要綱とは別に「活動の指針」を作成し、配付・周知している。全体研修会でスクールカウンセラー及び教育事務所、各市町村教育委員会担当指導主事に周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

管理職を対象とした会議で周知を図る他、各教育事務所主催の研修会で、小学校・中学校・高等学校の生徒指導主事を集め、スクールカウンセラー等の活用を促している。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒有・無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

全スクールカウンセラー

（2）研修回数（頻度）

年2回（全体研修会1回、地区研修会1回）

（3）研修内容

○全体研修会（5月）

- ・生徒指導の現状と本年度の基本方針
- ・スクールカウンセラーの業務について
- ・不祥事防止について

○地区別研修会（7月～9月） ※教育事務所ごとの計画で実施

- ・講演、講話
- ・事例検討会、情報交換会
- ・グループ別協議 等

（4）特に効果のあった研修内容

- ・地区ごとに分かれての研修会において、様々なケースに対する事例検討会を行い、ベテランスクールカウンセラーやスーパーバイザーからの助言を伝えられたことは、実践力を高めていく上で大変有効であった。
- ・行政説明は、スクールカウンセラーとしての業務やサービスを再確認でき、特に、新規採用者にとっては効果的だった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（☒有・無）

- ・県児童生徒安全課 1名
- ・教育事務所 10名（各教育事務所2名ずつ）
- ・県立高校 4名

○活用方法

- ・スクールカウンセラー等への指導・助言（特に新規採用者は重点的に）
- ・特に困難と思われる事例への対応・援助
- ・児童生徒のカウンセリング等に関する情報提供及び助言
- ・いじめ問題対策支援チーム派遣事業におけるチームの一員として、派遣先の学校職員に助言等
- ・その他、学校における教育相談体制の充実強化に関する活動

（6）課題

- ・緊急派遣の依頼も多くなっており、所定の配置時間で十分な時間を確保することが難しかった。
- ・いじめ重大事態等の派遣の際、理解が進んでいない学校によってはSVの助言に対して反発する場合もある。
- ・スクールカウンセラーの新規採用者数が増えていることから、全体研修会や地区別研修会で小グループ

による事例検討を積極的に行い、個々の抱える事案への対応について意見交換をする中で、各スーパーバイザーとの連携に努めていく必要がある。また、スクールカウンセラーとオンライン相談ができる環境があるとよい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校防止のための活用事例（①不登校）＜単独校配置＞

小学生Aはコロナに感染した後、なかなか体調が戻らず欠席が続いた。やっと授業に参加できるようになり、普段どおりの生活を過ごしていた矢先、給食後の昼休みに嘔吐した。これをきっかけに本児は再び学校を休むようになった。病院受診の結果、身体的な異常は見つからず、医者からは心理的要因を指摘される。本児は真面目な性格で、欠席中であっても宿題に取り組み、勉強の遅れはない。また、友人関係や教師との関係は良好で、友人や担任の家庭訪問には応じている。なかなか本児の体調の改善が見られなかったため、担任のすすめにより本児と保護者は、SCとの面談を開始した。

SCは本児と保護者との面談を終了後に、担任や学年主任、養護教諭など本児と関係のある職員と情報を共有し、本児や保護者の抱える辛さや問題点を検討した。さらに、本児、保護者への対応について共通理解をはかり、それぞれの役割を明確にした。保護者の育児に対する不安が高いことが、本児の体調不良の原因の一つと考えられたので、SCは保護者との面接を開始し、本児に対しては担任や養護教諭が中心となって関わることにした。

まず養護教諭の働きかけで、本児は保健室登校を開始するようになった。さらにSCと保護者との面談が継続され、保護者に変化が生じたことにより、本児の体調不良も改善が見られた。そこで保健室登校を継続していた本児に対して、担任が勉強を教える、仲のよい友達が遊びにくるなどの関わりも増やしていったので、本児は教室で勉強することを希望するようになった。

SCと面談が開始され3か月経過したところで、本児は体調不良を訴えなくなり元気に登校することが可能になった。

【事例2】自殺予防のための活用事例（⑧心身の健康・保健）＜単独校配置＞

中学2年生女子生徒Aは、集団生活に馴染めず中学入学当初から行き渋りが見られた。間もなく休みがちになり、頻回の自傷行為、自殺企図も確認された。SNS上での自殺予告などもあり、学校は、適宜家庭と連絡を取り合って対応していた。その後、SCが母と面接し経過をうかがう中で、発達障害による不適応あるいは精神疾患の発症が疑われ、医療機関の受診を勧めた。当初怠学を疑っていた担任にも上記の疑いを伝え、登校を促すことは止め、家庭連絡を継続しながら保護者のサポートを重視するよう助言した。校内教育相談部会を通じて、無理をさせないことや、登校しても在校は別室で1時間程度とすること、必ず職員がつくこと等、職員間の共通理解を図って対応した。SCの見立てから医療機関につなげることができ、行内体制を整備することができた事例である。

【事例3】ヤングケアラー対策のための活用事例（⑨進路、⑬貧困、⑯ヤングケアラー）＜単独校配置＞

高校男子生徒が担任との面談で、進路についての不安を訴えた。担任がスクールカウンセラーとの面談（カウンセリング）を勧めたところ、本人も希望したためカウンセリングが実施された。

カウンセリングで、本人の不安について聞くうちに、進学費用としてアルバイト代を貯めていたが、一部を親族の葬儀や弟の就学費用に充てたことなどが分かった。カウンセラーは、本人に了解をとった上で、担任及びスクールソーシャルワーカー（SSW）と生徒の経済状況について共有し、検討した。SSWは、福祉の支援が受けられる可能性があるかと判断した。担任から、生徒と保護者が同席する三者面談の際に、福祉支援について話し、保護者にSSWを紹介した。SSWと保護者が面談する中で、保護者の福祉に対する抵抗感なども明らかになった。SSWは、それらについて丁寧に対応した。

その後、生徒の進学費用は目途がつき、希望した進路に向けて前向きに取り組むことができた。

【事例4】コミュニケーション能力向上のための活用事例（⑱教育プログラム）＜単独校配置＞

中学1年生を対象に、コミュニケーションの「聞き方」についてのプログラムを実施。プログラムは担当の教員と相談し、SCが作成した。1クラスだけSCが当クラスの担任をT2として授業をし、他の教員が参観。まとめの部分だけ動画を撮り、それをを用いて、別の日に他のクラスで担任が授業を実施した。その翌年に中学2年生を対象に「話し方」についてのプログラムを同様に作成し、各担任が授業を実施した。中1で実施した「聞き方」の復習も兼ねてでき、間をあけて繰り返し伝えることで定着が図れた。クラス数が多いため（10クラス）、SCが全てのクラスで授業をすることは時間的に難しかったが、SCが講義する動画を用いるなどして、適度な外部性を入れつつ、担任が授業を実施することで、授業の新鮮さを保つことができた。またプログラムをSCが作成することで教員の負担が減り、あらかじめ授業を参観することで初任の教員も安心して授業を実施できた。この流れで2年目からは、SCと共同して教育プログラムを実施するというのが定着し、新1年生にも同様のプログラムを実施することができた。

【事例5】教職員の負担軽減のための活用事例（⑲教職員とSC等の役割分担）＜単独校配置＞

担任等の教職員と、SCとの役割分担をして連携をとるように努めている。心理的な苦しさを抱えている生徒がいた場合に、生徒本人や必要に応じてその保護者をSC面接につなぎ、面接の前後に教職員と情報共有や方針の打ち合わせをして、同じ方向で対応にあたることができるように取り組んでいる。

SCは面接で、生徒や保護者の心理的ケアを行うと同時に、面接での話を通じて、生徒や保護者が抱える心理的不安や、どのようなことで困っているか、また現在の状況の見立てや現状で何ができるかについて見通しをたて、教

職員とその情報を共有する。具体的には、現状で学校との関わりがどの程度可能で、どのような働きかけが本人にとって効果がありそうか、連絡の方法や頻度、どのような内容や言葉で働きかけるか、テストや課題の提示の時期や方法、教室に行けそうな時は、誰が付き添うか、どの時間にするか、その際に必要となる配慮などについて、SCは面接で得た情報や見立てを教職員に伝え、教職員が実際にできる対応を提案し、一緒に対応を考えていくようにしている。

また、保護者対応としては、保護者自身の不安や動揺をSCが受け止め、子どもに関わる際に親機能を果たし、学校とも子どもにとって有益となる関係が持てるようにSCが橋渡しを行い、その様子やどのように関わると効果的な連携が取れる親かを教職員と共有している。

これらによって、心理的ケアはSCが行い、その見立てを参考にすることで、生徒や保護者に必要な配慮を行いながら現実的・具体的な対応を教職員がより負担少なく効率的に行えるように努めている。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

令和４年度のスクールカウンセラーへの相談件数は小学校が６４，３７４件、中学校が８５，５７７件、高等学校が１８，１９２件、特別支援学校が１４４件、事務所等が１，２２５件で合計１６９，５１２件となっており、令和３年度と比較すると５６，５１６件増加している。中でも、小学校の増加が顕著であり、その相談件数は、令和３年度から２倍以上の３５，３１３件増であった。小学校においても全校配置されたことにより、積極的な活用が図られた結果である。また、高等学校においても８校増の９７校に配置し、相談件数は２，４１３件の増となった。また、令和４年度から新しく特別支援学校に１校配置している。

全体での相談内容としては、「不登校に関するもの」の４５，４４６件（２６．８％）、次いで「心身の健康・保健に関するもの」が３７，１９８件（２１．９％）、「発達障害等」が２０，５１３件（１２．１％）と続いており、児童生徒や保護者、学校が抱えている課題等にスクールカウンセラーが積極的に関わっている状況である。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・小学校の配置時間及び高等学校未配置校への配置の拡充

<課題の原因>

- ・小学校でのスクールカウンセラーへのニーズが高まり、特に小学校の月１配置校では、SCへの相談件数等が限られてしまう。
- ・高等学校の未配置校においても、不登校や暴力行為の低年齢化、精神的に不安を抱えた生徒等、スクールカウンセラー活用のニーズが高い。

<解決に向け実施した取組>

- ・小学校全６３７校に配置し、うち隔週配置校を１０４校増の２８０校に拡充した。
- ・高等学校は８校増の９７校に配置を拡充した。
- ・高等学校未配置校２４校へ継続的に同じSCを派遣できるように派遣元校と未配置校をグループ化した。
- ・活動報告書等の分析を行い、各学校のニーズに則した配置計画を行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・小学校の配置時間及び高等学校未配置校への配置の拡充
- ・SCの労働環境の整備

<課題の原因>

- ・小学校月１配置校や、高校未配置校では、早急にSCへつなげることが難しく、必要な時に相談できないことがある。
- ・時間外労働によって行われている業務がある。

<解決に向けた取組>

- ・スクールカウンセラーの計画的な拡充。
- ・活動報告書等の分析による、よりニーズに則した配置計画の見直し。
- ・SC等活動状況調査等を活用により時間外労働の状況を把握し、配置時間拡充による是正に努める。

東京都教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童及び生徒の心理に関して、高度に専門的な経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的とする。（東京都公立学校スクールカウンセラー取扱要項より）

（2）配置・採用計画上の工夫

東京都公立学校会計年度任用職員設置要綱及び東京都公立学校スクールカウンセラー取扱要項に基づき、スクールカウンセラーとしての役割を理解し、その職務を遂行する熱意がある者のうち、資格要件を満たし、東京都教育委員会が選考した者を「東京都公立学校スクールカウンセラー」として任用している。任用期間は1年以内とし、かつ、2会計年度にわたる任用はできない。ただし、一定の要件を満たす場合、4回を上限として、公募によらない再度任用が認められることがある。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

ア 配置人数について（延べ人数）

- ・ 小学校（義務教育学校前期課程を含む） 1 3 6 1 人
- ・ 中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む） 7 0 7 人
- ・ 高等学校（中等教育学校後期課程を含む） 2 4 6 人

イ 配置校数について

- ・ 小学校（義務教育学校前期課程を含む） 1 2 7 4 校
- ・ 中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む） 6 2 2 校
- ・ 高等学校（中等教育学校後期課程を含む） 1 9 2 校

ウ 資格について

- ① 公認心理師
- ② 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者で、採用予定年度の4月1日現在で、臨床心理士資格登録証明書の交付日以降、1年以上が経過している者
- ③ 精神科医
- ④ 児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学及び同法第97条に規定する大学院（以下「大学等」という。）における心理学系の学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）若しくは助教の職にある者又はそれらの職にあった者

なお、①～④の資格を有する者の人数は以下の通りである。

- ① 公認心理師 1 3 5 6 人（臨床心理士資格を有する者を含む）
- ② 臨床心理士 1 8 0 人
- ③ 精神科医 0 人
- ④ 大学教授等 1 人

エ 主な勤務形態について

1校につき年間38日 1日あたり7時間45分勤務

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒有） ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

スクールカウンセラーの配置の目的、職務、教育相談体制の充実にに向けた組織づくり、教員への助言と連携の推進、児童・生徒・保護者への対応、サービスの厳正等に関する内容について掲載したガイドラインを学校及びスクールカウンセラーに配布し、その内容について周知・徹底するよう、区市町村教育委員会及び都立学校長に依頼した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

区市町村教育委員会のスクールカウンセラー活用事業担当者を対象とした連絡会を動画配信により実施した。また、学校に向けても生活指導に関する通知や動画等により、スクールカウンセラーの職務内容や学校組織内における位置付け、効果的な活用方法等について理解促進を図った。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒有） ・ 無 ）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- ア 都内公立学校に勤務する東京都公立学校スクールカウンセラー
- イ 令和4年度に新規採用予定の東京都公立学校スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

- ア 都内公立学校に勤務する東京都公立学校スクールカウンセラー対象（1回）
- イ 都立学校配置の東京都公立学校スクールカウンセラーのうち、希望者対象（6回）
- ウ 令和4年度に新規採用予定の東京都公立学校スクールカウンセラー対象（1回）

(3) 研修内容

- ア スクールカウンセラー連絡会
 - ・ 都内公立学校にスクールカウンセラーを配置する目的
 - ・ 教育相談体制の充実に係る現状及び成果と課題
 - ・ 課題の改善、解決のための組織的対応
 - ・ 東京都公立学校スクールカウンセラーサービスについて
 - ・ ヤングケアラーの子供たちへの支援のポイント
- イ 管内スクールカウンセラー連絡会
 - ・ 学校における生徒の自殺予防対策
 - ・ 校内連携、関係機関との連携
 - ・ 都立高校における通級による指導に関して
 - ・ 危機介入と緊急支援の具体的な対応
 - ・ 自殺予防教育

(4) 特に効果のあった研修内容

都立学校に勤務するスクールカウンセラーの希望者を対象とした連絡会において、学校における生徒の自殺予防対策をテーマにし、連携や校内研修について協議を設定することで、参加者の主体的な問題解決を促すことができた。また、同地区に勤務するスクールカウンセラー同士が情報交換を行える機会となった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (☒ 有) ・ 無)

○活用方法

- ・ スクールカウンセラーが行う日常のカウンセリング業務等に関する助言
- ・ 重篤な事案の対応等で困難をきたしているスクールカウンセラーへの支援
- ・ 新規に配置されたスクールカウンセラーへの支援
- ・ 学校における教育相談体制の課題把握と改善策の提示
- ・ スクールカウンセラー同士が情報交換等を行う連絡会の企画・立案

(6) 課題

スクールカウンセラーと管理職や教員との連携について、学校やスクールカウンセラーによって差がある。都内各校におけるスクールカウンセラーを活用した教育相談体制の質的向上と、スクールカウンセラーの資質・能力向上の機会確保が必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①不登校、⑧心身の健康・保健）＜SCの配置形態：単独校配置＞

本生徒は、新型コロナウイルスに感染して以降、登校時に咳が止まらなくなるため登校できなくなった。医療機関を受診したが、明確な器質的要因は見付からなかった。実際、登校前まで咳はしておらず、相談室でも咳症状は見られなかった。面談を進める中で、本生徒から「咳をするとクラスの子が心配してくれる」という発言や、自分が咳をすることで、家族とのかかわりが増えたという発言があった。咳という行為には、一次的に登校しなくて済むという機能と、二次的に他者との関わりを増やすという機能があると推測されたため、面接では咳に焦点を当てず、咳をしていなくても他者と関わられるようになることを意識して話し合いを進めた。その結果、両親が本生徒に関わるが増え、本生徒も登校時に感じる負担や不安を表現するようになり、少しずつ別室登校をするようになるなど状況が改善されるようになった。本事例は、身体化しやすい本人の要因や家族関係に加えて、コロナ禍という社会的要因も関係している。

【事例2】貧困の問題のための活用事例（⑫児童虐待⑬貧困の問題）＜SCの配置形態：単独校配置＞

本児童の母から貧困に関する相談があった。本児童の家庭は、父が精神疾患となり、両親が離婚。母子2人で暮らしている。本児童は1年生の時から登校しぶりがあり、登校しても母との分離が難しかったり、不定愁訴で保健室登校したりすることが多かった。教育相談と医療機関では発達障害のグレーゾーンと言われた。スクールカウンセラーは、本児童が低学年の時に不登校と不定愁訴を主に数回面接をしており、廊下で会うと本児童から声をかけてくれる関係性である。母は本児の登校しぶりを心配しながらも情緒不安定さがあり、特に前年度終わり頃には母子密着が強く母が仕事を休み二人で過ごすことが多かった。そのような状況の中、母から貧困の相談があったため、スクールソーシャルワーカーと連携し子ども食堂に通えるようになった。家庭、子どもの複雑な事情に対し、学校内での担任、養護教諭、スクールカ

ウンセラーの支援にスクールソーシャルワーカーも含めてチーム学校として連携し、学校内外の支援を行ったケースである。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

本生徒は、精神疾患を持つ母親のケアや家事をこなしながら学校生活を送っている。本生徒とスクールカウンセラーの面接は、入学時から継続しており、主に異性関係や進路についての相談を受けていた。担任、ユースソーシャルワーカーとも定期的に相談を重ねながら、本生徒は資格が取得できる大学への進学を決めた。大学入試への準備で忙しくなってきた頃、面接の中で「母を病院に連れて行けるのは自分だけ」という話が出るなど、改めて本生徒が背負っている責任の重さ、精神的負荷の大きさというものを感じた。大学進学に伴う学費についての相談にも対応し、本生徒が高校卒業後も継続的に相談できる専門機関を確保できるよう支援した。

【事例4】教職員への自殺予防研修のための活用事例（⑪校内研修）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

スクールカウンセラーが、夏季休業期間中に中学校教員を対象とした生徒理解のための研修会を行った。研修会のテーマについて研修担当の教員と事前に話し合い、校内に自傷行為を行う生徒がいることや、長期休業明けに増加する生徒の自殺予防の観点から、『子どもの「死にたい」と自傷行為にどう向き合うか～自殺・自傷の理解と援助～』という内容で研修を行うことにした。児童・生徒の自殺者数が近年増加傾向にあることや、自殺の原因動機を文部科学省・厚生労働省の調査結果から確認し、自殺に追い込まれる人の心理状態や、自殺リスクの高い人への対応の仕方、自傷行為の理解と対応の仕方について学ぶ機会となった。また、自傷行為に関して、アピル的な意図から行っていると誤解され、軽んじられることを防ぐため、架空の事例を用いてどのように生徒に声をかけるのかを教員が考えるなど、より実践的な研修となるようにした。

【事例5】教職員とＳＣ等の役割分担のための活用事例（⑫教職員とＳＣ等の役割分担）

（教職員の負担軽減に資するチーム学校としての取り組み）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

本児童は、コロナに罹患してから徐々に学校に行くことが不安になり、担任の紹介で、スクールカウンセラーとの面談に至った。面談では、道を歩いていると誰かに見られていないか不安であること、また、家庭は父子家庭であり、母親がいないことへの寂しさも訴えた。本児は昼夜逆転が続く様子が見られ、次第に学校に来なくなり、スクールカウンセラーと面談をする機会も減った。そこで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと担任と、コンサルテーションを行い、役割分担を検討した。スクールカウンセラーは父親の面談、スクールソーシャルワーカーは、当該児童の登下校の送迎をすることになり、徐々に食欲や生活リズムの改善が見られるようになった。スクールソーシャルワーカーと連携し、役割を分担することで、解決につながり、また、担任の負担軽減になった。

【4】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

東京都の小学校・中学校・高等学校 2,154 校全ての学校にスクールカウンセラーを配置した。今年度より特別支援学校 12 校にモデル配置を実施。また、区市町村それぞれの実態やニーズに基づいた支援の一層の充実を図るため 172 校に、スクールカウンセラーを追加配置し、教育相談体制の充実を図ることができた。

一日の平均の相談件数 1 日当たりの相談件数が、9.4 件（前年度 8.5 件）と増加、解決に至った割合も増加している。

スクールカウンセラー職務 7 項目における活用状況について、「十分に活用できている」と回答した割合が。80%に達成した項目は、「児童・生徒へのカウンセリング」83.9%と「保護者への助言・援助」83.0%であり、スクールカウンセラーによるカウンセリング活動の充実において成果が見られた。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和 3 年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ 子供の不安や悩みを解消に導くために、カウンセリング内容を管理職へ報告したり、担任等と情報共有、情報交換を図ったりすることができておらず、連携不足によって問題となる学校が見られた。

<課題の原因>

- ・ 生活指導主任や教育相談担当とスクールカウンセラーが情報交換を行う機会が計画的に設定されないことがある。
- ・ スクールカウンセラーや学校だけで解決しようとしており、地域関係機関と情報交換や連携を図る体制が構築されていない学校がある。

<解決に向け実施した取組>

- ・ 校長やスクールカウンセラーを対象とした連絡会で、学校相談体制の成果事例を紹介したり、事例対応について協議する場を設けたりするなど、学校の相談体制の一層の充実を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ コンサルテーションやケース会議、心理教育の実施や教職員研修の実施など、スクールカウンセラーと教職員との連携や、課題予防的教育相談としての時間が十分に確保できていない。

<課題の原因>

- ・ カウンセリングのニーズが高まり、1 日当たりの相談件数の増加に伴い、心理教育や校内研修の時間を確保することができない。
- ・ 課題予防的教育相談などの教育相談体制の位置付けが明確でない学校がある。スクールカウンセラーにおいては、課題未然防止教育の経験が少ないため、実施に至っていないケースも見られた。

<解決に向けた取組>

- ・ 校長やスクールカウンセラー対象のそれぞれの連絡会で、課題予防的教育相談に向けた教育相談体制の構築について協議する場を設けるなど、学校の相談体制の一層の充実を図る。
- ・ スクールカウンセラーが心理教育や校内研修に関する研修を行う事ができるように、スクールカウンセラー連絡会などで、事例の報告をしたり、スクールカウンセラーの資質・能力の向上を図る研修会を実施したりしていく。

神奈川県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、暴力行為等の問題行動、不登校、発達上の課題など、児童・生徒が抱える様々な課題について、児童・生徒、保護者、教職員にカウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）及びコンサルテーション（指導・助言を含めた検討）等を行い、心理面から課題の解決を図るため、スクールカウンセラー等を配置している。

（2）配置・採用計画上の工夫

〔小学校・中学校〕

政令市（横浜、川崎、相模原）を除く全174中学校に配置（週1回）することで、学区内の小学校にも対応している。そのうち、中学校23校を重点配置校（週2回）としている。また、本県採用3年以下のスクールカウンセラーの資質向上や教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーアドバイザーを中核市（1市）及び4教育事務所に、それぞれ1名（計5名）配置している。

〔高等学校・中等教育学校〕

140校のうち96校を拠点校として、1～2校を1学校群とする拠点校方式でスクールカウンセラーを配置し、全校に対応している。（単独配置校は46校〔高等学校44校、中等教育学校2校〕）

〔県教育委員会〕

スクールカウンセラーのスーパービジョンや学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーションのため、スクールカウンセラースーパーバイザー（SCSV）を1名配置している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

※ 配置人数

中学校	:	197人
高等学校	:	92人
中等教育学校	:	4人
教育委員会	:	1人

※ 配置校数

中学校	:	174校
高等学校	:	138校
中等教育学校	:	2校
教育委員会	:	1箇所（SV）

※ 資格

ア スクールカウンセラーについて

- | | |
|---|------|
| ① 公認心理師のみ | 25人 |
| ② 臨床心理士のみ | 22人 |
| ③ 公認心理士及び臨床心理士 | 123人 |
| ④ 精神科医 | 0人 |
| ⑤ 大学教授等 | 0人 |
| ⑥ 上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の地域及び経験を有すると認めた者 | 0人 |

イ スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了（経験１年以上） ２人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業（経験５年以上） ３人
- ③ ①と②を満たす者 ３人
- ④ 大学教授等 ０人
- ⑤ 上記①～③以外の者で地方自治体が認めた者 ２人

※ 主な勤務形態

単独校 151 中学校（週１日・１日７時間）

44 高等学校（週１日・１日７時間、うち１校は週２日・１日７時間）

2 中等教育学校（週２日・１日７時間）

重点配置校 23 中学校（週２日・１日７時間）

拠点校 47 高等学校（月１～２日・１日７時間）

対象校 47 高等学校（月１～２日・１日７時間）

（４）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒ ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

教職員やスクールカウンセラーが理解しておくべき、スクールカウンセラーの業務内容や、学校での活用方法等についての指針を示したガイドラインを、年度当初に学校やスクールカウンセラーに送付し、周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育相談コーディネーターの養成研修やスクールカウンセラー本人による校内研修、児童・生徒指導担当者会議等を通じて、学校におけるスクールカウンセラーの効果的な活用について理解促進を図っている。

（５）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒ ・ 無 ）

高等学校、中等教育学校のみ実施

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

・全スクールカウンセラー

（２）研修回数（頻度）

[小・中学校] ・年２回（うち１回は地区別による開催）

[高等学校・中等教育学校] ・年２回

（３）研修内容

[小・中学校]

スクールカウンセラースーパーバイザーとスクールソーシャルワーカースーパーバイザーそれぞれの講演後、スクールカウンセラー同士でグループ協議を行い、情報の共有・意見交換を行った。スクールカウンセラースーパーバイザーからは「学校緊急事案」について講演を行い、スクールカウンセラーの役割と専門性について研修を行った。

[高等学校・中等教育学校]

「学校緊急事案でのＳＣの役割と専門対処」、「ソーシャルワーク」についての講演を行った。「生徒へのカウンセリングの中で苦慮した事例」についてグループ協議を行い、情報共有・意見交換を行った。

(4) 特に効果のあった研修内容

[小・中学校]

スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによる講演は、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割を再確認する場となった。今後、それぞれの専門性を生かし、連携しながら支援体制の充実が図られることが期待できる研修内容となった。

[高等学校・中等教育学校]

各学校の事例をもとに、諸課題の解決に向けてグループ協議を行うことで、スクールカウンセラーの資質向上を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置　（**有**） ・ 無　）

○活用方法

- ・ スクールカウンセラーに対する指導・助言
- ・ スクールカウンセラー連絡協議会や生徒指導担当者会議等の各種会議における講演及び指導・助言
- ・ 採用１年目のスクールカウンセラーに対するスーパービジョン
- ・ 学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒への緊急カウンセリング及び教職員へのコンサルテーション

(6) 課題

- ・ オンライン研修の実施に向けて、スクールカウンセラーのＩＣＴ環境整備。
- ・ 経験の浅いスクールカウンセラーが、経験のあるスクールカウンセラーと情報共有等ができる環境を整え、スクールカウンセラー同士でスキルアップが図れるような研修内容を検討する。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校のための活用事例（①）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

小学校から不登校で、保健室登校、別室登校など試みたが、馴染めず、登校できなかった。意を決して高校に進学したものの、腹痛を訴え、教室には入ることができない。学級担任が保護者、本人と面接し、留年になるかもしれないが、時間をかけて馴染んでゆくことを提案した。同時にスクールカウンセラーにもリファーした。本人は、月に一度のカウンセリングの日は時間通りに来室し、自身の趣味のことなどについて話をした。回を重ねるごとによく話すようになった。養護教諭と情報共有し、保健室でも同様の時間を持っていた。やがて、「来年に向けて教室に入れるようになりたい」といい、学級担任とコンタクトを取りながら、負担のない授業に参加するようになった。最初は１時間のみであったが、次第に数時間参加できるようになり、やがてそれが週に２日、３日になった。クラスに友人もでき、楽しそうに過ごしている。

【事例２】いじめ問題のための活用事例（②）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

同学年の生徒から、からかい目的で嘘を伝えられ、それを信じたことで対人関係トラブルが発生。からかわれたことや引き起こされたトラブルにショックをうけ、対人関係への不安や心身の不調を訴えたことからスクールカウンセラーにつながる。カウンセリングを進める中で、Ａさんには物事を言葉通りに捉える傾向があり、空気を読んで動くことが難しい様子が見とれた。本人のつらさや不安に寄り添う形でカウンセリングを進める一方、本人の性格や傾向に沿った対応の仕方を先生方と共有した。また、コンサルテーションの中でカウンセリングでの振り返りを共有し、いじめた側の指導の参考にした。協働して対応に当たる中、少しずつ回復に向かっている。

【事例3】性的な被害のための活用事例（⑮）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

高校１年の女子生徒は、実父母の離婚後、実母、兄、弟と暮らしている。入学以来欠席が多いということでスクールカウンセラーと面談した。その後、同生徒が兄から性暴力を受けたと教職員に話したため、児童相談所に繋がった。しかし、同生徒のみならず実母も児童相談所の介入に拒否的であったため、支援は継続しなかった。スクールカウンセラーは、面談を積み重ねて見守り、助言を行うとともに心身と家庭状況をアセスメントし、教職員やスクールソーシャルワーカー、関係諸機関と連携しながら支援方法を模索した。半年ほど面談を重ねたところで、同生徒は児童相談所や行政機関に繋がることになり、同生徒はその後、進級を意識して登校している。

【事例4】校内研修のための活用事例（⑰）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

スクールカウンセラーが講師となり、教職員を対象に「カウンセリングマインド研修」として、計３回実施した。研修会のテーマは、その時々でニーズのありそうな内容を教育相談コーディネーターと検討して決めた。令和４年度は、ADHDの基本的な症状や精神面の影響を知り、児童・生徒理解を深めるため学習や、「メンタルセルフケア」「カウンセリング的面接」などをテーマに取り上げ、児童・生徒や保護者に対して相手を理解し信頼関係を気付くためにどのようにしたらよいかを考える研修で教職員の学びの機会となった。

【事例5】教職員とＳＣ等の役割分担のための活用事例（⑲）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

中学３年生の生徒は、家庭環境等の影響で中学２年生の時から複数回面談をしていた。その生徒が自傷行為をした際、スクールカウンセラーの勤務までの間、学級担任と養護教諭が生徒に関わり、その後スクールカウンセラーにつないだ。面談後は学校内で情報の共有を行い、学級担任が保護者への連絡、管理職が学校としての支援の方向性を決定、スクールソーシャルワーカーも参加したケース会議では福祉的な視点からの助言、スクールカウンセラーによる医療機関の紹介（管理職了承済）、など、全体での情報の共有とそれぞれの立場における役割分担をしたことで、生徒と保護者を支えるケースとなった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

〔小・中学校〕

令和４年度の相談件数は、58,024件で、令和３年度より3,765件増加している。内訳は、小学校児童の相談件数が2,552件、中学校生徒の相談件数が14,994件、保護者の相談件数が12,660件、教職員の相談件数が27,818件であった。特に、保護者や教職員の相談件数の割合が高く、学校の支援体制の構築・連携が見られ、スクールカウンセラーの専門性が学校の中で大きく活用されていることが窺える。

〔高等学校・中等教育学校〕

令和４年度の相談件数の合計は、140校で22,800件であった。昨年度と比較して3,730件増加している。相談者の内訳は、生徒の相談が10,565件、保護者の相談が2,160件、教職員の相談が10,075件である。相談内容としては、長欠・不登校が4,057件と最も多く、次いで心身の健康・保健が3,345件、友人・異性が2,956件となっている。スクールカウンセラーへの相談後の解決・好転したケースの割合は、69.5%となっており、スクールカウンセラーの専門性が有効かつ効果的である。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ コロナ禍の長期化により、児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化する中で、児童・生徒の抱える課題が一層複雑になり、深刻化している。
- ・ 支援が必要な児童・生徒へのタイムリーな面談を行うことができないとともに、ケース会議等の協議の場への参加が難しく、教職員との情報共有のみにとどまっている。

＜課題の原因＞

- ・ 児童・生徒の抱える課題が顕在化し、見えづらく気付きにくなっている。

- ・ スクールカウンセラー等の専門家によるカウンセリングが必要な児童・生徒が年々増加しているとともに、児童・生徒や保護者からのニーズも高まっており、面談に要する時間が不足している。
- ・ 重篤なケースを優先的にスクールカウンセラーが対応しているため、早期対応や未然防止への対応ができない。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ 児童・生徒が抱える課題を積極的に把握するためのスクリーニングに関するスキルアップを図る研修を実施する。
- ・ 連絡協議会やスクールカウンセラースーパーバイザーによるスーパーバイズの実施形態や内容の工夫を図る。
- ・ 配置人数や勤務時間の拡大に向け予算を確保に努める。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・ スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーとの連携を含めた、校内の支援体制の強化や協働
- ・ SOSを出せない、相談できない児童・生徒への対応

＜課題の原因＞

- ・ 児童・生徒の抱える問題が複雑化・深刻化しているため。
- ・ 困難を抱える児童・生徒等の環境や背景等から状況を把握する支援体制の構築が十分とはいえないため。

＜解決に向けた取組＞

- ・ 児童・児童・生徒へのアンケート、教職員やスクールカウンセラー等の専門職によるスクリーニング、積極的な面談等により校内支援体制の構築・強化に努める。
- ・ 困難を抱える児童・生徒の課題を積極的に把握するためのスクリーニング実施に向け、教職員やスクールカウンセラーを対象としたスキルアップを図る会議等を実施する。
- ・ スクールカウンセラーアドバイザーを各教育事務所等に配置し、年間の勤務回数を拡大。スクールカウンセラーのスキルアップやスクリーニング等を含めた指導・助言を実施し、各地区での教育相談体制の充実に努める。
- ・ 連絡協議会やスクールカウンセラースーパーバイザーによるスーパーバイズの実施形態や内容の工夫を図る。
- ・ 配置人数や勤務時間の拡大に向け予算の確保に努める。

新潟県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ① 新潟県の生徒指導上の最重要課題であるいじめ・不登校への適切な対応を目指し、学校における相談機能の充実を図るために、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（以下：ＳＣ）を学校に配置する。
- ② 児童生徒・保護者へのカウンセリング、教職員や保護者へのコンサルテーションやカウンセリングを行い、指導の在り方の検討や校内指導体制の確立等に役立て、問題の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を目指す。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ① 令和元年度からすべての公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に配置した。
- ② 小中学校・義務教育学校、特別支援学校においては、中学校区単位を１グループとし、グループごとにカウンセラーを１人配置した。
- ③ 高等学校においては拠点校方式を採用し、全ての学校に配置した。
- ④ できるだけ多くの学校に配置できるよう、臨床心理士等の資格のあるＳＣだけでなく、ＳＣに準ずる者も含めた計画的な採用をした。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

＜配置人数＞（重複あり）

小学校	80人	中学校	80人	義務教育学校	1人	高等学校	44人
中等教育学校	6人	特別支援学校	16人	教育委員会	0人		

＜配置校数＞

小学校	331校	中学校	166校	義務教育学校	1校	高等学校	83校
中等教育学校	6校	特別支援学校	34校	教育委員会	0箇所		

＜資格＞

公認心理師	71人	臨床心理士	48人	精神科医	0人	大学教授等	6人
-------	-----	-------	-----	------	----	-------	----

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（**有**）・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・ 年度当初に、ＳＣ事業連絡会を開催し、活動方針や勤務について周知を図った。
- ・ 小・中学校、義務教育学校、特別支援学校については、ＳＣ等、学校の教育相談担当職員、市町村教育委員会担当者、県教育委員会担当者が出席し、活動方針等の説明を行った。
- ・ 高等学校、中等教育学校については、副校長及び教頭と新規採用のＳＣを対象とし、活動方針等の説明を行った。

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 特記事項なし

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒有・無）

- ・ 自宅にいる不登校児童生徒とのオンラインカウンセリングなど

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- 小・中学校、義務教育学校、特別支援学校に勤務するＳＣ及ＳＣに準ずる者
- 高等学校、中等教育学校に勤務するＳＣ及びＳＣに準ずる者

(2) 研修回数（頻度）

- 年間１回

(3) 研修内容

- 小・中学校、義務教育学校、特別支援学校（７月：オンラインによる複数会場参集型研修）
 - ・ 講義「スクールカウンセラーとして不登校支援をどのように行うか」

講師 県立新発田病院小児心身症科医師

- ・ グループ協議「不登校児童生徒への対応について」

- 高等学校、中等教育学校（８月：オンラインによる複数会場参集型研修）

- ・ 講義及び情報交換「緊急支援の流れ」 講師 生徒指導課所属臨床心理士
- ・ 講義及び協議「高等学校におけるＳＣの役割とチーム学校」 講師 岡山県ＳＣ

(4) 特に効果のあった研修内容

- 高等学校、中等教育学校の研修会において、チーム学校の作り方について、具体的な実践例から理論に基づいた方法論まで、幅広い視点から教示いただいた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（有・☒無）

○活用方法

- ・ 特記事項なし

(6) 課題

- 研修会アンケートからは、研修会に対する肯定的な意見が多い。年１回ではなく、複数回の実施を望む声が多いが、財政面から実現が厳しい状況にある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】希死念慮をもつ生徒のケアの活用事例（⑧心身の健康・保健）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

放課後、１人で下校するＡを学校から級友２人が見かけた。Ａは近くの橋の上で立ち止まり、川の下をじっと眺めていた。級友２人は心配になり、Ａのところへ駆けつけると、Ａは自殺をほのめかすことを言った。級友の１人が職員室へ行き、職員に知らせた。職員とともにＡは学校へ戻り、Ａ保護者に引き渡した。Ａ保護者に自殺予防リーフレット（県教委作成）を渡し、ハイリスクであること共有を図るとともに、家庭での見守りを依頼した。Ａ及び保護者にＳＣとの面談を設定した。保護者はＡを医療機関で受診させたいと考えていたため、ＳＳＷと連携して心療内科の受診へつなげた。

【事例 2】いじめ加害児童の心のケアの活用事例（②いじめ問題）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

Bは級友Xになりすまして、級友Yの筆入れにYの悪口を書いた紙を入れた。YはXに確認したが、Xは身に覚えがないため、XとYが担任に相談した。担任は学級の生徒全員からのアンケートや聴き取りを行った。加害者不明のまま、学年を巻き込んで大事になってきたため、Bは自分が加害者であることを担任に伝え、XとYに謝罪したい意向を伝えた。関係するすべての保護者に事実を説明し、Bが謝罪したい意向があることを伝えたが、XとYの保護者からは同意が得られなかった。学校が間に入って、謝罪の会が行われ、XとYの保護者から謝罪を受け入れてもらえたが、BとB保護者はこの件で憔悴した様子が伺えたため、ＳＣとの面談を勧めた。ＳＣはB及び保護者との面談内容を担任に伝え、学級での見守りのポイント等を助言した。

【事例 3】継続的な生徒の心のケアの活用事例（⑮性的な被害）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

Cは同級生の男子生徒からＳＮＳ上で自撮り動画の送信を求められたり、胸を触られたりするなどの被害を受けた。このことを養護教諭に相談したことで学校は事実を認知した。加害生徒は反省し行為は止んでいたが、Cはその後も、他者からの視線を気にしたり、誰かが追いかけて来たりする気持ちになるなど、学校へ行くことに恐怖を感じるようになっていた。すぐにCとＳＣとの面談を定期的に設定し、月３回程度のペースで半年近く面談を継続し、C及び保護者の不安の軽減を図った

【事例 4】教職員対象のゲートキーパーの研修事例（⑰）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

県立学校において、ＳＣを講師としてゲートキーパー研修を実施した。ゲートキーパーの役割や心得、事例研修をとおして、教職員が悩みや困り感を抱えた生徒に寄り添い、声をかけたり、話を聴いたりするなど、具体的に行動できるようになることで、学校の相談支援体制を整えた。

【事例 5】専門的な知見から教職員に助言をするための活用事例（⑲）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

県立学校において、ＳＣをいじめ対策組織の一員として位置付け、可能な範囲で会議に参加し、生徒や保護者との面談内容や記録について情報共有したり、専門的な知見からアセスメント（見立て）を行ったりした。また、生徒や保護者からの聴き取りや傾聴の仕方について助言を行った。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 令和４年度の相談件数 （ ）内は令和３年度の数値
 - 小・中・義務教育・特別支援学校の相談件数 30,054 件（ 30,536 件）
 - 中等教育・高等学校の相談件数 10,407 件（ 11,974 件）
- ＳＣを活用した校内研修等の実施校数
 - 小・中・義務教育・特別支援学校の実施校数 117 校
 - 中等教育・高等学校の実施校数 48 校

学校は、ＳＣ配置を生徒や保護者、教職員の悩みの軽減に効果があると考え、積極的に面談を設定している。相談件数は減少したが、ＳＣの勤務時間における相談時間の割合に大きな変化はなく、１件あたりの相談時間が長くなっている傾向が見られる。また、ＳＣによる児童生徒理解の校内研修の実施等の活用が進んでいる。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

① 昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ 相談希望件数の学校間格差が大きく、面談希望が多い学校において、勤務回数増加の要望がある。
- ・ 相談希望が多いため、S Cの校内研修等への活用が難しい。

<課題の原因>

- ・ 新型コロナウイルス感染症による学校や家庭、社会の変化に伴い、様々な悩みや困り感を抱えた相談者が増えている。
- ・ S C等の増員は、財政面や人材確保の面から早急な対応が難しい。

<解決に向け実施した取組>

- ・ S Cの1日の勤務を最大3分割での対応を認めている。学区の小・中学校間で情報交換をし、分割勤務を行うことで効率的に実施する。
- ・ 校内研修等の活用よりも児童生徒、保護者等との相談業務を優先するよう、年度初めの事業連絡会で説明し、周知を図る。

② 今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ 相談を希望する児童生徒及び保護者が多く、S Cから勤務回数の増加の要望がある。
- ・ 相談内容が多岐に渡っており、S Cから研修回数の増加の要望がある。
- ・ 相談希望が多いため、S Cの校内研修等への活用が難しい。

<課題の原因>

- ・ 新型コロナウイルス感染症による学校や家庭、社会の変化に伴い、様々な悩みや困り感を抱えた相談者が増えている。
- ・ 相談1件に係る時間が長くなってきており、勤務時間内での相談の設定が難しくなっている。

<解決に向けた取組>

- ・ 勤務回数の増加等の要望について、スクールカウンセラー等活用事業に係る予算の確保に努める。
- ・ S Cの1日の勤務を最大3分割での対応を認めている。学区の小・中学校間で情報交換をし、分割勤務を行うことで効率的に実施する。

富山県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和４年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、悩みを抱える児童生徒、保護者への相談・支援を行うなど、教育相談体制の充実を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

- 県内全公立小・中・義務教育学校（小学校１７４校、中学校７３校、義務教育学校３校）にスクールカウンセラーを配置する。
- 中学校区内での中学校と小学校間の情報共有や連携がスムーズに行われるよう、小中連携型スクールカウンセラーの配置時間の充実を図る。
- 学校が対応に苦慮するいじめ等の事案発生時に、いじめ対策カウンセラーを機動的に派遣する。
- 県立高等学校拠点校１６校にスクールカウンセラーを配置し、周辺の県立高等学校も支援する。
- 県公認心理師協会と連携し、人材確保に努めている。
- 令和２年度より、会計年度任用職員となり、公募による採用を行っている。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

小学校 : ８４人
中学校 : ６３人
義務教育学校 : ３人
高等学校 : ３０人
教育委員会等 : １４人

○配置校数

小学校 : １７４校
中学校 : ７３校
義務教育学校 : ３校
高等学校 : １６校
教育委員会等 : ２箇所

○資格（重複して資格を有している場合①→②→③→④→⑤の順に整理）

〈スクールカウンセラー〉

- | | | | |
|---------|-----|---|----|
| ① 公認心理師 | ６９人 | ④ 大学教授等 | １人 |
| ② 臨床心理士 | ６人 | ⑤ ①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 | １人 |
| ③ 精神科医 | ０人 | | |

〈スクールカウンセラーに準ずる者〉

- | | |
|---|-----|
| ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者 | １人 |
| ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、５年以上の経験を有する者 | １３人 |
| ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者 | ０人 |
| ④ 複数に該当する者及び、地方公共団体が認めた者 | ２人 |

○勤務形態について

単独校	１５小学校 週１時間	７１小学校 週２時間	２０小学校 週３時間
	６８小学校 週４時間		
	４中学校 週２時間	４３中学校 週４時間	２６中学校 週６時間
	３義務教育学校 週６時間		
拠点校	１６高等学校 実態に応じて	月１回４時間等	

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・☒無）

○ガイドラインの内容、周知方法

活動方針等に関する指針（ガイドライン）は策定していないが、それに準じたものとして、県教育委員会が作成したリーフレット「SC&SSWとのよりよい連携を目指して」「不登校児童生徒への支援の在り方について」を配付し、その中でスクールカウンセラーの役割や活動方針等、学校の教育相談体制の充実について周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

学校の管理職等を対象とした生徒指導推進会議（年2回）や学校訪問研修等において、教職員の理解促進に向けて周知を図っている。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・☒無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

○富山県スクールカウンセラー、市町村教育委員会事業担当者、県教育委員会事業担当者

(2) 研修回数（頻度）

○年1回

(3) 研修内容

○スクールカウンセラーの資質向上を目的とした講演の実施

講演 富山短期大学准教授 嶋野 珠生 氏による「子どもたちのSOSの見つけ方、受け止め方」

(4) 特に効果のあった研修内容

○子どものSOSの出し方教育及び教職員等によるSOSの見つけ方、受け止め方について

○自殺リスクが高くなってしまう自傷行為について

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（☒有・無）

○活用方法

・他のスクールカウンセラーの資質向上のため、申請を受けてSVがアセスメントの妥当性やスクールカウンセラーの在り方について助言等を行う。

(6) 課題

○スクールカウンセラーの資質・能力に応じた研修内容を組み立てることが難しい。

○研修会において講演を行う際の講師人材の確保が難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】いじめ問題のための活用事例（②いじめ問題）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

- ・高校生のＡとＢの間でトラブルがあり、お互いに相手を激しく非難するようになる。このことがきっかけで、Ａは教室に入れなくなる。
- ・学校はそれぞれをいじめとして認知し、ＡとＢそれぞれに対して指導を行った。スクールカウンセラーは、ＡとＢそれぞれに対してカウンセリングを行い、二人の心のケアに努めた。
- ・ケース会議では、スクールカウンセラーの助言もあり、二人の関係性の修復よりも、お互いに距離を置いてでも学校生活を円滑に送れることを優先した働きかけをすることについて共通理解を図る。
- ・二人が所属するクラスにおいて、スクールカウンセラーより「相手も自分も大切に自己表現コミュニケーション」についての講話を行った。
- ・お互いに自然な形で距離を置いて生活できるようになり、Ａは教室に入ることができるようになる。その後、二人の間でのトラブルは見られなくなっている。

【事例2】親からの虐待が疑われる児童のための活用事例（⑥家庭環境）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

- ・中学生のＣは、集中力が持続せず衝動的な行動を起こしやすいため、父親が本人の存在を否定するなどの言動をとることがあり、Ｃへの身体的および心理的虐待の兆候が見られた。このため、児童相談所等とも連携し、対応した。
- ・スクールカウンセラーは、Ｃの学校での様子を観察し、自尊感情が育まれるよう、折にふれて声かけを行った。あわせて、父親・母親とそれぞれ個別に面談を行い、Ｃの特性や心理学的な知見を総合して、Ｃに対する虐待や背後にある発達障害等の問題の見立てを行い、子育てをしていく上での両親の思いや悩みに寄り添いながら援助・介入した。
- ・Ｃの安心と成長につながるよう、カウンセラーとの面談を定期的に設定し、寄り添った支援を継続したことにより、次第に改善が確かなものとなった。保護者ともＣの長所や成長した面を共有した。現在は、虐待の兆候は見られなくなっている。

【事例3】家庭環境の影響で心身に不調を感じる児童のための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

- ・小学生のＤは、両親が離婚し、母子家庭となった。母親は家事や子育てに困難を抱えており、母親の気持ちが不安定になったり体調が悪くなったりすると、Ｄは欠席するようになった。
- ・スクールカウンセラーがＤと面談が行ったところ、Ｄが弟妹の面倒を見たり母親の買い物を手伝ったりなど、様々な手伝いをしていること、母親が夜に仕事に行くこと等が分かった。このため、児童相談所や市、学校、幼稚園が連携して定期的にケース会議を行い、家庭環境が整うように支援した。
- ・スクールカウンセラーは、Ｄと定期的に面談を行った。専門性を生かしたスクールカウンセラーの面談により、Ｄが心を開いて話をする場やＳＯＳを出せる場が保証され、安心した学校生活につながった。

【事例4】若手教員に対して児童生徒理解のための活用事例（⑪校内研修）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

- ・夏季休業中の時間を活用して、スクールカウンセラーが若手教員に対してエゴグラム（性格検査）を行い、若手教員の自己理解を深める研修を実施した。
- ・各教室の気にかかる児童と教員自身の性格の傾向を把握し、その性格に合った指導方法や、自己の性格を自分が望む方向に改善する方策などを学ぶことができた。
- ・指導が必要な児童へのよりよい関わり方や効果的な指導方法も知ることができ、学習指導や学級経営、生徒指導等に生かすことができるようになった。

【事例5】教員とＳＣによる役割分担を行った授業の活用事例（⑲教職員とＳＣ等の役割分担）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

- ・中学校における「ＳＯＳの出し方」に関する授業を行う際に、スクールカウンセラーがゲストティーチャーとして参加した。
- ・担任とスクールカウンセラーが役割分担を行い、担任が授業を進め、スクールカウンセラーは、専門的な立場から「ＳＯＳ

の出し方」の重要性や方法を詳しく説明した。スクールカウンセラーが丁寧に説明したことで、生徒の心の安定やコミュニケーション能力の向上がみられた。また、教職員のSOSの受け取り方の感度も上がった。

- ・スクールカウンセラーが各教室で授業を行うことで、生徒へのスクールカウンセラーの認知がすすみ、面談への障壁が低くなった。また、スクールカウンセラーが授業で行ったアンケートの分析を行い、今後の生徒指導に生かすことができた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

①相談等を行った人数（延べ人数）の増加

- ・令和４年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止等の影響もあり、相談等を行った人数（延べ人数）は、令和３年度と比較し、やや減少した。

H30	51,589人	R元	53,319人	R2	42,659人	R3	42,547人	R4	42,221人
-----	---------	----	---------	----	---------	----	---------	----	---------

※H30に全小中学校にスクールカウンセラーを配置

②学校における教育支援体制の充実

- ・スクールカウンセラーが、スクールソーシャルワーカーや、学級担任、養護教諭、生徒指導主事等と情報交換を行うことで、気になる児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒が置かれた現状、今後の支援の在り方や関わり方について共通理解を図ることができた。このことで、それぞれの立場でできる関わり方や接し方に対応することができ、保護者もつ悩みや児童生徒が抱える不安等に対するきめ細やかな支援につながった。
- ・小中連携型のスクールカウンセラーを配置することで、教育的支援が必要な児童生徒へのこれまでの支援の状況や、家庭環境等の情報等について、小中学校間の情報交換や支援の連携がスムーズに行われた。
- ・若手教員で児童生徒理解や保護者の対応に苦慮した場合、Q-Uの結果や生活アンケート、保護者との連絡帳によるやりとり等、具体的なものをもとに、スクールカウンセラーの専門的な見地からの意見やアドバイスを受けることができた。助言を受けた若手教員が自信をもって対応することができるなど、若手教員の育成につながった。

③児童生徒及び保護者に対する教育相談の充実

- ・スクールカウンセラーが守秘義務を踏まえ、第三者的な立場で専門的な視点から助言や支援を行うことが、保護者の間で語り継がれており、保護者は安心して悩み等を相談することができる状態になっている学校が多い。具体的な子どもへの接し方や受け止め方についてアドバイスを受けることで、スクールカウンセラーと保護者との信頼関係が構築され、学校と家庭の連携した支援を効果的に行うケースが多く見られる。
- ・スクールカウンセラーが全校生徒と個人面接を実施している学校では、普段の学校生活における何気ない悩みや不安を気軽に相談できる信頼関係が構築され、いじめや不登校等の未然防止、早期発見・早期対応につながった。
- ・小中連携型のスクールカウンセラーが、小学校で教育的な支援を行った児童や保護者に対して、中学校での学校生活の様子や小学校との違い等について、具体的な話をすることができた。このことで、中学校に入学後予想される学校不適応にも事前に対応することができ、不登校の未然防止につながった。

④職員研修等における教職員の資質向上の充実

- ・全職員が参加する校内研修等で、相談事例を用いた事案対応をもとに「支援の仕方」や「対応の方法」について意見交換の機会をつくり、スクールカウンセラーが講師となって助言する学校が見られた。教職員が児童生徒に対する見方や接し方等の改善や指導力向上を図ることができ、学級や学年運営に生かすことができた。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・市町村教育委員会からのスクールカウンセラーの配置時間数の増加への要望が強い。限られた予算の中でどのように配置するかが課題である。
- ・コロナ禍における不安や悩みへの対応や自殺予防のためのSOSの出し方教育等の研修を実施し、スクールカウンセラ

一の資質・能力の向上に努めてきた。今後は、新たな人材の確保とともに、SOSの受け止め方等に関する研修を実施する等、スクールカウンセラーの資質・能力の向上を図ることが必要である。

＜課題の原因＞

- ・コロナ禍における不安や悩み等へ対応するための専門性を有する有資格者等の人材確保が難しい。
- ・スクールカウンセラーとしての資質・能力の向上を図るための研修会を開催する際に、全てのスクールカウンセラーの要望や力量に応じた研修会になるように企画することが難しい場合がある。

＜解決に向けた取組＞

- ・県のホームページを利用した公募を行い、専門性を有する有資格者等の新しい人材を確保した。
- ・学校の教育相談体制の充実のため、新型コロナウイルス感染拡大の対策を施しながら、対面・集合型によるスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー合同研修会を実施し、最新の生徒指導上の課題を状況提供するなど、様々な問題に適切に対応できる資質・能力の育成に努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・近年、児童生徒の各課題が多様化、複雑化、複合化してきており、スクールカウンセラーにおいても、臨機応変な対応が求められるようになってきている。今後も、スクールカウンセラーの資質・能力の向上を図るとともに、新たな人材の確保に努めることが必要である。

＜課題の原因＞

- ・近年、いじめの認知件数、不登校児童生徒数等が増加傾向にある。また、虐待、ヤングケアラー等、様々な悩みや不安を抱える児童生徒も増加してきている。このように多様化、複雑化、複合化した課題に対応するための専門性を有する有資格者等の人材確保が難しい。
- ・スクールカウンセラーとしての資質・能力の向上を図るための研修会を開催する際に、全てのスクールカウンセラーの要望や力量に応じた研修会になるように企画することが難しい場合がある。

＜解決に向けた取組＞

- ・県のホームページを利用した公募を行うなどし、専門性を有する有資格者等の新しい人材を確保する。
- ・学校の教育相談体制の充実のため、引き続き、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー合同研修会を実施し、最新の生徒指導上の課題を状況提供するなど、様々な問題に適切に対応できる資質・能力の育成に努める。
- ・スーパーバイザーの活用を進め、多様な児童生徒の状況に応じ、スクールカウンセラーのカウンセリングやアセスメントに係るコンサルテーション機能の向上に努める。また、経験の浅いスクールカウンセラーに対して研修を行い、資質・能力の向上を図る。

石川教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に対応するため、学校における教育相談体制の充実を図ることを目的とし、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として配置し、児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者に対する助言・援助などを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

単独校方式

- ・スクールカウンセラー等を1校に配置し、当該校を担当する方式。
- ・近隣未配置校より要請があった場合は、スクールカウンセラー等を派遣できるものとする。ただし相談に要する時間は配置校の配当時間を活用するものとする。

拠点校方式

- ・中学校区程度の地域を単位とし、その域内にある学校の中の1校を拠点となる学校（拠点校）としてスクールカウンセラー等を配置し、当該校と域内の他の学校（対象校）を併せて担当する方式。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

※配置校人数について

小学校	：	85人	中学校	：	73人
高等学校	：	24人	義務教育学校	：	3人
教育支援センター	：	7人			

※配置校数について

小学校	：	197校	中学校	：	81校
高等学校	：	32校	義務教育学校	：	3校
教育支援センター	：	7箇所			

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて

①公認心理師	84人	②臨床心理士	9人
③精神科医	0人	④大学教授等	3人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 44人

※主な配置形態について

単独校	(週2日・1日3時間)	22中学校
	(週1日・1日3時間)	127小学校・54中学校

	(隔週 1 日・1 日 3 時間)	3 義務教育学校・3 2 高等学校
拠点校	(週 2 日・1 日 3 時間)	4 6 小学校
	(週 1 日・1 日 3 時間)	2 中学校
対象校	(月 3 ～ 4 時間)	3 中学校
教育支援センター	(月 3 ～ 6 時間)	2 4 小学校
		7 箇所

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ 有 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

事業実施前に、各学校の教育相談担当者（ＳＣ担当）とカウンセラー等を招集し、「スクールカウンセラー等活用事業に係る打合せ会」を開催。指針の内容について説明し、確認している。

各学校担当者とスクールカウンセラーとが、実施に向けて事前打合せを行うことで、有効な活用に向けて計画することができる。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・スクールカウンセラー全員を対象とする研修会を実施し、資質向上を図っている。
- ・石川県教員総合研修センターと連携し、スクールカウンセラーに準ずる者に対して研修の充実を図っている。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ 無 ）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー 9 6 名、スクールカウンセラーに準ずる者 4 6 名全員を対象として行うもの。

(2) 研修回数（頻度）

- ・県教育委員会主催の、全員を対象にした研修会…年間 1 回。
- ・県教育委員会主催の、準ずる者を対象とした研修会…年間 9 回。

(3) 研修内容

- ・県教育委員会主催で不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に関して専門的な知識を持った方を講師に招き、スクールカウンセラー等に対して学校への支援等の在り方について指導、助言を行う。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ネット社会の情報モラル教育についての研修
- ・発達障害についての研修
- ・不登校の未然防止や不登校児童生徒への支援についての研修
- ・子どもの不安の解消についての研修

- ・児童虐待への理解及び児童相談所の役割と連携の方法についての研修

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (有)

○活用方法

- ・SVを高等学校に配置し、近隣の小中学校に勤務するSCに対し、必要に応じて助言を行う。
- ・SC等全員を対象とした研修会において、準ずる者に対し、助言を行う。

(6) 課題

- ・スクールカウンセラー等の勤務日や勤務時間に制限があり、十分な校内研修の日程を確保することが困難。
- ・スクールカウンセラー等の資質向上を効率よく行うこと。
- ・スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフや外部機関との円滑な連携。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例(①不登校)＜SCの配置形態：単独校配置＞

小学生男子児童A。児童Aには不登校の中学生の兄がおり、次第に不登校傾向となった。兄はゲームやネット依存の状態にあり、児童Aもその影響を強く受けていた。保護者からSCとの面談希望があり、児童Aとの面談を実施した。また、保護者においても、SCから児童Aに対する支援について助言をもらうことで、心の安定を図ることができた。その後、継続的に面談を行うことで、児童Aは遅刻ぎみではあるが、毎日登校することができるようになった。

【事例2】問題行動への対応のための活用事例(⑤非行・不良行為)＜SCの配置形態：単独校配置＞

高校2年男子生徒B。中学時から問題行動があり、コミュニケーションが難しく、入学当初から対人トラブルや問題行動が多かったため、SCとの面談を実施。面談を継続的に行うことで、衝動的な行動を抑えることができるようになり、ストレスへの対処法も身に付けることができた。その後、教員に対し、自身の困りごとや気持ちを伝えることができるようになり、落ち着いていった。医療機関へ受診、学校、SC、医療機関が連携して当該生徒および保護者に対し、適切な支援を行っている。

【事例3】精神安定のための活用事例(⑯ヤングケアラー)＜SCの配置形態：単独校配置＞

高校2年男子生徒C。保護者の病気の発覚により、学習に加え、家事の負担が大きくなった。担任が心理面での不安定さに気づき、SCとの面談を行った。SCとの面談後、担任、部活動顧問、相談担当教諭、養護教委、SCでケース会議を実施。男子生徒Cへの面談の継続及び、見守りや声掛けの実施、保護者との連携を確認した。また、市役所窓口への家事代行支援といった自治体ごとに行なっている福祉サービスの内容確認や保護者・当該生徒への制度の紹介を実施するなど、男子生徒Cの心のケアを継続中である。

【事例4】自己理解のための活用事例(⑱教育プログラム)＜SCの配置形態：単独校配置＞

他人からの視線が気になる児童生徒が多くなっているように感じたため、児童生徒に対し、自己理解を深める教育プログラムを実施した。教育プログラムは、自己の良さを理解し、自己肯定感を高める内容であった。実施後、児童生徒は、自己の良さだけでなく、友達の良さにも目を向けるようになった。教員も、児童生徒の自己肯定感が高まるような支援を意識するようになった。

【事例5】役割分担の明確化のための活用事例(⑲教職員とSC等とのやくわり分担)

SC等とSC等が配置される学校の教育相談担当教員に、SC等活用事業の事業説明を行うことで、学校と

ＳＣの担う業務を明確化している。また、学校では、校内研修、教育プログラムの実施や関係機関との連携についてＳＣの果たす役割が大きいことから、ＳＣ等との業務内容について確認を適宜行っている。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間が増えた学校では、相談件数も増加し、不登校やいじめ相談をはじめ、友人関係や学業不振など、児童生徒の相談に幅広く対応することができた。
- ・令和４年度の相談件数は、前年度から約４００件増加した。相談内容別相談件数では、非行・不良行為に係る相談が６６％増、暴力等に係る相談が３０％増となる一方で、発達障害等に係る相談は１０％の減少が見られた。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・担い手が少ない地域での、スクールカウンセラー等の人材の確保。
- ・経験年数の少ないカウンセラー等に対するフォロー、育成体制の充実。
- ・スクールカウンセラーに準ずる者を中心とする資質向上。

<課題の原因>

- ・有資格者の居住地が都市部に多いため、通勤距離が長い地域への配置が難しい。
- ・小中学校全校配置に向け、毎年１０人前後のスクールカウンセラー等を増員してきた結果、スクールカウンセラー等としての経験の浅い方が増加してくることとなった。

<解決に向け実施した取組>

- ・配置できるＳＣが不足している地域の市町教育委員会と協力し、幅広く人材の確保に務める。その地域は、教員ＯＢ等にスクールカウンセラーに準ずる者として配置した。
- ・年度末に、次年度勤務予定のスクールカウンセラーに準ずる者を対象とする研修を実施した。
- ・教員総合研修センターとの連携のもと、スクールカウンセラーに準ずる者が参加できる研修を設定した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・担い手が少ない地域での、スクールカウンセラー等の人材の確保。
- ・経験年数の少ないカウンセラー等に対するフォロー、育成体制の充実。
- ・スクールカウンセラーに準ずる者を中心とする資質向上。

<課題の原因>

- ・有資格者の居住地が都市部に多いため、通勤距離が長い地域への配置が難しい。
- ・令和４年度では、前年度より１０人のスクールカウンセラー等を増員した結果、スクールカウンセラー等としての経験の浅い方が増加した。

<解決に向けた取組>

- ・ＳＣ等に、勤務可能地域を回答してもらい、ＳＣが不足している地域に配置した。
- ・ＳＣに準ずる者に対し、県教育総合研修センターと連携し、不登校やいじめ等の課題に関する研修を行った。また、経験の浅いＳＣ等に対し、ＳＣの基本的な役割についての研修を行った。

福井県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為等の諸問題行動に対応し、児童生徒や保護者の心のケア、教職員への助言等を行うために心理の専門家を配置し、問題行動等の未然防止や初期対応（早期発見・早期解決）、自立支援等を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

○配置について

- ・小中学校の配置について、単独校以外の中学校を拠点校、単独校以外の小学校を対象校とし、全校配置としている。対象校においては、中学校スクールカウンセラーが校区内対象校に対し、定期訪問および要請訪問を実施している。
- ・常駐のスクールカウンセラーを県教育委員会に2名配置し、緊急な事案や困難な事案等に対応できるようにしている。
- ・スーパーバイザーを県教育委員会に3名配置（1名は学校配置SC兼務）し、緊急な事案や困難な事案等に対応できるようにしている。

○任用について

- ・設置要綱に示す資格を有し、スクールカウンセラーとして採用を希望する者は、別に定める手続きにより教育長に申請するものとする。
- ・教育長は、申請者について面接を行い、任用の可否について総合的に判断する。ただし、良好な勤務実績があつて再任を希望する者については、面接を省くことがある。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	: 123人
中学校	: 76人
高等学校	: 8人
特別支援学校	: 7人
教育委員会等	: 2人

【配置校数】

小学校	: 183校
中学校	: 73校
高等学校	: 25校
特別支援学校	: 11校
教育委員会等	: 1箇所

【資格】

（1）スクールカウンセラーについて

- ①公認心理師 24人
- ②臨床心理士 46人（※①②の資格を重複して所持している人は、②の資格者として記載。）
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 1人
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以

上の経験を有する者 4人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 16人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 1人

【主な勤務形態】

単独校 14中学校 (週1日・1回3時間) (週1日・1回6時間) (週1日・1回7時間)
(週2日・8時間)

65小学校 (週1日・1回3時間) (週1日・1回4時間)

拠点校 58中学校 (週1日・1回2時間) (週1日・1回3時間) (週1日・1回4時間)
(週1日・1回5時間) (週1日・1回6時間) (週1日・1回7時間)
(週2日・8時間)

7高等学校 (週1日・1回4時間) (月2回・1回2時間)

1特別支援学校 (月1回・1回3時間)

対象校 1中学校 (週2日・1回3時間)

118小学校 (年間32時間) (年間36時間)

18高等学校 (月2回・1回2時間)

10特別支援学校 (月1回・1回3時間)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒ ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

福井県教育委員会が策定した活動方針に関する指針「スクールカウンセラーの効果的な活用について」を、年度初めの教育相談業務担当者研修時に配付し、SCの職務の内容や校内における体制づくり等について職員会議等で情報共有を依頼している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

SCによる校内研修を職員会議や長期休業時に実施している。また、SCの校内巡回、SCとTTによる授業、給食の時間を教職員と共有することで、生徒理解が進むことはもとより、SCの職務の理解促進にもつながっている。さらに、教育相談通信等により、SCの活動の周知を行っている。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒ ・ 無 ）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（辞令交付式時）
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、電話相談員（教育相談業務担当者研修時）

（2）研修回数（頻度）

年3回（4月・8月・11月）

（3）研修内容

- 業務についての指導・助言
- 教育相談業務関係に精通した大学教授等の講演・講義
- グループ別協議等

（4）特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校の教育相談担当等がグループになり、ロールプレイをして事例検討を行った。各々の立場について考えることができ、より良い連携の在り方について、理解を深めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（有・無）

○活用方法

- ・県内を2地域に分け、それぞれが担当している。
- ・緊急の事案や困難な事案等に対応している。
- ・採用年数の短い（1年目・2年目）スクールカウンセラー等へのスーパービジョンを行っている。
- ・その他、スクールカウンセラーの有効な活用方法等

（6）課題

配置の拡大により、若いスクールカウンセラーの数が増えてきており、教育相談技術や保護者とのかわり方、教職員との連携等、経験豊富なスクールカウンセラーがもつ知識や技術の伝達が必要である。スクールカウンセラー同士の交流の機会や積極的にスーパーバイズを受けられる仕組みを構築したい。

また、いじめ問題や不登校問題などの従来からのテーマのみならず、誤ったSNSの使い方やヤングケアラー、性自認に関する事などの今日的な問題についても研鑽できるよう、研修のテーマを吟味していく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】児童虐待の疑いのある家庭支援のための活用事例（⑫児童虐待）＜拠点校配置（児童虐待対策のための重点配置）＞

生徒Aは過去のS Cと面談の際に、学習に対し家の人がプレッシャーをかけてくるという相談があった。また、ある時の面談では、両親が弟と比較した差別がひどいという訴えがあった。テストの点数が低いとご飯を抜く、お小遣いを減額されるなどの父親の発言があり、そうされないよう努力をしているが、家にいることが辛いという訴えであった。S Cは、担任・管理職にも報告し、面談も継続している。兄弟との差別は心理的虐待でもあり、生徒が自分から働きかけることは難しい状態であるため、S Cが両親の関わりと本人の心身の状態を見立て、慎重に観察を行っている。虐待の兆候がある生徒については生徒とS Cの関係を早めに構築し、危険な兆候がある時にすぐに対応できる準備が大切である。

【事例2】生徒を取り巻く家庭環境の改善のための活用事例（⑥家庭環境（児童虐待、貧困の問題を除く）＜S Cの配置形態：単独校配置＞

生徒Bは、不満がたまると不安定になることがあり、S Cによるカウンセリングを何回か行ってきた。その後、本人のカウンセリングはしばらく行われなかったが、母親より家庭問題での相談の希望があった。母親も表情が暗く気分の落ち込みが見られた。母の相談から、家庭内で父親が暴れることで、生徒Bにストレスのかかる関わりが続いていることがわかった。家族療法として心理的距離をとるようにする提案がS Cからあり、母親が「依存関係」であることも認識し、トラブルが起きたときの対処がうまくいくようになった。継続的に母親をカウンセリングし、今は距離を置きながら家族として協力する形に落ち着いており、生徒も落ち着いた学校生活を送ることができている。S Cに具体的に様子を伝えることで、母親も問題を客観視でき、医療の提案を含め具体的な改善につながった。

【事例3】ヤングケアラー支援のための活用事例（⑯ヤングケアラー）＜S Cの配置形態：拠点校配置＞

本人よりS Cとの面談希望があり、面談を実施。家庭での家事、弟の世話など過度にしていること、そのために、登校に支障をきたしていることがわかった。S Cはすぐに担任、教育相談担当、指導部長、管理職とも情報を共有し、関係機関につなげるなどを検討。S Cは、その後、何度も面談をし、本人の希望により、自分で家族と話をしていきたいとのことであったので、細かくアドバイスをし、状況を観察。本人と家族との関係も改善することができ、勉強に集中することができるようになった。

【事例4】カウンセリングマインド育成のための活用事例（⑰校内研修）＜S Cの配置形態：単独校配置＞

「困り感を感じている子どもや保護者への支援の在り方」というテーマで、事例をもとに保護者や生徒の対応の仕方について、校内研修を実施した。また、スクールカウンセラーが生徒の様子を見て、最近気になることや先生方へのアドバイスなどを職員会議で伝えるようにした。学校や生徒の状況は変化があるので、その時その時に気がかりだと感じたことを、すぐに伝える機会をつくることができた。

【事例5】支援計画立案のための活用事例（⑲教職員とS C等の役割分担）＜S Cの配置形態：拠点校配置＞

S Cと生徒・保護者の面談後、該当生徒・保護者の心の安定が図られることが大きな成果として挙げられる。しかし、それだけでは安心した学校生活を継続していくことは難しい。面談後のS Cとのコンサルテーションはとても重要で、毎回、担任や教育相談担当がS Cからコンサルテーションを受けた。それを受けて、教育相談担当が教職員の役割分担や保護者への対応を考えて担任や学年主任と共有し、管理職の指示のもと今後の計画などを立案していくなど、チームでの対応につながった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

配置校（単独校と拠点校）に対して、年度末に調査研究報告書の提出、および年２回（７月と１２月）活用状況調査（スクールカウンセラーへの評価を含む）の提出を依頼している。また、スクールカウンセラーに対し、年２回（７月と１２月）自己振り返り調査を実施している。

成果として、学校で行われている定期的な個人面談、グループ面談では、学校生活の不適応の初期発見、児童生徒の変容や人間関係の情報を得ることができ、問題行動等や不登校の未然防止に大いに役立っている。さらに、教育プログラムを積極的に行うことにより、児童生徒がストレスとの向き合い方や、人との接し方を学べる等不登校の原因の一つである、不安感の解消の一助となっている。また、スクールカウンセラーは、専門的な知識をもち合わせており、教職員と異なる視点からのアドバイスがあり、生徒理解や生徒指導において、効果を発揮している。さらにケース会議や専門機関との連携に際し、助言はもとより、各機関を紹介したり、機関同士をつないだりと重要な役割を担っている。

<参考>

相談者数推移（実人数）

	児童・生徒	保護者	教職員	その他	計
３０年度	8,529	1,461	5,933	353	16,276
元年度	8,486	1,623	5,793	360	16,262
２年度	9,806	1,562	5,889	227	17,484
３年度	10,068	1,745	6,369	243	18,425

県内の問題行動について【国公立立】

■１０００人あたりのいじめの認知件数の推移

H30：１８．７件　Ｒ元：１７．２件　Ｒ２：１２．３件　Ｒ３：１７．０件（全国４７．７件）

■いじめの解消状況推移

H30：８１．３％　Ｒ元：８５．２％　Ｒ２：７８．３％　Ｒ３：８０．７％（全国８０．１％）

■１０００人あたりの不登校児童生徒の推移（小中のみ）

H30：１１．６人　Ｒ元：１３．３人　Ｒ２：１４．０人　Ｒ３：１７．８人（全国２５．７人）

※平成３０年度～令和３年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・児童生徒や保護者がＳＣに気軽に相談できていない現状がある。
- ・チーム学校としてのＳＣ

<課題の原因>

- ・児童生徒や保護者の中には、「カウンセリング＝精神的な疾患」ととらえている場合がある。
- ・教員とＳＣ双方によるチーム学校としての役割の確認、共通理解の不足

<解決に向けた取組>

- ・学校の広報だよりを活用し、ＳＣを紹介したり、カウンセリングの効用について理解を深めたりする。
また、教育相談に関する心のハードルを下げたり、理解を促すために、定期的に「教育相談ウィーク」等を設定する。
- ・年度初めの職員会議等で、教育相談体制についてＳＣを交えて共通理解の場を設定する。
- ・全員面談や教育プログラム等、気がかりな児童生徒の早期発見にＳＣを活用する。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ＳＣの多忙感の増加
- ・特定の児童生徒・保護者が繰り返し相談をする反面、新規の面談者があまり増えていない。

<課題の原因>

- ・児童生徒からの相談が、学校生活のみならず、家庭環境や発達障害などに起因すると思われるケースが増えており、相談や対応に時間がかかることが増えている。
- ・小学校からカウンセリングを受けている児童生徒やその保護者が、中学校進学後にもそのままカウンセリングを受けている。その数が増加していることで新たな面談者をつなぎにくい状況が生じている。

<解決に向けた取組>

- ・今日的な問題について研鑽できるよう、研修のテーマを精選し、ＳＣの資質向上につなげる。
- ・ＳＣにタブレットを配備し、オンラインでの面談や報告書作成等に活用し、相談業務以外の業務を効率よくこなし、相談時間の確保に努める。

山梨県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図り、もって教員の資質能力の向上に資することを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

令和4年度は、全公立小学校（166校）、全公立中学校（79校）並びに県立高等学校（12校）に配置した。可能な限り、中学校区単位で同一のスクールカウンセラーを配置することで、義務教育9年間を見通した支援ができるよう体制を整えた。

また、スクールカウンセラーは、配置された当該校を担当するほか、地域や学校の実情により、当該校の校長の指示により複数の学校を担当することができるようにしている。

さらに、令和2年度より、総合教育センターに指導的なスクールカウンセラーを配置した。児童生徒への相談や支援員への指導等のための定期的な訪問の他、学校配置スクールカウンセラーのみでは対応が困難な長期不登校児童生徒への対応ができるよう体制を整備している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

小学校 配置人数66人（うち準ずる者5人） 配置校166校 1日2～4時間×35週

中学校 配置人数59人（うち準ずる者4人） 配置校79校 1日4～8時間×35週

高校 配置人数9人（うち準ずる者6人） 配置校12校 1日4時間×35週

①公認心理師 14人 ②臨床心理士 9人 ③精神科医 0人 ④大学教授 1人

①② 48人 ①④ 2人 ①②④ 2人

⑤大学院修了 1人 ⑥大学・短大卒 7人 ⑦医師 0人

⑧その他で地方公共団体が認めた者 1人

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒ ・ 無）

○ガイドラインの内容、周知方法

平成19年にガイドラインを策定し、その都度、必要に応じて改訂を行ってきた。また令和2年度には、小学校への全校配置に合わせ、職能団体である臨床心理士会からの助言をいただきながら大幅な改訂を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

管理職を対象とした研修会において、事業説明を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用目的や意義、違い等についてガイドラインをもとに説明を行った。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒ ・ 無）

対面によるカウンセリングを原則とするが、感染症の蔓延等により対面でのカウンセリングが困難である場合は、個別でオンラインによる対応も可能とする。現段階では、オンラインカウンセリングを広く周知することはせず、あくまでも個別の対応にとどめる。令和4年度においては、数例だが、実施したとの報告を受けた。

令和4年度より総合教育センター内に設置した相談支援センターでは、オンラインによる教育相談を行うこととしており、パンフレットにもその旨を記載して周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者
教育相談担当教職員 ※第１回のみ

（２）研修回数（頻度）

年３回（５月・９月・２月）

５月：配信動画の視聴

９月：参集及びオンラインによる併用開催

２月：参集及びオンラインによる併用開催

（３）研修内容

５月：事業概要、勤務について、ガイドライン、児童生徒を取り巻く状況

９月：「性の多様性」、情報交換

２月：「生徒指導提要」、情報交換

（４）特に効果のあった研修内容

「生徒指導提要」

改訂の背景をはじめ、特に「チーム学校による生徒指導体制」「いじめ」「不登校」について、学習・協議を行った。スクールカウンセラーは一人職であるため、スクールカウンセラーにとってよりよい職場環境を作り出せるよう、生徒指導提要に記載されている内容をもとに、小グループによる情報交換を行った。またいじめや不登校についても理解を深め、これまでの対応を振り返るとともに、今後の支援に対する方策を見出すことができ、参加者から概ね良い評価をいただくことができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・)

○活用方法

スーパーバイザーは設置していないが、総合教育センターに指導的なスクールカウンセラーを配置し、スクールカウンセラーの抱えているケースについての相談に対応した。

（６）課題

感染症をはじめとする様々な面における価値観が多様化していることをはじめ、ヤングケアラーの問題や家庭の就労状況、ゲーム・インターネット依存、特別支援教育のニーズの増加等、児童生徒の置かれている状況が刻々と変化しているため、これまでの考え方にこだわらず、大学や職能団体と連携し、多角的な視点からの児童生徒理解、保護者対応等が求められる。

本県は、東京都や神奈川県から通勤するスクールカウンセラーもいるため、カウンセラー本人の状況及び地域の状況を十分に考慮した上で、柔軟な勤務ができるよう配慮する必要がある。また、オンラインカウンセリングを試みているが、ソフトの安全性等について検証が求められる。

動画視聴やZoom等によるオンライン研修が定着してきているが、一方でインターネット環境や操作技能の違い等を考慮する必要がある。また参集の開催を望む声も増えつつある。それぞれの良さを生かした研修となるよう、今後も参集とオンラインの併用開催を基本としつつ、研修内容の充実を図っていきたい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校対策のための活用事例（①不登校）＜拠点校配置＞

生徒Aは、祖父母と同居をしており、家庭内で自分が感染源となって新型コロナウイルス感染症を広げてしまうことへの極度の不安を感じていた。教室内でたくさんのクラスメイトと授業を受けたり給食を食べたりすることに大きな抵抗があり、欠席する日が増え、また登校しても別室で学習をしたりするようになっていった。スクールカウンセラーはAとその保護者の意向を聞き、いつでも教室に戻れるような環境を担任とつくりつつ、学習保障のための手立てを学校と協議した。学校行事にもできる範囲で参加することができ、またクラスメイトとの関わりを維持することで、不登校の深刻化を予防している。

【事例2】家庭環境改善のための活用事例（⑥家庭環境（児童虐待、貧困の問題を除く））＜対象校配置＞

児童Bは、家庭内において自傷行為を行った。これまでもBはたびたび心が不安定になり、担任をはじめ養護教諭等が積極的に声かけを行い様子をうかがっていたが、今回のことを受けて、Bの母親が依頼をして、母親とBのそれぞれがカウンセリングを実施することとなった。カウンセリングを通して、Bの自己肯定感が低いことや家族からの愛情が不足していること、母親がBの育児に対する悩みと父親への大きな不満を抱えていること等がわかった。自分を責めてしまう傾向がある母親にとってはカウンセリングが心を落ち着かせる良い機会となり、素直に愛情を伝えることができるようになることで母親の心が安定し、そのことがBの心を安定させることにつながったと思われる。今後も担任や養護教諭と連携しつつ、Bと母親への支援を継続していく必要がある。

【事例3】ヤングケアラー支援のための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜拠点校配置＞

生徒Cには、未就園の5歳になる弟がいる。両親ともに育児への関心が薄く、遅い時間に家族で外出することもあった。Cは大人しく真面目な性格であるがゆえに、自分よりも家族、特に弟を優先して日々の生活を送り、負担が大きい状態であった。

スクールカウンセラーによる生徒全員の面談がきっかけとなり継続したカウンセリングが行われた。Cが抱える悩みが明らかになったことにより、管理職やスクールソーシャルワーカーを加えたケース会議を実施し、関係機関とも連携しながら本生徒の負担を減らすことと、弟の保育園入所に向けた支援を行うことになった。

【事例4】校内研修のための活用事例（⑪校内研修）＜単独校配置＞

学校における具体的な事例を挙げ、思春期における精神的な問題と成人の問題では扱いが異なること、傾聴なども含むカウンセリングの技術や手法よりも相談者の様子から問題点を見立てることが重要であることなどを説明した。また、病院等における治療的なカウンセリングと学校等におけるカウンセリングとは、目指す目標が同一にならないことがあることも伝えた。

【事例5】教職員とSC等の役割分担のための活用事例（⑫教職員とSC等の役割分担）＜拠点校配置＞

年度初めの職員会議の際に、教職員とスクールカウンセラーのそれぞれの業務分担について確認がなされた。教育相談担当はいくつかの事例を挙げ、お互いが手を引くことでこぼれ落ちる子を生まないように、かつ、お互いの役割が明確になるよう、補足で説明をした。スクールカウンセラー本人にも管理職から伝えて理解を得て、コンサルテーションの時間を有効に活用することで相互に情報を提供し合い、業務の改善を図っている。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

・スクールカウンセラーへの相談状況（件）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
相談件数	16, 176	17, 355	19, 272	20, 002	21, 165

児童生徒数は年々減少しているが、相談件数は年々増加している。スクールカウンセラーが学校に定着していることと併せて、悩みを抱える児童生徒や保護者も増加していることが要因として考えられる。

・不登校児童生徒へのスクールカウンセラーによる支援状況

年度	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	124	128	168	190	253
中学校	307	403	434	420	443

令和２年度よりスクールカウンセラーを全公立小・中学校に配置したことにより、スクールカウンセラーへの相談を行った不登校児童生徒数が増加している。小学校での大きな増加が見られる。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策による児童生徒の置かれている状況について、いじめの状況や不登校等の実態の把握が必要である。
- ・ スクールカウンセラーを公立小・中学校に全校配置し、配置拡充がされている。今後は、より効果的な活用を行うため組織マネジメントの視点にたった教育相談体制を整える必要がある。

<課題の原因>

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策により、児童生徒のコミュニケーションのあり方をはじめ、様々な面における価値観が多様化していることが考えられる。また、ヤングケアラーの問題も浮上している。
- ・ 心理職がもつ専門性を学校の教職員が理解するとともに、学校の文化や制度をスクールカウンセラーが理解することが必要である。

<解決に向け実施した取組>

- ・ 各種調査の結果から読み取れる児童生徒の状況を、スクールカウンセラーに周知した。
- ・ スクールカウンセラーと学校の連携における好事例を取り上げ、研究協議を行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ スクールカウンセラーのスキルアップと人材確保。
- ・ 教職員とスクールカウンセラーの相互理解。

<課題の原因>

- ・ スクールカウンセラーが職として安定しない労働環境である。
- ・ 教職員とスクールカウンセラーが相互理解をする機会が少ない。

<解決に向けた取組>

- ・ 公務員としての側面に対して理解が得られるよう、会計年度任用職員の制度についての研修を行う。
- ・ 職能団体との打ち合わせを定期的に行い、スクールカウンセラーが抱える課題や任用上の問題、研修内容のニーズについて共有し、研修に取り入れる。
- ・ 配信動画の視聴による研修をスクールカウンセラーと教職員が一緒に視聴し、相談体制の構築に向けて共通理解を得られるようにする。

長野県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の悩みに適切且つ迅速に対応できるスクールカウンセラー（公認心理士・臨床心理士等）を配置し、学校内における相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

○配置及び派遣により、県内全ての公立学校に対応

- ・全ての市町村立小・中・義務教育学校（小学校 346 校、中学校 178 校、義務教育学校 5 校）にスクールカウンセラーを配置した。
- ・全ての県立高等学校（82 校）および特別支援学校（18 校）に学校からの要請に基づきスクールカウンセラーを派遣するため、教育事務所に（東信 19 名、南信 34 名、中信 25 名、北信 30 名）スクールカウンセラーを配置した。

○学校規模、児童生徒数、生徒指導上の課題等と S C の希望も考慮し各校の配置時間を決定

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

- ・小学校 : 90 人
- ・中学校 : 90 人
- ・義務教育学校 : 4 人
- ・高等学校 : 72 人（教育事務所配置の高等学校担当スクールカウンセラー数）
- ・特別支援学校 : 学校からの要請により教育事務所から派遣
- ・教育委員会等 : 1 人（長野県総合教育センター）

○配置校数

- ・小学校 : 346 校
- ・中学校 : 178 校
- ・義務教育学校 : 5 校
- ・高等学校 : 82 校（教育事務所からの派遣対応）
- ・特別支援学校 : 18 校（教育事務所からの派遣対応）
- ・教育委員会等 : 1 箇所（長野県総合教育センター）

○資格

（ア）スクールカウンセラーについて

- ① 公認心理師（⑤から⑧の者を除く） 31 人
 - ② 臨床心理士（⑤から⑧の者を除く） 8 人
 - ③ 精神科医（⑤から⑧の者を除く） 0 人
 - ④ 大学教授等（⑤から⑧の者を除く） 0 人
 - ⑤ ①②2つに該当する者 49 人
 - ⑥ ①④2つに該当する者 0 人
 - ⑦ ②④2つに該当する者 1 人
 - ⑧ ①②④3つに該当する者 5 人
- 計 95 人

(イ) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者（④の者を除く） 1人
 - ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者（④の者を除く） 12人
 - ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
 - ④ ①②2つに該当する者 0人
- 計13人

○主な配置形態について

- ・小学校 (週1回・各1時間)
- ・中学校 (週1回・各3時間)
- ・義務教育学校 (週1回・各4時間)
- ・高等学校 (週1回・各3時間)
- ・特別支援学校 (週1回・各1時間)
- ・教育委員会等 (週2回・各3時間)

○勤務形態

- ・すべての県スクールカウンセラー（スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者）は会計年度任用職員
- ・県スクールカウンセラーの令和4年度年間配当時間は1人あたり平均367時間
- ・県スクールカウンセラーと担当校で打ち合わせを行い、勤務日及び勤務時間を決定

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・活動方針等に関する指針として「県スクールカウンセラー事業の実施の手引き」を作成し、すべての配置校、派遣校に送付した。
- ・4月の教育相談関係者連絡会議において、「県スクールカウンセラー実施の手引き」を資料として、すべての公立中学校・高等学校の教育相談担当者とスクールカウンセラーに対して説明を行っている。令和4年度は感染症対策のため、スクールカウンセラーのみを参集し、同会議を実施。各学校担当者には、手引き等資料を郵送及びZoom会議にて周知を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・スクールカウンセラー事業クイックマニュアル（学校がスクールカウンセラーをスムーズに活用するための手引き）を発出し、スクールカウンセラーの効果的活用について周知を図った。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有）

- ・R4年度実績：実施回数（のべ）84回
→オンラインカウンセリングは、実施校から、臨時休業等の対応に限らず、学校に来られない生徒へのカウンセリングの方法として効果があるとの報告

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

長野県スクールカウンセラー

（2）研修回数（頻度）

・教育相談関係者連絡会議	（年1回・4地区開催）	全員参加
・SCとSSWとの合同研修会（連携に係わる事例検討会）	（年1回・4地区開催）	全員参加
・いじめ・不登校地域支援事業「地区推進会議」	（年2回・4地区開催）	希望参加
・いじめ・不登校地域支援事業「全県研修会」	（年2回開催）	希望参加
・自殺予防に関する教員研修会	（年1回・2地区開催）	希望参加

（3）研修内容

・教育相談関係者連絡会議	（年1回・4地区開催）	全員参加
--------------	-------------	------

○SCとSSWとの合同研修会（連携に係わる事例検討会）9月

- ・事例検討会を行いSCの支援、SSWの支援、それぞれの強みを知ることによって協働体制の構築を強化。

○いじめ・不登校地域支援事業「地区推進会議」（5月、10月）

- ・教育相談体制に関わる県の施策及び本県における生徒指導の現状と課題についての確認。

○いじめ・不登校地域支援事業「全県研修会」（7月、11月）

- ・いじめや不登校の防止、早期発見、早期対応に関わる研修を実施。

○自殺予防に関する教員研修会（7月）

- ・自殺予防に資する取組を、教員の指導支援力向上を目的として実施。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・SCとSSWとの合同研修会（連携に係わる事例検討会 同地区で開催）を令和2年度から実施。互いの連携経験が少ないことが課題であったが、合同研修を行うことで、多職種連携体制の構築が図られている。効果として、それぞれの強みを生かした支援に繋げることで、学校の負担減や児童生徒の支援にさらに結びついている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（無）

○活用方法

（6）課題

- ・支援の質の向上
- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携の促進

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①不登校）＜SCの配置形態：教育委員会等配置＞

○概要

- ・Aは中学時より相談室に登校をしており、通常学級には入らなかったと高校入学時に申し送りがあった。入学当初の早い段階

でA本人、保護者、担任、特別支援教育コーディネーターで支援会議を行った。

- ・中学校での様子、現在の心配事を共有し、Aが不安なことを話せる場所としてSCを紹介した。

○対応と成果

- ・SCの継続支援により、不登校のきっかけとなった出来事、原因や、家庭内での過去の出来事を話すことができた。
- ・SCのバックから不登校の背景にあるものを学年内で共有、少人数の講座へ移る等、学習環境の調整、配慮ができた。
- ・SCから居場所支援だけでなく、Aと他者の関われる場所を作った方がよいという助言を受け、Aと関わりの深い職員がそれとなく後押しする形で、文化祭（文化発表の助っ人として）に参加することができた。この部活動にはその後所属することとなり、話ができる友人ができた。
- ・継続カウンセリングにより大きく変化したこととして、Aが自己理解を深め、自身の不調時の原因を整理し、自分で対処できるようになっていった。
- ・継続カウンセリングにより、次第に自身の将来について打ち明けるようになり、進路希望を決めるきっかけともなった。進路希望が定まった後は、欠課数が減少した。
- ・1年次は相談室利用がかなり多かったが、長期欠席とはならなかった。2年次は欠課が徐々に減少し、無事進級した。3年次は相談室利用がほとんどなくなり、現在ほぼすべての授業に参加できている。
- ・SCと学校の協働から、①安全、安心の確保ができ、②その後社会的所属の欲求や活動が充実し、③自己実現に向かうことができた。

【事例2】いじめ問題のための活用事例（②いじめ問題）＜SCの配置形態：教育委員会等配置＞

○概要

- ・Aはストレス緩和のため自傷行為を繰り返すなど、不安定な状況で学校生活を送っており、遅刻、早退や保健室への来室も多かった。
- ・Aは学校内では4人のグループ（A、B、C、D）で行動することが多かったが、ある日BがAをLINEグループから削除した。削除はB単独ではなく、C、Dも同席し3人が合意の上で行われた。
- ・Bは数日前にAから暴言を吐かれた。それを見聞きしていたC、Dは、Aの言動や行動に精神的負担や苦しさを感じていた。B、C、Dは自分たちは被害者だと思っている。
- ・Aはこの件をきっかけに登校できなくなった。

○対応と成果

- ・校内のいじめ対策委員会で検討を開始、SCも参加し情報共有を行った。
- ・SCからはAに対しての心のケアや、今後の登校に向けた支援の見立て、B、C、Dに対してはこれまでの思いへの共感や今回の件についての聞き取りを行う際の助言があり、職員の連携した指導に繋がった。
- ・SCはAへのカウンセリングを行い、教職員はB、C、Dに対してLINEの件について事の重大さを理解させることができた。
- ・A、B、C、Dそれぞれの気持ちの整理ができたところで、互いの気持ちを理解するための丁寧な指導と支援双方を行った結果、和解に繋がり、Aも登校が再開した。
- ・状況が落ち着いた後も見守りを続け、学期末の三者面談において保護者同席のうえ、今回のグループ間のトラブルは解消となった。現在も状況は落ち着いている。

【事例3】性的被害の活用事例（⑮性的な被害）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

事例の性質上、校種等省略

○概要

- ・生徒Aは日頃から頭痛や腹痛、不調を訴えることがあり、保健室利用も多かった。また、普段替から言葉でうまく表現することは苦手で、表情も変わらないことが多かった。
- ・通学途中（交通機関）で体調を崩すことが複数回あり、SCに繋いだところ、過去に性的被害を受けていたことがわかり、SCは

本人の理解をとったうえで養護教諭に知らせた。

- ・カウンセリングの中で、外出や人込みの不安（回避症状）や集中力の低下、フラッシュバックにAが苦しんでいることがわかった。
- ・SCの見立てにより、継続したカウンセリングが行われ、性的トラウマの影響や、どのような時に不調をきたしやすいか、イライラするかなどAの不調のトリガーになっているものを特定し、時間をかけて辛いときの対処法、グラウンディングについてAに寄り添って対応し、職員へは学習環境で可能な配慮や調整について助言し、職員も安心して対応をすることができた。
- ・継続カウンセリングでセルフケアについても話をしている。

【事例4】ストレスマネジメントのための活用事例（⑱教育プログラム）＜教育委員会等配置＞

○目的 学校や家庭にある様々なストレスに対し、それらを完全に排除することは不可能である。どうすれば上手くつきあっていけるのか、「ストレスと上手に付き合う」という内容でSCが資料とプランを用意し、全校生徒を対象に心理教育を実践した。本部を会議室とし、各担任の指導の下、各教室をZoomで結び実施した。

○内容

・そもそも「ストレス」とは・適度なストレスは成長に必要と言われている・不安や悩みの心理的なストレスの対応を考えてみよう・情報収集と、よく考えて行動すること・「コーピング」とはストレス要因に対応、対処するためにとる行動・コーピングリストを作っておくと辛いときにすぐ活用できる・日記に書く、言語化することで感情をラベリングする・話す、言語化する、アウトプットで自分の気持ちが整理できる、見方が作れる。

○成果

・校内にてカウンセラーの周知や紹介をし、通信も出す等の工夫をしているが、カウンセリングは特別な事情の人が受けるものと思っている生徒はまだ多い。今回のプログラム実施後、カウンセリングの希望者が増加し、話を聞いてもらいたい、といった類の希望が増え、スクールカウンセラーがより身近に感じられたようである。

【事例5】ガイダンス&カウンセリング（チーム学校としての取組活用事例）（⑲教職員とSC等の役割分担）

＜SCの配置形態：教育委員会等配置＞

- ・最低月2回は終日SCが常駐できる体制を構築し、教職員のアセスメントからの相談はもちろんのこと、学校を通さずに自由にSCに相談できる体制を整えている。
- ・各階（各学年のフロア）にカウンセリングルームを設置し、教育相談担当職員が常駐できるような体制を作っている。各フロアに相談室を設けたことで生徒は困ったときに相談しやすく、担当職員は対応をコーディネートし、必要に応じてSCや関係機関に繋いでいる。
- ・問題行動が発生した場合、関わった生徒に対する生徒指導方針を定め、指導と合わせて「個別的教育支援計画」による生徒支援的な指導も同時に行っている。SCが生徒指導に関わることで、配慮事項を含めた支援の視点からの教育的指導が可能となる。
- ・多職種連携によって職員の負担軽減にもつながりたいが、授業を担当しながらの教育相談担当者の負担は大きい。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・教職員との情報共有、コンサルテーションを丁寧に行うことによる支援効果が学校より多く報告されている。
- ・SCがチーム学校の一員としての浸透度が上がり、学年会・職員会等に参加し、専門的立場からの助言を積極的に行っている。
- ・相談者数は年々増加しているが、小学校の相談件数が増加している。

2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・SCの計画的任用
- ・SCを活用した「予防的な取組」、「早期発見」、「SOSの出し方に関する教育」の推進

<課題の原因>

- ・県内における公認心理士、臨床心理士の人材不足
- ・不登校等、子どもをとりまく不安定な状況が増加している。

<解決に向け実施した取組>

- ・平成30年度、元年度に「予防的な取組」、「早期発見の取組」、「SOSの出し方に関する教育」の推進を県内5校でモデル実施、令和2年度以降は全公立小中学校にて取組の実施を推進している。
- ・年2回、県心理士協会との懇談の場を設け、スクールカウンセラー事業への協力について共通理解を図る。
- ・公認心理士養成コースを設置している2大学から学生実習を受け入れ、スクールカウンセラーの必要性ややりがいについて講義を実施。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・SCの支援の質の向上
- ・SCの計画的任用

<課題の原因>

- ・SCへの助言、バックアップサポートを行うSVの設置がない
- ・県内における公認心理士、臨床心理士の人材不足

<解決に向けた取組>

- ・「緊急支援ガイドライン」作成WGを立ち上げ、現在項目立ておよび作成に入っている。
- ・SC、SSWの合同研修会においては、事例検討により互いの強みを生かした連携方法や、支援の「行き詰まり」への対処も検討する。また、ミニ研修をプラスする等内容のブラッシュアップを図る。
- ・年に2回、県心理士協会との懇談の場を設け、事業への協力やSCの専門的資質の向上（研修体制の見直しやSCへの助言、バックアップサポートを行うSVの設置等）、意見交換を実施する。

岐阜県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ、暴力行為等の生徒指導上の問題への対応にあたっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るとともに、生徒指導上の問題への早期発見・早期対応、未然防止の取組を行うことで、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

■小・中学校・義務教育学校配置について

- ・県内全中学校・義務教育学校を拠点校として、各中学校区・義務教育学校にスクールカウンセラーを配置し、校区の全ての小学校を対象校とした。
- ・問題行動等の発生件数や別室登校の児童生徒数を踏まえ、103中学校区・義務教育学校にスクールカウンセラーに準ずる者（以下スクール相談員）を配置した。
- ・令和2年度より問題行動等の多い22中学校区・義務教育学校にスクールカウンセラー及びスクール相談員を常駐的配置とした。
- ・令和元年度より、全小学校に年間2回12時間の配置拡充し、スクールカウンセラーの「顔の見える紹介」と「人間関係形成の集団指導」を進めた。令和3年度にはスクールカウンセラーを活用した生徒向けの「SOSの出し方に関する教育」に係る予算を計上し、不登校のみならず自殺企図や希死念慮などの児童生徒が抱える諸課題への未然防止、早期支援につなげている。
- ・市町村教育委員会の指導のもと、校区の小・中学校・義務教育学校が相談して活用計画を立て、全ての学校においてスクールカウンセラー等が活用できるようにしている。

■公立高等学校・特別支援学校配置について

- ・1回2時間を原則とし、月1回～3回、全ての公立高等学校及び特別支援学校へスクールカウンセラーを配置した。
- ・入試について県外募集を実施している18校に対して、通常配置に加えて年9回配置した。
- ・配置回数にはスクールカウンセラーを活用した校内研修1回の実施を含むよう配慮した。

■教育委員会等配置について

- ・岐阜県教育支援センター「Gープレイス」に1回4時間を原則とし、週5日配置した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

■配置人数

[スクールカウンセラー]

中学校区 : 127人（高特兼務SC含む）
高等学校 : 10人（特支兼務SC含む）
特別支援学校 : 4人
教育委員会等 : 4人
SV専任 : 2人

[スクール相談員]

中学校区 : 81人
高等学校 : 35人

■資格

[スクールカウンセラー]

① 公認心理師 120人
② 臨床心理士 107人
③ 大学教授等 6人

[スクール相談員]

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 16人（①②に該当する者は①とする。）
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者 91人

■配置校数

小学校 : 356校
中学校 : 172校うち103校にスクール相談員を配置（拠点校配置）
義務教育学校 : 3校
高等学校 : 66校（単独校配置）うち35校にスクール相談員を配置
特別支援学校 : 22校（単独校配置）
教育委員会等 : 2箇所

■主な勤務形態・配置形態について

【小・中・義務教育学校】

学校規模、教育相談ニーズ等に応じて5段階の配置

	[スクールカウンセラー]	[スクール相談員]
A配置（22校区）	1回3時間週5回	1回3時間週5回
B配置（39校区）	1回6時間週1.5回	1回6時間週1回
C配置（42校区）	1回6時間週1回	1回6時間週1回
D配置（30校区）	1回6時間週1回	
E配置（42校区）	1回6時間週0.5回	

【高等学校】勤務時間：1回2時間

学校規模、教育相談ニーズに応じて3段階の配置

年間28回・・・3校
年間19回・・・20校
年間10回・・・43校

【特別支援学校】勤務時間：1回2時間

【教育委員会等】勤務時間：1回4時間

年間10回・・・22校

教育事務所 年間35回 総合教育センター 週5回

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（☒有・☐無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・年度当初の研修会等において、教育相談担当者、スクールカウンセラー等及びスクールソーシャルワーカーへ「SC、S相及びSSW活用ハンドブック～SC等やSSWの連携による教育相談体制の充実を図るために～」について情報提供をした。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・第1回スクールカウンセラー等連絡協議会において、各校の教育相談担当者に対して、事業概要や重点施策に係る説明会を実施した。
- ・教職員対象経年研修「教育相談」の講座において、教育相談体制の充実に向けてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー専門スタッフの参画について周知した。（全11講座）
- ・高校、特別支援学校担当者会議において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を促進した。（全14回）

- ・スクールカウンセラー等が「SOSの出し方に関する教育」「話の聞き方」「上手なメッセージの伝え方」「LGBTQ」「トークの原則」「自傷行為」等の職員研修を実施した。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウセリング等の実施の有無（ 有 ・ ☒ 無 ）

- ・オンラインカウンセリングについては岐阜県スクールカウンセラースーパーバイザーとも協議し1対1のカウンセリングの保障ができないことや表情の見えづらさがあることから実施していない。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

①スクールカウンセラー等連絡協議会

- ・小・中・義務教育学校及び高等学校、特別支援学校 教育相談担当者
- ・スクールカウンセラー、スクール相談員

②スーパーバイザーによる個人面接と訪問指導

- ・スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

①県内6教育事務所において年間2回（4月～5月と8月）開催した。新型コロナウイルス感染症対策のためWeb（オンライン）にて実施。

②個人面接を、スクールカウンセラーとしての勤務3年未満の者は年2回、3年以上の者は年1回実施。訪問指導は本人又は学校、スーパーバイザーの希望により年2回（1～2時間/1回）実施。

(3) 研修内容

①スクールカウンセラー等連絡協議会

- ・スクールカウンセラー等活用事業の概要と事務手続きについて
- ・教育相談担当者、スクールカウンセラー、スクール相談員の役割と心構えについて
- ・各教育事務所管内の不登校の現状と課題
- ・大学教授による講話
- ・各中学校区別連絡会

②スクールカウンセラー個別研修

- ・児童生徒理解の在り方
- ・児童生徒、保護者への教育相談の手法
- ・教職員への支援・助言の在り方
- ・その他教育相談に関して必要と認められるもの

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・スーパーバイザーによる個人面接では、スクールカウンセラーの見立ての妥当性等について示唆を受けることができた。特に、経験の浅いスクールカウンセラーにとっては、スーパーバイザーからの指導・助言が有効であり、カウンセラー業務で生かすことができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○OSVの設置（ ☒ 有 ・ 無 ） 6教育事務所に7名配置

○活用方法

①スクールカウンセラーに対する指導・助言

〔活用の場〕スクールカウンセラー等連絡協議会、スクールカウンセラーへの個別研修

②県内の活動状況のとりまとめ、事業の方向性等についての検討

〔活用の場〕スクールカウンセラースーパーバイザー連絡協議会（年2回）及び連絡会（年3回）

③児童生徒の抱える課題解決を図るために必要と認められること

〔活用の場〕教育事務所や市町村（組合）教育委員会、学校等の主催する教育相談に関する研修
学校でのコンサルテーション等

（６）課題

- ・スクールカウンセラー等の配置拡充に伴い、新規スクールカウンセラー等が増加しており、県内のスクールカウンセラー等の力量に差があることは否めない。スクールカウンセラー等の専門性の向上に資する研修について検討する必要がある。
- ・スクールカウンセラー等に求められる学校現場のニーズに応じた研修内容を検討し、スクールカウンセラー等連絡協議会において研修を企画する必要がある。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校のための活用事例（①不登校）＜拠点校配置（いじめ・不登校対策のための重点配置）＞

- ・不登校傾向の保護者が、定期的にカウンセリングを受けることで保護者の心の安定につながった。
- ・スクールカウンセラーとの関りが、不登校児童の心の拠り所になり、登校に誘うきっかけとなった。
- ・スクールカウンセラーからの情報により、起こりそうな問題を未然に防ぐことができ、不登校児をクラスで温かく迎えることができた。

【事例２】小中連携の活用事例（⑪小中連携）＜拠点校配置＞

- ・スクールカウンセラーが小学校にも兼務していることで、兄弟関係のある児童生徒及び保護者の情報を共有することができた。進級しても継続した支援が受けられている。
- ・配慮が必要な生徒について中学校入学にあたり、小・中学校の教育相談担当がこまめに情報交流し、スクールカウンセラーから助言を受け、中学校での支援につなげることができるようにした。
- ・スクール相談員が小・中学校の兄弟姉妹に対して教員に同行して家庭訪問を行い、小・中学校の枠を超えた支援を行い、情報を共有することができた。

【事例３】⑮性的な被害 ⑯ヤングケアラーについて記載できる具体事例はない。

【事例４】教育相談体制の充実のための活用事例（⑰校内研修 ⑱教育プログラム）＜拠点校配置＞

- ・スクールカウンセラーによる学校職員に対するコンサルテーションを実施することが出来た。カウンセリング前には、学校が抱えている対象生徒の様子や、学校が対応について困っている点などを情報共有し、カウンセリング後は、情報共有した内容に沿った生徒支援の具体的な方法について助言を受け、生徒が所属する学年職員はもちろんのこと、関係職員と情報共有し、共通理解の上、丁寧な対応を心がけることができた。
- ・心の健康に関する授業内容（構成的グループ・エンカウンター）を、スクールカウンセラーが主導で全学年授業を行い、子ども同士の人間関係を深める機会とすることができた。
- ・ＳＯＳの出し方に関する教育、心の健康教育などの職員研修を実施の時間数が増え、教職員の資質向上のためのスクールカウンセラーの活用を図ることができた。
- ・「アンガーマネジメント」の授業を行った。児童の感想では怒りのコントロールや自己理解・他者理解について、気づきがあった。相談したい人の中にスクールカウンセラーを挙げる児童も数名おり、継続した体験カウンセリングの成果とも言える。

【事例５】チーム学校としての活用事例（⑲教職員とＳＣ等の役割分担）＜拠点校配置＞

- ・月に一度、スクールカウンセラー、スクール相談員、教相、相談室担当、養護教諭、教頭で教育相談部会を設け、個別対応が必要とされる生徒の情報共有や対応の仕方を検討し、連携しながらチームで対応することができた。
- ・主幹教諭が教育相談コーディネーターとしての役割を果たし、スクールカウンセラー、スクール相談員

と学校職員及び小・中学校をコーディネートして活用を充実させることができた。

- ・年度に数回、スクールカウンセラーとスクール相談員の勤務日を同日にするよう配慮することで、双方を交えた打合せを行うことができ、今後の支援の方向性を明確にもつことができた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

表２②「相談者別相談人数の推移（人）」にあるように児童生徒のカウンセリングに対するニーズは右肩上がりが高まっている。また、表２①②にあるように令和３年度からカウンセリング人数が大きく増えている。令和４年度も同程度の人数であることや令和元年からの推移、平均値からみてもスクールカウンセラーによるカウンセリングがどの相談者に対しても定着していることがうかがえる。

相談内容別人数では「⑪心身の健康・保健」に次いで「①不登校」の相談人数が多い。県内における不登校の児童生徒数は増加しているが、スクールカウンセラーによるカウンセリングが児童生徒の心の拠り所となり、登校に向かうきっかけとなったケースや不登校の児童生徒をもつ保護者の心の安定につながったケースが多数報告されている。また、①不登校や②いじめ問題、③暴力行為、⑧非行不良行為、⑩教職員との関係、⑬発達障害等について、教職員の相談者数が児童生徒や保護者の相談者数を上回っている。教職員が児童生徒や保護者の心の不安や悩みに寄り添い、抱える諸問題を解決するためにスクールカウンセラー等と協同・連携しながらチーム学校として取り組もうとする試みが増えてきている。

自殺・不登校未然防止に関わる「ＳＯＳの出し方に関する教育」を協力して進めたり、「話の聞き方」「上手なメッセージの伝え方」「ＬＧＢＴＱ」「トークの原則」「自傷行為」等のテーマで職員研修を実施したりするなどスクールカウンセラー等はチーム学校の一員として重要な役割を担い成果を出し続けている。

【表１：令和３年度相談内容別・相談者別人数（延べ人数）】

相談内容 相談者	① 不登校	② いじめ の問題	③ 暴力 行為	④ 児童 虐待	⑤ 友人 関係	⑥ 貧困 の問題	⑦ ヤン グー	⑧ 非行 不良 行為	⑨ 家庭 環境 (⑧、⑨も 含む)	⑩ 教職 員と の 関係	⑪ 心身 の健 康	⑫ 学業 ・進 路	⑬ 発達 障害 等	⑭ その 他の 内 容	相 談 者 合 計 (人)
児童生徒	2,617	77	40	32	2,323	2	15	39	2,421	183	5,987	1,395	1,109	1,708	17,948
保護者	2,801	41	20	3	217	0	0	21	713	62	1,645	325	1,009	135	6,992
教職員	3,102	107	64	23	1,069	0	1	43	1,724	202	4,402	729	1,485	964	13,915
その他	25	0	0	0	1	0	0	0	5	2	18	1	4	9	65
合計	8,545	225	124	58	3,610	2	16	103	4,863	449	12,052	2,450	3,607	2,816	38,920

【表２①：学校種別相談者数の推移（人）】

	R1	R2	R3	R4	平均
小学校	14,975	14,847	16,743	16,395	15,740
中学校	18,562	17,854	18,969	18,409	18,449
義務教育学校	344	150	113	132	185
高等学校	3,001	2,989	3,504	3,029	3,131
特別支援学校	602	699	770	955	757

【表２②：相談者別相談人数の推移（人）】

	R1	R2	R3	R4	平均
児童生徒	15,438	15,614	17,795	17,948	16,699
保護者	7,867	7,110	7,884	6,992	7,463
教職員	14,009	13,659	14,300	13,915	13,971
その他	170	156	120	65	128
合計	37,484	36,539	40,099	38,920	38,261

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・より多くのカウンセリング希望に対応するための相談時間を確保した。
- ・教育プログラム等を含めたチーム学校の一員としてのスクールカウンセラー等の資質向上を図った。

<課題の原因>

- ・児童生徒の多様化する相談内容やカウンセリングニーズの高まりが見られた。

- ・スクールカウンセラー等の配置時間拡充に伴う新規採用者が増加した。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・スクールカウンセラー等がチーム学校の一員として協同・連携してできるよう学校規模や不登校やいじめ等の問題行動の状況に応じて複数配置を図った。学校の教育相談担当等が計画的にスクールカウンセラーによるカウンセリングを進め相談時間の確保に努めた。
- ・スクールカウンセラー等連絡協議会、S V面接を実施するとともに、必要に応じてS V訪問指導を行いスーパーバイザーから学校現場における助言を受けられる研修体制を進めた。
- ・スクールカウンセラースーパーバイザー連絡協議会を年2回、連絡会を年3回実施し、スクールカウンセラーに指導・助言をするスーパーバイザーと事業の方向性等について協議した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・スクールカウンセラーやスクール相談員の人材を確保する。
- ・多くのカウンセリング希望に対応できる時間を確保する。

＜課題の原因＞

- ・有資格者等の地域的な不足が見られる。
- ・児童生徒はもちろん保護者や教職員のカウンセリングや相談ニーズの高まりがある。

＜解決に向けた取組＞

- ・県HPでの公募等、募集についての周知を図るとともに県臨床心理士・公認心理師協会にも周知依頼し、スクールカウンセラー等の新規採用や再任用を図る。
- ・限られた時間の中でのスクールカウンセラー等の活用の在り方（【事例5】にある好例等）を不登校対策担当研修会やスクールカウンセラースーパーバイザー連絡協議会等で広めていく。
- ・多くの相談ニーズに応えることができるよう県費以外の支援員やスクールソーシャルワーカーとの連携活用を教育相談に関わる研修会議で広めたり、県事業のスペシャリストサポート（専門家の派遣）の周知を図ったりする。

静岡県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、その専門性を生かして学校における教育相談機能を高め、問題行動や不登校等の未然防止や早期発見、早期対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

【小・中学校】

原則として中学校区ごとに同じスクールカウンセラーを配置している（小中連携型）。

問題行動等への早期対応を図るため、学校規模（児童生徒数）に応じて配置時数を定めている。。

採用については、ホームページにて選考・登録案内を掲載して募集を行い、新規任用希望者は面接により選考する。継続任用希望者は、勤務校の学校長による勤務評価等を基に判断する。

【高等学校】

拠点校 32 校に年間 140 時間。派遣を依頼する学校は、拠点校に打診し、拠点校が調整する。

【特別支援学校】

県立特別支援学校に 12 人のカウンセラーを拠点校配置した。県内に学校が点在しているため、カウンセラーの担当範囲が広く、人材が不足していることが課題である。

採用に当たっては、スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として必要な資格の確認のほか、志願資料や面接等で特別支援学校該当児童生徒についての知識や対応の経験等を確認した上で選考する。心理面だけでなく、業務を進める上で障害についての理解も必要であり、その条件を満たす人材を確保するため、心理師協会に照会を依頼している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

ア 配置人数及び配置校数

【小・中学校】 142 人 小学校 311 校、中学校 166 校（義務教育学校を含む）

【高等学校】 42 人 40 校（うち 8 校は重点巡回校）

【特別支援学校】 12 人 13 校（拠点校方式、全 39 校に派遣）

イ 資格

【小・中学校】

①公認心理師（48 人） ②臨床心理士（6 人） ③①かつ②に該当（52 人）

④①かつ②に該当し、大学教授（1 人） ⑤①から④を除く経験 5 年以上（35 人）

【高等学校】

公認心理師、臨床心理士、教育カウンセラー、学校心理士、認定カウンセラー、学校カウンセラー、臨床発達心理士、認定心理士、産業カウンセラー、社会福祉士、精神保健福祉士、ガイダンスカウンセラー

【特別支援学校】

①公認心理士（7 人） ②臨床心理士（4 人） ③大学教授等（1 人）

ウ 主な勤務形態

①単独校 3 中学校（月 3 回、1 回 7 時間） 拠点校 163 中学校（月 3 回、1 回 7 時間）

対象校 311 小学校（月 2 回、1 回 7 時間）

②拠点校 13 特別支援学校（週 1 日・1 回 6 時間） 対象校 39 特別支援学校（週 1 日・1 回 6 時間）

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

【小・中学校】 ガイドラインの策定無

4月に「スクールカウンセラー等活用事業合同連絡協議会」を開催し、基本方針や事業内容の概要について、スクールカウンセラー等、学校担当者、市町教委担当者に伝達している。連絡協議会の中では、業務内容、相談体制の充実、小・中学校の連携、市町教育委員会の連携等を、基本方針として伝達している。また、活動内容の詳細は、Q & A集として示し、周知を図っている。

【高等学校】 ガイドラインの策定有

静岡県立高等学校スクールカウンセラー派遣事業実施要領を定め、すべての県立高等学校に周知している。

【特別支援学校】 ガイドラインの策定無

ガイドラインは作成していないが、Q & Aを作成している。相談体制や校内連携、カウンセラーの活用事例等を掲載し、全カウンセラーと全校に周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

【小・中学校】

生徒指導担当者連絡会の行政説明の中で、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題についての現状を伝え、スクールカウンセラーの効果的な活用を呼び掛けている。

【高等学校】

生徒指導主事研修会の所管事項説明で事業について取り上げ、周知している。

【特別支援学校】

各校で、年度初めの学校だより等を通じてカウンセラーの紹介をし、相談体制について周知した。高等部分校生徒に対し、新入生オリエンテーションでカウンセラーと直接話す機会を設け親しみやすくした。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ ☒ 有 ・ 無 ）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

【小・中学校】 全スクールカウンセラー等

【高等学校】 未実施

【特別支援学校】 全スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

【小・中学校】

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会（年1回）
- ・スクールカウンセラースキルアップ研修会（年2回 1、2年目＋希望者対象）
- ・スクールカウンセラー研修会（年1回）

【特別支援学校】

県立特別支援学校スクールカウンセラー連絡協議会（年1回）

(3) 研修内容

【小・中学校】

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会

基本方針や事業内容の概要について、スクールカウンセラー等、学校担当者、市町教委担当者に伝

達するとともに、中学校区ごとに本年度の勤務計画を立て、本事業の推進を図る。

- ・スクールカウンセラースキルアップ研修会

経験の少ないスクールカウンセラー等が、職責を自覚し、学校での勤務の在り方や心構えについて理解を深め、資質の向上を図る。

- ・スクールカウンセラー研修会

生徒指導上の今日的な課題に対応するため、心理臨床に係る専門性の向上を図る研修会を企画・運営する。

【特別支援学校】

事業説明、相談体制のあり方の共通理解、各校の相談事例と対応についての協議等を行う。

(4) 特に効果のあった研修内容

【小・中学校】

- ・年度当初に連絡協議会を行い、スクールカウンセラー等、学校担当者、市町教委担当者が顔を合わせ、事業の共通理解を図れたことは、事業を円滑に進めていく上で大変有意義であった。
- ・各種講話を通して、スクールカウンセラー等の専門性を高めることにつながった。
- ・スーパーバイザーによるグループスーパービジョンを通して、日頃の悩みを解決する一助となった。
- ・県公認心理師協会の協力を得て、講師による講話を開催した。求める内容について、質の高い学びを行うことができた。

【特別支援学校】

校内の教職員や外部機関との連携の取り方について、好例や課題を共有することができた。LGBTQ や SNS など今日的な相談内容について、基本的な対応方法や対応事例を共有できた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

【小・中学校】

○SVの設置有（4人）

○活用方法

- ・年間6回行われるスクールカウンセラー等活用事業検討会議において、担当指導主事とともに各研修会の内容等を検討し、本事業の推進について助言する。
- ・各研修会において、スクールカウンセラー等に対する講義やグループスーパービジョンを行う。

【高等学校】

SVの設置の無

【特別支援学校】

SVを委嘱し、カウンセラーからの相談について、随時対応している。（年間6回）

(6) 課題

【小・中学校】

経験の少ないスクールカウンセラー等に対して更なる資質向上を図りたいと考えているが、研修の機会をこれ以上増やすことが難しいため、個々の自己研鑽に委ねる部分が多い。

【特別支援学校】

連絡協議会で挙げた課題や対策等について、全ての学校に共通理解を図るとともに、担当者や管理職を含めた共有の場や方法をもつこと。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校対策のための活用事例（①不登校）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

中学3年生のA子は両親と妹の4人家族であるが、本生徒は近くの祖母の自宅から通学している。母親はA

子の父親とは離婚、その後再婚して妹が生まれたために、中1より家族から離れ学区の違う祖母の自宅から通学。小2の頃から不登校気味になり、小3～小6までは登校と欠席が半々ぐらいであった。中学に入学後、1学期はほとんど休むことなく登校していたが、夏休み明けぐらいから休むようになり、3学期は全くの欠席。中2になっても不登校状態が続いたが、6月から相談室登校をはじめ、相談室登校は嫌がらずに継続できるようになった。中2になってから月に2回SC面接、心の教室相談員が生活を支え、本生徒と相談してその日の日課を組み、時間が合えば個々の教員が個別の授業をしたり、給食にはクラスメートが来てくれたりした。この間何回かクラスに入る試みをするもいずれも成功しなかった。中3の夏にはサポート校への進学を希望、目標ができてからは休むことも遅刻することなくなり、学習により集中して取り組むようになった。オープンキャンパスにも積極的に参加するようになり、卒業式に参加することはできなかったが校長から卒業証書を直接もらい巣立っていった。

【事例1】性的マイノリティのための活用事例（⑧心身の健康保持）＜SCの配置形態：派遣依頼＞

性別違和に関わる悩みを抱える生徒。定期的にカウンセリングを実施している。学校生活に問題はないが、将来に対する不安や、受診したい思いが強すぎる時があった。保護者に話すことや、同じような悩みを抱える人と関われる場所に参加してみることを助言した。また、保護者と本人にどのような支援をすべきかについて協議した。

【事例2】いじめ対策のための活用事例（②いじめ）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

中2のA子は、常にメモ帳を持っていた。ある日の放課後、A子とそのメモ帳に記録しているとたまたま通りかかったB男が取り上げ見始めた。A子が返してもらうために近寄ると、B男はC男に渡し、さらにC男はD男に、D男はE男にといった具合に4人の男子生徒に回し読みされた。A子が泣き始めると、メモ帳を投げ返し4人ともに逃げていった。すぐにA子は担任に報告、翌日にSCがA子と面接し1週間前からこのような状態が続いていることが明らかになり、SCの依頼を受けて早急に学年会議が開かれ「いじめ」として対応することとした。翌日に同じ時間帯に4人の生徒に教師が並行して指導を行った。A子はカウンセリングを再度希望したためにSC面接をしばらく続けることし、4人の男子生徒に対してはSCがフォローアップの面接を1回ずつ行った。A子に対する4人の男子生徒の感情は、恋愛感情、あこがれ、恨み、妬みなどさまざまであったが、フォローアップの面接ではそれらの感情とストレス状況を生徒ともに共有した。3か月ごとにチェックし再発は見られていない。

【事例3】性的な被害のための活用事例（⑮）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

小学6年生の兄から小学5年生の妹が性的な被害に遭っていた事例。母親が見つけた時には半年経過していた。母親から児童相談所と小学校に連絡があり、兄は一時保護となった。緊急で児童相談所から1名、市教委から1名、校長、教頭、養護教諭、担任、学年主任、SC、SSWでケース会議を開き、今後の見通し及び役割分担を話し合った。SCの役割は被害女児とのカウンセリングを定期的に行い、何か変化があれば小学校を通して児童相談所に報告することとなった。事件発覚から数ヶ月経った現在、定期的にケース会議を行いつつSCによるカウンセリングで被害女児を見守っているが、大きな変化なく経過している。

【事例3】ヤングケアラーの可能性のある生徒のための活用事例（⑯ヤングケアラー）＜SCの配置形態：派遣依頼＞

中学校よりヤングケアラーの可能性があると連絡があった生徒。母子家庭の5人兄弟であり、家庭の都合で土日の部活動を休むことがある。9月に欠席が多くなったため、カウンセラーとの面談を実施。本人は特に困っていることはないと話したが、担任や部活動顧問と連携をとり、様子をみていくことにした。

【事例4】校内研修のための活用事例（⑰校内研修）＜SCの配置形態：単独校配置＞

コロナ禍による生活様式の変化やそれに伴うストレスの影響を鑑み、子どもたちのストレス反応の理解と対応について大人が学ぶことを目的に小学校の健康指導部が企画した。当該SCに講話を依頼し、学校の地域性や盛り込む内容についてもSCとの事前打ち合わせを念入りに行ない校内での学校保健委員会として実施し

た。演題を「コロナ禍を生きる子どもたちの育ちを支える」とし、①コロナ禍が子どもたちに与える影響、②今を生きる子どもたちに一番伝えたいのは『一人で悩みを抱えすぎないでね』ということ、③実は問題行動も子どもからの SOS、援助希求行動であることが多い、④甘えを受け止めてもらえるということの意味、甘やかされることとの違い、⑤問題行動の処方箋、⑥「たすけて」が出せない子どもたちの背景、⑦自傷行為や自殺のほのめかしがあったときの対応、⑧「SOS の出し方教育」への期待、そしてセットでなされるべき「SOS を受け止める大人側の点検」、⑨私たち大人自身のセルフケアについて行った。実施後の教職員へのコンサルテーションに関し、対象児童の背景や心配な点について、講座でのエッセンスが盛り込まれた内容の事前情報が寄せられるようになり、ケース会議のさらなる充実につながっている、とケース会議チーム（管理職、コーディネーター、養護教諭、SC）は感じている。

【事例 5】⑨教員と SC 等の役割分担

中学校において、不登校生徒と別室登校生徒について、教員は都合のつくときに顔を合わせることであった。ただ、常にまとまった時間をとることは難しかったので、カウンセラーとの面接を行うことで状況の把握を補完するようにしていた。内容的には学業や進路のことは教員、精神的なことや家庭の状況などはカウンセラーが中心に担うようにしていた。教員は学業、進路、カウンセラーは精神的なこと、家庭のことしか話をしないということではなく、その場で話を聞いたうえで教員、SC へと誘導をするようにした。教員とは随時、カウンセラーとは一週間から一か月に一回程度の面接を行えるように心がけ、予定を作成した。

【4】成果と今後の課題等

【小・中学校】

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

ア 児童生徒や保護者への対応に加え、教職員へのコンサルテーションという面からも、校内で欠かすことのできない存在として活躍するスクールカウンセラーが多い。

イ スクールカウンセラーを中学校区ごとに配置し、「学区の SC」として小・中学校 9 年間を見通した関わりを行うことで、子供や保護者に大きな安心感を与えている。定期的な連絡協議会や小中合同のケース会議等にも SC が参加しやすく、小中連携の推進や、問題の早期発見にも役立っている。

○スクールカウンセラー等の相談・助言件数の推移

年度	H30 年度		R 1 年度		R 2 年度		R 3 年度		R 4 年度	
相談・助言件数	103,589		105,022		111,276		110,528		115,722	
内訳	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒（相談）	13,823	18,389	13,255	18,530	14,722	20,943	16,148	21,167	16,104	22,618
保護者（相談）	16,081	10,026	17,171	10,906	17,294	9,923	16,583	11,473	17,281	10,383
教職員（助言）	23,317	21,953	24,636	20,524	25,219	23,265	23,214	21,943	26,302	23,034
計	53,221	50,368	55,062	49,960	57,145	54,131	55,945	54,583	59,687	56,035

○相談・助言内容

	小学校児童	小学校保護者	小学校教職員	中学校生徒	中学校保護者	中学校教職員
1 位	19.6% 友達	17.9% 健康・保健	17.6% 発達上問題	21.2% 健康・保健	20.1% 不登校	19.4% 健康・保健
2 位	17.2% 健康・保健	17.3% 発達上問題	16.5% 健康・保健	17.1% 学習・進路	18.4% 健康・保健	16.5% 不登校
3 位	16.8% 家族	13.6% 学習・進路	15.1% 家族	16.2% 家族	15.6% 学習・進路	14.9% 家族

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和 3 年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

ア 配置時数の拡充が課題である。 イ SC の人材確保及び資質の向上が課題である。

<課題の原因>

ア 国庫補助額の大幅な増額が見込めない状況にある中、有資格者の増加、国庫補助額の伸び悩みにより、配置時数が減少傾向にある。

イ 地域によってはＳＣが不足しており、配置や配置換えが困難である場合が散見されている。また、経験が少ないＳＣ等に対して更なる資質向上を図りたいと考えているが、配置時数が減る中、研修の機会をこれ以上増やすことが難しい状況にある。

<解決に向け実施した取組>

ア 今後も配置拡充に向けて予算確保に努める。

イ 関係機関と連携し、中山間地域における適切な人材の確保に努めるとともに、スーパーバイザーの積極的な活用や、県公認心理師協会との連携を視野に入れ、研修会等の充実に努める。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

ア 配置時数の拡充 イ ＳＣの資質の向上

<課題の原因>

ア 県としての予算確保は行ったが、国庫補助額の減少により、配置時数が減少傾向にある。

イ 経験が少ないＳＣ等に対して更なる資質向上を図りたいと考えているが、配置時数が減る中、研修の機会をこれ以上増やすことが難しい状況にある。

<解決に向けた取組>

ア 今後も配置拡充に向けて予算確保に努める。

イ スーパーバイザーの積極的な活用をするとともに、県公認心理師協会等とより連携を深め、研修会等の充実に努める。

【高等学校】

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

①相談対応実績

	総時間数	相談件数	内訳			
			生徒	保護者	教職員	区別なし・不明
令和２年度	2,016	1,953	843	363	746	6
令和３年度	1,758	2,035	749	334	919	33
令和４年度	1,978	2,021	881	346	794	0

②各校の設置状況（在籍児童生徒の障害種や発達段階等）を踏まえつつ、スクールカウンセラーとしての専門性を生かし、児童生徒や保護者へのカウンセリング、教職員への適切な指導助言が実施できた。

③スクールカウンセラーの役割の理解やカウンセリングの効果の実感等から、生徒からの相談件数が増加した。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

課題１

<課題の概要> 生徒指導的なケースへの対応が遅いと感じることがある。

<課題の原因> 学校と関係機関とをつなぐ役割や体制が、学校によって異なる。

<解決に向け実施した取組> 学校と外部機関をつなぐコーディネーター等の役割の明確にした。

課題２

<課題の概要> 性に関する相談ケースへの対応

<課題の原因> 性に関する相談で、相談者とカウンセラーが異性である。

<解決に向け実施した取組> 同性での対応ができるように、拠点校間でカウンセラーの勤務時間の調整

と、オンラインでの相談を可とした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞ 当該児童生徒のこれまでのカウンセリングの履歴が分からない

＜課題の原因＞ 前籍校でのカウンセリングの履歴について引き継がれていない。また、同一校でも、担当するカウンセラーが替わると前年度までの履歴が把握できないことがある。

＜解決に向けた取組＞ 個別の教育支援計画や引継ぎ資料への記載など、学校に提示していく。

愛知県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等の児童生徒の諸課題への対応にあたっては、学校におけるカウンセリング等の教育相談機能の充実を図ることが重要である。本県では、学校教育相談体制を充実させるために、児童生徒の心の問題等に関して高度な専門的知識・経験のあるスクールカウンセラーを、市町村教育委員会及び県立高等学校・特別支援学校に派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者等への助言を行っている。

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校、高等学校、特別支援学校は拠点校方式、中学校は単独もしくは小中連携型配置で全校に配置するとともに、スクールカウンセラースーパーバイザーを愛知県総合教育センターに7名配置している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

勤務形態（校数） ※全小中学校、高等学校、特別支援学校に配置

- ・ 小学校拠点校配置（131校）
年34週×1回6時間＋年1週×1回4時間を配置
- ・ 中学校単独校配置（186校）
年34週×1回6時間＋年1週×1回4時間を基本に配置
- ・ 小中連携型配置（117校）
中学校には中学校単独校配置時間を基本に、小学校1校当たり52時間を配置
- ・ 義務教育学校（2校）
年34週×1回6時間＋年1週×1回4時間を基本に配置
- ・ 全日制課程高等学校（通信制課程含む）（121校）
年14日～20日 1回7時間を基本に配置
- ・ 全日制課程・定時制課程併置高等学校（28校）
年14日～34日 1回4時間及び7時間を基本に配置
- ・ 特別支援学校（5校）
年40週 1回7時間を拠点校1校に配置

資格

- ・ 公認心理師61人 臨床心理士42人 公認心理士かつ臨床心理士297人
公認心理師かつ大学教授等1人 臨床心理士かつ大学教授等1人
公認心理師かつ精神科医かつ大学教授等1人
- ・ スクールカウンセラーに準ずる者 7人

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（**有**）・ 無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・ 学校教育相談体制におけるスクールカウンセラー・ガイドライン（小中学校及び義務教育学校教職員スクールカウンセラー用リーフレット）を毎年改訂し、県内市町村教育委員会の指導主事に対して、ガイドラインについての周知を行った。

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 市町村教育委員会教育相談担当者を対象とした研修会の実施（年度当初）
- ・ スクールカウンセラー活用実績に基づく効果指標を用いた理解促進

(5) オンラインカウンセリング等

- オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒有・無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- ・ 小・中・義務教育・特別支援・高等学校スクールカウンセラー
- ・ 高等学校スクールカウンセラー担当者 ・ 相談業務担当者（教育相談担当教員）

(2) 研修回数（頻度）

- ① スクールカウンセラー連絡協議会 年1回
- ② スクールカウンセラースーパーバイザー巡回指導（小・中学校） 年1、2回

(3) 研修内容

- ① スクールカウンセラー連絡協議会
 - ・ スクールカウンセラー設置事業についての説明
 - ・ グループ協議及び情報交換
 - ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる講話及び指導助言
- ② スクールカウンセラースーパーバイザー巡回指導
 - ・ 学校勤務経験の浅いスクールカウンセラーへの指導助言

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 「スクールカウンセラーを交えた学校教育相談体制について」等の議題でグループ協議を行った。
- ・ 普段一人で業務を行っているので、同じ地区のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの情報交換を行うことは、カウンセリング業務においても、よい影響を与えることができたという声があった。
- ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる少経験者への巡回指導では、スクールカウンセラー本人が抱えている事案に対する見立てをスーパーバイザーが共有し、一緒に手立てを考えることを通して、スクールカウンセラーが実務的な助言を得ることができ、相談活動に生かすことができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置（☒有・無）
 - ・ 平成24年度から愛知県総合教育センターにスクールカウンセラースーパーバイザーを3名配置している。平成27年度からは5名、令和4年度からは7名を配置している。
- 活用方法
 - ・ 重篤かつ緊急な事案に対応したり、学校での勤務経験の浅いスクールカウンセラーへの巡回指導を行ったりすることで、相談体制の充実やスクールカウンセラーの資質向上を図っている。また、スクールカウンセラースーパーバイザーによる指導が必要であると判断した場合には、経験のあるスクールカウンセラーも巡回対象としている。
 - ・ スクールカウンセラー連絡協議会等の研修の場において、スクールカウンセラー及びスクールカウンセラー担当教員に対し、指導・助言・講話を行っている。

(6) 課題（R4 SC実績報告書より）

- ・ 小学校においては、今回の相談までの期間が1ヶ月以上に先になったケースが1,094件あり、そのうち、最終的に面談を実施できずに終わってしまったケースが154件あった。継続的な相談ができないので、少なくとも毎月は必ず来校してほしいという声が多かった。
- ・ 「時間が不足している活動」について、小学校、中学校いずれにおいても、教員との打合せの時間が不足していると答えた学校が最も多く、特に中学校は全体の2/3を超えていた。（小302校、中219校）次いで相談時間が不足していると答えた学校が多かった。（小245校、中170校）。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】登校渋りのための活用事例（①不登校④友人関係）＜拠点校配置（いじめ・不登校対策のための重点配置）＞

1 概要

生徒Aは小学校3年生の当初は登校できていたが、6月より不登校になる。生徒Aが不登校になる前から母親はスクールカウンセラーと面談しており、子育てについて相談していた。中学校入学当初から、母親の送り迎えで、週1日～2日、1時間程度の別室登校をしていた。2年生になり、生徒Aが「通常の学級で授業を受けたい」という思いが出てきたため挑戦した結果、ストレスが重なり2学期から別室登校もつらくなってしまう状況が生まれた。2学期後半からは、これまでの登校状況に近い状態にまで持ち直してきた。

2 スクールカウンセラーの活用

不登校になった当初からカウンセリングを受けている。小学校と中学校が同じカウンセラーであるため、情報が共有でき、小学校卒業から中学校入学に向け、事前のつなぎ役としてスクールカウンセラーが効果的に活用できた。週1回のカウンセリングを定期的にするすることで、母子の状況を踏まえ、教員がアドバイスを受けながら、生徒Aへの対応ができた。その結果、学校への登校回数が増えたり、給食が食べられるようになったりするなど、中学校の2年間で飛躍的にできることが増えた。

3 チーム学校としての対応や他機関との協働の工夫等

2で述べた職員の情報共有により、別室対応の際、どの教員も同じスタンスで対応ができた。週3日勤務となる心の健康相談員と、入学前から関わり、現在では給食を一緒に食べて過ごしているなど、心の健康相談員との関係作りにスクールカウンセラーとの情報交換が効果的に働いている。給食を職員室に取りに来ることで、別室を出る機会が増えた。それ以外でも、別室対応の教員で、さまざまな教科の学習をサポートしている。本人の情報を教員が共有することで、別室外でも生徒Aにとって安心できる活動を増やすことができた。

【事例2】児童虐待家庭のための活用事例（⑫児童虐待）＜拠点校配置＞

1 概要

児童Aは、父親から突き飛ばされるなどの暴力を振るわれることがあった。

2 スクールカウンセラーの活用

児童Aは、友人との人間関係のトラブルをきっかけにスクールカウンセラーの相談にかかっていた。カウンセリングの効果もあり、児童Aは友人との関係を少しずつ修復することができ、問題は解消に向かった。カウンセリングを通じて、スクールカウンセラーに信頼を置いた児童Aは、友人との問題が解消した後も、スクールカウンセラーに学校や家庭のことについての悩み事を相談していた。ある日、児童Aはスクールカウンセラーに対し、「誰にも言わないでほしい」と前置きをしたうえで、保護者から度々身体的虐待を受けることがあること、苦しい時には自傷行為を行ってしまうことを打ち明けた。スクールカウンセラーは、児童Aに対し、「あなたを守ってくれる大人に伝えるべき」と伝え、本人の了承を得たうえで、校長を通じて児童相談所へ通告した。

3 チーム学校としての対応や他機関との協働の工夫等

カウンセリング後には、児童Aの状況について、スクールカウンセラーと管理職や学級担任等が情報を共有しながら児童Aを支援してきた。児童相談所への通告後、児童Aは一時的に入院をしたものの、その後家庭へと戻された。学校は学級担任をはじめ、なるべく多くの教職員が児童Aとこれまで以上に積極的に関わっていくことで、児童AがSOSを発信できる相手を増やすとともに、多くの目で、児童Aの変化を見守り、校内支援委員会で定期的に情報共有を行うとともに、異常が見られた場合には、関係機関との連携を積極的に図るようにしている。

【事例3】ヤングケアラー生徒のための活用事例（⑯ヤングケアラー）＜拠点校配置＞

1 概要

女子生徒Aは、中2の冬から不登校傾向になった。欠席当初の理由は、妹が通う幼稚園が新型コロナウイルス感染症に罹患した数が増加し、中学校に通わせるのが心配という理由だった。しかし、新型コロナウイルス感染症が収まっても、Aを登校させる兆しがなく、長期欠席が続いていた。担任の情報から、保護者は仕事に出かけるため、Aが妹の面倒を見ているということが明らかになった。Aは3年生進級と同時に、別室（支援室）登校ができるようになった。少しずつ教員に心を開くようになり、親への不信感や小学生の頃のいじめ、死にたいという気持ちについて話した。Aの「幼稚園児の妹の面倒を見るのが大変、でも親には言えない」という気持ちを共感的に受け止め、A自身のことも大切にしてほしいと伝えた。

2 スクールカウンセラーの活用

Aが自傷行為について、複数の教員に相談したため、Aの心のサインと受け止め、スクールカウンセラーの相談を一度受けてみるように勧めた。初めは、スクールカウンセラーの相談に抵抗感を示していたが、自分の話を聞いてもらいたいという思いが強く、少しずつ自分の気持ちを出せるようになった。安心して話を聞いてもらえる居場所を多くつくることで別室登校をしながら、教室の授業にも少しずつ参加できるようになった。

3 チーム学校としての対応や他機関との協働の工夫等

Aの自殺願望や自傷行為の情報をつかんだ時には、校長、教頭、担任、養護教諭、支援室担当、生徒指導部会、スクールカウンセラー等と情報共有し、本人の表情や言動を注意深く観察するように心がけた。担任は、スクールカウンセラーの助言を受けながら、Aと保護者への対応を中心となって行い、家庭とのつながりをもつようにした。

【事例4】研修のための活用事例（⑰校内研修）＜拠点校配置＞

1 対象

教職員

2 概要

SCを講師に迎えての現職教育を実施

3 スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーを講師に迎えての現職教育を2回実施した。1回目は、スクールカウンセラーが職員への事前アンケートをとり、「自己表現の苦手な生徒が多い」との意見をもとに「アサーション」について研修をした。シナリオで自己表現のパターンを体験したりすることで自分も相手も大切にしながらコミュニケーションをとることの大切さを学んだ。

2回目は、コグトレ（認知機能トレーニング）について研修をした。漢字や文字がなかなか覚えられない子が多い等の事前アンケート結果をうけ、日常生活や学校生活に取り入れられるコグトレを体験した。コグトレの書籍等も紹介していただき実際に学級でも取り入れて行うことができた。

【事例5】該当校教職員とS C, S S Wの連携における活用事例（⑩教職員とS C等との役割分担）＜拠点校配置＞

1 概要

生徒Aは中学3年生。小学校2年生より不登校となった。小学校時代は担任が関わりを続けたが、なかなか成果は出なかった。中学に入り、1年生・2年生の間は担任と養護教諭が中心で関わりを続けた。保護者の困り感から、保護者が担任に相談し、担任がS Cとつないだ。

2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

該当学校教頭からの依頼で、ケース会議を開いた。参加は、教頭、担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、町健康子育て課、町福祉課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校教育課指導主事であった。日本福祉大学の先生にも入っていただいた。その中で「役割分担をして、このケースにあたる」という合意形成をすることができた。保護者はスクールカウンセラーに心を開いており関係性ができているので、スクールカウンセラーから「スクールソーシャルワーカーさんに会ってみませんか」「相談機関としては、町の健康子育て課や福祉課（15歳以降）がありますよ」ということも促し、心をほぐした保護者が「では、会ってみたいと思います」と話され、スクールソーシャルワーカーや関係機関とつながることができた。同時に、保護者の困り感をじっくり聞くのはスクールカウンセラーの役割として、月に1回来校していただき相談活動を重ねることができた。その結果、少しずつではあるが、生徒Aがスクールカウンセラーに心を開く様子がみられるようになった。

3 チーム学校としての対応や他機関との協働の工夫等

その後も、ケース会議に参加したメンバーで情報共有を行い、役割分担をしながら根気強く生徒Aとその保護者に接していくことができた。長年、完全に心を閉ざしていた保護者・生徒Aに対して変化を見ることができたことは、成果であった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

【小・中学校】

【小学校・義務教育学校前期課程】

項 目	R4		R3	
	学校数	割合	学校数	割合
A 不登校の児童が、別室登校等よい方向に変化した。	186	49.7%	146	42.8%
B 不登校児童の保護者の心が安定してきた。	271	72.5%	225	66.0%
C 登校しぶりの児童が、登校できるようになってきた。			157	46.0%
D 登校しぶり児童の保護者の心が安定してきた。			241	70.7%
E いじめに関わった児童の心が安定してきた。	61	16.3%	19	5.6%
F いじめに関わった児童の保護者の心が安定してきた。	53	14.2%	18	5.3%
G 友人関係で悩んでいる児童の心が安定してきた。	226	60.4%	209	61.3%
H 友人関係で悩んでいる児童の保護者の心が安定してきた。	180	48.1%	155	45.5%
I 心身の発達について相談があった児童の心が安定してきた。	233	62.3%	246	72.1%
J 心身の発達について相談があった児童の保護者の心が安定してきた。	289	77.3%	296	86.8%
K 教員のカウンセリングマインドを高めることができた。	194	51.9%	204	59.8%
L スクールカウンセラーのアドバイスで早期に対応できた。	233	62.3%	234	68.6%
M 学校体制で相談活動ができるようになった。	198	52.9%	203	59.5%

調査対象校数 374校 341校

【中学校・義務教育学校後期課程】

項 目	R4		R3	
	学校数	割合	学校数	割合
A 不登校の生徒が、別室登校等よい方向に変化した。	222	73.3%	198	65.3%
B 不登校生徒の保護者の心が安定してきた。	268	88.4%	259	85.5%
C 登校しぶりの生徒が、登校できるようになってきた。			162	53.5%
D 登校しぶり生徒の保護者の心が安定してきた。			200	66.0%
E いじめに関わった生徒の心が安定してきた。	52	17.2%	19	6.3%
F いじめに関わった生徒の保護者の心が安定してきた。	39	12.9%	12	4.0%
G 友人関係で悩んでいる生徒の心が安定してきた。	254	83.8%	230	75.9%
H 友人関係で悩んでいる生徒の保護者の心が安定してきた。	157	51.8%	114	37.6%
I 心身の発達について相談があった生徒の心が安定してきた。	224	73.9%	246	81.2%
J 心身の発達について相談があった生徒の保護者の心が安定してきた。	226	74.6%	227	74.9%
K 教員のカウンセリングマインドを高めることができた。	183	60.4%	182	60.1%
L スクールカウンセラーのアドバイスで早期に対応できた。	209	69.0%	223	73.6%
M 学校体制で相談活動ができるようになった。	196	64.7%	198	65.3%

調査対象校数 303校 303校

- ・ 丁寧な相談活動を行うとともに、教員と情報共有を行いながら、きめ細かな支援を行うことにより、小学校、中学校ともに、不登校や登校しぶりの児童生徒の保護者の心が安定することにつながった。
- ・ 小学校では、スクールカウンセラーとカウンセリングを行うことにより、不登校の児童が別室登校等よい方向に改善したり、中学校では、心身の発達について相談があった児童や保護者の心が安定したりするなどの成果につながった。

【高等学校】

- ・ 県立高等学校においては、スクールカウンセラーの相談件数は、前年度に比べ379件減の12,032件であった。不登校についてスクールカウンセラーに相談した生徒及び保護者の数は641人で、そのうちカウンセリングをうけた324人（50.5%）の生徒について、状況が改善した。
- ・ リストカットや自殺願望等命に関わる重篤な事案が少なくない中、スクールカウンセラースーパーバイザーが緊急支援を行うことで、生徒の命をつないだ例も見られた。

【特別支援学校】

- ・ 発達障害のある児童生徒や精神面が不安定な児童生徒への支援について、スクールカウンセラーから専門的な支援・助言を受けることができた。関係職員間で児童生徒の課題について共通理解を図り、校内支援体制を充実させることができた。
- ・ 個々の障害特性や家庭環境に応じたアプローチを行い、状況が改善した。
- ・ 相談件数は1,098件で、支援を受けた167人の児童生徒の内、59人の状況が解決もしくは好転した。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

① 昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ 児童生徒や保護者との面談でスクールカウンセラーの業務が手一杯となり、教員と情報共有をしたり、各種会議に参加したりする時間が取れない。

＜課題の原因＞

- ・ 相談希望件数が増加し、配置時間が不足していること。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ 地区別に開催する連絡協議会等で、情報共有の時間の確保の仕方や、スクールカウンセラーの活用方法の好事例を共有することで、より効果的な教育相談活動ができる体制作りを行う。

② 今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・ 児童生徒や保護者との面談でスクールカウンセラーの業務が手一杯となり、教員と情報共有をしたり、各種会議に参加したりする時間が取れない。

＜課題の原因＞

- ・ 相談希望件数が増加し、配置時間が不足していること。

＜解決に向けた取組＞

- ・ 年度末に行っている「スクールカウンセラー事業報告」に、時間が不足している活動や実態について学校から報告をしてもらい、その報告を基に配置時間数増加に向けて予算要求を行う。また、地区別に開催する連絡協議会等で、情報共有の時間の確保の仕方や、スクールカウンセラーの活用方法の好事例を共有することで、より効果的な教育相談活動ができる体制作りを行う。

三重県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・スクールカウンセラーの配置を通して、いじめや不登校など、児童生徒の心の在り方と深い関わりがある問題に対応できる教育相談体制を構築し、子どもの健全な心の育成を図る。
- ・中学校区に同一のスクールカウンセラーを配置し、小中連携のもと、途切れのない支援を行うとともに、スクールカウンセラーの専門性を活用することにより、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校など、児童生徒を取り巻くさまざまな課題に対して、未然防止、早期発見・早期対応を図る。
- ・児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動、不登校の背景には、心理的、環境的な原因等、さまざまな要因が考えられることから、状況に応じて、スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員、弁護士等と連携し、関係機関につなぐなど支援を行う

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・児童生徒の学びを保障するための環境づくりを推進するため、中学校区を単位としてスクールカウンセラーを配置する。このことにより、小中学校間の途切れのない支援や地域の関係機関との連携による、教育相談体制の充実・活性化を進め、児童生徒が安心して学べる環境づくりを目指す。また、校区の実情に合わせ、校区内で配当時間の弾力的な運用を図る。
- ・スクールカウンセラーが小中学校間のパイプ役となり、丁寧な引継ぎや入学後のケアを行うことにより、中1ギャップによる中学校1年生で増加率が高い不登校や問題行動等の減少を図る。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

<配置人数>

159人

<配置学校数>

- ・小学校・・・・・・・・304校
- ・中学校・・・・・・・・149校
- ・高等学校・・・・・・・・56校
- ・特別支援学校・・・・18校
- ・教育支援センター・・21箇所
- ・教育委員会等・・・・1箇所（スーパーバイザー）

<資格>

（ア）スクールカウンセラー 127人

- ① 公認心理士・・・・・・・・49人
- ② 臨床心理士・・・・・・・・13人
- ③ ①②2つに該当する者・・・・62人
- ④ 大学教授と①に該当する者・・・・3人

(イ) スクールカウンセラーに準ずる者 32人

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者・・・・・・ 7人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者・・・・・・ 23人
- ③上記以外の者で地方公共団体が認めた者・・・・ 2人

<主な勤務形態>

・単独校	小学校	6校	(6時間×30週)
	中学校	20校	(7時間×35週)
	義務教育学校	1校	(7時間×43週)
	高等学校	56校	(6時間×34週)
	特別支援学校	18校	(4時間× 8週)
・拠点校	小学校	298校	(7時間×68週)
	中学校	129校	(7時間×68週)
・教育委員会等設置			
	教育支援センター	21箇所	(5時間×18週)
	教育委員会等	1箇所	(7時間×35週)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ 有 ・ ☒ 無 ）

ガイドラインは策定していないが、業務内容や、事務手続き、学校における教育相談体制の充実等に言及したスクールカウンセラーの活用についての手引きを年度ごとに作成し、全スクールカウンセラー、配置校、市町教育委員会に配付している。

○ガイドラインの内容、周知方法

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

年度初めに、スクールカウンセラー及びスクールカウンセラー配置校の担当者に対し、オンラインにより、スクールカウンセラーの活用方法について県教育委員会から説明を行った。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ ☒ 有 ・ 無 ）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

- ・第１回 新規任用スクールカウンセラー （４月２３日）
- ・第２回 全スクールカウンセラー（オンライン）（６月２７日～７月１５日）
- ・第３回 全スクールカウンセラー （１０月２９日）

（２）研修回数（頻度）

３回

（３）研修内容

<第１回>対面形式による講義およびグループ協議

○「スクールカウンセラーの役割と具体的な取組み」

三重県スクールカウンセラースーパーバイザー 早川 武彦 先生

（主な内容）

- ・校内におけるスクールカウンセラーの主な役割
- ・緊急支援について

<第２回>オンデマンドによる動画研修

○N I T S（独立行政法人教職員支援機構）のオンライン講座

- ・校内研修シリーズNo.95（自殺予防：前編、後編）』

<第３回>対面形式による講義およびグループ協議

○京都大学名誉教授 藤原 勝紀 先生

テーマ「今、スクールカウンセラーに求められること」

（主な内容）

- ・子どもや保護者が抱える課題が複雑化している現代において、スクールカウンセラーに求められるもの。
- ・スクールカウンセラーの現状と課題。

（４）特に効果のあった研修内容

虐待に気づくポイントや親からの話の聞き方等について、具体的な事例を挙げたことで、スクールカウンセラーの実践力の向上につながった。また、グループで考えを交流することで、自己の業務における課題や改善点に気づくことができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 （ ☒ 有 ・ 無 ）

○活用方法

- ・県教育委員会事務局に配置
- ・スクールカウンセラーの要請に応じてのスーパービジョン
- ・緊急事態発生時の対応
- ・研修会における講師 等

（６）課題

- ・児童生徒を取り巻く環境が常に変化し複雑化している状況下で、スクールカウンセラーに対しより幅広く、高度な知識や具体的な助言、適切な対応が求められている。また、任用人数の増加により、スクールカウンセラーの質の維持も課題となっている。それらに対応するために、これまで以上に質の高い研修の機会と内容を用意していく必要がある。
- ・年々、スクールカウンセラーの人数が増加しており、日程調整や会場の確保が難しい状況となってきた。オンライン形式やオンデマンド形式による研修が考えられるが、事例検討など、スクールカウンセラーの実践力を養う研修をどのように実施するかが課題である。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】非行・不良行為のための活用事例（⑤非行・不良行為、④友人関係）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

- ・非行・不良行為を行った生徒及びその家族に対し、継続的な支援を行い好転した事例

生徒のスリッパに器物損壊を加えたとみられる画像等が、ある特定のＳＮＳにおいて相次いで確認され、その後警察により加害者が同じ学校の生徒であることが特定された。捜査が断続的に長期にわたっており、当該生徒及び家族への支援となった。事案発生直後には、該当生徒は不眠続いたり、家族が精神的に追い詰められたりと不安定な状況が続いていた。毎週の定期的なカウンセリングを続けていく中で、本人及び家族ともに徐々に落ち着きを取り戻してきた。担任や生徒指導部、スクールカウンセラーの連携がなされ、円滑に進められたおかげで、保護者からの深い信頼につなげることができた。

【事例２】不登校のための活用事例（①不登校）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

- ・年度当初から行き渋りがあり、不登校傾向のある生徒に関する事例。

４月当初から行き渋りがあり、保護者の送迎で登校をしようとした時にも、近くの公園施設に行き、当校ができない時があった。カウンセラーがカウンセリングを進めていく中で、生徒の学校での困り感や最近の心理状態を知ることができ、学習生活相談員とも、情報を共有することができた。また、最近では別室で意欲的に活動をしたり、友人と昼食を共にしたりする姿も多く見られるようになった。

【事例３】ヤングケアラーのための活用事例（⑮性的な被害）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

- ・同じクラスの男子児童が女子児童に対して、性的なアプローチをおこなう事例。

スクールカウンセラーは該当児童へのカウンセリングに加えて、ケース会議に参加し、今後の見通しについて、定期的なスクールカウンセラーとの面談、通級など関係機関に通うこと、親の合意のもと、医療につなげることなど協議をおこなった。また、環境の整備についての必要性についても話し合った。

【事例４①】校内研修のための活用事例（⑰校内研修）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

- ・学校に配置のスクールカウンセラーが講師となり、「水難事故に係る該当生徒へのアプローチの仕方」というテーマで、教職員に対して研修会を実施した。身近な友人の事故により周りの児童生徒が受けるであろう影響や心理状態、登校日での生徒へのアナウンス方法、配布資料作成などで助言をし、教職員の不安を取り除くことに尽力をした。

【事例5】教職員とSCの役割分担のための活用事例（⑩教職員とSCの役割分担）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

生徒の交通死亡事故があった。スクールカウンセラーには、主に死亡した生徒の所属学年、所属クラスの生徒の様子を見守りをしていただき、気になる様子のある生徒への声かけや、担任に不安を訴えた生徒のカウンセリングを行っていただいた。教員に対しては、していただいた。

担任や管理職等の教職員もカウンセリングを受け、該当の生徒に対応する際のポイントについてもアドバイスを受けた上で今後の対応を検討することができた。学校として同じ方向を向いて指導をしていくことができた。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○スクールカウンセラーが関わって好ましい変化が見られた児童生徒数（令和4年度）

小学校	:	3, 030人（49.7%）
中学校	:	1, 961人（62.8%）
高等学校	:	839人（60.8%）
全体	:	5, 830人（55.0%）

○スクールカウンセラーへの相談件数

全小中高等学校	令和 2年度	56, 063件
	令和 3年度	42, 043件
	令和 4年度	61, 809件

○児童生徒の支援のために行った取組（令和3年度）

・ケース会議や研修会等	小中学校及び高等学校	1, 586回
・教育プログラム（授業等への参加）	小中学校及び高等学校	921回

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和4年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・配置時間拡充に対応するためのスクールカウンセラーの人員確保。
- ・スクールカウンセラーの質の維持。
- ・学校現場におけるスクールカウンセラーの活用方法についての周知。

＜課題の原因＞

- ・現状、医療機関や他県のスクールカウンセラーと兼業している者が多く、勤務できる日数、時間に制限があること。
- ・年々増加する任用人数を確保するために、採用の基準を厳しくできないことで、スクールカウンセラーの質を維持できるかということ。
- ・管理職や教育相談コーディネーターをはじめとする教職員の理解がスクールカウンセラーの配置拡充に迫りついていけるかということ。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・近隣の大学や臨床心理士会等へ積極的に呼びかけ、人員確保につなげる。
- ・採用面接や連絡協議会等で服務規律の徹底を行う。
- ・スクールカウンセラーの専門性を向上するため、研修内容を吟味し、スクールカウンセラーの質を維持する。
- ・連絡協議会等の場で、スクールカウンセラーの役割や好事例について発信し、現場の教職員の理解を深める。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・質の高いスクールカウンセラーの人員を継続して確保していくこと。
- ・スクールカウンセラーの経験値の差がカウンセリング業務にも影響を与えていること。
- ・スクールカウンセラーの活用の仕方や活用具合に差が見られること。

＜課題の原因＞

- ・スクールカウンセラーは会計年度職員として一年の任期ではあるが、1回採用された後は、実質再度の面接や採用試験等はない。そのため学校からの苦情があったとしても、配置換え等で対応をし、任用の取り消し等を行っていない。そのような状況の中でどのようにスクールカウンセラーの質を確保していくかということ。
- ・貧困やヤングケアラー等、スクールカウンセラーに対する学校現場のニーズは多様化しており、経験値の差によってその対応の仕方にも差が生まれるということ。
- ・管理職等教職員やスクールカウンセラーの経験値の差から、学校によって活用の仕方に差が見られるということ。カウンセリング業務のみを行っている学校がある一方、チーム学校として同じ方向を向いていくために教職員対象の研修を行ったり、授業のアドバイスを求めている学校もある。

＜解決に向けた取組＞

- ・採用面接や連絡協議会、研修会等で服務規律の徹底を行う。
- ・スクールカウンセラーの経験の差を埋められるような研修会を行うとともに、課題の対応の仕方に関する情報資料を発行する。
- ・連絡協議会や研修会でスクールカウンセラーの役割や活用の仕方の好事例を発信する。

滋賀県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校等児童生徒やいじめをはじめとする問題行動等の対応にあたっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることがきわめて重要である。このため、児童生徒の心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー（以下「SC」）を公立小学校・中学校・義務教育学校、県立高等学校等に配置・派遣し、教員の資質向上と児童生徒の諸課題の解決に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

全ての公立中学校・義務教育学校および県立高等学校に配置。小学校では重点配置校を置き、それ以外の小学校には、中学校に配置されたSCを派遣する。その他、緊急事案等の対応では、要請に応じてスクールカウンセラースーパーバイザーを中心に当該校に緊急派遣する。採用については、滋賀県の関係団体と協力して実施する。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

ア．配置人数

小学校 26 人、中学校 72 人、義務教育学校 2 人、高等学校 29 人、教育委員会等 8 人

※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、教育委員会等で重複あり。

イ．配置校数

小学校 218 校、中学校 96 校、義務教育学校 2 校、高等学校 43 校、教育委員会 1 箇所

※中高一貫校 3 校は中学校で計上。

ウ．資格

（i）スクールカウンセラーについて

公認心理師の資格のみ持っている者 15 人

臨床心理士の資格を持っている者 81 人（うち 64 人は公認心理師の資格有り）

公認心理師の資格を持ち、大学教授の職にある者 1 人

（ii）スクールカウンセラーに準ずる者について

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1 年以上の経験を有する者 2 人

② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5 年以上の経験を有する者 0 人

エ．配置形態について

・単独校 43 高等学校 高等学校重点配置校 8 校（月 4 回・1 回 3 時間程度）
一般校 35 校（月 3 回・1 回 3 時間程度）

※中高一貫校 3 校は中学校と高等学校あわせた時間を配分し、中学校で計上している。

・単独校 2 義務教育学校（月 2～3 回・1 回 3 時間程度）

・単独校 35 小学校 小学校重点配置校（月 3 回・1 回 3 時間程度）

・拠点校 96 中学校 中学校常駐校 4 校（週 5 日・1 日 4 時間程度）

小中連携校 8 校（月 9～12 回・1 回 3 時間程度）

一般校 84 校（月 3 回・1 回 2 時間程度～月 6 回・1 回 4 時間程度）

※中学校の一般校は生徒数や課題等を考慮して配置時間を決定

・対象校 183 小学校 対象校：中学校から域内の小学校へ派遣（年 6 時間以上）

※小中連携校は一般校より多く小学校に S C を派遣

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

S C の活用方針や職務等について、S C と教職員が共通理解を図れるように「スクールカウンセラー活用リーフレット」を作成しており、年度初めに全 S C と全配置校に配布し指導。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

新たに特別な配置校になった学校（小学校重点配置校、中学校常駐校、小中連携校）には指導主事等が訪問し、S C の活用等について配置校の管理職や担当者と協議を行い、助言を行う。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象 全ての S C、各校 S C 担当教員（コーディネーター）

（2）研修回数（頻度） S C ・各校 S C 担当教員ともに年 2 回

（3）研修内容

・ S C 対象 1 回目 ＜ 4 月 ＞

「滋賀県での効果的な S C 活動について」（講義）

○ S C の役割、児童虐待の対応について、不登校児童生徒への支援について、学校が取り組む組織的なアセスメントについて 等

2 回目 ＜ 8 月 ＞

「スクールカウンセラーに求められる基本的な法的知識と法的視点に基づいた対応」（講義）

○弁護士による講演、質疑応答・協議

・ S C 担当教員対象 ＜ 4 月 ＞

「生徒指導・教育相談体制の基盤をつくる」（講義）

○ S C 担当教員（コーディネーター）の役割、不登校児童生徒への対応について、緊急事態の場合の S C との協働 等

2 回目 ＜ 8 月 ＞

○小学校重点配置校・小中連携校・重点配置校の S C 担当教員によるグループ協議

（4）特に効果のあった研修内容

・小学校重点配置校・小中連携校・重点配置校の S C 担当教員によるグループ協議については、各校の取り組みや創意工夫の手法を共有し、コーディネーターが 2 学期以降の実践的な取り組みに活用することができた。

・コーディネーターの視点から、S C の活動内容や役割等についての研修を行い、コーディネーターの役割を再確認することで、S C の効果的な活用を活かすことができた。

・組織での対応について、必要な視点・連携と情報共有における注意点等を確認することができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (**有** ・ 無)

○活用方法

県内の4地域に2人ずつSVを割当て、各担当地域で発生した問題行動等を中心に緊急対応を行う。また、担当する地域の新規採用SC等への助言・援助や県教育委員会への事業に対する助言・提言を行う。その他、研修会の講師を務めている。

(6) 課題

SCやSC担当教員の資質向上のため、研修のさらなる充実について必要性を感じているが、予算や多忙化の問題もあり、研修会の拡充(研修内容や回数)が図れていない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】心身の健康・保健のための活用事例(⑧心身の健康・保健)＜SCの配置形態：単独校配置＞

亡くなった同級生のことを咀嚼しきれずに苦しんでいる生徒への援助を行ったケース。SCは、定期的に話をしながら生徒の心に寄り添い、心を整理する手助けを続けた。最初は「忘れてはいけない」と思っていたが、今は「忘れる自分を受け入れる」ことができるようになり、教員やクラスメートに心を開き、高校生活にうまく適応していった。

【事例2】不登校のための活用事例(①不登校)＜SCの配置形態：単独校配置(いじめ・不登校対策のための重点配置)＞

行き渋りから連続で休むようになり、カウンセリングを行ったケース。自分のことを理解してもらえない親に対しての恨みや、親や弟に暴言や暴力を振るっていることが判明。すぐに、家庭児童相談所と連携し、親から事情を確認し、SC面談に至った。早期対応したことで家庭の状況が改善され、親は本児に対して理解を示すようになった。本児の発達特性だけでなく、本児が望む進学先に理解を示してくれるようになった。

【事例3】性的な被害のための活用事例(⑮性的な被害)＜SCの配置形態：単独校配置＞

男児が性的ないたずらを女児に行い、被害女児の家族から発覚したケース。体を触ったり、服の中をのぞいたり、非常に悪質なもので、口止めもしていた。発覚後は加害男児に対して聞き取りを行い、状況を確認したのちに両者の家族に連絡をした。被害女児家庭については警察へ行き、被害届を出すこととなった。被害女児に対しては母、女児の思いに寄り添ったカウンセリングを行い、次第に元気を取り戻した。加害男児に対しても両親と共に学校で教育相談をSCが行い、発達の課題があるのかもしれないというSCの多角的な見方から、病院受診へとつながり、専門的な意見を聞くことができた。

【事例4】教育プログラムのための活用事例(⑱教育プログラム)＜SCの配置形態：単独校配置＞

中学校の各学年でストレスマネジメントにおける心理授業を複数回実施したケース。心理授業の手法としては認知的な学習、ソーシャルスキルのワーク、リラクゼーションによる身体からのアプローチをおこなった。生徒はどの学年も積極的に授業に参加し、ふりかえりのアンケートや、感想などでは「ストレスへの対応」、「コミュニケーションの取り方」などを理解できた「楽しかった」との回答が80%以上であった。また、心理授業の前後で生徒の不安の数値に大きな変化があり、効果があることが示されていた。

【事例5】教職員等との役割分担のための活用事例(⑲教職員等との役割分担)＜SCの配置形態：単独校配置＞

中学校でSCが学校運営の会議に参画したケース。様々な校内会議でSCが助言することで、生徒指導・教育

相談・特別支援の連携のあり方や、情報共有の在り方を見直し、システム化を図るとともに小学校からの漏れのない情報共有のシステム構築することができた。また、個に応じた支援を進めるにあたり、ＳＣの助言を受け、種々のチェックシートや情報共有シートを共同作成し、運用に役立てることができた。

【４】成果と今後の課題等

(１) スクールカウンセラー等活用事業の成果

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
ＳＣとの相談件数 (件)	34,662	38,098	39,659	38,992

- ・相談件数は微減したものの、依然としてＳＣのニーズは高い。
- ・ＳＣの存在や役割が認知され、下のような効果が表れている。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
ＳＣが関わった不登校児童生徒数 (不登校傾向を含む)	812	1081	1235	1325
教室復帰ができた人数(人)	120	183	166	163
(関わった児童生徒の中の割合)	14.8%	16.9%	13.4%	12.3%
登校できるようになった人数 (人)	171	214	201	197
(関わった児童生徒の中の割合)	21.1%	19.8%	16.3%	14.9%
好ましい変化が見られた人数 (人)	293	352	469	430
(関わった児童生徒の中の割合)	36.1%	32.6%	38.0%	32.5%
好転した人数合計(人)	584	749	836	790
(関わった児童生徒の中の割合)	71.9%	69.3%	67.7%	59.6%

- ・令和２年度以降、ＳＣが関わった不登校児童生徒数が年間 1000 人を超え続けており、令和４年度のＳＣが関わった不登校児童生徒数は令和３年度に比べて増加した。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
ＳＣが関わったいじめの件数のうち、早期対応・解決の割合	85.0%	76.5%	84.0%	74.3%

- ・令和４年度はＳＣが関わったいじめの件数が 148 件あり、そのうち早期対応・解決できたものが 110 件あった。いじめ事案にＳＣが関わり、関係児童生徒の見立てや対応についての助言を得ることで、早期対応や解決につながる割合が高い。

(２) 課題と課題解決に向けた取組

- ①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・依然として、面談のニーズが高いため、面談に時間を使い、コンサルテーションやケース会議の時間が十分に確保できていない。
- ・小学校において、先生方の多忙から担任とのコンサルテーションができず、ＳＣの見立てが有効に活用されていない場合がある。
- ・学校における児童生徒の支援体制の構築に、専門家としてのＳＣの意見が届いていない場合がある。

<課題の原因>

- ・コーディネーターの育成と学校におけるコーディネーターの支援ができていないこと。
- ・ＳＣの効果的な活用方法について、先生方全員に広まっていないこと。
- ・先生方が多忙のため、ＳＣと関わる時間自体が少ないこと。
- ・配置時間の少なさ。

<解決に向け実施した取組>

- ・ＳＣ活用リーフレットの普及活動。
- ・コーディネーター研修会の実施。
- ・ＳＣと管理職の定期的な面談実施。
- ・ＳＣが講師として先生方への研修会を実施。
- ・配置時間の増。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ＳＣによる児童生徒のアセスメントやコンサルテーションの実施は増えているが、スクリーニングはあまり実施できていない。
- ・コーディネーター教員の変更や異動に伴って、学校の生徒支援体制に影響が出ているケースがある。
- ・教員の教育相談スキル向上。
- ・ＳＣと教員のアセスメントや情報共有を行う時間の確保。

<課題の原因>

- ・面談希望者が多く、スクリーニングを計画的に行うことができてない。
- ・コーディネーターや担当教員が行っていた業務のノウハウを校内で共有・伝達することができていない。
- ・児童生徒の状況やアセスメントの情報共有の方法が明確化されていない。
- ・教育相談における研修やＳＣとの相談、情報共有する時間自体が少ないこと。
- ・配置時間の少なさ。

<解決に向けた取組>

- ・コーディネーターの先生対象の研修・協議会の実施。
- ・教育委員会事業担当者の学校訪問による直接指導。（情報共有の工夫・研修会の提案・スクリーニングやコンサルテーションの活用・校内体制のシステム化）
- ・ＳＣの研修会でスクリーニングやコンサルテーション（ケース会議）の優位性の伝達。
- ・配置時間の増。
- ・ＳＣ活用リーフレットの内容の周知徹底。

京都府教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者を、スクールカウンセラーとして配置することとで、各学校における教育相談機能の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

府内市町の各拠点校から対象校への派遣を行い、府内全ての小・中学校にスクールカウンセラーの計画的配置（派遣）が行われるように、市町（組合）教育委員会で調整をしている。府立高等学校や特別支援学校については、府教育委員会の担当課で調整している。

京都府臨床心理士会と連携し、研修を一定回数受講した臨床心理士から、スクールカウンセラーの採用希望者を募ることで、質の確保に努めている。

また、スクールカウンセラーの専門性の確保と維持のため、スクールカウンセラースーパーバイザー制度により、経験豊かな6名のスーパーバイザーを登録し、要請があれば、スクールカウンセラーの支援にあたっている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校：28人	中学校：76人	義務教育学校：1人
高等学校：41人	特別支援学校：4人	

【配置校数】

小学校：28校	中学校：92校	義務教育学校：1校
高等学校：48校	特別支援学校：4校	

【資格】

- | | |
|--|------|
| ① 公認心理師 | 7人 |
| ② 臨床心理士 | 14人 |
| ③ ①②に該当する者 | 116人 |
| ④ 精神科医 | 0人 |
| ⑤ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時金得をする者に限る）、助教の職にある者又はあった者 | 0人 |
| ⑥ 上記①～⑤以外の者で自治体が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 | 0人 |

【主な勤務形態】

単独校	17 小学校	29 中学校	1 義務教育学校	48 高等学校
拠点校	29 小学校	63 中学校	4 特別支援学校	

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

各市町（組合）教育委員会や配置校の生徒指導担当や教育相談担当、スクールカウンセラーを対象とした連絡協議会を、年1回、5月に実施している。協議会においては、今日的課題について一線で活躍される方からの講演や、スクールカウンセラーの活動や教職員との連携について協議を行っている。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ ☒ 有 ・ 無 ）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

スクールカウンセラー、市町（組合）教育委員会の担当者、スクールカウンセラー配置校担当教員（教育相談担当教員、コーディネーター等）

（2）研修回数（頻度）

スクールカウンセラー連絡協議会（京都府教育委員会主催：年1回）

スクールカウンセラー連携会議や研修会

（各教育局、市町（組合）教育委員会主催：回数は主催者による）

（3）研修内容

スクールカウンセラーが効果的な活動を展開できるように、交流協議や事例研修、外部講師による講義等を実施し、スクールカウンセラーの資質能力の向上を目指す。また、各校の教育相談担当教員等が参加し、今日的課題やスクールカウンセラーとの円滑な連携について考察することで、教育相談体制の充実を図る。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・不登校特例校でのカウンセリング経験豊富な研究者による、カウンセリングにおける共感的理解の在り方について及びアセスメントを活用したチーム学校としての児童生徒・保護者支援についての講演、事例についての学習
- ・「アセスメントにあたって、スクールカウンセラーとしてできること、必要な役割について」の協議

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（ ☒ 有 ・ 無 ）

○活用方法

個々のスクールカウンセラーだけでは対応できないケースが生じた時、要望に応じて、スクールカウンセラーを指導、支援、マネジメントするための経験豊かなスーパーバイザーを派遣する。

（6）課題

スクールカウンセラーには、児童生徒や保護者へのカウンセリングだけでなく、教員へのコンサルテーションや事例のコーディネートについても担ってもらふ必要性や期待が、年々高まっている。また、校内研修等での講師や児童生徒向けの授業を行う（または教員に指導・助言する）ことについても、その必要性は増してきている。しかし、カウンセリングだけで勤務時間が埋まってしまう状況もあるた

め、スクールカウンセラーの人的・時間的な配置増を求める学校は、校種を問わず多くなってきている。

児童生徒を取り巻く状況は厳しさを増し、問題行動や不登校、いじめなどの環境も複雑に要因が絡み合う状態であるものが目立つようになってきている。これらの状況に対応していくスクールカウンセラーや教員には、カウンセリングにかかわる資質能力の向上が急務であり、さらなる研修の充実が求められる。

地域によっては、スクールカウンセラーの担い手（地域在住者）が少なく、配置が難しくなっている現状がある。（現在は、遠隔地からでも通勤する形で対応）

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校生徒支援のための活用事例（①不登校）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

生徒・保護者に寄り添う丁寧なカウンセリングによって、相談事象の解消や改善の効果があつた。ＳＣの該当校での勤務も３年を数え、信頼を置いてカウンセリングの継続を希望する生徒、保護者が多い。とりわけ不登校に悩む生徒、保護者に対しては継続的にカウンセリングを実施しており、令和４年度については２年生１名と３年生２名が登校を再開することができている。

また、カウンセリング時間の見直しを行い、担任や教育相談担当の教員と十分な打ち合わせの時間を確保することで、スクールカウンセラーと連携した見通しを持った指導を行った。

さらには、校内研修の講師として、hyper-QUの分析やコロナ禍における生徒の心理について講演をいただき、担任からは生徒理解や学級経営に活かす事ができて良かったという声が聞かれている。令和４年度はhyper-QUを夏季と秋季の２回実施したことで、生徒の変容についても解説いただき、行事や取組の効果や人間関係の影響をより明らかにすることができた。

該当中学校区内の２小学校でも勤務していることで、生徒の兄弟や新入生に至るまで、幅広く情報を共有し、小学校や家庭とも綿密に連携した指導・支援の体制が整っている。

【事例２】虐待生徒への支援のための活用事例＜ＳＣの配置形態：単独校配置・拠点校配置・対象校配置・教育委員会等配置（該当するもの以外を削除すること。）＞

直接該当する事例報告なし

【事例３】性的な被害のための活用事例＜ＳＣの配置形態：単独校配置・拠点校配置・対象校配置・教育委員会等配置（該当するもの以外を削除すること。）＞

直接該当する事例報告なし

【事例４】校内研修のための活用事例（⑰校内研修）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

「気になる子どもの理解～機能分析を用いて～」

気になる児童の言動の背景を、どのように分析するかを学び、児童理解を深めることができた。また、在籍児童の事例について、グループワークで分析することで、より実践的な内容で学ぶことができた。

【事例５】教職員とＳＣ等の役割分担のための活用事例（⑲教職員とＳＣ等の役割分担）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

自分の性について疑問をもっている生徒が、自分に自信がもてず気持ちが落ち込むことがあるため、定期的にカウンセリング

の時間を作り、生徒の思いを聴いた。生徒の思いを教師も真剣に受け止め、全ての生徒が過ごしやすい学校であるように改善していくことを考えた。ＳＣが本人と継続してカウンセリングを実施することで、少しずつ自信が持てるようになり、性に関する自分の気持ちを両親に話すことができたり、気持ちが不安定になると i P a d で集計をする健康観察の備考欄に自分の気持ちを書き込んだりと、少しずつ自分の気持ちを伝えることができるようになった。その結果、中学校生活において自分の着たい制服を着用して自分らしく学校生活を送ることができている。。特に大きなトラブルなどはないが、時々気持ちが落ち込む日があるため、教師とＳＣが連携をとりながら見守った。

また、教師が多様性を受け入れる土台作りのため研修を実施し、学校全体で改善できるように動いていることがＳＣを通じて生徒に伝わり、それまで自信が持てず不安定だった生徒も、安心して学校生活を過ごすことができている。カウンセリングを通じて生徒の心が安定し、教師と生徒との信頼関係を保つことにつながり、学校においても LGBTQ 等への人権教育の推進や改革につながった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

〈スクールカウンセラーへの相談件数の変化／小・中・義務教育学校のみ〉

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
児童生徒	8,193	9,321	11,426	11,136	13,504
保護者	7,172	7,189	7,903	7,686	7,901
教職員	14,244	14,819	20,705	18,347	17,927
その他	586	268	273	161	258
計	30,195	31,597	40,307	37,330	39,590

○スクールカウンセラーへの相談件数は、特にこの３年ほどは、４万件前後となり、スクールカウンセラーへの相談の需要がさらに高まっている。令和４年度は、前年度と比べて全体で６％程度相談者数が増加している。

○児童生徒や保護者へのカウンセリングだけでなく、教員へのコンサルテーションが積極的に行われるようになってきた。

○コロナ禍で、児童生徒・保護者を取り巻く環境が大きく変化し、先行きも見通しにくい中、学校という身近な場で専門家に相談できる機会があることは、特に児童生徒の安心につながっているといえる。

○令和４年度の小・中・義務教育学校における相談件数のうち、最も相談件数が多かったのは「不登校」が 14,013 件（相談件数全体の約 35.3％）、「心身の健康・保健」が 6,846 件（相談件数全体の約 17.2％）であった。児童生徒の抱える課題が複雑化・多様化する中で、「学校にどのように関わるのか」「不安や葛藤等に対峙していく過程での心身の不安定さ」に悩む児童生徒・保護者は多い。様々な課題に対して、ケース会議等へのスクールカウンセラーの参画によって、専門的な視点からの見立てや対応が増えてきている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・スクールカウンセラーの勤務時間確保（拡充）と人材確保をさらに進めていく必要がある。特に府北部地域に在住するＳＣが少なく、人材の確保が必要である。

＜課題の原因＞

- ・スクールカウンセラーへの需要が高まり、また学校でのカウンセリングが一般化してきた中で、これまで以上に小学校での教育相談の充実を図る必要があること。
- ・人口の偏りなどもあり、府の南部と北部でのＳＣの人的確保の難しさに大きな差があること。
- ・ＳＣの学校内での役割や期待が高まる中で、カウンセリングを希望する件数が増えており、それにこ

られるＳＣの確保が必要であること。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ 小学校派遣校へのＳＣ配置時間を拡充した。（78 時間／年とする）
- ・ 京都府臨床心理士会との連携を継続した。
- ・ 近隣府県を含めた広範囲からの人材の確保を進めた。
- ・ 小中連携（必要な情報の共有など）が円滑に進められる仕組みづくりを推進した。
- ・ 連絡協議会や各種研修による、ＳＣが学べる機会を確保した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・ 認知される教育相談に係る課題の増加や低年齢での不登校の増加等に対して、スクールカウンセラーを含めて、学校体制での組織的な支援や対応を進めることができるよう、アセスメント、プランニングの充実を図る必要がある。
- ・ 教育相談（カウンセリング）の充実に向けて、オンラインを有効に活用すること。

＜課題の原因＞

- ・ 急増している不登校児童生徒及びその保護者への支援を効果的に行うためには、各教職員が課題の状況と対応の方向性を共通理解して取り組むことが必要であり、そのためには、アセスメントを通した支援プランニング策定の充実が大きな役割を持つため。
- ・ 教育相談機能の充実に向けて、オンラインカウンセリングなどＩＣＴの有効な活用を広げることが望ましいため。

＜解決に向けた取組＞

- ・ スクールカウンセラーを含めた学校体制でのアセスメントやプランニングによる、不登校等の課題を持つ児童生徒への支援施策の実施及び周知を行う。
- ・ オンラインの活用に関する周知を行う。
- ・ 京都府臨床心理士会との連携を継続する。
- ・ 小中連携（必要な情報の共有など）が円滑に進められる支援の仕組みづくりを推進する。
- ・ 連絡協議会や各種の研修による、ＳＣが学べる機会の確保。

大阪府教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

○学校の教育相談体制の充実を図るため、以下の業務を行う。

- ・児童、生徒へのカウンセリング
- ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言、援助
- ・児童、生徒のカウンセリング等に関する情報収集及び提供
- ・その他、学校が必要と思われること

○緊急事案発生時に、スーパーバイザーを派遣し、各市町村教育委員会と連携し、学校支援にあたる。

（2）配置・採用計画上の工夫

○配置市町村または地区内で定期的に配置替えをすることにより、様々なスクールカウンセラー（以下、ＳＣ）の持つ観点で教育相談体制が普及できるようにするため、同一校での勤務を最長５年としている。

○配置市町村教育委員会の活用方針のもと、市町村の人材や連携可能な機関等の把握とＳＣのネットワークづくりのためにチーフＳＣを配置。

○ＳＣと配置校の校長に活動状況アンケートを実施し、学校の適切な活用とＳＣの活動について把握。チーフＳＣ及びＳＣスーパーバイザーと次年度の方針を相談の上、市町村教育委員会が配置希望調書を作成し、府教育委員会で次年度配置を決定するとともに、次年度更新を希望しないＳＣの欠員を補充するために、毎年度公募審査を行っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

令和4年度当初の配置状況について

【配置人数について】

小 学 校 : 54人
義務教育学校（前期課程） : 2人
中 学 校 : 232人
義務教育学校（後期課程） : 8人

【配置校数について】

小 学 校 : 62校
義務教育学校（前期課程） : 2校
中 学 校 : 277校
義務教育学校（後期課程） : 8校

【資格について】

ＳＣ：臨床心理士、公認心理師の両方、もしくは一方

ＳＣに準ずるもの：該当なし

【主な勤務形態について】

拠点校 285中学校（義務教育学校（後期課程）8校を含む）（週1日・1回6時間）

82小学校（義務教育学校（前期課程）2校を含む）（週1日・1回6時間）

単独校 該当なし

対象校 532小学校（義務教育学校（前期課程）6校を含む）（週1日・1回6時間）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒有 ☐無）

○ガイドラインの内容、周知方法

スクールカウンセラーハンドブック

～スクールカウンセラーになられた方のために～（平成22年3月発行 令和3年度改訂）

ＳＣの心構えや活動内容、緊急対応等の進め方をまとめたものである。その中で、ＳＣの専門性及び校内での役割を教職員に理解してもらえるよう、学校を知ること、教職員との信頼関係をつくることもＳＣの努めとしている。本ハンドブックは、大阪府公立学校へ配置した全ＳＣに配付しており、新規採用者には、新規採用ＳＣ連絡会において、大阪府の

求めるＳＣの説明を行っている。また、全市町村教育委員会にも配付している。なお、ＳＣ活動において他の専門家との連携や緊急支援等についてのポイントを新たにまとめ、内容を刷新した改訂版を令和３年４月に発行した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット

～いじめや暴力行為等の未然防止と解決に向けて～（平成２５年８月発行）

この「ブックレット」は、矯正施設で実施されている「社会性涵養プログラム」を参考にして、暴力行為等の問題行動の解消に向け、臨床心理学の観点から児童生徒の内面を引き出すために必要な「表現」「気づき」「行動」の３つの要素でワークを構成したものである。

また、本冊子のワークは、ＳＣと教員が協働して実施する構成となっており、ＳＣと教員とで事前に打ち合わせを行い、共に実践を重ねることで教職員の児童生徒理解の促進につなげている。

（５）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ ☒ 有 ・ ☐ 無 ）

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

ＳＣ、市町村教育委員会担当指導主事

（２）研修回数（頻度）

- ・ＳＣ連絡会（兼研修）（年２回）
- ・ＳＣスーパーバイザー・チーフＳＣ会議（課題に即した講義や協議を通して専門性を高める研修）（年２回）
- ・ＳＣスーパーバイザー・チーフＳＣ、ＳＳＷスーパーバイザー合同会議
- ・新規採用ＳＣ説明会（３月に実施）
- ・地区別生徒指導対策連絡会（年１回）
…他機関連携の充実を目的とした連絡会であり、子ども家庭センター、少年サポートセンター、
ＳＳＷスーパーバイザー・チーフＳＣ・市町村指導主事が参加する。府内を７地区に分けて実施している。
- ・専門家多職種連携地区別ブロック連絡会（年１回）
…専門家多職種連携推進を目的とした連絡会であり、スクールロイヤー・ＳＳＷスーパーバイザー・
ＳＣスーパーバイザー・チーフＳＣ・市町村指導主事が参加する。府内を４ブロックに分けて実施している。

（３）研修内容

- ・府教育庁からＳＣの活動に係る今年度の重点についての説明
- ・ＳＣの資質向上に係る講義
- ・事例報告及び情報交換
- ・市町村教育委員会によるＳＣ活用方針の交流
- ・他機関からの情報提供や連携の充実に向けた協議
- ・事例をもとにした多職種連携の在り方についての協議
- ・深刻化ケース等への緊急支援時におけるＳＣの役割 等

（４）特に効果のあった研修内容

- ・「ＳＣスーパーバイザー・チーフＳＣ、ＳＳＷスーパーバイザー合同会議」において、いじめ重大事態等困難課題に対してＳＣ等の専門家多職種が緊急支援に入る際、どのように専門家間で役割分担しながら支援に当たるのか協議を行った。これまで協働して支援に当たったケースを題材に、ＳＣスーパーバイザー、ＳＳＷスーパーバイザーから、それぞれの立場で行った支援内容について報告した上で、今後起こりうるケースを想定した協議を行うことで、専門家間での連携の在り方について理解を深めることができた。

- ・「小学校におけるスクールカウンセラー活用のさらなる充実にむけて」をテーマとした協議を各市町村で実施。「ＳＣ活動状況チェックリスト」を活用し、小学校でのＳＣ活用充実に向けての課題とその解決方法について意見交換を進めながら、各市町村におけるチーフＳＣを中心としたネットワークづくりや、今後の活動の参考となる成功事例等の共有を図ることができた。

(５) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置　（ ☒ 有　・　無　）

府内を５ブロックに分け、各ブロックにＳＣスーパーバイザーを設置

○活用方法

- ・新規採用ＳＣへの指導助言
- ・各ブロックでの市町村教育委員会及びＳＣへの助言
- ・緊急事案発生時に教育委員会と連携した学校への直接支援

(６) 課題

- ・児童生徒や保護者に不安やストレスの高まりが顕在化するなか、心理教育やＳＯＳの出し方に関する教育等を通して、援助希求的態度の促進に向けた予防的な対応に係るスキルの向上が必要。
- ・ＳＳＷやスクールロイヤー等、地域の実情に応じた多職種連携が推進されるよう、市町村担当指導主事とチーフＳＣを中心とした各自治体におけるチーム体制の機能充実が必要。
- ・ヤングケアラーや性の多様性など相談内容の多様化、要因の見えにくい不登校者数の増加等に対して、関係機関やＳＳＷとの連携により、適切なアセスメントと多様なプランニングを行う必要性がさらに高まっている。
- ・相談業務に留まらず、ケース会議やスクリーニング会議等、校内体制に位置付いたＳＣ活用について、学校や市町村教育委員会への理解促進が必要。特に、課題の表出が著しい小学校でのＳＣ活用の定着は必須。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】ゲーム依存による不登校生徒に対して医療機関と連携した活用事例（①不登校、⑧心身の健康・保健）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

中学２年生徒（以下、Ａ）は、小学校５年生からゲーム依存となり、不登校になった。

中学入学後も、Ａの不登校は継続し、保護者の意向でゲーム依存に対する治療のため、中学２年生の４月から夏休み手前まで入院加療を行うこととなった。この間、ＳＣは医療機関との情報共有に努めるとともに保護者面談を行い、家庭での生活様式について助言等を行った。

Ａの登校復帰後、ＳＣはＡとＡの保護者との面談を継続的に行い、再びゲーム依存にならないよう予防的対応方法を伝えてきたところ、Ａの登校できる日数は増加し、学校の宿題等にも取り組めるようになった。

次年度の中学３年生は、卒業、進路の問題が大きく関わってくるということもあり、進学、就職も含めた具体的な方向性をＳＣも関わりながら協議を進めている。

【事例２】友人関係が原因による不登校生徒に対して、適切な見立てのもと支援を行った活用事例（①不登校、④友人関係、⑧心身の健康・保健、⑨学業・進路）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

５月の連休明けから急に欠席が増え始めた中学２年生徒（以下、Ｂ）のことで、学級担任からＳＣにカウンセリングの依頼があった。Ｂは、他人と上手くコミュニケーションをとることが苦手で、友人関係も希薄であった。仲の良い子に、高圧的な発言をしたことがきっかけで、避けられてしまうようになり、それから登校しにくくなった。

そこでＳＣは、カウンセリングの中で、アサーション等友達との付き合い方に係るソーシャルスキルトレーニングも行った。

また、ＳＣとの面談を通じて、登校できないことによる学力面への遅れに対する不安感も抱えていることがわかったため、ＳＣは学校と相談をしながら、校内教育支援センター（以下、センター）への登校をＢに提案し、通うこととなった。センターで

は、多くの先生方がBの話聞き、Bの状況に応じた勉強を教えるとともに、いろいろな作業も取り入れ、クラスの友達に関わる機会を提供できるよう、SCから学校に提案した。

勉強を意欲的に頑張り自信がついたこと、先生と相談することで安心が得られたことで、入りやすい授業から徐々に教室に入れるようになり、3学期になると、欠席はあるものの、センターを活用せず教室で授業を受けることができるようになった。

【事例3】性的な被害を受けた児童への支援に向けて専門家連携した活用事例（⑮性的な被害、⑰校内研修） ＜SCの配置形態：拠点校配置＞

現在、支援学級在籍の小学校5年児童（以下、C）は、小学校4年の9月に、同支援学級在籍の同学年児童から性的な被害を受けたことを保護者に訴えた。その後、CはASD・トラウマ反応を見せるようになったため、SCは保護者の不安軽減とCへの支援を目的とした職員研修を行った。共通理解を図ることができたことが功を奏し、教職員の関わりにより、保護者の不安は解消に向かった。

しかし、小学校5年になり、再びCとCの保護者の不安やストレスの高まりが見られるようになったことから、SCは当該家庭が通院している病院との連携に努め、医師とSCの双方が同じことを伝えることで保護者の不安をやわらげられるよう配慮しながら、カウンセリングを継続した。加えて、SCはSSWと連携し、加害児童等への対応や教室等の環境、教職員の配置等、再発防止に向けた取組みについても助言を行った。

性被害ケースは、当事者のトラウマが長期間続くことを考慮し、SCがCのカウンセリングを継続するとともに、教職員の対応に係る研修を引き続き実施している。

【事例4】SCと教員が連携し心理教育（SOSの出し方に関する教育）を実施した活用事例（⑰校内研修、⑱教育プログラム）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

中1ギャップの観点から、中学校入学後の早い段階で、心理教育（SOSの出し方に関する教育）を実施することで、不登校や問題行動の未然防止や深刻化を防ぐことを目的とした。事前準備として、学級担任や養護教諭に心理教育の目的を伝えながら生徒の実態や学校の課題についての聞き取りを行い、実態に応じたプログラム内容を組み立てた。授業当日は、授業者（SC）以外にも複数の教員が入り込み、生徒たちに声をかけることで発表しやすい雰囲気を醸成する等、スムーズな展開につながった。プログラム実施後の効果として、生徒自身からSCに相談するケースが増えたことに加え、教職員のSCに対する理解が深まったことから、緊急対応が必要な事案が発生した際、すぐに教職員からSCにもつないでもらい、タイムリーに解決の糸口を考えることができたことが挙げられる。

その後、教職員向けの研修として、生徒のSOSの受けとめ方（カウンセリングマインド、話の聴き方等）をテーマに実施したところ、研修後のアンケートでは、具体的な対応方法を知ることができたのでやってみたい、生徒たちとの向き合い方を再認識する機会となって良かった等の前向きな回答が多くみられた。生徒からのSOSの「出し方」、教職員のSOSへの「受けとめ方」の双方向に働きかけたことから、教育相談体制の充実につながった。

【事例5】小中学校でのSC活用充実にに向けた活用事例（⑲教職員とSC等の役割分担）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

年度初めの校長会において、教育委員会の担当指導主事から、相談業務に加え、ケース会議への参加等、校内体制に位置付けること等、SCの活用メニューについて広めるとともに、拠点校ではない小学校でのSC活用の方法について説明し、管理職への理解を深めた。

SCが学校で初めて勤務する際には、担当指導主事が必ず同席し、管理職や生徒指導担当教員とともに具体的な年間のSC活用計画（心理教育、SOSの出し方に関する教育、授業観察、ケース会議への参加等）を明確にし、各学校の実情や課題に合ったSC活用が進むよう配慮した。また、SCに対しては、教職員向けの校内研修を必ず実施するよう求め、SCが暴力・いじめ・不登校の未然防止や早期発見に関わるということが可能であること等、教職員全体にSC活用の理解を広めたことから、「チーム学校」の一員という理解が進んだ。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・府内の全中学校（府内２８５中学校（義務教育学校後期課程８校を含む））に加え、一部の小学校を拠点校としてＳＣを配置することができ、小学校の相談体制の充実を図ることができた。府におけるＳＣ活用の意義等については、連絡会を通じて理解促進し、府内全体で同じ方針のもとＳＣ活用が進むよう努めている。
- ・ＳＣへの相談件数は、（表１）のとおりであり、前年度よりも３１，００５件増加している。
- ・教員からの相談件数は、令和３年度８８，７７６件から令和４年度１０６，９２５件となり、１８，１４９件増加している。令和４年度も、長期化するコロナ禍の影響が依然として続き、要因の見えにくい欠席児童生徒への関わり、不安度の高い保護者への対応、教職員の困り感等がさらに高まるとともにコロナ収束後も同傾向は続くものと推察している。
- ・ＳＣがケース会議に参加し、検討したケース数は、令和３年度２０，０４４件から令和４年度２３，８５６件となり、３，８１２件増加している。ＳＣの勤務日に合わせて会議日を日程調整し、専門家であるＳＣの見立てをプランニングに生かす学校文化について、これまでも府より提唱してきたことが定着し、学校体制に位置付いたＳＣ活用が進んだものと捉えている。さらに、ＳＣによる研修を行った回数は、令和３年度６９９件から令和４年度７９０件に増加している。児童生徒への心理教育や教職員への子ども理解研修など、未然防止や早期対応に係るＳＣの専門性を生かした活用も進んできている。
- ・重点的に配置拡充した小学校においては、新規不登校者数や暴力行為発生件数を大きく抑制することができている。早期の段階での心理的アプローチや課題の大きい児童への教職員の関わりが校内で統一できたことが寄与したものと捉えている。

表１）【ＳＣへの相談件数（延べ人数） 小学校・中学校・その他を含む】

	H３０年度	R元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
相談件数（人）	９０，５０９	９３，９７９	１０３，６３１	１２９，７４４	１６０，７４９

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・長期化するコロナ禍の影響を含め、小学校での不登校児童、虐待対応件数の増加やヤングケアラーへの対応の顕在化など、小学校でのＳＣ活用ニーズが高まっているなか、より実効性の高いＳＣ活用。
- ・増加する多様化、複雑化したケース対応に向けた、専門家多職種連携におけるＳＣの役割等の明確化。

<課題の原因>

- ・ケースが深刻化、長期化する以前の校内会議への参画や教室巡回、研修等、相談対応のみならず、早期発見・早期対応に関わるＳＣ活動のウェイト増加をめざす必要がある。
- ・学校、市町村教育委員会における、ＳＣ・ＳＳＷ等の専門家での役割分担、連携方法の明確化が必要となっている。

<解決に向け実施した取組>

- ・小学校におけるＳＣ活用の推進に向け、課題の早期発見・早期対応に向けた活用が進むよう、市町村教委やチーフＳＣと好事例を共有しながら、各校での活用のあり方を構築し、ＳＣが学校体制に位置づくようにする。
- ・支援の必要な児童生徒への早期の気づき、早期の対応につなげられるよう、より効果の高いスクリーニング活用を府から発信していくとともに、各学校でスクリーニングが定着できるようＳＣ・ＳＳＷで連携しながら働きかける。
- ・府より小学校へのＳＣ配置拡充をめざし、児童生徒のみならず、保護者、教職員からの心理的ケアに対する潜在的ニーズに応えられるようにする。

- ・専門家多職種連携の定着に向けて実施する地区別ブロック連絡会において、学校や市町村教育委員会が必要な情報を専門家とタイムリーに共有、必要な支援を検討できる仕組みが構築できるよう協議をすすめる。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・暴力行為や不登校等生徒指導上の課題の低年齢化がより深刻になり、小学校段階からのカウンセリング等の相談業務やケース会議等校内体制に位置付けたＳＣ活用の充実がさらに必要。
- ・困難課題に対して学校を支援する市町村教育委員会が構成する専門家多職種による支援チームにおいて、ＳＣの役割を明確にし、チーム機能充実を図ることが必要。

＜課題の原因＞

- ・要因が複雑に絡み合った若しくは見えにくい生徒指導上の課題が増加するなか、心理的なアプローチによる支援が求められる状況となった。
- ・いじめ重大事態等困難課題の増加に伴い、より適切なアセスメントと多様なプランニングによる支援充実が必要となっている。

＜解決に向けた取組＞

- ・小学校におけるＳＣ活用の推進に向け、課題の早期発見・早期対応に向けたＳＣ活用が進むよう、ＳＣ連絡会等の機会を通じて好事例の実践報告を共有しながら、各校におけるＳＣの活用方法や学校体制への位置づけについて明確にする。
- ・子どもたち自身がサインを出せるように、ＳＯＳの出し方に関わる教育をＳＣが中心となって実践することで、援助希求的態度を育成できるように働きかける。また、教職員が「子どものサイン」を受け止める「心の危機に気づく力」の育成に向けて、教職員向けの校内研修等を実践し、双方向から子どもたちの些細な変化をキャッチできる学校体制を整えていく。
- ・専門家多職種連携が府内各自治体で定着するよう「専門家多職種連携地区別ブロック連絡会」を実施し、市町村の専門家による支援チームが、実際のケースで学校支援に入った際、どのように専門家が役割分担を行うのかについて、協議を進める。

兵庫県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

公立小中学校等に配置し、子どもたちの心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めることにより、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るなど、学校における教育相談体制の充実に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程には全校に配置している。また、小学校において令和4年度134校を拠点校に配置し、連携する小学校への相談に対応している。

スクールカウンセラーの採用は、臨床心理士及び公認心理師としており、新規の採用においては、公募により有資格者を募り、選考による合格者を県内6カ所の教育事務所で採用し、各学校の実情を考慮して配置している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

ア 配置人数（神戸市を除く）

小学校	: 134人	中学校	: 246人
高等学校	: 0人	中等教育学校	: 1人
特別支援学校	: 0人	義務教育学校	: 6人
教育委員会等	: 6人		

イ 配置校数（神戸市を除く）

小学校	: 134校	中学校	: 246校
高等学校	: 0校	中等教育学校	: 1校
特別支援学校	: 0校	義務教育学校	: 6校
教育委員会等	: 6箇所		

拠点校 247 中学校等 (週1日・1回6時間)

拠点校 134 小学校 (週1日・1回6時間)

単独校 6 義務教育学校 (週1日・1回6時間)

連携校 430 小学校

ウ 資格

臨床心理士又は公認心理師の有資格者

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

スクールカウンセラー配置事業に係るスクールカウンセラーの活動方針等に関する指針（ガイドライン）は策定していないが、事業実施要項やそれに補足する運用面の別添資料等において、スクールカウンセラーの活動について示している。周知については、各教育事務所を通じて各市町組合教育委員会、各配置校へも通知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

全ての配置校において、配置スクールカウンセラーが年間2回以上の教職員対象のカウンセリングマインド研修を実施している。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（無）

令和5年度7月より、対面での相談を基本とし、地理的条件や心理的傾向によりそれを補

う形で実施する。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

兵庫県教育委員会が配置しているスクールカウンセラー

（2）研修回数（頻度）

年3回（4月・8月・2月）

（3）研修内容

ア 趣旨

スクールカウンセラーと学校等の連携した取組における諸課題について、研修を行い、スクールカウンセラーの専門性を向上させ、児童生徒の問題行動・不登校等の課題解決に資する。

イ 講演・事例発表等

- ・講演「スクールカウンセラーの緊急時対応」
- ・講演「一人1台端末時代のS Cが知っておきたいこと」
- ・事例発表と講師からの助言
- ・勤務年数による分科会での協議・研修

ウ 行政説明 「スクールカウンセラー配置事業について」

（4）特に効果のあった研修内容

講義：「スクールカウンセラーの共通認識～仕事の基本と心構え～」

年度初めに、経験豊かな兵庫県スクールカウンセラーが、S Cが学内でどのように動いたらいいいのか、基本的な心構えを講義した。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 （ 有 ）

スーパーバイザーを4名配置。平成30年度より1名を追加配置し全県をカバーできるようにした。

○活用方法

ア 重大な事件が起こった場合、学校等の状況を考慮し、市町組合教育委員会の要請によってスーパーバイザーの派遣を行い、当該学校への支援として、校長への助言、スクールカウンセラーへの助言や教職員の研修会、保護者説明会などにおいて講演などを行う。

イ 新任スクールカウンセラーへのスーパービジョンを含む県内のスクールカウンセラーに対する助言を行う。

（6）課題

- ・不登校やいじめ、虐待、学校内外での問題行動等をはじめ、ヤングケアラーやL G B T Q等、相談内容が多様化、深刻化しており、スクールカウンセラーの資質向上とともに、関係機関やスクールソーシャルワーカーとの連携を推進し、スクールカウンセラーが効果的に諸問題の解決にあたるための研修や周知を行う必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】感情のコントロールと心身の健康保持のための活用事例（③暴力行為、⑧心身の健康・保健）＜拠点校配置＞

1 事例の概要

当該生徒、母親、きょうだいの4人家族。父母は父親のDVで離婚。本生徒はきょうだい

に対して見るだけでイライラし、暴言暴力を加える。特にストレスが溜まっているときは激しくなり、家の物を壊すこともあった。母親も止めることができず、疲弊していた。また、学校の部活が唯一のストレス発散であったが、部員に対して思ったことを口にし、反感を買うこともあった。

2 学校・ＳＣの対応

ＳＣが本生徒への心理支援を担当した。寄り添いやストレスマネジメント等を通し、徐々にきょうだいに対する暴言暴力が収まっていった。また、並行して母親の心理支援も行った。担任教師や部活動の顧問教師も注意深く本生徒の観察や支援を行った。

3 チーム学校としての対応

当該生徒について担任教師や部活動の顧問教師と情報交換を行い、支援の仕方について検討した。そして各方面から当該生徒に寄り添い、支援を行った。また、きょうだいの担任教師とも連携を図り、情報交換すると共にきょうだいへの支援についても検討し、適宜対応した。

【事例２】解離性同一症のための活用事例（①不登校 ②児童虐待）＜拠点校配置（いじめ・不登校のための重点配置）＞

1 事例の概要

当該生徒（ＬＧＢＴ）、母親、継父、異父きょうだいの４人家族。親族内では暴力が日常茶飯である。複雑な背景を持つ祖父母に預けられたり、度々の引っ越しを余儀なくされたり。そんな中、母親の気分の変調を敏感に察知、過剰適応気味に育った。中学２年時より声が出なくなったり、自律神経の不調から不登校気味に。希死念慮が強く、昼夜逆転を繰り返し、ネット依存傾向も示しだし、数々の精神症状（幻覚・幻聴等）も主張。学校へ行かないことで母親と同居人が当該生徒に暴力をふるい、虐待通告を受けることもあった。別室登校と毎週の心理面接を続けたところ、複数の人格が現れた。

2 学校・ＳＣの対応

ＳＣより学年全体に情報共有をし、「登校できているだけでも頑張っている」ことを伝える。ＬＧＢＴを主張している当該生徒。荒々しい別人格が出て、横柄で怠惰に振る舞っているように見えても、それは「防衛反応で当該生徒にとっては今は必要な行動である」と説明。別室が居場所になるよう担任と別室担当の先生とは密に連携をとる。

3 チーム学校としての対応

いくら別室が居場所になろうと、当該生徒の中の「家族関係の捉え」や「人間観」等が変わらない限り、問題は解決しない。中学校だけでは時間の制限があるので、医療や福祉と連携する必要があった。しかし、長年精神科にかかってきた親がそれを望まないの、まずは、市が運営している「医療相談」での医師との面談を管理職やコーディネータと計画した。ＳＣ・担任・別室担当の先生とで母親を説得し、実現。「当該生徒の希望」ということで、医療との連携が図れた。

ＳＣは各人格をねぎらい、対話を重ねてきた。別室では友人関係もよくなりつつある。未だに解離は続いているが、「絵を描くことは生きること」と言い、毎日表現を続けている。ＳＣも学校も当該生徒が死を選ばないで日々を過ごせていることに少し安堵しているものの、課題は先送りになるのも致し方ない程、複雑な家庭環境にある当該生徒である。

【事例３】ヤングケアラーのための活用事例（⑯ヤングケアラー）＜拠点校配置＞

1 事例の概要

中１女子。小学校低学年より不登校。ひとり親家庭。長期間の医療ネグレクトの末、難聴（慢性疾患によるもの）と発話に困難がある。後に同居の高齢者（当該生徒や保護者との関係性や性別は割愛する）の介護を当該生徒が担っていることが判明した。

小学校低学年頃より不登校に陥るが、夜職に従事する保護者との連絡が取りづらく、次第に学校側からの働きかけが途絶えてしまった様子。小６時、新しく着任したＳＳＷが長欠児童の生活実態を確認するため家庭訪問を実施した。すると、当該家庭そのものが極度に困窮していることが判明した。当該生徒が適切な支援を受けられず取り残されている状況を問題提起するべく、ＳＳＷが当該生徒への指導・対応を検討するケース会議の開催を呼びかけた。関係各所との緊密な連携を唱えるが事態は好転しなかった。

2 学校・ＳＣの対応

当該生徒は中学校入学式に登校したのみで欠席が続いた。居住地区の民生委員と養護教諭が連携し、保健室に連れて来ることに成功した。

ＳＣは保健室登校をしている当該生徒に声をかけるところからかかわりを開始した。手芸が得意な当該生徒と一緒にフェルト細工を作るなど、言語の交流を強いることのない侵襲的でない交流を心掛けた。周囲の教員にも当該生徒がＳＣに心が開く様子が伝わり、無力感や徒労感を抱きがちな一家への働きかけに再び希望を見出す契機となった。

保健室登校やＳＣとのかかわりが定着すると、当該生徒の表情も明るくなり発話量も増えた。発音の不明瞭さや雑音のある環境での聞き取りにくさは依然として持続していた。そこで、県立聴覚特別支援学校よりコーディネーターを招き、聴覚障害がもたらす学力や認知能力への影響や具体的なかかわり方を関係教員で学ぶ機会を得た。

進級後、難聴学級が成立し静音下の学習環境が整ったが、家庭における困窮や生活困難が一層悪化した。高齢者の介護を担っていた親族が負傷により入院し、当該生徒一家に介護の負担がのしかかった。当該生徒が登校しないことを危惧した教員が尋ねると、当該生徒は大声で叫び、泣いて暴れた。親族の訪問が途絶えた結果、当該生徒が粥を作って食べさせるなどしていた。しかし、認知症が悪化した高齢者の不穏な言動を目の当たりにし、年齢不相応な衝撃を受けたことが窺われた。激しく慟哭した後、他校に異動したＳＣに会いたいと訴えた。

3 保護者対応

当該生徒を専門医に受診させた結果、慢性的な中耳炎により背後からの車の接近に気がつかないほどの難聴に至っていることが判明した。また、この時の受診で咽頭部にも異常があることも判明し、夏休み期間中に手術に至った。これらの病歴より、当該生徒が長期間にわたって適切な医療にかかることを放棄された医療ネグレクト状態にあったことが判明した。

保護者には養護教諭を通じて専門医の治療が終わった後も学校医に相談をすることを勧め、当該生徒の健康を保つために適切な医療にかかることの重要性を再確認してもらった。

しかし、親族が入院し、同居の高齢者の介護要員が不在になった頃より保護者が帰宅しない日が増えた。養護教諭が保護者に問いかけたところ、収入を得ることにも窮していることを涙ながらに語った。その後も保護者の就労環境は改善されないままである。

4. チーム学校としての困難課題のある生徒に指導・対応する際の課題

(1) 困難課題対応的生徒指導を伴う事例にかかわる教員の燃え尽きを予防することの重要性

困難課題のある生徒への指導・対応は、即時的に状況を改善することが難しく、対応・指導の手ごたえ（いわゆる「行動随伴性」）を伴わないため、教員は無力感を抱きやすい。結果として困難課題のある児童生徒への対応・指導への期待や効力を見失ってしまう。

本事例においても、小学校教員の指導・対応が途絶えてしまったのは他者つつなかりを保ちにくい生徒や保護者にかかわり続けることへの徒労感がうまく処理されなかったためであろう。

(2) グレーゾーンおよび重複した困難課題のある生徒指導・対応の難しさ

生徒への理解を深めるため、聴覚特別支援学校コーディネーターの視察、研修を実施することができた。しかし、生徒の聴力が「グレーゾーン」に相当するため、聴覚特別支援学校への転入や進学は実現しない見込みとなった。関係各所の強力な後押しより難聴学級が成立したものの、困難課題のある生徒に対応できる（つまり、信頼関係のある）教員は少なく、依存の対象としての重責や負担感も大きい。

(3) SC、SSWの異動に伴う支援の切れ目

会計年度任用職員であるSC、SSWともに同一校での勤務を長期間継続することができない。特に関係構築に時間がかかる事例の場合、「切れ目ない支援」を実現することは困難である。

(4) 首長部局関係課との連携

学校経由で報告があった生徒の訴えをもとに、市SSWは首長部局関係課（高齢者福祉課、地域包括支援センター）に高齢者虐待の疑いがあると通告、連携と支援を依頼した。また、社会福祉協議会にも連絡をし、フードバンク等の支援を受けられるよう体制を整えた。

関係課が調査を兼ねた訪問を実施したところ、劣悪な居住環境であることが判明した。同居の高齢者の生存は確認できたが、訪問介護を受け入れる居住環境ではないので、関係課や市SSWや民生委員らが清掃に臨むことになった。今後も適宜、ケース会議等で関係各所との連携が必要となる事例である。

【事例4】教職員研修のための活用事例（⑩教育プログラム）＜拠点校配置＞

1 事例の概要

本県では、全ての配置校において、配置スクールカウンセラーが教職員との協働によって、教育プログラムを実施する方針を示している。これは、生徒指導提要(令和4年12月改定版)にも記されている、全ての児童生徒を対象としたプロアクティブ(常態的先行的)な発達支持的生徒指導活動、指導・支援の可能性を拓げるためにチーム学校で取り組む活動、児童生徒の人権理解に基づいて児童生徒が主体的にキャリアを積み上げるための支援活動、などの指標に合致している取り組みである。ここでは、不適応の予防・いじめ防止あるいは自己実現支援への積極的な取り組みとして、学齢期の児童生徒の成長に寄り添った5つの教育プログラムを準備し、ストレスマネジメント、ソーシャルスキル向上、自己理解・他者理解・お互いを尊重するなどの要素を編みこんで構成し、実践している事例を挙げる。

○学齢期の児童生徒の成長に寄り添った5つの教育プログラム

- (1) いろいろな見方・考え方（小2～小5向）：ものの見方の違いを認め合い、他者の見方を取り入れることで自分の見方も広がる体験をする。

- (2) ストレスとストレス対処（小5～小6向）：小学校と中学校の生活の違いを説明、ストレスの種類とストレス反応の現れ方、ストレス対処のし方を学ぶ。
- (3) 友だちって何だろう？（中1～中2向）：「友だち」の意味の多様さを知り、友だちと意見が違った時の言動について豊かな選択肢を獲得する。
- (4) 自分らしさを見つけよう・育てよう（中1～中2向）：チェックリストを用いて、自分のこころの中の強みを知り、自分を活かせる将来像を考える。
- (5) こころの危機を乗り越える（中3向け）：心の危機を迎えた時の人の心理の変化の過程と、それを支える仲間の役割を知り、レジリエンス力を高める。

2 研修を実施した効果

- (1) 心理教育としての効果。

ストレス対処への理解やソーシャルスキルの習得により、より良き学校生活への工夫を促す。感想文には、各学年での教育プログラムでの体験を積み重ねて書き連ねる者もいる。

- (2) アセスメントとして。

教育プログラムの中でストレスチェックやアンケートリストを用いることで、児童生徒の自己省察、配慮を要する児童生徒のスクリーニングに役立つ。

- (3) ジョイニング、支援関係構築。

スクールカウンセラーと児童生徒との出会いの場として重要で、援助希求の促進、課題の早期に相談に繋がり、学齢期を通じた支援の輪を創る。相談に来た指導生徒が、教育プログラムでの体験を話すことが多い。

これら児童生徒の成長に寄り添った一連の教育プログラムは、教職員も一緒になって楽しく実施しているところが特徴で、こういった雰囲気づくりは、コロナ禍でコミュニケーションが閉塞的になり勝ちだった児童生徒に、繋がり回復の機会になっていると思われる。

【事例5】学校問題サポートチームとしての活用事例（⑨教職員とSC等の役割分担）＜教育委員会等配置（教育事務所配置）＞

1 事例の概要

事例A：小学高学年のある児童が、他の児童に物を投げる、教員を噛む・蹴るという行動がみられた。朝、親から叱られた日は特にイライラしていた。

事例B：小3のあるクラスで、数人の児童が離席・児童同士でたたき合う・授業が成立しにくい状況であった。

2 学校問題サポートチームの対応

学校問題サポートチームリーダーやチーム員の教員OB、SSWが、学校訪問時に、学校管理職から暴力や授業不成立の対応について助言を求められた時、SCと担任が協働で行う「心のサポート授業」（緊張した時、イライラした時の対処法を学ぶ授業）を提案し、要請があったクラスに、SCとチーム員が訪問し、授業を実施、その後担任への助言を行った。

事例Aでは、本児はあるスポーツが好きだった。そこで「緊張したときどうする？」の授業を担当とSCが協働で行ってはと提案した。授業スライドに、担任の発問とSCの発言を記載し、担任の負担感を軽減した。担任は日ごろ児童とかかわっているため、児童のストレス対処の発言をうまく引き出していった。緊張した時の対処法とイライラした時の対処法を話し合い班ごとに発表し、落ちつくための呼吸法や肩のリラックス法を本児も含め児童たちは真剣に取り組んだ。SCはイライラした時もこの方法は有効であることを伝

えた。授業の中で、ストレス反応とストレス対処のチェックリストを実施した。本児はストレス対処の項目の「暴れる」に「少しある」にチェックをいれていた。その後の担任と本児との個別面談で、「暴力をなくしたい」と本児が訴え、この目標を共有し、スポーツではルールが大切なことも本児が納得できるように担任は関わっていった。

事例Bでは、10月に1回目の心のサポート授業を行った。喜び・緊張・怒りの表情絵を提示し、「どんな時嬉しい?」「どんな時緊張する?」「どんな時イライラする?」と担任が発問し、児童が挙手し発言し、SCが板書していった。緊張した時の対処法は「深呼吸・お茶を飲んで落ち着く」など良い対処が発表されたが、イライラした時の対処法は「学校を脱走する・教室から出る・人をなぐる」などが発表された。それらは「やって良い事・良くない事?」と発問すると、全員が「良くない」と回答した。「でもやっちゃう」と。そこで、イライラを小さくする呼吸法や肩のリラックス法を実演した。授業時に行った問いに、「眠れない」と回答した児童が多かったため、12月に「眠れない時どうする?」の授業も行った。また、授業後、担任に教員OBのチーム員が、授業展開の留意点を助言した。なお、心のサポート授業後に、SCはワークシートに記載された授業の感想などを児童・保護者あての「お便り」にまとめ配布した。

3 成果と課題

事例Aでは、暴力はほとんどみられなくなり、級友との関係性も好転した。事例Bでは、授業で離席する児童が少なくなり授業が成立することが増えていった。課題としては、児童の暴力で苦しんでいる学校は多くあり、心のサポート授業を行う授業枠が確保されていない点である。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・児童生徒や保護者へのスクールカウンセラー相談が広く認知され、相談体制が活用されている。
- ・児童生徒に関わる緊急事案対応において、自校配置SCと派遣SV・SC等が連携し、チーム学校の一員として、効果的に児童生徒の心のサポートを行った。
- ・学校のいじめ対応チームにおいて、スクールカウンセラーの専門性が活用されている。教職員とスクールカウンセラーが協力し、多様化・深刻化する問題に対して、適確な児童生徒理解につながっている。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談人数	113, 205	125, 343	122, 755
うち教職員の相談人数	59, 495	62, 913	63, 045

(2) 課題と課題解決に向けた取組

- ①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ①-(1) 新型コロナウイルス感染症拡大下での、児童生徒へストレス対処法を指導する機会の確保

①-(2) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・関係機関等の連携

<課題の原因>

- ①-(1) 長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、児童生徒の心理的不安やストレスの蓄積は大きくなる一方で、学校内や対面での児童生徒の支援に必要な時間や、ＳＣ配置時間の確保が困難な状況となったため。
- ①-(2) 児童虐待、ヤングケアラー、性的被害等において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、福祉機関、警察等関係機関の効果的な連携が必要な事案が生じているため。

<解決に向けた取組>

- ①-(1) 児童生徒が所有するパソコン・タブレット端末等を活用して、県教育委員会が作成したオンライン映像を視聴し、ストレス対処法に関する知識を身につけさせる。
- ①-(2) スクールカウンセラーの研修会において、スクールソーシャルワーカーや関係機関について具体的な事例をもとに連携方法を周知する機会を設ける。
本年度より、各教育事務所に学校問題サポートチームを設置し新たにＳＣを配置することで、市町や学校配置のＳＣ・ＳＳＷからの相談や重大事態時の緊急対応等に対しての支援体制を整えている。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

不登校児童生徒数の増加。令和２年度から指定校での実践研究や効果的な事例等を幅広く周知するなど、不登校児童生徒の個々の状況に応じた適切な対応が実践できるよう支援してきたが、依然、不登校児童生徒数は増加し続けている。

<課題の原因>

- ・ コロナ禍による生活環境の変化が子ども達にも大きく影響を及ぼした。
- ・ 不登校の要因は多様であるが、担任や、学校など個々の取組に頼ってきた。

<解決に向けた取組>

- ・ スクールカウンセラーによる「教育プログラム」や教員向け「カウンセリングマインド研修」を通じ、児童生徒がＳＯＳを出す力をつける教育を促進する。
- ・ 児童生徒の些細な変化に気づくため、定期的なアンケートや教育相談を行い、スクールカウンセラーを含む学校不登校対策チームによるアセスメントとケース会議を実施し、早期の段階から対応する。

奈良県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校に配置することで、児童生徒の心の相談にあたるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高め、暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見、早期支援・対応に役立てる。さらには、再発防止まで一貫した支援に重点を置いた教育相談体制を構築する。

（2）配置・採用計画上の工夫

在籍生徒数及び学校の状況により、配置時間を変える。

中学校に配置しているスクールカウンセラーが必要に応じて校区内の小学校へ出向き、相談業務に就く。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○通常配置校数及び配置人数

小学校	182校：50人
中学校	95校：46人
義務教育学校	7校：6人
高等学校	28校：23人
特別支援学校	10校：2人
教育委員会	1箇所：1人

○緊急支援分配置校数及び配置人数

中学校	6校：11人
高等学校	6校：15人

○資格

（1）スクールカウンセラーについて

- ①公認心理師：54人
- ②臨床心理士：47人
- ③精神科医：0人
- ④大学教授等：2人
- ⑤上記①～④以外の者で自治体が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者：0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者：0人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者：2人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者：0人
- ④上記①～③以外の者で自治体が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者：0人

○通常配置

拠点校	93中学校	(年35回、1回5～6時間、	6校)
		(年23回、1回6～7時間、	1校)
		(年18回、1回5～6時間、	60校)
		(年12回、1回4時間、	26校)
単独校	182小学校	(年12回、1回4時間、	20校)
		(年1回、1回4時間、	162校)
	2中学校	(年35回、1回4時間、	1校)
		(年12回、1回4時間、	1校)
	7義務教育学校	(年22回、1回5～6時間、	2校)
		(年12回、1回4時間、	5校)
	28高等学校	(年35回、1回6～7時間、	1校)
		(年35回、1回6時間、	5校)
		(年35回、1回5～6時間、	3校)
		(年35回、1回5時間、	8校)
		(年35回、1回4～5時間、	1校)
		(年35回、1回4時間、	10校)
	10特別支援学校	(年3回、1回5時間、	10校)

○緊急支援配置

高等学校	計16回	92時間（6校）
中学校	計13回	59時間（6校）

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（**有**）・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

「スクールカウンセラー活用事業実施要領」、「スクールカウンセラーの職務」等を作成し、4月に開催する「スクールカウンセラー活用事業連絡会」で配布している。連絡会には、市町村教育委員会担当者や各校の教育相談担当者、スクールカウンセラー（準ずる者含む）が出席する。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

「奈良県高等学校教育相談担当者会」及び「スクールカウンセラー活用事業に係る連絡会」を開催し、研修及び行政説明においてスクールカウンセラーへの理解の促進に努めている。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（**有**）・無）

※自宅からのオンラインカウンセリングの場合、相談者やＳＣのプライバシーが守られるかを確認できることが条件であり、相談者からの希望があった際には可能な限り対応できるようその都度検討している。

相談者及びＳＣのプライバシーが確実に守られている状況を確認するため、ＳＣは学校のカウンセリングルーム等で対応することになっている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

本事業で採用しているスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者全員

(2) 研修回数（頻度）

年2回 7月 第1回スクールカウンセラー研修会（行政説明及び情報交換会）

12月 第2回スクールカウンセラー研修会（講演）

(3) 研修内容

行政説明、講演、グループ協議、指導助言

(4) 特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラーによる情報交換会

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（**有**）・無） 2人

○活用方法 希望するＳＣへのスーパービジョン、研修会での助言等

(6) 課題

・ＳＣは他の職業に就いている者や、他府県でＳＣとして勤務している者もいるため、研修会への参加のための日程調整が難しいことがある。また、研修会への参加費用（旅費や日当）は経費として計上できないため、参加者の自己負担となっている。

・ＳＶの効果的な活用について検討が必要である。ＳＶを活用する際のＳＶとＳＣの日程調整の難しさや派遣等にかかる費用には上限があるため、相談を精選する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①不登校）＜ＳＣの配置形態：単独校 重点配置＞

まじめで元気な子どもであったが、急に学校へ行くことへの不安を訴え欠席が増え不登校となった事例である。子ども自身は学校へ来ることが困難であり、母親がスクールカウンセリングを受けていた。

母親は基本的に「不登校」ということに対して否定的な考えはなく、子どもと一緒にゆっくり今後のことを考えていくことができると考えている様子であった。しかし、母親自身が自分の関わりに間違いが無いか不安になることや、子どもが自分の気持ちや考えを言葉にすることが少なく、変化が見られない期間が長くなることでさらに不安や苛立ちを感じてしまい、子どもに対して厳しく接してしまうことがあった。

カウンセリングでは母と子の家庭でのやり取りを細かく話されることが多かった。その中で、まずは丁寧に母の話を聞くことに徹した。母の子どもへの対応では基本的に大きな問題がなかったこともありそのことをきちんと伝えながら、必要に応じてほかの声掛けの方法が無いか一緒に考えた。また、母から見ると変化がないと思われる子どもの言動であってもＳＣからみるとしっかりと変化が見られることや、様々なサインがあることを伝えた。反対に子どもにとって変化することがしんどい時期であることなども伝えることで、母の不安や苛立ちを軽減し安定して子どもと関わるできるようになっていった。そうすることで、子ども自身も少しずつ自分の気持ちを言葉にしてくれるようになった。

また子どもの様子から医療機関の受診が必要である可能性が出てきたため受診の提案を行った。医療機関受診に対しても母は

色々と不安を感じることもあったが、その不安を受け止めつつ、解決できることについては具体的なアドバイスをしながら受診してもらうことが可能となった。

学校では、元気に学校へ通っていた時の子どもの様子や印象が強かったため、現状や辛さからくる子ども自身の変容に気づきにくかったように思われる。子どもの現状や母の精神的な辛さについてＳＣの見立てと合わせて伝え、学校としても子どもや母に無理のないかたちでアプローチする方法や今後の進路についても考えることができた。

【事例２】児童虐待のための活用事例（⑥家庭環境）＜ＳＣの配置形態：単独校 重点配置＞

保護者からの心理的虐待で体調不良、欠席が続く生徒への支援

当初、社会体育活動で指導者から子どもへの性的虐待があったとして保護者から相談があったケースであった。

母親からの相談を続ける中で、家庭内でのいざこざ、保護者（父親）からの子どもへの体罰や叱責、非常に陰湿な夫婦関係、親子関係などが子ども及び母親から語られた。家庭内では父親からの否定的、攻撃的で高圧的な言葉がけが日常的であり、それにより母親も子どもも精神的なエネルギーを失っていた。またそのため、母子で母の実家に逃走することも多く、子どもは心の不安定さから学校を休みがちになっており、母親は父親との離婚を考えるまでに至っていた。

一方相談に対して母親は積極的で、家庭において父親に対し、「あんたもカウンセリング行きや！」という発言があったと母親自身から聞いている。

ある日、学校を早退する息子を迎えに来た父親と、ＳＣが顔を合わせる場面があった。その際「お父さんと是非お話がしたいです」とＳＣの口から父親本人に伝えることができ、このことがきっかけか否かは分からないが、父親が校内での相談に出向いてくれることになった。

父親は、実は子どものことを心から愛しており、深い愛情のため逆にきつい言葉を遣ってしまっていることが分かった。相談では、家庭内でできるだけ否定的な言葉を出さないように、また些細なことでも頑張っていること、できていることに声掛けするよう、プラスの言葉がけが受け取る側の心に心地よく届くことについてアドバイスを行うことができた。

父親との相談後、家庭内でどのような話合いや変化があったかは分からないが、最終面接では、家族３人で一緒に相談を行うことができた。そこで、父親による家庭内での攻撃的で高圧的な言葉が減ったことを知るようになった。またそうなったことでどのような変化があったのかを聞いたところ保護者からは、子どもの笑顔が増えて、学校を欠席することがなくなったと、報告を受けることとなった。

【事例３】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

学校で行なったアンケートにより、ヤングケアラーの疑いがあるとして、学校からＳＣに相談があり、カウンセリングにつながったケースである。

父親の病気をきっかけに、母親が精神疾患を患い、数年前から、子どもが家事の手伝いや兄弟の世話を担っていた。特に母親が精神的に不安定になると、家庭内での言い争いが激しくなったり、母親による家族への当たりがきつくなったりするなどして、家族全員の生活リズムが崩れ、生活全般が荒れることが多くなった。そんな中子どもは、母親の気持ちを落ち着かせるため、夜中まで母親の話聞きなだめることがしばしばあった。

子どもは自身の家庭の状況に対して、心配や不安、疲弊感を抱きつつも、家族のことを他人に話すことへの抵抗があり、自分から助けを求めることはできなかったと話した。忘れ物や遅刻に関しても、管理できない自分の責任であると考えていたため、学校生活において家庭の状況についてはこれまであまり話すことはなかった。

ＳＣは、子どもとの関係構築に努めつつ、心のケアにあたった。福祉的な支援の可能性についても説明を行い、今後について、本人の希望を尊重しながらサポートを続けた。同時に、担任や学年主任、養護教諭とも情報共有しながら、子どもが援助希求を出しやすい環境調整を行い、生徒のエンパワーメントに努めた。具体的には、当該子どもは、「困っていると発信していいかわからなかった」、また「発信したらどうなるのかが不安であった」ということから、状況の発見が難しかったため、少しでも多くの大人（先生方）が子どもを見守り、サポートしたいという気持ちをもっていることを子ども本人に伝えた。同時に、援助希求の行動に出た時にしっかりと先生方が対応することで、援助希求行動を取る動機づけと援助希求行動を取ってよかったという成功体験をできるだけ多く経験してもらう必要があると考え、先生方と協働した。

家庭では、母親にヘルパーが来てくれるようになり家事の負担が軽減した。学校では、子どもがＳＣだけでなく担任等教員に対しても困り事や弱音を話せるようになってきた。また、カウンセリングでは、家庭や家族の悩みごと以外の話題が増え、今後の目標や将来の夢といったテーマが多く話されるようになっていった。

課題自体が解決したわけではないが、子どもの心身の成長を学校と連携しながら見守っているケースである。

【事例４】校内研修のための活用事例（⑪校内研修）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

配置校において、教職員を対象に「スクールカウンセリングの活用とチーム学校体制づくり」の題目で講義形式の研修を実施した。

経緯としては、学校が統合され、新しい学校体制づくりを行っていく必要がある環境で、教職員の仕事の多忙さからも校内での協働・連携がしづらい状況があったため、様々な児童生徒の課題への対応を円滑に行うことに困難さを抱えていることが考えられたため、研修を行う流れとなった。

スクールカウンセリングの活用では、「何故スクールカウンセラーが必要とされているのか」の問いを先生方に投げかけ、その理由として児童生徒に関する問題への対応の多さや複雑さを挙げ、専門性をもつスクールカウンセラーも学校の一員として、児童生徒への問題に関わり、学校全体で児童生徒の問題に取り組む体制作りの重要性を伝えた。その流れから、スクールカウンセリングを活用することのメリット、活用する際に気をつけるべき集団守秘義務について説明を行った。

チーム学校体制づくりでは、ポイントとして校長のリーダーシップの重要性和教師の抱え込みを緩和させることを挙げ、職員

室内での相談しやすい雰囲気づくりや仕事を抱え込まないように普段から雑談など、たわいのない話をすることや、教職員全体が周りの教員の抱えている仕事にも配慮し、言葉かけや分担をするなど個別で助け合いをする意識をもつことを勧めた。他にも、定期的に児童生徒に関する事例検討会や演習（構成的グループ・エンカウンター）などを取り入れることが効果的であることなどを伝え、その他にもケース会議のやり方についてPICAGIP法（参加型の校内ケース会議）の紹介を行った。

それ以降、児童生徒の抱える問題においてスクールカウンセラーへの相談が増え、ケース予約も増加した。職員室内の教職員同士で児童生徒の相談をその場で行っている様子もみられ、そこにスクールカウンセラーも入っていきやすい雰囲気ができたように感じている。

【事例５】ＳＣに準ずる者の効果的な配置のための活用事例（②ＳＣに準ずる者の効果的な配置）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

経験年数等を考慮し、ＳＣと同様担わせる業務を整理して、その業務に適した人員を採用している。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

＜年度＞	＜配置校数＞	＜ケース数＞	＜相談件数＞
平成２４年度	６８校	１，１７８件	５，６０１件
平成２５年度	６７校	１，６０６件	７，０９９件
平成２６年度	６８校	２，３３８件	６，５５７件
平成２７年度	１１０校	２，６１７件	７，１０１件
平成２８年度	１１３校	２，３２５件	６，４７６件
平成２９年度	１１３校	２，４９４件	６，９１７件
平成３０年度	１１１校	２，３０３件	６，９８２件
令和 元年度	１１４校	３，８１５件	１０，６６３件
令和 ２年度	１３４校	３，４７８件	１０，７８０件
令和 ３年度	１３４校	３，６０４件	１０，９２３件
令和 ４年度	３２２校	４，５８１件	１４，０１６件

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・小学校への配置時間数の一層の拡充が必要である。
- ・各校で相談件数及び相談時間が増加しているため、教育相談コーディネーターの資質向上への取組が必要である。
- ・山間部にある学校へ配置する人材確保が難しい。

＜課題の原因＞

- ・コロナ禍による、制約された生活が長引いていることや人間関係を深める機会が減少していることにより、多様な悩みや課題を持つ児童生徒が増加しているため。
- ・生徒指導上の課題が複雑化・多様化し、スクールカウンセラーを含めた教育相談に基づく支援が進んだことで、相談件数が増加の一途となり、飽和状態となっているため。
- ・山間部の学校へは交通機関が少なく、宿泊が必要となる学校もある。また、冬季の道路事情の関係からも配置できる人材に限られるため。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・小学校への配置時間数の拡充。
- ・スクールカウンセラーによる教職員のカウンセリングマインド向上を目的とした研修の実施を奨励。
- ・スクールカウンセラー採用時の山間部学校への配置が可能かどうかの聴取。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・各校種への配置時間数の更なる拡充が必要である。
- ・山間部にある学校へ配置する人材確保が難しい。

＜課題の原因＞

- ・各校種において、人間関係構築の難しさ等児童生徒の多様な不安な思いから相談希望が増加の一途をたどっているため。
- ・山間部の学校へは交通機関が少なく、宿泊が必要となる学校もある。また、冬季の道路事情の関係からも配置できる人材に限られるため。

＜解決に向けた取組＞

- ・各校種への配置時間数の拡充を図ると共に、各校における教職員のカウンセリングマインド向上に向けた取組の奨励。
- ・山間部にある学校への配置を希望するＳＣが一人でも多くなるよう、他府県の実例等参考にしながら手立てを検討する。

和歌山県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等の児童生徒に係る課題に対して児童生徒、教職員及び保護者のカウンセリングを行うとともに、学校における相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・市町村教育委員会及び県立学校から提出される申請書に基づき、スクールカウンセラー等（以下、「ＳＣ等」）の勤務日数及び勤務時間数の調整を行う。
- ・各市町村教育委員会は、提出する申請書に、各学校における重点課題（不登校・いじめ、虐待、貧困対策等）の記載を併せて行う。
- ・単独校配置対象とならない学校については、近隣の学校が拠点校となり、ＳＣ等が相談や訪問等を行い、対象校として対応する。
- ・配置希望校の地理的条件（公共交通機関の利便性や高速道路の整備状況等）と、ＳＣ等の勤務条件（通勤手段、可能勤務日数、曜日等）を考慮して配置を行う。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

*配置人数

小学校 77人 中学校 69人 義務教育学校 2人 高等学校 28人 特別支援学校 9人

*配置校数

小学校 161校 中学校 110校 義務教育学校 1校 高等学校 46校 特別支援学校 10校
教育支援センター（適応指導教室） 16箇所

*資格

・スクールカウンセラー（有資格者）

①公認心理師 41人

②臨床心理士 15人

③精神科医 0人

④大学教授等 2人（※①②もしくは②のみの資格を有する者）

⑤上記①②2つに該当する者 52人

⑥上記①～⑤以外の者で和歌山県が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 1人

・スクールカウンセラーに準ずる者

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 24人

*主な配置形態（年間日数は、主な日数。1日当たりの時間数は、主な時間数。）

・単独校 155小学校（年18日・1日5時間）

72中学校（年36日・1日5時間）

1義務教育学校（年54日・1日5時間）

46高等学校（年36日・1日5時間）

10特別支援学校（年36日・1日5時間）

・拠点校 6小学校（年36日・1日5時間）

38中学校（年36日・1日5時間）

・対象校 65小学校（拠点校の日数に含まれる）

5中学校（拠点校の日数に含まれる）

・教育支援センター 16箇所（年18日・1日5時間）

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒有・☐無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・「R4年度スクールカウンセラー活動の手引き」策定
内容：SCの位置づけ、SCの職務内容、SCの業務遂行に関する留意点などを記載
- ・SC等、各市町村教育委員会及び県立学校に配布

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・7月に実施した担当課事務連絡協議会において、各市町村教育委員会指導主事に事業内容を説明し、学校におけるSC等の活用を促した。
- ・2月に実施した生徒指導連絡協議会（オンデマンド形式）にて、生徒指導主任に、不登校対応の説明で、SC等の活用を促した。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☐有・☒無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

和歌山県スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

(2) 研修回数（頻度）

オンライン研修 1回（動画視聴）

オンライン又は集合型を選択する研修 2回（講義）

(3) 研修内容

第1回「SCに期待されていること」

第2回「チーム学校で機能するSC・SSWとは」

第3回「SCのチーム学校の一員としての具体的な支援の在り方について」

(4) 特に効果のあった研修内容

それぞれの研修において、心理的な知識を得るだけでなく、教職員として学校から求められているSC等としての在り方を学び、自身の活動に役立てようとするSC等が多かった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（☒有・☐無）

○活用方法

- ・個別スーパービジョン：3名のスーパーバイザーが年間56日を分担し、のべ191名のSC等の個別スーパービジョンを実施した。対面形式とオンライン形式をSC等が選択できるようにした。
- ・グループスーパービジョン：3名のスーパーバイザーがオンライン形式で8回行い、のべ126人のSC等が参加した。スーパーバイザーはSC等から提供された事例の検討過程について、スーパーバイズを行った。
- ・学校での緊急事態/発生時における対応：緊急時の対応について、重大案件である場合、市町村教育委員会や学校に出向き、相談・支援の体制作りや具体的対応について、助言を行った。

(6) 課題

・研修

SC等によりケースへの対応力の差があり、SC等の資質・能力に応じた研修プログラムを組み立てることが難しい。令和4年度は、動画視聴による研修を1回、オンラインによる参加又は集合型を選択する研修を2回実施し、それぞれレポート提出を課した。SC等が対面で協議する機会を設けたが、全てオンラインによる参加となったSC等も多く、学校での活動に係る詳細な情報交換の機会を得られなかった。

・スーパービジョン

本県のSC等のうち「スクールカウンセラーに準ずる者（以下、SCに準ずる者）」は20%を占め、SCに準ずる者の「個

別のスーパービジョン」の利用率は50%であった。SCに準ずる者の多くは、紀南地方に勤務しており、対面でのスーパービジョンを希望した場合、日程を調整することが難しかった。

グループスーパービジョンを8回オンライン形式で行い、毎回アンケート調査を行った。特に、「グループスーパービジョンの実施形態は、オンラインのほうが集合型よりもよいと思うか」という質問に対し、出席者の8割が「オンラインのほうがよい」と回答した。「集合型のほうがよい」と答えた参加者の中には、ネット接続の不具合や臨場感の乏しさを理由に挙げている。

・資質向上に向け、研修とスーパーバイザー活用の実施形態をSC等の実態に即して工夫する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校対策のための活用事例（①不登校）＜SCの配置形態：拠点校配置（いじめ・不登校対策のための重点配置）＞

小学校5年生男子児童は、前年度から登校したいという意思を口にするものの、校門や玄関で泣いて教室に入れずにいた。担任が本人や保護者への聞き取りを行っても、理由は分からないとのことで、母親は多くを語らなかった。SCが本人面接、保護者面接及び教職員へのコンサルテーションを行った。面接を継続していく中で、母親の表情が明るくなり、学校関係者とも笑顔で話せるようになった。当該児童も不登校の状況は変わらなかったが、「友達に会いたい。」と、自分で友達と連絡を取り合うようになった。校内ケース会議において、SCが当該児童や母親の変化に応じて適宜見立ての修正を行い、担任から母親へのアプローチや訪問支援員による本人への声かけについて協議を行った。当該児童は、週1回定期的に放課後登校し、担任や他の職員とボール遊びをするようになった。2カ月後には、放課後登校の際に本人が得意な漢字学習にも取り組むようになった。SCのコンサルテーションにより、教職員の児童理解が深まり、組織的に対応することで母親が安心して当該児童に向き合うことが出来るようになり、ケースが進展した。

【事例2】生徒理解のための活用事例（⑩発達障害等）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

中学校2年生女子生徒は、自閉スペクトラム症の診断を受けており、長い前髪で目を隠して人から見られないようにしていた。中学1年生2学期から断続的に欠席や早退をしており、登校時の休憩時間は職員室で担任と過ごすことが多かった。SCは、当該生徒1年時には担任へのコンサルテーションを継続的に行うとともに、2年生から本人面接を行った。面接後のケース会議において、SCから会話や体験による学習活動が有効であるとの助言があり、授業担当者間で共有し、実践した。当該生徒はSC来校日には必ず登校し、面接を受けることで徐々に情緒面でも落ち着いてきた。また、担任には他の人とのコミュニケーションに課題を感じていると相談していたが、SCや担任以外の教職員にも自分から話しかける回数が増え、クラスメイトに対しても関わろうとする様子がうかがえるようになった。SCはSSTを取り入れた面接も行い、担任もクラス内でグループ・アプローチを活用し、クラスメイトと話す機会を増やした。共通の趣味をもつクラスメイトがいることがわかり、休憩時間はその生徒と過ごすようになり、人から目を見られることを気にするそぶりもなくなった。

【事例3】（⑨性的な被害 ⑩ヤングケアラー）

活用事例なし。

【事例4】校内研修での活用事例（⑪校内研修）

市内では最も児童数の多い小学校において、不登校児童数が増加していることを踏まえ、全教職員を対象に研修を行った。管理職、教育相談担当、養護教諭、SCで協議を重ねた後、夏季休業中にSCが不登校等の課題のある児童へのアセスメントや対応について事例研修を行った。学級担任は若く、経験が少ない者が多いため、学級経営や、配慮を要する児童に対してどのように関わっていけばよいかについて、架空事例を用いて協議を行った。また、不登校等の未然防止に繋がる支援について、管理職、生徒指導担当、教育相談担当、関係教職員それぞれの立場での支援と、組織的な対応について、協議したのち、SCから助言を行った。

【事例5】スクールカウンセラーの活用について（⑫SCに準ずる者の効果的な配置）＜SCの配置形態：単独校配置・拠点校配置＞

地域で教員経験があり、地域の特徴や学校の状況に理解のある者をSCに準ずる者として配置した。

SCに準ずる者が担う業務を明確にし、状況によりスーパーバイザーの助言の下、業務を行うこととしている。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

当県では、地域の特性を踏まえ、山間部や紀南地域等において、拠点校方式により、校区内の未配置の小学校を対象校としながら、全小中学校にＳＣ等が関わる配置を行い、ＳＣ等の活用が一層進むようになった。また、市町村が設置する教育支援センター等へのＳＣ等の配置も拡充してきた。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

・人材確保

＊有資格者の比率が高まっているが、100％ではない。

＊当県在住の有資格者のスクールカウンセラーで、複数年にわたり継続して勤務するスクールカウンセラーが少ない。

＊他府県在住のＳＣ等を多く採用しているが、週１回程度の勤務が多く、また、勤務希望地域に偏りがあり、山間部や紀南地域の学校で勤務可能なＳＣ等が少ない。

・新規採用者が当県の学校教育の方針等や会計年度任用職員としての勤務について理解するまでに時間がかかったことと、学校においてＳＣ等の業務への理解が乏しいことが重なり、教育相談体制でＳＣ等を十分活用することができなかった。

<課題の原因>

・非常勤であるため、安定した労働条件になっていない。

・公共交通の利便性が悪く、他府県からの通勤が困難な学校が多い。

<解決に向け実施した取組>

・心理職養成大学院や近隣府県の臨床心理士会及び公認心理師会等に、継続して協力を要請する。

・政府に、現行の教職員定数を減じることなく、ＳＣ等を必要な職員として職員定数にすることを継続して要望する。

・「スクールカウンセラー活動の手引き」を周知する。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

＊他府県在住のＳＣ等を多く採用しているが、週１回程度の勤務が多く、また、勤務希望地域に偏りがある。当県在住ＳＣ等にも勤務希望地域に偏りがあり、山間部や紀南地方の配置が難しい。

＊学校がＳＣ等の業務の理解に乏しく、ＳＣ等を十分活用することができていない。

＊有資格者が増えたが、勤務地域に偏りがあり、ＳＣ等の力に差がある。

<課題の原因>

・非常勤であるため、安定した労働条件になっていない。

・公共交通の利便性が悪く、他府県からの通勤が困難な学校が多い。

<解決に向けた取組>

・心理職養成大学院や近隣府県の臨床心理士会及び公認心理師会等に、継続して協力を要請する。

・政府に、現行の教職員定数を減じることなく、ＳＣ等を必要な職員として職員定数にすることを継続して要望する。

・ＳＣ等の配置検証のため、学校訪問を行う。

・「スクールカウンセラー活動の手引き」及び会計年度任用職員としてのサービスを年度当初に周知する。

鳥取県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・児童生徒へのカウンセリング及び心理教育の実施により、生徒指導上の諸課題の解決を図る
- ・児童生徒、学級や学校集団に対する見立てと教職員へのコンサルテーション
- ・不登校、虐待、いじめ、自然災害、突発的な事件・事故等の当事者となった児童生徒への緊急支援
- ・校内研修等の実施により教職員のカウンセリング能力等の向上を図る

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・全県立学校に配置
- ・学校規模及び実情（不登校数や問題行動等）に応じた配置時間数の決定、複数カウンセラーの配置。
- ・県内の全市町村（学校組合）立中学校を拠点校とし、校区内の小学校の相談にも対応。
- ・小学校1校について単独配置。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数（延べ人数）

小学校：1人
中学校（義務教育学校を含む）：86人
高等学校：29人
特別支援学校：9人
教育委員会等：4人

○配置校数

小学校：1校
中学校（義務教育学校を含む）：56校
高等学校：24校
特別支援学校：9校
教育委員会等：4箇所

○資格

・スクールカウンセラーについて

- | | | |
|---|-------------|-----|
| ① | 公認心理師 | 7人 |
| ② | 臨床心理士 | 7人 |
| ③ | 精神科医 | 0人 |
| ④ | 大学教授等 | 0人 |
| ⑤ | ①②2つに該当する者 | 27人 |
| ⑥ | ①④2つに該当する者 | 1人 |
| ⑦ | ②④2つに該当する者 | 1人 |
| ⑧ | ①②④3つに該当する者 | 2人 |

・スクールカウンセラーに準ずる者について

1. 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人
2. 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 3人
3. 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

0人

4. 上記1. ～3. 以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 3人

5. 1. 2. 2つに該当する者 0人

○主な勤務形態について

単独校 1 小学校 (週1日・1回4時間)

0 中学校

1 2 高等学校 (週1日・1回6時間)

9 特別支援学校 (週1日・1回2時間)

拠点校 5 6 中学校 (義務教育学校を含む) } (週1～3日・1回4時間～8時間)

対象校 1 1 5 小学校 } (週1日・1回1時間～2時間)

巡回校 1 2 高等学校 (週1日・1回6時間)

※県教育委員会事務局4箇所教育相談員(臨床心理士)を配置

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定(有)

○ガイドラインの内容、周知方法

県教育委員会作成「教育相談体制充実のための手引き」(令和元年9月一部改訂)の中で、スクールカウンセラーの職務を明確に示すとともに、研修会及び連絡協議会等において、手引きの活用について教職員へ周知を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

連絡協議会及び研修会を実施し、講義やグループ協議を通して、スクールカウンセラーと教職員の連携の促進を図っている。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無(無)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー、教育相談担当教職員、各市町村教育委員会指導主事等

(2) 研修回数(頻度)

- ・県全体での連絡協議会(年2回)
- ・県内各地区別研修 ※各地区で年1～2回(令和4年度は東部2回、中部1回、西部1回)

(3) 研修内容

【連絡協議会】

○講義 「生徒指導提要改訂を踏まえた学校組織におけるスクールカウンセラーの役割について」

講師：立命館大学人間科学研究科 特任教授 野田正人氏

【地区別研修】

- ・いじめ事案について
- ・不登校の現状について
- ・学校におけるキャリア教育について

（４）特に効果のあった研修内容

○登校渋りのあるケースへの対応について

保護者対応に困難を感じているケースへの対応について

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 （ 無 ）

（６）課題

- ・経験の少ないスクールカウンセラーの資質向上等の在り方
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、研修の開催延期や方法の変更など、突発的に対応を迫られることがあった。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】子どもたちの心のケアのための活用事例（⑧心身の健康・保健）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

- ・コロナ禍による行動制限の影響によるストレスにより、子どもたちが精神的に不安定な状況となり学校生活をはじめ授業等において問題行動として表出した。学校は、教育相談をはじめ学年・学級指導を実施し、その後、スクールカウンセラーと連携し児童に対するカウンセリングを実施したり、教員に対して助言等を行ったりした。

【事例２】不登校対応のための活用事例（①不登校）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置（いじめ・不登校のための重点配置）＞

- ・不登校対策委員会、支援会議、ケース会議等に参加するとともに、長期不登校生徒保護者へ継続的なカウンセリングを行う等の保護者支援を通して、保護者の心理的負担軽減につなげた。また、転校等で学校に馴染めない児童とその保護者との面談を行うことで、適切な配慮や支援方法について担任と連携し、関係づくりを行った。

【事例３】 該当事例なし

【事例４】心理教育授業等実施のための活用事例（⑱教育プログラム）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

- ・年度初めのクラス開きや学年開き、年度半ばのコンセンサス研修やストレスマネジメント研修等、自己理解・他者理解の取組を実施した。
- ・授業案については、学校の育成したい生徒像を念頭に置き、学年の特徴や課題等について学年主任の意見を聞きながら作成。
- ・ロングホームルームの年間計画にあらかじめ組み込み、計画、実施。

【事例５】教職員とＳＣ等の役割分担のための活用事例（⑲教職員とＳＣ等の役割分担）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

- ・小学校から相談のあった児童について、問題行動の原因が家庭環境にもあるとして、兄弟関係のある中学校の教育相談担当と教育委員会、福祉課、ＳＳＷらと緊急支援会議を開き、情報交換をすると共に、関わりの役割分担や支援の方向性について関係者で話し合った。１家庭に対して様々な立場から支援を行っていくことを確認し、支援を継続している。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

県内の全公立中学校及び全県立学校に配置している。スクールカウンセラーの役割、職務内容等も周知が進み、教職員と連携して行う心理教育の回数は増加の方向で進んでいる。

校内研修実施回数 (回)	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
	２５	３５	３３	３６
心理教育プログラム 実施回数（回）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
	１１５	１７７	２４１	２１３

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・学校によってスクールカウンセラーの職務内容の理解に差があり、活用や情報共有の仕方に違いがあることによって、効果的な活用に至っていない場合がある。
- ・スクールソーシャルワーカー等の専門家を含めたチーム学校としての支援体制づくりが充分でない。

<課題の原因>

- ・スクールカウンセラーの職務内容及び活用について周知が十分でない。
- ・児童生徒の問題行動の背景が複雑化しており、対応が十分でない。
- ・小中高の連携が十分でない。

<解決に向け実施した取組>

- ・スクールカウンセラー連絡協議会において生徒指導提要改訂をふまえたスクールカウンセラーの役割について確認したり、県教育委員会主催の教職員への職務研修や学校の支援体制づくりに係る講演会を開催したりすることで、スクールカウンセラーの効果的な活用や児童生徒理解に基づく支援体制づくりについて推進した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・子どもたちを取り巻く課題は深刻であるが、スクールカウンセラーの配置時間に対して、学校やスクールカウンセラー共に不足を感じている。

<課題の原因>

- ・アセスメントが不十分な状態でカウンセリングを実施することがあり、結果、カウンセリングが必要ではなかったり、効果的でなかったりするカウンセリングが行われている場合がある。そのため、アセスメントやコンサルテーションの時間が十分に確保できなかったり、カウンセリング自体の時間の不足を感じたりすることになっている。

<解決に向けた取組>

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた支援会議等でアセスメントを行い、必要性を検討したうえでカウンセリングを実施し、コンサルテーションによって情報を共有していくという流れを校内研修の場など使ってスクールカウンセラーの効果的な活用について理解を促していく。
- ・県作成の「教育相談体制充実の手引き」の積極的な活用により、児童生徒に関わる全ての関係教職員が支援方針を共通理解し、役割分担をして組織的に支援できる体制づくりを推進する。

島根県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等への対応においては、学校におけるカウンセリング等の学校の教育相談体制の充実を図ることが重要な課題となっている。このため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして学校、各教育事務所及び県教育委員会に配置し、その活用を効果的に学校の教育相談体制に取り入れ、生徒指導の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、市町村教育委員会及び県立学校から提出された評価票及び次年度の希望票をもとに、学校の状況や地域性等を考慮のうえ、スクールカウンセラーの派遣または配置の可否を決定する。

スクールカウンセラーの採用においては、「スクールカウンセラー募集案内」を県のホームページに掲載したり、職能団体と連携したりして人材を募集したうえで審査（面接等）を行い、任用可否を決定する。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

◆スクールカウンセラー：67名

①公認心理師：8名 ②臨床心理士：54名 ③精神科医：0名 ④大学教授等：5名

◆スクールカウンセラーに準ずる者：16名

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者：3名
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者：13名
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者：0名
- ④ ①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者：0名

◆令和4年度 SC 配置校・時間数一覧（本県は単独校方式で、1校に1名のSCを配置している。）

校種	配置時間								合計（校）
	280 時間	170 時間	140 時間	100 時間	70 時間	40 時間	30 時間	20 時間	
小学校	0	3	2	20	54	54	49	13	195
中学校	2	0	31	10	33	10	3	1	90
義務教育学校	0	0	1	1	0	0	0	0	2
県立学校 特別支援学校	0	0	1	13	26	7	3	1	51
合計（校）	2	3	35	44	113	71	55	15	338

※県立学校、特別支援学校については、分校、定時制・通信制は別に計上

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（**有**）・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

島根県教育委員会において、平成29年度6月に「スクールカウンセラー活用事業にかかるガイドライン」を策定し、令和3年1月に改訂した。内容は、スクールカウンセラー活用事業の趣旨やSCの職務内容、学校における体制づくりなどについて記載している。このガイドラインを各教育事務所や市町村教育委員会、県立学校へ配布し、各学校において教育相談体制の整備・充実とSCの効果的な活用を図っていけるよう周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

毎年6月に、各学校担当者とスクールカウンセラーを対象とした連絡協議会を開催している。本県のスクールカウンセラー活用事業についての説明と、外部から講師を招いて講義・演習などを含めた研修を行っている。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（**有**）・ 無 ）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

- (1) 研修対象 県で任用しているスクールカウンセラー（83名）
(2) 研修回数（頻度） 年間5回の研修会
(3) 研修内容

研修会・連絡協議会	研修内容
令和4年度任用SC 初任者研修会	・事業の概要説明 ・報告義務と守秘義務について ・スクールカウンセラーを支える相談体制について
第1回 SC研修会	・事業の概要説明 ・緊急支援・危機対応について ・情報交換
第2回 SC研修会	・テーマ別研修
特別回（8月開催）	・校内における不登校の支援体制等について 研修講師：目白大学 教授 黒沢 幸子氏
第3回 SC研修会	・ケース会議におけるSCの関わり方について ・事例検討
第4回 SC研修会	・事例検討 ※各地区による分散開催

(4) 特に効果のあった研修内容

第1, 3, 4回のSC研修会では事例検討をグループに分かれて行った。ケースを見立てる力を育み、またSC同士が交流し、信頼感を高めあう場になった。

1. 研修の形式

事例発表者は、あらかじめスーパーバイザーがスクールカウンセラーの中から募り決定した。当日は参加者を7～8名のグループになるよう分け、グループごとに話し合った内容を発表する者1名を決め、ファシリテーターとしてスーパーバイザーが入った。発表者は事例の概要を話し、参加者が順番に質問しつつ事例に関する情報をふくらませ、そして見立てに可能な情報が揃ったところで、見立てや手立てについて参加者が順番に疑問点や課題を話し、意見交換した。

2. 発表内容

不登校、発達障がい、いじめ、性被害・加害、虐待など、幅広い事例の提供があった。

3. 参加者の感想（抜粋）

「まだ経験したことのない事例だったので、見立てに従った接し方や学校の対応など参考になることが多かった」「同じスクールカウンセラー同士で議論し合える場合は貴重」「スーパーバイザーのファシリテーションによって必ず質問や発言をする形なので、緊張感もあるが、勉強になる」「他の参加者の見立てが非常に参考になった。もっと勉強しなければという気持ちになった。」

今後のスクールカウンセラーとしての活動に大変参考になる研修となった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（**有** ・ 無 ）

○活用方法

県教育委員会に1名、3地域の教育事務所に1名ずつ、計4名を配置しており、SVの職務として主なものとして「スクールカウンセラー研修会の企画・運営」「スクールカウンセラーの個別相談」「緊急支援」「新任者配置校への学校訪問」「その他本事業の運営に必要と認められるもの」があり、定期的にSV会を開催し、本県のSC活用事業の推進にむけて意見交換等を行っている。

(6) 課題

スクールカウンセラーの研修会及び連絡協議会については自己研鑽の場と位置づけており、必修的な参加を求めている。他県在住で本県の学校に勤務しているスクールカウンセラーや他の職と兼ねている者が多く、参加しにくい現状がある。より多くの者が参加できるよう、研修について周知し、研修内容、日時・会場の設定（オンラインも含む）等を工夫しているが、参加者は固定化されている。

また、毎年新規カウンセラーを任用しており、本事業の趣旨や倫理（守秘義務、報告義務等）についての共通理解を図るための初任者研修を実施している。特に実際の事案対応を想定した事例検討会、経験のあるスクールカウンセラーとの情報交換の場や、スーパーバイザーとのスーパービジョンの場等を適宜設定している。加えて、初任者が勤務する学校にスーパーバイザーと訪問し、学校担当者も参加して、抱えている課題や困り感を解決することができるようにしている。スクールカウンセラーを目指す人材を確保していくためにも、今後はより一層、新規任用者の資質・能力の向上や不安の解消を図るため、計画的・継続的に研修の場を設定することが必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】いじめ被害を訴える児童支援のための活用事例（②、④、⑫）＜SCの配置形態：単独校配置＞

事例の概要

父の転勤に伴う転居により転入した。本児は家族関係や友達関係など様々な悩みをSCに話していた。一方、担任からの情報では、教室で本人を名指しで「ばか」「しね」と誹謗中傷する紙片を本人が発見したり、本人の持ち物が紛失したりすることが何度もあった。保護者からは、いじめ問題として対応することが求められた。SCが学級内でのいじめや友人関係に触れようとすると、本児は「嫌なことは話したくない」と避け、一緒に遊ぶことを求めたり、そのうち面接予定をすっぽかしたりするようになった。

経過

本児は進級し、同性の担任に、家族関係の悩みを話したり、リーダー的な役割を担うようになったりし、同級生との関わりも増え、問題は起こらなくなった。また、身体に痣をつくって登校したことがあり、児童虐待が疑われ、児童相談所と連携し、本児と保護者が児童相談所に通所した。

対応

本児は、コミュニケーションが不器用で、新しい環境で友達がなかなかできず、関わりを回避し、孤立感を強めていったと感じられた。学校に居場所がなく、姉や母を理想化し、完璧でない自分を否定的に捉え、弟の世話をするという居場所を得ていたと思われた。担任に日頃の不安や悩みを話せるようになり、学級活動にも積極的に参加できるようになり、いじめや問題行動が消失したと考える。

保護者は本人の不器用さや心情に理解は示しつつも、学校の対応には不満を感じており、不信感が強い。SCは同一校区の小中勤務をしており、中学校で保護者面接をすることで、小学校では話しにくい保護者の心情を聴くことができた。

【事例2】家庭環境支援のための活用事例（⑥）＜SCの配置形態：単独校配置＞

事例の概要

高校女子生徒は家庭内の不和で悩んでいた。さまざまな経過を経て両親が別居することとなったが、別居した父親がたびたび自宅を訪ねて来たため、恐怖を覚えていた。また、父が通学路で待ち伏せし、女子生徒や同級生に声をかけたりするのではないかと非常に心配していた。そして、弟や妹を自分が守らなければと強い責任を感じていた。

経過

女子生徒には仲の良い友人がいるが、家庭のことを相談しても友人を困らせてしまうだろうと思い、一人で思い悩んでいた。ある日、体調を崩して保健室を訪れた際に、ストレス要因があるのではないかと察した養護教諭からSCに相談することを勧められ、SCとつながることができた。

対応

女子生徒はSCにこれまでのことや家庭内の様子、自身の心情などを話した。SCは、女子生徒の恐怖心や不安感に共感し、これまでの女子生徒のがんばりをねぎらい、大人（両親）の問題で女子生徒が責任を感じる必要はないことを伝えた。また、通学路で父が女子生徒や同級生に声をかけるのではないかとという懸念に対しては、女子生徒の承諾を得た上でSCから担任に情報共有して、女子生徒と担任をつないだ。

女子生徒は、担任に事情を知ってもらい心配事を共有できたことでかなり安心することができた。また、母親にも自身の気持ちを話すことができたようである。それ以降、SCには不定期に来談し、状況を話している。

家庭の問題に学校やSCが深く介入することは難しいが、本人の困り感を共有し「一人で悩まなくてもいい」とメッセージを伝えることで本人の安心や安定につながったと思われる。

【事例3】性的な被害支援のための活用事例（⑩）＜SCの配置形態：単独校配置＞

事例の概要

飲食店で男性から声をかけられ、話に乗せられ付いて行って性的被害に遭った。被害生徒がその様子を撮影して自ら警察に通報した。その後、男性は逮捕された。被害生徒はSCとの面接を希望し対応した。

経過

被害生徒は、以前からSCとの関わりを持っていた。以前、被害生徒は家庭や学校に居場所がないと養護教諭に訴えていたことで、SCを勧められていた。当初は不承不承であったが、箱庭を提案したところ関心を寄せ、それを通して話すようになっていた。

性的被害に遭った時に、証拠写真を撮る思い付きは、交際相手に教えられたと被害生徒が話した。その交際相手はSNSで知り合った年上男性であって、まだ会ったことはない。ところが、近日中に遠方の交際相手宅へ泊まりに行くと言う。そのことはSC以外には話していないが、保護者や学校には大学のオープンキャンパスに行くと言ったという。

対応

SCは被害生徒がトラブル被害にあう虞があるが、SCとの信頼関係を維持しながら、その後のケアも想定した。学校側とのコンサルテーションで秘密の共有と守秘義務を改めて確認し、対応について話し合いを重ねた。

学校としては、今の学年で学校を休んでオープンキャンパスへ行くことは校則違反であるため許可ができないことにした。そして、その旨を学校から被害生徒と保護者に伝え、被害生徒も了解した。しかし、その後の面接で保護者や学校に内緒で交際相手宅へ泊まったことがわかった。被害生徒によると、交際相手とは性的な関係に至らなかったと述べていた。

このような状況にあったので、継続的に被害生徒をカウンセリングし、被害拡大防止に努めた。

【事例4】校内研修のための活用事例（⑰）＜SCの配置形態：単独校配置＞

研修テーマ

感覚統合の視点から考える児童の行動について

参加者

小学校教職員

研修内容

①本研修を実施する目的の提示

- ・「不適応行動をする子は、『困った子』ではなく『困っている子』である。」
- ・「『困っている子』に対して、適切な支援の視点を持ってもらいたい。」

②感覚統合の定義の説明

- ・学校での日常生活を例に挙げ、感覚統合がどのような場面でどのように行われているかを説明する。
- ・感覚統合が上手く機能しなかった場合に起こる問題を示し、感覚統合の重要性を伝える。

③実際に先生方に体験をしていただきながら、各感覚の特徴について理解を深める

- ・人間が自覚しにくい「触覚」「前庭感覚」「固有感覚」の理解を深める説明を行う。
- ・3つの感覚がそれぞれ上手く機能しないことで起こる問題の具体例を詳細に示し、先生方に実際に関わっている子どもをイメージしてもらう。
- ・それぞれの問題に対して、先生方および保護者の方が実施可能な対応策を提案する。

④研修内容をもとに、具体事例の子ども理解の視点についてグループ討議を実施。

- ・一般に学校で問題行動として見られる行動を、子どもの困り感がどこにあるのかという視点で考えてもらい、感覚統合の視点から考えられる対応策および支援策を提示する。

研修の効果(参加者の感想から)

「どうして何度注意しても分からないんだ…と困っていた児童がそうならざるを得なかった理由がやっと理解できた。」「指導ではない問題行動へのアプローチの仕方をしてみようと思った。」など、子どもに寄り添い、子どもの困り感を理解しようとする様子が窺えるようになり、有意義な研修となった。

【事例5】教職員とSC等の役割分担（⑱）＜SCの配置形態：単独校配置＞

事例の概要

女子高校生Aは部活動で同級生から事実無根のことで苦情を言われて以来、教室に数名いる同じ部活動の仲間から無視されるようになった。ストレス性の症状が出て病院にかかり、休みがちになり、登校しても保健室利用が多くなり、そしてSCに繋がった。

教師とSCの役割機能

Aには加害生徒からの謝罪を求める気持ちはなく、何とかストレスなく学校に通えるようになりたいという願いがあった。SCがAに加害生徒とできるだけ接触のない過ごし方ができるよう学校側に考慮してもらうことを提案すると、ぜひお願いしたいということであった。SCが担任とコンサルテーションでこのことを伝え、担任は本人のニーズを聞き取り、対策会議を経て、ある程度Aの要望が満たされる対応がなされるようになった。

役割分担の成果

Aも学校側が誠意ある対応をしてくれることに安心感を持つことができ、少しずつではあるが、授業に出席できるようになった。SCは、Aの気持ちの聞き取り役になり、気持ちに沿った具体的な対応策を提案することで、学校もニーズに即した支援をタイミングよく効果的に行えるようになった。

【４】成果と今後の課題等

(１) スクールカウンセラー等活用事業の成果

相談者	不登校	いじめ問題	暴力行為	児童虐待	友人関係	貧困の問題	ヤングケアラー	非行・不良行為	家庭環境	教職員との関係	心身の健康・保健	学業・進路	発達障がい等	その他の内容	合計	うち、オンライン活用	うち、性的マイノリティに係る相談	うち、性的な被害	うち、特別支援学級
児童生徒	961	65	18	44	2,223	3	1	22	1,107	63	3,361	1,206	240	2,621	11,935	24	9	44	0
保護者	810	7	14	2	85	0	0	9	309	16	391	100	144	276	2,163	4	1	6	0
教職員	13	0	0	1	1	0	0	0	4	1	35	0	5	36	96	9	10	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
合計	1,784	72	32	47	2,309	3	1	31	1,420	80	3,788	1,306	389	2,933	14,195	37	20	50	0
割合(%)	12.6	0.5	0.2	0.3	16.3	0.0	0.0	0.2	10.0	0.6	26.7	9.2	2.7	20.7					

① 令和４年度のスクールカウンセラーへの相談状況

令和４年度の総相談件数は 14,195 件（前年度 13,701 件）であり、前年度比較で 494 件の増となった。

相談の対象者は、「児童生徒」が 84.1%（同 82.5%）、「保護者」が 15.2%（同 16.3%）、「教職員」が 0.7%（同 1.0%）である。児童生徒や保護者の相談割合が高い。

また相談種別の割合については、「心身の健康・保健」の相談が 26.7%（同 22.4%）、「友人関係」の相談が 16.3%（同 16.8%）、「不登校」の相談が 12.6%（同 12.9%）「家庭環境」の相談が 10.0%（同 10.8%）と高い割合になっている。「学業・進路」の相談が 9.2%（同 10.4%）と前年に比べ減少傾向となっている。本県においても、各研修等で分かりやすい授業の工夫を周知しているが、その効果であるとも考えられる。

② 令和４年度スクールカウンセラーの相談以外の活動状況

【令和４年度 相談以外の活動の種類】

令和４年度における相談以外のスクールカウンセラーの活動状況は、計 17,170 件（前年度 17,106 件）であり、昨年度より件数が増加（64 件）した。

活動内容は、「教職員とのコンサルテーション・情報交換」が最も多く全体の 67.0%を占めている。相談１件に対して約 81%の割合でコンサルテーションが実施されており（昨年度は約 82%）、ここ数年の状況から、SC と教職員との情報共有等の必要性についての理解が進んできたことがうかがえる。

また、本県では平成２５年度よりスクールカウンセラー活用事業実施要項に「校内研修の実施」や「教育プログラムの実施」を盛り込んだことにより、スクールカウンセラーが教職員研修の講師として参加し、児童生徒の心のケアについて助言を行う等の活用も理解が進んできている。

「教育プログラムの実施」については、スクールカウンセラーと学校担当者が指導案と一緒に作成し、それに基づいて授業を行うことで、今必要な内容の教育プログラムが実施できたという好事例の報告もあった。

しかし SC は限られた配置時間内での勤務であるため、全ての項目において件数が増加することは難しいが、ケース会議への参加など、優先順位をつけて活動を進めていく必要がある。

内 容	延べ回数
教職員とのコンサルテーション・情報交換	11,504
職員会議等による事例研究・ケース会議	260
教職員研修における指導・助言	83
保護者対象の講演等	44
授業等における児童生徒への支援・援助	351
授業参観による児童生徒理解	2,973
その他	1,955
合 計	17,170
教職員研修回数	134
教育プログラム実施回数	317

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・不登校及び不登校傾向の児童生徒、その他の課題を抱える児童生徒への支援について、スクールカウンセラーのケース会議への参加など、学校とスクールカウンセラーの効果的な連携をどのように進めるかという課題がある。不登校及び不登校傾向の児童生徒支援についても「チーム学校」での支援体制を整備・充実して継続した支援をしていく必要がある。

<課題の原因>

- ・不登校及び不登校傾向を示す児童生徒の家庭状況等が複雑化しており、学校と心理や福祉の専門家が共同して支援にあたる必要がある事例が増加していること。また、支援の必要な児童生徒を多面的に捉え、支援計画等を立てる必要があるため。
- ・スクールカウンセラーによる教育プログラムや教職員研修の実施、ケース会議への参加等、スクールカウンセラーを活用した未然防止や早期対応の取組に関して、学校やSCの認識不足や学校への周知不足や学校の理解が不十分なケースがあったため。

<解決に向け実施した取組>

- ・県任用のスクールカウンセラー全体に対して、研修への参加を呼びかけ、島根県の不登校児童生徒の現状や課題を共有すると共に、スクールカウンセラー個々の技量や資質の向上を促すため、島根県の課題解決に向けた研修会を企画・実施した。
- ・研修会や連絡協議会等を通じて、スクールカウンセラーの効果的な活用や連携ができるよう、生徒指導提要用いて説明したり、未然防止や早期対応、学校教職員との連携した取組について参加者同士で意見交換したりして、スクールカウンセラーの柔軟な活用ができるよう校内体制の見直しを行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・不登校及び不登校傾向の児童生徒、その他の課題を抱える児童生徒への支援について、「チーム学校」での支援体制を整備・充実して、継続的な支援体制を構築していく必要がある。
- ・限られた時間の中で、個別相談やスクールカウンセラーのケース会議への参加、未然防止に向けた教育プログラムの実施など、学校が主体性をもってスクールカウンセラーの効果的な連携をどのように進めるか方針を決め切れていない。

<課題の原因>

- ・時間的な制約や校内支援体制との連携不足などにより、スクールカウンセラーとの効果的な協働体制が構築できていない学校がある。
- ・スクールカウンセラーによる教育プログラムや教職員研修の実施、ケース会議への参加等、スクールカウンセラーを活用した未然防止や早期対応の取組に関して、教育相談コーディネーター等学校担当者がスクールカウンセラーの持つ専門性をうまく引き出しきれていない。

<解決に向けた取組>

- ・不登校及び不登校傾向生徒が増えている現状を鑑み、予算を要求し、配置時間を増やす。
- ・現在の配置時間を見直し、在籍する児童生徒や学校の抱える課題に応じて配置時間を変更する。
- ・連絡協議会や教育相談コーディネーター養成講座などの研修の機会をとらえて、学校担当者とスクールカウンセラーが一緒になって、連携の在り方、効果的な活用方法について情報交換する場を設け、お互いの思いを伝え合い、効果的な連携方法を模索するとともに、担当者としての資質向上を図る。

岡山県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和４年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校や問題行動等に対して、効果的に対応していくため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を県内全ての小・中・義務教育学校及び中等教育学校へ配置し、児童生徒の心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言・援助等を行うとともに、学校教育相談体制の一層の充実をめざす。

（２）配置・採用計画上の工夫

中学校においては平成１９年度より全校配置、小学校においては令和元年度より全校配置を実施し、学校規模や実情を踏まえて下記の勤務形態を設定している。特別支援学校においても、全校配置を実施している。

Ⅰ型 １回当たり３時間４５分、週２回、年３５週

Ⅱ型 １回当たり３時間４５分、週１回、年３５週

Ⅲ型 １回当たり３時間４５分、隔週１回、年１７週

※１日１校のみ勤務の場合や兼職での勤務がない場合は、１回当たり４時間の勤務も可能としている。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数（重複あり）

小学校 : ８８人

中学校 : ８４人

中等教育学校 : １人

特別支援学校 : ４人

○配置校数

小学校 : ２３８校

中学校 : １１４校

中等教育学校 : １校

特別支援学校 : １４校

○資格

（１）スクールカウンセラーについて

①公認心理師 ９５人（うち①②２つに該当する者６３人、①②④３つに該当する者１人）

②臨床心理士 ７２人（うち①②２つに該当する者６３人、②④２つに該当する者２人、
①②④３つに該当する者１人）

③精神科医 ０人

④大学教授等 ３人

（２）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、
１年以上の経験を有する者 ８人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、
５年以上の経験を有する者 ８人

③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者
０人

④上記①～③以外の者で地方公共団体が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者
０人

○勤務形態について（※小・中・中等教育学校は、１回当たりの勤務時間はすべて３時間４５分）

小学校（２３８校）

（年３５～６９日） ３０校

（年１２～３４日） １０５校

（年５～１１日） １０３校

中学校（１１４校）

（年７０日） ７校

（年３５～６９日） ６５校

（年１２～３４日） ４０校

（年５～１１日） ２校

中等教育学校（１校）

（年３５日） １校

特別支援学校（１４校）

（年１２～１４日） ２校

（年５～１１日） １０校

（年３～４日） ２校

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒有・☐無）

ガイドラインについては、平成31年度（令和元年度）に策定し、各学校には市町村教育委員会を通じて、また、スクールカウンセラー配置校の担当者連絡協議会等で周知をしている。また、SC等には、採用候補者説明会や新規スクールカウンセラー連絡協議会等で周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

市町村教育委員会の指導主事対象の連絡協議会、各学校に対しては、毎年各校スクールカウンセラー担当者連絡協議会でSC等の位置づけや職務内容を説明し、各学校・教職員への周知を図っている。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒有・☐無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象 (2) 研修回数（頻度） (3) 研修内容

<県教委主催>

○新規採用スクールカウンセラー等対象・・・1回

- ・行政説明 「スクールカウンセラー配置事業について」、「スーパービジョン体制について」
- ・講演・助言 「スクールカウンセリング事始め」：岡山県SC配置事業スーパーバイザー
- ・協議 「配置校からSCとして求められていることと現在の悩み」

○スクールカウンセラー配置校の担当者対象・・・1回

- ・行政説明 「スクールカウンセラー配置事業について」
- ・講義（オンライン） 「特性をもつ児童生徒に対しての関わり方」

<岡山県公認心理師・臨床心理士協会主催>

○全スクールカウンセラー等対象・・・年3回

- ・内容は、「学校緊急支援」「教職員のメンタルヘルス」等

<各市町村教委主催>

○各市町村立の小中学校勤務のSC等対象（各市町村教委による開催）

- ・学校の教育相談担当やSSWとの情報交換を目的に開催している市町村もある。

(4) 特に効果のあった研修内容

新規採用SC等を対象にした研修会では、学校という枠の中で心理に関する専門性をいかに発揮すべきか、教職員との連携などについて、岡山県スクールカウンセラー・スーパーバイザーに講義を依頼し、チーム学校の一員としての基本的な考え方などを学ぶ機会となった。また、協議する時間をとり、初めて学校で勤務をすることに対して意見交換をしたり、講師から助言を受けたりすることで、SCとしての資質向上を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（☒有・☐無）

○活用方法

- ・対象・・・採用から3年目以内のSC及び準ずる者
- ・方式・・・県内を3ブロックに分け、スーパーバイザーを勤務校の場所によって、担当スーパーバイザー8名）に振り分け、スーパービジョンを行った。対象SC等は、個別スーパービジョンを年間1回、グループスーパービジョンを年間2回の受けることができる。

(6) 課題

有資格者であってもSCの技術等に差があり、質の向上が求められている。特に個別の自己研鑽の意識を高める必要があると考える。県主催研修に加え、県公認心理師・臨床心理士協会主催の研修など様々な機会の周

知を行い、自主的な研修参加を促している。一方でこうした自己研鑽の機会があっても、研修のフィールドも時間も確保できないＳＣも一定数いる。

また、学校によっては相談業務に多くの時間が使われ、心理教育や教員研修が行われないこともあることから、ＳＣ担当教員等に対してＳＣの効果的な活用法についての周知を行う必要がある。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校のための活用事例（①不登校）＜ＳＣの配置形態：単独校配置（いじめ・不登校のための重点配置）＞

中学１年生の時のクラス内での人間関係のトラブルにより登校を渋るようになり、２年生から長期欠席となった生徒がおり、母親は学校に対して不信を抱くようになった。そこで、ＳＣ、ＳＳＷ、担任、教師カウンセラー等が連携しながら、それぞれの立場で本人と母親の支援を行った。その中で、別室への登校についての提案を行い、まず、ＳＣによる母親と本人のカウンセリングによる見立てをもとにケース会議を開き、別室への入室を前提に体験入室を行うこととなった、その後再度、ＳＣによるカウンセリングを行い、１週間の登校ペースなどを協議し、別室での生活が始まった。その後も定期的にカウンセリングを行い、その時の状況に応じて、別室での学習時間の調整を行うなどの変更をしながら進めた。最終的には高校に合格し、卒業式にも参加できるようになった。

【事例２】心身の健康のための活用事例（⑧心身の健康・保健）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

自傷行為を繰り返す生徒について、継続的にカウンセリングを行った。その都度ＳＣは、集団守秘として、可能な限りカウンセリングの様子や見立てを示し、学年団からも支援の様子を伝え、今後の教員の対応について検討するなどして、次回のカウンセリングで確認する内容を共有した。また、この支援を通して、当該生徒が自傷行為を繰り返す原因のひとつであった、保護者との関係を改善させるため、ＳＣと保護者をつなぐことができた。保護者が当該生徒への接し方について複数回相談する機会を得たことで、少しずつではあるが、保護者が当該生徒の気持ちに寄り添えるようになっていく。また、専門機関にもつなげることができた。

【事例３】該当事例の詳細を把握していない。

【事例４】校内での研修のための活用事例（⑪校内研修）＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

ＳＣより、教職員向けに「傾聴」についての校内研修を実施。共感的理解（相手の立場になって共感しながら聴くこと）、無条件の肯定的関心（初めから否定することなく、なぜそのようなことを考えるようになったのか関心をもって聴くこと）自己一致（聞く側も自分の気持ちを大切に相手に対しても自分に対しても真摯な態度で聴くこと）の３つがバランスよく整っていることが重要であると伝えた。勤務回数が少ない学校ではあるが、ＳＣから専門的な知識を得ることで、教職員の対応力が向上した。

【事例５】該当事例の詳細を把握していない。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○スクールカウンセラーの相談状況

		H30	R1	R2	R3	R4
S C相談状況	相談件数（件）	24,449	24,087	24,788	24,630	26,750
	小学校	相談件数（件）	10,818	10,833	11,015	11,888
		配置校数（校）	214	244	242	241
	中学校 （中等教育学校前期課程含む）	相談件数（件）	13,631	13,254	13,773	12,742
		配置校数（校）	117	117	116	116

S Cの相談件数については、ここ数年24000件程度で推移していたが、令和4年度は26750件と前年度比約109%と増加した。相談件数増加の要因として、S Cに相談しやすいようにするために、S Cによる教育プログラム等の実施回数増加が挙げられる。

令和元年度から、小中学校で全校配置としているが、S C勤務回数が年間10回程度の学校が約30%である。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

全校配置は達成できたが、実質月1回未満となる年間10回未満の学校について、継続的な相談活動が難しい、S Cの活動が限定的になる、といった課題がある。

＜課題の原因＞

- ・学校のニーズに対してS Cの配置時間数が不足している。
- ・学校側が、少ない時間数の中で、各学校の実態に応じた効果的なS Cの活用方法が見いだせていない。
- ・S C側が、少ない時間数の中で、各学校のニーズを把握し効果的な活動を提案できていない場合がある。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・配置時間数を増加し、年間10回未満の学校を減少させる。
- ・学校側に対して、研修等を通じてS Cの活用方法を紹介し、各学校の実態に応じた活用方法を考えるよう促す。
- ・経験の浅いS C等に対して、研修やスーパービジョン制度を活用し、効率よく活動するためにバイザーからの指導・助言の機会を設ける。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

S Cの全校配置を達成し、すべての学校に年間10回以上S Cが勤務することとなったが、特に年間10回程度（月1回程度）の勤務回数が少ない学校については、相談に結びつくケースが少ないため、校内研修やS Cによる教育プログラムをすすめることによって、発達支持的教育相談を充実させる必要がある。

＜課題の原因＞

- ・学校側が、心理教育や校内研修の効果についての理解がすすんでいない。
- ・心理教育や校内研修に不慣れなS Cもあり、学校に提案できていない場合もある。

＜解決に向けた取組＞

- ・学校側に対して、研修等を通じて心理教育や校内研修の効果について理解をすすめる。
- ・経験の浅いS C等に対して、研修やスーパービジョン制度を活用し、学校のニーズに応じた活動ができるよう指導・助言の機会を設ける。
- ・S C等に対して、心理教育等をテーマとした研修を行うと同時に、学校側に対して行った研修資料をS C等と共有する。

広島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為やいじめ、不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見、早期解決のために、公立の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するSCを配置し、教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールカウンセラーの配置については、平成31年度から県内全ての中学校及び義務教育学校に配置するとともに全ての小学校に配置又は派遣し、また、高等学校においても、令和3年度から県内全ての高等学校に配置している。特別支援学校においても、要望に応じて派遣をしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数：139名

○配置校数：小学校303校（単独配置5校、校区中学校からの配置298校）

中学校164校 義務教育学校6校 高等学校82校

○資格：《スクールカウンセラー》

①公認心理師 31人 ②臨床心理士 32人

① ②2つに該当する者 72人 ①②及び大学教授等に該当する者 0人

《スクールカウンセラーに準ずる者》

① 大学院修士課程を修了したもので、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人

② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 0人

○主な勤務形態

小学校：年間上限12回、36時間

中学校：年間上限36回、144時間

義務教育学校：年間上限36回、180時間

高等学校：年間上限12回、72時間

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○活動方針等に関する指針（「スクールカウンセラーを効果的に活用するために」）を作成している。

○各市町教育委員会・各配置校に配付し、周知を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールカウンセラー配置校の校長又は教頭、スクールカウンセラー、各市町教育委員会スクールカウンセラー担当者等が参加するスクールカウンセラー配置校連絡協議会を年間2回実施し、講話・協議を通して、スクールカウンセラーの役割等に係る理解促進を行っている。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・☒無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

第1回：配置校の校長又は教頭、各市町教育委員会スクールカウンセラー担当者

第2回：配置校の生徒指導主事又は教育相談担当者、スクールカウンセラー、各市町教育委員会スクールカウンセラー担当者

(2) 研修回数（頻度）

年間で2回実施（1回目：オンライン研修、2回目：県内3会場で集合研修）

(3) 研修内容

第1回の主な研修内容

- ・事業説明「スクールカウンセラーとの連携による教育相談体制の充実」
- ・講話「スクールカウンセラーの役割」

第2回の主な研修内容

- ・講話「教育相談活動の充実に向けて」
「チーム学校の中のスクールカウンセラーの役割」
- ・交流「包括的な支援の一層の充実に向けて」

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・チーム学校の支援体制における心理教育の具体的な対応について講話及び協議を行った。教育相談担当者やスクールカウンセラーのそれぞれの役割を明確にさせ、授業や授業外の活動での心理教育の具体的な実施方法について事前に想定するなど、チーム学校としての支援の具体化を図る上で効果的であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（☒有・無 2人配置（1回6時間、年間35回）

○活用方法

- ・スクールカウンセラーへの指導・助言
- ・カウンセリング等に関する学校に対する援助
- ・学校への緊急支援
- ・連絡協議会の計画・立案
- ・その他教育委員会が必要であると認めるもの

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーの取組や活用について、交流する機会が限られるため、好事例などを十分広げることができていない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①不登校）＜SCの配置形態：拠点校配置（いじめ・不登校対策のための重点配置）＞

学校や学級に行きづらさを感じている児童及びその保護者に対して、積極的にスクールカウンセラーによるカウンセリングを勧め、具体的な困り感を引き出したり、今後のアセスメントをしたりすることができた。また、校内適応指導教室に登校する児童に対して、適宜カウンセリングを実施することにより、心の安定を図ることができた。中には統合失調症の児童もあり、定期的な面談で状況を把握することにより、支援指導体制を整えることができた。

【事例2】発達障害等のための活用事例（⑩）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

授業中等に集中できにくい、物の紛失が多い、家庭でも母親の言うことを聞かない等で対応に困っている児童（兄・弟）についてのカウンセリングを継続的に行った。SCの児童の発達的な状況についての専門的な助言により、専門的機関（医療機関）への受診へつながり、児童への治療が開始された。治療開始後も母親のみでなく父親もカウンセリングに参加するなど、SCのかかわりによって、家庭での状況について前向きに捉えて接している。学校でもSCの助言により児童の状況に組織的な対応ができ、児童の精神的な安定につながった。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑯）＜SCの配置形態：単独校配置＞

経済的に厳しい家庭の生徒が、両親に代わり認知症の祖母、障害を持つ弟や妹の面倒をみたり家事を行ったりせざるを得ず、体調の不良も続き、不登校傾向となっている。登校した際には毎回本人が希望してカウンセリングを計5回受けた。家庭の状況は変わらないが、SCに話を聞いてもらうことで、気持ちや考えを整理することができ、心の安定を図ることができた様子である。

【事例4】校内研修のための活用事例（⑰）＜SCの配置形態：単独校配置＞

スクールカウンセラーを講師としたストレスマネジメント研修を企画実施し、ストレスに上手に対応できる力を育成することを目標とし、自らのストレス状況の把握（チェックテストの実施）、ストレス理論に関する講話、グループワークによる対処法の共有等の内容で実施した。生徒たちの事後アンケートを見ると、「ストレスの仕組みについて理論的に学ぶことができ、まずはストレスに気づくこと、そして自分たちでできる対処法を実施すること、自分にあった方法でストレスに対処していくことが重要であると学んだ。」といった成果があった。

生徒のチェックテストの結果は学年教職員間で共有するとともに、その後実施予定であった担任等による個別面談において活用した。特にストレスフルな結果であった生徒に関しては、担任が面談でフォローを行うことで、組織的な生徒対応に生かすことができている。

【事例5】教職員とSC等の役割分担のための活用事例（⑱）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

学校とスクールカウンセラーがチームとして活動することを心がけ、カウンセリングでの児童生徒や保護者の様子については、スクールカウンセラーから必要に応じて担任等に情報提供を行い、ケース会議等においても支援や対応の仕方などについて専門的な見地から助言を得ることができた。また、生徒指導部会や教職員全体での研修でその内容を共有することで、全教職員が意識統一をして、当該児童生徒へ同じように接することができた。この結果、保護者と教職員が指導に対して共通認識を持つことができたり、課題のある児童生徒の状況の改善が見られたりするケースもあった。

児童生徒の実態を踏まえたスクールカウンセラーによる校内研修を行い、教職員が対応に苦慮する児童生徒への具体的な支援の方法等について、理解を深めることができた。また、具体的な支援方法等を校内で共有することができた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- スクールカウンセラーは児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアを図る等、学校の教育相談体制の充実に向け、大きな役割を果たしており、相談件数も概ね増加傾向にある。
- 令和４年度の相談件数の合計は 37,601 件となっており、年間数として前年度（38,457 件）より 856 件減少しているが、義務教育学校は 67 件、高等学校では 357 件増加している。

（平成 28 年度～令和 4 年度スクールカウンセラー活用事業の相談状況）（件数）

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	合計
令和 4 年度	10,779	21,641	995	4,186	37,601
令和 3 年度	11,000	22,700	928	3,829	38,457
令和 2 年度	8,000	25,710	551	4,012	38,273
令和元年	6,743	27,299	544	3,889	38,475
平成 30 年	7,204	25,818	314	3,062	36,398
平成 29 年	4,766	26,580	190	2,680	34,216
平成 28 年	3,978	27,726		2,151	33,855

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和 3 年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- 限られた配置時間において、スクールカウンセラーの効果を一層高めるために、カウンセリング前後のアセスメントのすり合わせ、コンサルテーションによるよりよい支援方法の協議等が一層充実されるよう、チーム学校としての教育相談体制の強化を図る必要がある。

<課題の原因>

- アセスメントの共有、コンサルテーションやケース会議等におけるよりよい援助の在り方の検討等の効果や好事例などが、学校現場において広く浸透されていない。

<解決に向け実施した取組>

- 配置校連絡協議会や学校訪問、スーパーバイザーによる指導・支援等を通して、児童生徒、保護者等との面談活動に加え、アセスメントの共有、コンサルテーションによるよりよい支援方法の協議、心理教育等による予防的な教育相談の実施、スクールカウンセラーによる校内研修等の効果や好事例を伝え、チーム学校としての教育相談体制の強化を図る。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- 児童生徒及び保護者等の多様な教育的ニーズに対して、「チーム学校」としての教育相談体制の質的向上を図る必要がある。

<課題の原因>

- カウンセリングに係るより良い援助の在り方の効果や好事例等が、学校現場において広く浸透されていない。

<解決に向けた取組>

- 配置校連絡協議会やスーパーバイザーによる指導・支援等を通して、アセスメントやコンサルテーションの在り方に関する協議やスクールカウンセラーを交えた校内研修の効果や好事例を伝え、教育相談体制の質的向上を図る。

山口県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- 児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有する専門家を配置することにより、いじめ・暴力行為などの問題行動や不登校等の「未然防止」「早期発見・早期対応」に係る学校の生徒指導・相談体制の充実を図る。
- 「教育の専門家」である教員と「心の専門家」であるスクールカウンセラー等が互いの立場を理解しつつ、相互に協力して問題行動等の解決及び健全育成を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

○ 配置

- ・ 中学校については、平成19年度以降、全校に配置。また、平成29年度から中学校区への配置とし、全ての小学校で計画的に相談を受けることができる体制を整備した。平成18年度以降、高等学校についても、全校配置を運用することで、全校で相談可能な体制を整備している。

これらの体制整備により、全ての公立小中高等学校の「いじめ対策組織」にスクールカウンセラー等が参画できる体制となっている。

なお、中学校区内の小中学校においては、同一のスクールカウンセラー等が対応することとし、教育相談担当とスクールカウンセラー等を中核とした、義務教育9年間の切れ目のない相談体制を構築している。

○ 採用

- ・ スクールカウンセラーの採用については、臨床心理士養成第1種指定大学院を有する大学及び山口県公認心理師協会と連携し、有資格者の任用に努めている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○ 配置人数について

小学校	: (69) 人
中学校	: 69 人
県立中学校	: 1 人
高等学校	: 41 人
中等教育学校	: 1 人
特別支援学校	: 11 人
教育委員会等	: 0 人



平成29年度から、中学校区へ配置しており、小学校の配置人数は、中学校の配置人数と重複。

○ 配置校数について

小学校	: 272 校
中学校	: 137 校
県立中学校	: 1 校
高等学校	: 48 校
中等教育学校	: 1 校
特別支援学校	: 12 校
教育委員会等	: 0 箇所

○ 資格について

ア スクールカウンセラーについて

①公認心理師 73 人（臨床心理士免許も所持）

②臨床心理士 71 人

※ ②③、②④の資格を重複して所持している人は、②の資格者として記載。

③精神科医 0 人

④大学教授等 4 人（臨床心理士免許も所持）

⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
0 人

イ スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2 人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験

を有する者 0人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

○ 主な配置形態について

単独校 1 中学校 (週1日・1回4時間)

5 5 高等学校 (月2日・1回4時間)

1 中等教育学校 (週1日・1回4時間)

1 2 特別支援学校 (年10時間)

拠点校 1 3 7 中学校
対象校 2 7 2 小学校 } (週1日・1回4時間)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成(有・無)

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・ スクールカウンセラーの位置付けや職務、学校とスクールカウンセラーとの連携等をまとめた「スクールカウンセラー活用事業実施要項」を県立学校、市町教委に配付し、周知を図っている。

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 教職員を対象に校内研修を開催し、スクールカウンセラー業務への理解やカウンセリング能力の向上のための研修を実施している。

(5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施(有・無)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- 「山口県公認心理師協会 教育領域委員会」所属会員

(2) 研修回数(頻度)

- 全体研修会：年3回
- スクールカウンセラー新人研修会：年1回
- SC地区研修会(県内7地区)：年3～10回程度(地区の状況により開催頻度は異なる)

(3) 研修内容

- 全体研修会：スクールカウンセラーの基本的な動きについて、改訂版生徒指導提要进行を熟知した上でSC活動ができるようする。
- 新人研修会：スクールカウンセラーの基礎
- 地区研修会：スクールカウンセラー同士の情報共有、事例検討など

(4) 特に効果のあった研修内容

- 全体研修会「チーム学校・チーム子育てを公認心理師はどう支援するか
～『生徒指導提要进行』改定にみるこれからの学校・家庭・地域の連携～」
講師：石隈 利紀 先生(東京成徳大学大学教授)

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置(有・無)

「山口県公認心理師協会 教育領域委員会」の推薦により各地区にスーパーバイザーを設置している。

○ 活用方法

経験歴などから推薦できるスーパーバイザー一覧を全スクールカウンセラーに配布し、各スクールカウンセラーが個別に連絡を取り合い、スーパーバイズを受けられるようにしている。また、新規スクールカウンセラーは、必ずスーパーバイズを受けることとしている。

また、緊急時の学校支援において、その中心となるとともに、各地区で実施される研修会の企画運営及び事例検討等の指導助言を行っている。

(6) 課題

山口県公認心理師協会による職能団体が推進する研修体制にてSCの資質向上を目指しているが、県教委主催、または、共催の研修会や連絡協議会等も必要ではないかと考える。SCの確保のため、人材育成は欠かせない。自己研鑽、相互研鑽

の両方ともがＳＣには必要不可欠なものである。県教委との連携推進をを深め、協働でバックアップ体制を維持していくことも課題である。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】友人関係のための活用事例（④）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

友人関係が苦手な者同士が多く、良好な関係を構築しにくい高校生。直接的な生徒との関わりは教員の方がＳＣより多いため、教員へのコンサルテーションを中心に生徒のソーシャルスキル向上を目指した。生徒の話の聞き方、それを受けてどのように助言するか、生徒に直接的に介入する場合、生徒が主体的に友人関係を捉え、他者との距離感をどのように調整していくかを間接的に促していく方法を検討し、アプローチし、振り返りを行いながら再検討していくことを重ねた。その結果、生徒たちがお互いの違いを認め合いながら、お互いの距離感について考え実践していくようになった。

【事例２】心身の健康・保健のための活用事例（⑧）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

日々様々な身体症状を訴えに頻回来室者の多い高校。欠課時数のプレッシャーもありながら、不定愁訴や、駆け込み寺のような役割を引き受ける保健室。養護教諭との情報共有、担任や保護者への報告・連絡を大切にし、生徒が主体的に高校生活を送れるようサポート体制の構築と、協働を意識している。養護教諭との関係性を利用し、生徒たちへのソーシャルスキルトレーニング（自己理解・他者理解・認知行動療法など）を取り入れ心身の健康の改善を目指している。

【事例３】性的被害のための活用事例（⑮）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

小学校における上級生から下級生への性的事案である。被害児童の保護者より学校へ連絡が入り発覚したが、被害児童が低学年ということで、保護者も児童も事を大きくしたくないと積極的な事件化はされなかった。加害児童には男性のＳＣを派遣し、再犯防止の心理教育等を実施した。後に学校と保護者と連携して医療機関を受診し、今後の相談先へ繋いだ。被害児童については、その事案が関連するかは分からないが、登校渋りや学習意欲の低下、家庭での対応の難しさなどが保護者より訴えがあった。女性ＳＣが対応に当たり、保護者への性的被害への心理教育を行い、児童の見守り方や必要時には警察や医療機関などの情報提供を行った。被害児童・加害児童の両者を抱える学校に対しては、定期的にケース会議を行い、情報共有や役割分担について確認し、経過観察を実行中である。

【事例４】校内研修のための活用事例（⑰）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

勤務校における児童生徒理解のため、起立性調節障害についてＳＣの立場から教職員への研修を行った。なかなか理解しにくい障害について、正しく理解し、個々のケース検討や、対応の仕方をグループワークを交えながらディスカッションした。「病気だから…」とか、「本人の調子次第…」というような消極的な関わり方ではなく、本人や保護者の心情を理解しつつも学校としてできるサポートやアプローチを考えていくことの重要性を確認できた。ダイナミックに好転するということは少ないが、卒業後や進路選択も視野に入れながら、「今できること」を検討し、支援方法を作成した。

障害名や診断名が独り歩きをしたり、誤った理解をしていることで、本人や保護者を苦しめる対応方法やアプローチに陥っているケースも多くあるが、ＳＣの立場から、正しい知識や情報の提供を行い、このケースに応じた理解の仕方や対応方法の検討を行うことで家庭と学校の関係構築維持につながった。教員とＳＣの立場の違いを生かしたチームによる支援体制が重要であることが分かった。

【事例５】教職員とＳＣ等の役割分担のための活用事例（⑲）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

チーム学校の観点から、教職員とＳＣが協働で校内支援体制を構築・実践することもあるが、必要時にはケースに応じて、教職員と役割分担をしながらサポートを行っている。外部機関との連携や医療機関へのリファーについては、ＳＣの専門性を生かしてコーディネートを行った。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 令和４年度実績（経年）

	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
延べ相談件数	66,156 件	61,979 件	55,194 件	56,752 件	40,897 件
実相談件数	30,176 件	29,731 件	27,867 件	27,798 件	22,257 件

- ・ １回（４時間）当たりの平均相談件数 … 小・中学校 8.1 件、高等学校 6.8 件

※ 相談室でのカウンセリングだけでなく、授業への参加や、休み時間・放課後のふれあい等、教育相談を幅広くとらえ、児童生徒の心の問題に迫っている。

- ・ 相談による解消率 34.4％・好転率 33.3％（合わせて 67.7％に好ましい結果が出ている。）

○ スクールカウンセラー等のいじめ対応に係る実績（経年）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
いじめ相談件数	1,280 件	1,111 件	804 件	1,065 件	830 件
好転率	85.2%	88.2%	82.7%	89.2%	86.1%

※ 好転率は、カウンセリングによる解消率と好転率を合わせたもの。

○ スクールカウンセラー等との連携による成果

- ・ 教員には話すことができない児童生徒や保護者にとって、悩みや不安等の相談の受け皿となった。
- ・ カウンセリングを実施・継続することにより、生徒の状況が好転した。
- ・ 学校とスクールカウンセラーとの情報交換会を実施し、専門的な立場から生徒への具体的な支援方法について助言を受けることができた。
- ・ 発達障害のある生徒対応について、スクールカウンセラーから専門的な助言を受けることができ、指導に反映することができた。
- ・ 適切なアセスメントにより医療機関等の紹介等、関係機関との連携をスムーズに行うことができ、生徒の抱える問題の解決につながった。
- ・ 教職員が、カウンセラーとの関わりを通して、カウンセリングの有効性・必要性を認識することができ、早期からの組織的な対応につながっている。
- ・ 児童生徒を対象に「心理教育プログラム」を実施したことで、スクールカウンセラーの周知や自ら相談を希望する児童生徒が増え、一層相談しやすい体制が構築された。
- ・ 不登校等学校不適応児童生徒を受け持つ担任等教員の負担を軽減することができた。
- ・ 保護者に対しカウンセリングを行うことにより、保護者の養育不安の解消につながった。

（２）課題と課題解決に向けた取組

① 昨年度（令和3年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ スクールカウンセラーと学校の更なる連携が必要である。
- ・ スクールカウンセラーの資質や経験の違いから学校間において活用の仕方、満足度に差がある。
- ・ 児童生徒や保護者が相談したいタイミングとスクールカウンセラーの日程が合わず、効果的な相談にならない。

＜課題の原因＞

- ・ スクールカウンセラーの活用等について、教職員を対象とした研修機会が少ないことも1つと考えられる。
- ・ スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間数に制限がある。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ 配置時間数の拡大は現状では難しく、また、全ての相談業務をスクールカウンセラーに委ねるのは困難である。そのため、児童生徒に日々接する教職員へのコンサルテーションや事例検討などの校内研修会の充実を図る。
- ・ スクールカウンセラーの資質向上に向け、事例検討会等の研修会の充実を図る。

② 今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ 重大事態に対応できるスクールカウンセラーの人数が少ない。
- ・ スクールカウンセラー研修会への参加するスクールカウンセラーの人数が少ない。
- ・ スクールカウンセラーを活用して児童生徒の不登校等の未然防止に向けた取組が充実していない。

＜課題の原因＞

- ・ スクールカウンセラー活用事業の予算が不足している。

＜解決に向けた取組＞

- ・ 重大事態が発生したときには複数のスクールカウンセラーを配置し、スクールカウンセラーの育成を図る。
- ・ スクールカウンセラー研修会の開催にオンラインを活用するなど、研修会の参加方法を検討する。
- ・ 中学校及び高等学校への入学前後で教育相談を実施し、悩みや不安を気軽に話せるスクールカウンセラーの認知を図る。

徳島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校、いじめや暴力行為などの児童生徒の問題行動等の対応にあたって、公立学校及び教育支援センターにスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者からの相談対応、教職員や組織へのコンサルテーションなどを通して教育相談活動の充実を図り、児童生徒の生徒指導上の諸課題への解決に資することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールカウンセラーについては、全ての公立小・中学校、県立学校に、配置・派遣する体制となっており、学校における教育相談の支援・充実にあたっている。

配置方法については、小中連携型を原則として、中学校を拠点に、中学校区の小学校を対象校としてスクールカウンセラーの活用を進めている。

市町村教育委員会からの配置希望、各学校からの要望、学校規模、スクールカウンセラーの活用実績、不登校、いじめや暴力行為などの問題行動状況等の件数等から総合的に判断し、配置校、年間相談時間（140時間、175時間、210時間、245時間）を決定している。

また、自然災害や重大な事件・事故の発生時に備え、スクールカウンセラーを緊急派遣できる緊急支援体制を構築している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数（スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を62名任用）

小学校	: 46人	中学校	: 47人	高等学校	: 16人
中等教育学校	: 1人	特別支援学校	: 5人	教育支援センター等	: 6人

○配置校数

小学校	: 162校	中学校	: 80校	高等学校	: 27校
中等教育学校	: 1校	特別支援学校	: 11校	教育支援センター等	: 7箇所

○スクールカウンセラーの資格について

スクールカウンセラー（公認心理師・臨床心理士）	59人
スクールカウンセラーに準ずる者	3人

○主な配置形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

◎単独校 高等学校12校（隔週：1日5時間、6時間）

特別支援学校2校（隔週：1日4時間）

教育支援センター1箇所（週5日：1日5時間）

◎拠点校 中学校71校（週1日：1日4時間、5時間、6時間、7時間）

高等学校7校（週1日：1日5時間、6時間、7時間）（週5日：1日5時間）

中等教育学校1校（週1日：1日7時間）

特別支援学校1校（週1日：1日5時間）

教育支援センター2箇所（週1日：1日5時間）（隔週：1日6時間）

◎対象校 小学校164校、中学校9校、高等学校11校、特別支援学校3校

教育支援センター4箇所

◎県教育委員会配置（県立学校への要請派遣）令和4年度：38時間／年間、派遣校数3箇所

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】暴力行為を繰り返し、授業妨害を行う児童に対する活用事例（②いじめ問題、③暴力行為、⑩発達障害等）＜対象校配置（いじめ・不登校対策のための重点配置）＞

児童は、自分の思い通りにならないとその場で暴れ、職員室に移動し、訴えては暴れることを繰り返していた。自分が気に入らないと感じた児童に対しても暴力行為を行い、いじめられていると教員に訴え出る児童も多いた。家庭では、たまに暴れることはあるが、自分の好きなことのみを行っているため落ち着いており、学校の指導の仕方が問題ではないかと保護者は考えている。

まず、ケース会議を実施し、担任やスクールソーシャルワーカー、活用している放課後等デイサービス職員との情報共有を行った。保護者の承諾後に、スクールカウンセラーは、スクールソーシャルワーカーと共に児童と面談を行ったが、初対面のスクールカウンセラーへの不安・緊張が強く保護者面談を中心に行っていくこととした。スクールカウンセラーの母親との面談では、本人の特性や、学校の対応の意図、学校での様子などを中心に話し、少しずつではあるが協力体制をとることができるようになっていく。教職員やスクールソーシャルワーカーは、児童に対して落ち着いて生活するためのルール作り、児童の見守りの目を増やし望ましい行動にも注目すること、放課後等デイサービスとの連携を行った。児童は、褒められることも増えたことで、前向きに活動できる時間も増えた。児童生徒の行動の急な改善は難しいが、教職員の中でも児童の特性の理解も深まってきている。

【事例2】学級環境の影響から不登校となった児童に対しての活用事例（①不登校、⑨教職員とSC等との役割分担）＜対象校配置＞

児童は、教室の騒々しさが嫌だと言って不登校状態となった。不登校の状態が続く中で家庭では、弟に対してきつい言葉を浴びせたり、母親に反発したりすることも増え、対応に苦慮しているようであった。そこで担任と連携し、スクールカウンセラーが母親との面談を行うこととなった。

担任と情報共有を行いスクールカウンセラーは、母親への支援と落ち着かない学級に対する支援の2点について担任と協力して支援を行っていくこととなった。母親の面談では、児童の今後の支援の方向性や児童との接し方について話し、母親の安定を目指した。また、学級にスクールカウンセラーと他の教員1名が入り、グループエンカウンターとして集団遊びを取り入れ、人間関係づくりを行った。

現在児童は、欠席することもあるが登校する日数は増えている。今後も、継続して支援を続けていく。

【事例3】性的虐待が疑われた生徒への活用事例（⑫児童虐待、⑮性的な被害）＜拠点校配置＞

女子生徒の母親から、父親のしつけが厳しすぎることにについてスクールカウンセラーに相談があった。母親からの相談から性的虐待が疑われたため、スクールカウンセラーから母親へその心配を誠実に伝えたところ、父親を止めることができないので悩んでいると話してくれた。その後、適切な関係を一緒に考えていくことを提案し、関係機関への相談の承諾も得ることができた。

生徒と母親を最優先に考え、管理職と担任、養護教諭と情報共有を行った。関係機関、教育委員会等とも連携を図り、細心の注意を払って対応している。特に生徒に対しての支援は、時間もかけ慎重に行っていく必要があるため現在スクールカウンセラーが継続して心理支援を行っていく。

【事例4】生徒情報交換会からの教育プログラムの実施（⑩教育プログラム）＜拠点校配置＞

スクールカウンセラーも参加した生徒指導情報交換会において、全体的に友達の話をお聴きするときの態度や、SNSでのトラブルが散見されることが課題に挙げられた。文化祭を控えた時期であったため、生徒が一致団結して活動や準備に取り組んでいくために、トラブルの未然防止のための教育プログラムを実施することとなった。

教育プログラムは1年生を対象に実施することとなった。事前の打ち合わせで、講師をスクールカウンセラーが行うこととした。SNSを通じたメッセージの特徴や、送信する際の注意点、話を聞く時のスキルについて授業を実施した。担任は、ペアワーク時の見守りや助言、授業後の感想の振り返りを担当した。送信者の意図とは違うメッセージの受け取り方があることが分かったなどの感想があり、意欲

的に授業に参加する生徒の姿が見られた。

【事例５】不登校生徒の継続的サポートを行った事例（①不登校、⑧心身の健康、⑯教職員とＳＣ等との役割分担）＜拠点校配置（週５日配置）＞

学校生活になじめず、人間関係に不安を感じ、身体的な不調で欠席しがちな生徒に対して、役割分担を行いながら継続したケースである。

これまで、医療機関にも受診し発達障がいと診断を受けている。これまで、スクールカウンセラーは、本人と共に学校生活のどのような部分が不安か整理してきた。しかし、本人が不安を訴える頻度が多く、生徒が信頼している担任が時間を拘束され疲弊している実態があった。

そこで、校内ケース会議を実施し、担任に負担が偏らないよう、日常の声かけやちょっとした相談は担任が、心身の不調で共有が必要などときには養護教諭が、定期的な相談や緊急的な支援はスクールカウンセラーが対応することを確認した。生徒にとっても慣れるまで時間はかかったが、相談できる人が増えたことは意義があった。今後も、情報共有を行い継続したサポートを行っていく。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

スクールカウンセラーの小中連携型配置により、中学校へ進学しても原則として同一のスクールカウンセラーに相談できるため、児童生徒や保護者も安心して相談を受けることができ、相談件数も増加している。また、すべての高等学校にも配置を拡充し、特に生徒からの相談件数も増加している。

本県では、平成２９年度から、県立学校２校と教育支援センター１箇所にスクールカウンセラーの常勤配置を行っている。スクールカウンセラーが常勤・常駐することで、継続した支援を展開することができ、カウンセリングだけでなく、心理に関する授業の実施や教職員への研修等についても計画的に実施し、問題行動等への未然防止、教職員の指導力の向上に役立っている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

学校とスクールカウンセラー等の専門家が有機的に連携するネットワークの構築を図る。

＜課題の原因＞

児童生徒の生徒指導上の諸課題が複雑化・多様化・深刻化する中、課題に応じた適切な支援や対応を行っていく必要がある。そのために、専門家と連携した多角的な議論が重要となっている。

＜解決に向け実施した取組＞

３Ｓ活用モデル事業を実施し、各専門家が連携したケース会議を推進し、横展開を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

オンラインカウンセリングを実施するためのガイドラインの改訂を行う。

＜課題の原因＞

不登校の児童生徒数が急増しており、相談を受けていない児童生徒数が増加している。

＜解決に向けた取組＞

オンラインカウンセリングを実施するために、ガイドラインを改訂し、拠点校からの実施を行える体制を整える。

香川県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校におけるいじめ等の問題行動等に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、教育相談体制の充実を図っている。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・中学校を拠点校として、公立の中学校区（すべての公立小・中学校）にスクールカウンセラーまたはスクールカウンセラーに準ずる者（以下「SC」という）を配置している。
- ・すべての公立高等学校および県立中学校、県立特別支援学校にSCを配置している。
- ・全体の年間配置時間や日数等は、学校の児童生徒数および不登校数等の状況、学校の要望等を踏まえて教育委員会が決定している。
- ・学校に同じSCを複数年継続配置し、学校の状況に対応できるようにしている。また、同一中学校区の小・中学校に同じSCが対応できるようにし、小中連携が効果的に行えるようにしている。
- ・いじめ・不登校・暴力行為等への対応として、すべての小学校でSCを有効活用できるよう、小学校の配置時間を年間24時間から36時間とした。（平成28年度～）

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数・配置校数】

校 種	配置人数	配置校数
小学校	52人	151校
中学校	53人	64校
高等学校	17人	30校
特別支援学校	7人	9校
教育委員会等	2人	2箇所

【資格】

◆スクールカウンセラー

①公認心理師 8人 ②臨床心理士 4人 ③公認心理師と臨床心理士の資格を所持 52人

◆スクールカウンセラーに準ずる者

①大学院修了（経験1年以上） 0人 ②大学・短大卒業（経験5年以上） 0人

③医師（経験1年以上） 0人

④上記①～③以外の者で地方公共団体が認めた者 7人

【主な勤務形態】

単独校 0 中学校 0 小学校 0 高等学校 5 特別支援学校（月1回・1回4時間）
1 教育支援センター（月2回・1回4時間）

拠点校 63 中学校（週1回・1回4時間） 7 高等学校（週1回・1回4時間）
2 特別支援学校（月1回・1回4時間）

対象校 151 小学校（月1回・1回4時間） 23 高等学校（週1回・1回4時間）
0 特別支援学校

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ ☒ 有 ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・SCの効果的な活用等に関する内容の「スクールカウンセラー活用ガイドライン」を策定し、連絡協議会において周知している。
- ・「SC活用ナビ」を作成し、各学校に配布するとともに、県教育委員会ホームページでも公開している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・年2回、県立学校の教頭、教育相談担当教員、SCやSSWが出席して連絡協議会を実施したり、各学校において教育相談の校内研修会を設定したりしている。
- ・年2回、小中学校のSCを対象に研修会等を実施し、各学校の教育相談体制の充実を図っている。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ ☒ 有 ・ 無 ）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

対象 a 公立小・中学校に派遣する S C

対象 b 県立高校・中学校に派遣する S C・S S W、県立学校の教頭・教育相談担当者、教育委員会担当者

対象 c 県立特別支援学校に派遣する S C、県立特別支援学校の教頭・教育相談担当者

（2）研修回数（頻度）

対象 a 年 2 回

対象 b 年 2 回

対象 c 年 2 回

（3）研修内容

対象 a

スクールカウンセラー 1 年目研修

- ・【講話】「スクールカウンセラーと学校の連携」
- ・【協議】「効果的な教育相談体制づくりに向けて」

スクールカウンセラー連絡協議会

- ・【講話】「S C 等活用事業の方針について」
- ・【講話】「S C 等活用事業の効果と課題について」

対象 b・c

第 1 回教育相談連絡協議会

- ・【講演】「ハイスクールプロジェクト～多様な進路を探ろう～」
- ・【講演】「児童虐待の現状と課題～児童自立支援施設について～」

第 2 回教育相談連絡協議会

- ・【情報提供】「おとなになるための本 高校生活ガイドブック活用について」
- ・【講演】「香川県ひきこもり支援について」
- ・【講演】「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業について」
- ・【講演】「ヤングケアラーに関して」

- 【講演】「ハイスクールプロジェクト ～多様な進路を探ろう！～」
- 【講演】「児童虐待の現状と課題 ～児童自立支援施設について～」
- 【講演】「ヤングケアラーについて ～子どもが子どもらしく生活できる環境づくりに向けた支援機関連携～」
- 【情報提供】「『おとなになるための本 高校生活ガイドブック』の活用方法について」
- 【情報提供】「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業について」
- 【講演】およびグループ協議「香川県のひきこもり支援について」（当事者の方の経験談を踏まえて）
- 【グループ協議】「各校の教育相談体制の整備状況について」

（4）特に効果のあった研修内容

- ・専門的な見識をもつ講師による講演
新しい見方や対応の仕方についての情報を共有
講師が経験した具体的事例の成果と課題を共有
子どもたちを取り巻く現状についての情報を共有
- ・具体的な事例をもとにした協働の在り方についての協議
早期発見、早期対応のための連携の在り方
性犯罪被害を受けた児相生徒への支援
ヤングケアラーや不登校、児童虐待など子どもたちを取り巻く現状についての情報・課題を共有
- ・「ひきこもり支援」については、福祉課の担当の方からの行政説明と合わせて、当事者の方に研修に
来場していただき、当時考えていたことや実際の支援について、生の声を聞くことができた。具体的
にイメージが湧いたことで、その後の仮定のケースを想定して支援を検討するグループ協議におい
て、リアルな検討をすることにつながった

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S V の設置 （ ☒ 有 ・ 無 ）

○活用方法

香川県臨床心理士会と連携し、学校や S C の求めに応じて、豊富な経験と専門的な知識を有する臨
床心理士が、若年 S C へのサポートや困難な事案への支援を行っている。

派遣申請があった場合は、年間 20 回程度、スーパーバイザーを S C が勤務する小学校または中学
校へ派遣する。

（６）課題

- ・ 最新の情報提供や学校現場のニーズに合った事例検討等、バランスのとれた研修内容の実施が必要。
- ・ 教職員の負担を大きくせず、効果的な研修とするための内容や日程の設定について検討が必要である。
- ・ 高等学校・特別支援学校へのスーパーバイザーの設置。
- ・ 経験の浅いＳＣが悩みや困り感を相談できる機会が少ない。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】発達障害のある生徒の不登校支援のための活用事例（①不登校、⑩発達障害等）

＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

高２の女子生徒であり、広汎性発達障害の診断を受けている。１年時はほとんど欠席せず登校できていたが、２年時６月～９月に各１０日程度の欠席が見られた。１年時より、毎月のＳＣの相談を受けており、家庭や学校等の悩みを聴いてもらっている。家庭では、障害特性をうまく受け入れてもらえてない部分があり、登校刺激に対してしんどくなる時がある。定期的にＳＣに話を聞いてもらうことで気持ちが安定し、登校時にはしっかり学習参加ができています。担任とＳＣで情報を共有し、自己肯定感が低めで、小さな成功体験を積み重ねていく支援が必要であるとの共通認識で、連携して支援にあたっている。

【事例２】発達障害のための活用事例（⑩発達障害等）

＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

発達障害の診断を受けている生徒が、友人と自分を比べて、できないことが多いことに悔しがったり、対人関係において、状況に応じて対応することが難しく、コミュニケーションの取り方に悩んだりしていた。

ＳＣが時間をかけて生徒の話を聞き、生徒は自分の気持ちを整理することができた。困っていることに対し具体的な対応策を助言してもらい、それを実践することで少しずつ出来ることが増えてきている。本生徒にとっては、ＳＣと話す時間が自分の弱みを見せられる大切な時間となっており、カウンセリングの継続を希望している。

【事例３】性的な被害を受けた生徒のための活用事例（⑮性的な被害）

＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

前年度より、性的な被害を受けている生徒の面談を本年度も引き続き継続している。ＳＣが教育相談等を通じて本人の話を丁寧に聞き取ったり、学校での様子を複数の目できめ細かく見守ったりすることで、精神的にどのような状況にあるのかを適切に見立て、よりよい関わり方やサポートの仕方について、教職員へ助言してくれた。教育相談等を通してアセスメントを行い、生徒との関わり方や支援の仕方等についてＳＣから助言をもらうことで、全教職員で共通認識のもと当該生徒への支援に努めることができた。

【事例４】教育プログラムのための活用事例（⑩教育プログラム）

＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

- ・ 生徒の自己肯定感を高める研修を総合的な学習の時間に行う。
- ・ 自分の抱えるストレスとの付き合い方がわからない生徒も多く、感情が不安定になったり、体調が悪くなったりする生徒が多いため、ストレスマネジメントについてのＬＨＲを実施。
- ・ 中学部・高等部の生徒を対象に、ＳＣがゲストティーチャーとなり、心のサポート授業を実施した。「自分の気持ちを知る・大切にする」をテーマに、学年・学部を超えたペアワークを取り入れることで、活発に意見交換できる環境を整備し、生徒自身が自分の気持ちを客観的に知った上で、適切な言葉で自分の気持ちを相手に伝えることの重要性について再確認した。
- ・ 夏休みの校内研修で、教員を対象に、「認知行動療法を踏まえた児童の問題行動の理解と対応について」の講話の場を設定した。またその後、事例検討を実施した。より具体的な対応について研修することができ、児童理解・日々の対応へ生かすことができた。

【事例５】教職員とＳＣ等との連携と役割分担を明確にするための活用事例（⑨教職員とＳＣ等の役割分担）

＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

- ・ 小中学校連絡協議会において、ＳＣによる専門的な視点で対象児童生徒に関する情報提供や的確な助言を行い、支援のポイントについて、中学校区内で小・中連携を含めて共通理解を図ることにつながった。
- ・ ＳＣが教育相談を行った際には、必ず対象児童生徒の教室へ出向き、児童生徒の様子を観察したり、学級担任と情報交換を密に取ったりすることで、専門的な視点から対象児童生徒の変容を見取り、支援の仕方等についての的確な助言により教職員がチームで関わり、支援することにつながった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

・令和４年度のＳＣの相談実績は、小・中学校の合計相談者数が、のべ 17,570 人（ＳＣ一人当たり約 338 人）であり、児童生徒や保護者及び教員に対して効果的にカウンセリングが行われている。

年 度		H28	H29	H30	R1	R2	R3
1,000 人当たりの 不登校児童生徒数 (人)	香川県	12.4	13.4	15.0	14.6	12.3	20.2
	全国	13.5	14.7	16.9	18.8	13.9	25.7
	香川県－全国	-1.1	-1.3	-1.9	-4.2	-1.6	-5.5

・公立高校の状況について、不登校になり、指導中の生徒のうち、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった生徒が 36.2%（全日制・定時制）見られ、引き続き根気強い支援が必要だと考えている。

・数値で表すことが困難であるが、生徒、保護者の悩みや思いに対して、じっくりとカウンセリングで聞きとっていただき、困ったことがあれば学校にはＳＣがいてくれるという安心感を生徒、保護者が持つことができ、それが合わせて教員の安心感にもつながっている。

・特別支援学校では、児童生徒が学校という慣れた環境で、教員や保護者を気にすることなく、カウンセリングを受けることができるメリットは大きい。相談者は定期的にＳＣの面談を受けられることで、安心して学校生活を送ることができている。また、ＳＣが関わることで、担任や保護者が困難事例を抱え込むことなく、臨床心理の専門的な立場からの助言を受けることで、個々の対応の仕方についての対応力を高めることにもつながっている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・学校からはＳＣの相談時間について増加希望が多いが、希望に沿うことができていない。
- ・ＳＣとＳＳＷの派遣時間が少ないため、日程の調整が困難で連携がとりにくい。
- ・ＳＣの訪問は月１回だが、知的障害のある生徒の認知面の特性から、１か月前を振り返って自分のことを話すことが困難なケースがある。

<課題の原因>

- ・経験の浅いＳＣや教育相談担当教員等を対象とした研修の機会が十分に確保できていない。
- ・予算が限られており、学校の希望するＳＣ派遣時間を確保できていない。
- ・２週間に１回の頻度でＳＣを派遣したいが、予算が限られている。

<解決に向け実施した取組>

- ・小中学校では、令和２年度よりスーパーバイザーを設置し、令和４年度においても引き続き経験の浅いＳＣへの助言や困難事案へのフォローアップ等、支援体制の充実を図った。
- ・高等学校においては、令和４年度の相談業務の中で、本来ＳＣが対応すべき内容を、ＳＣが不在のため教員が代替して対応した件数を調査し、令和５年度のＳＣの配置時間数を増やすことができた。また、スーパーバイザーの役割や必要性について訴え、令和５年度からスーパーバイザーを設置するなど、予算確保に取り組んでいる。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・児童生徒や保護者が抱える問題が多様化・複雑化し、ＳＣへの負担が大きくなっている。
- ・相談人数や件数の増加が顕著であるが、特に定時制や通信制の派遣時間の増加できておらず、相談希望に十分対応できていない。

<課題の原因>

- ・ＳＣの派遣時間数が限られており時間数が不足している。
- ・経験の浅いＳＣが悩みや困り感を相談できる機会が少ない。

<解決に向けた取組>

- ・引き続き、ＳＣの派遣時間増加に向けて予算確保できるよう努める。また、限られた時間でＳＣから有効な助言をいただけるよう、校内での支援体制を整備するよう呼びかけるとともに、各校の好事例を共有していきたい。
- ・経験の浅いＳＣに向けた研修の充実を図る。

愛媛県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

市町が設置する小中学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー等（スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者。以下「ＳＣ等」という。）として配置又は派遣することにより、教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

愛媛県では、中学校区程度の地域を単位とし、その地域にある中学校を拠点校としてＳＣ等を配置している。そして、必要に応じて拠点校から近隣の小学校にＳＣ等を派遣している。

また、拠点校に配置しているＳＣ等を、ＳＣ等の配置されていない小中学校（以下「要請訪問校」という。）に年１回派遣（以下「要請訪問」という。）することとしている。

さらに、ＳＣ等の年間の勤務計画日数を超えて、拠点校及び要請訪問校にＳＣ等を追加派遣することができることとしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○ＳＣについて

公認心理師 11 人、臨床心理士 3 人、公認心理師・臨床心理士 30 人、公認心理師・臨床心理士・大学教授等 3 人

○ＳＣに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、１年以上の経験を有する者 1 人、大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、５年以上の経験を有する者 14 人

②配置校数

小学校 270 校、中学校 125 校

③勤務形態

○拠点校	104 中学校	}	平常勤務（年 39 日・１回 4 時間）
○対象校（配置計画あり）	251 小学校		
	3 中学校		
○単独校	19 小学校	}	要請訪問（各校 1～3 日・１回 4 時間）
○単独校	18 中学校		

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒有）・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

教職員がＳＣ等への理解を深め、多様な専門性や経験をもったＳＣ等と協力して教育相談等に取り組み、全ての児童生徒に安全・安心な学校生活や学習環境を提供できるよう、ＳＣ等の役割、効果的な活用、配慮事項、緊急支援等についてまとめ、各学校に電子データを送付した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

ＳＣ等連絡協議会を管内別に年１回開催し、指導主事及びスーパーバイザーから、事業の活動方針やＳＣ等としての役割、教職員との役割分担や連携の在り方などについての講義により、ＳＣ等の資質向上を図っている。また、教職員の理解促進に向けた取組として、ＳＣ等が各勤務校の教職員を対象に本連絡協議会の内容を基に研修職員会等で講話等を行うよう周知を図っている。

さらに、例年、県教育委員会主催の生徒指導主事研修会においても、ＳＣ等の活用に関する指導、助言を行っている。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒有）・無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

県内のＳＣ等

（2）研修回数（頻度）

管内別にそれぞれ年１回実施

（3）研修内容

- 事業の活動方針
- ＳＣ等としての役割
- 教職員との役割分担や連携の在り方
- ヤングケアラーについて

（4）特に効果のあった研修内容

経験豊富で示唆に富み、ＳＣ等が果たすべき役割と立場をよく理解しているスーパーバイザーによる講話の機会を設けたことで、参加者のニーズに応じた内容となり、効果的な研修となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（☒有　・　無　）

○活用方法

ＳＣ等連絡協議会における講師、ＳＣ等に対する指導、困難な事例、状況に対する指導・支援、児童生徒のカウンセリング等に関して専門性を高めるための指導・支援

（6）課題

予算に限りがあるため、スーパーバイザーを年間１０日間（１回４時間）しか派遣できない。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校対策のための活用事例（①不登校、⑦教職員との関係、⑪小中連携）＜拠点校配置・対象校配置（いじめ・不登校対策のための重点配置）＞

県が作成した「愛媛県スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」により教職員が自己研修を行うとともに、教職員とＳＣ等との話し合いの場を設定し、学年部の現状及びガイドラインの内容について共通理解を図った。教職員のカウンセリングの知識や技能を高める場が設定できたことに加え、生徒や保護者との関わり方や教育相談の方法等のスキルが向上し、生徒の健全育成に役立った。教職員が生徒や教職員自身のこと等について相談できる体制づくりを行い、教職員の支援も行った。

また、拠点校での勤務経験の長さを生かし、入学から卒業まで継続した支援を行うことで、生徒や保護者が安心して相談できる環境づくりに努めた。

さらに、拠点校区小学校の不登校傾向児童の保護者へのカウンセリングを行うことで、保護者の心の安定や、児童の中学校入学への不安解消につなげることができた。

【事例２】配慮を要する保護者への支援のための活用事例（⑥家庭環境）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置・対象校配置＞

配慮を要する生徒には、本人の生育歴や家庭環境が深刻な要因となっている場合が多く、本人への支援だけでなく、保護者の関わり方や家庭環境の改善が重要となってくる。そこで、特に親子関係や家庭生活に問題があると感じられた場合は、保護者にも積極的にカウンセリングを行った。カウンセリング後には、守秘義務に反しないように、学級担任や生徒指導担当者と情報共有しつつ、今後の支援の在り方について検討し、連携した支援を行った。

【事例３】性的被害者やヤングケアラー支援のための活用事例（該当なし）

【事例４】児童生徒や、保護者、教職員に対する研修会における活用事例（⑱教育プログラム）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置・対象校配置＞

「命の集会」において、全校生徒、保護者、教職員に、『心を元気にする魔法～ストレス対処法について～』という演題で講演を行うことで、ストレスについて考えるとともに、適切な対処法や心を健康に保つ方法について学ぶ機会を提供した。

また、小学３年生保護者会の要請により「自立に向かう中学年と親の関わり方」の題で講演を行った。「当てはまるものがたくさんあり納得できた。これからの子育てのヒントになる。」との声が多く寄せられ、ＳＣ等の役割について保護者に広く周知できた。

【事例５】専門的な視点を生かした支援のための活用事例（⑲教職員とＳＣ等の役割分担）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置・対象校配置＞

スクールカウンセラーが、医療的な視点から該当生徒の行動特性や心理的傾向を分析し、生徒指導担当者や学級担任に情報提供をすることで、福祉や医療などの関係機関との連携が必要な生徒を学校が把握し、適切な機関につなげることができた。さらに、配慮を要する生徒や保護者への接し方について、教職員がスクールカウンセラーと相談する機会を設け、教職員が一人で抱え込まないようにした。教職員とは異なる視点をもったスクールカウンセラーが、生徒指導部に関わることで、チームとして効果的に対応できた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

県では、全ての公立小中学校にＳＣ等を派遣できる体制を整えており、拠点校方式におけるＳＣ等の配置率は、年々増加傾向にある。相談内容が多様化・複雑化する中、専門的なカウンセリングにより、課題解決につながった事例が多く、一定の成果が得られている。また、各学校では、ＳＣ等による通信の発行やホームページを活用しての発信等、外部へ効果的な周知を図ったり、教職員や保護者を対象とした研修会が開かれたりしたほか、ガイドラインについて教職員が共通理解を図ることで、児童生徒へのきめ細かな相談体制を構築し、諸課題の早期発見・早期解決につながっていると考えられる。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、ＳＣ等に求められる役割がますます多岐にわたる中、一定の力量を有したＳＣ等の確保が課題である。

<課題の原因>

臨床心理士資格よりも比較的取得しやすい公認心理師資格の取得のみをもって、ＳＣとしての経験も知識も十分とは言い難い中で「スクールカウンセラー」として新規採用され、学校に配置される事例が出てきている。また、事業の予算が限られているため、報酬の高いＳＣを配置できず、やむなく臨床心理士や公認心理師の資格を持たない準ＳＣを配置している学校もある。

<解決に向けた取組>

連絡協議会や研修会、スーパーバイザーによる指導等により、臨床心理士や公認心理師の資格によらずとも、ＳＣ等としての一定の力量を有したＳＣ等の育成を行うとともに、資格を有したＳＣの配置を増すための予算の確保に努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

拠点校（中学校）に配置されているＳＣ等は、要請に応じて対象校（小中学校）への相談にも関わるが、対象校においてＳＣ等が十分に活用されていないケースがある。

<課題の原因>

対象校において、ＳＣ等の相談活動について認知が進んでいないことに加え、保護者、児童生徒に十分な周知がなされておらず、ＳＣ等の活用について理解が不足している。

<解決に向けた取組>

拠点校と対象校が連携し、教育相談の対象者がＳＣ等による相談を受けやすい仕組みを構築するとともに、対象校に対しても、ＳＣ等から通信やホームページ等による情報の発信に努め、オンラインの活用も含め、幅広く効果的な活用について周知を図る。

高知県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

市町村（学校組合）立の小学校・中学校・義務教育学校・教育支援センター及び県立中・高等学校・特別支援学校において、児童生徒、保護者及び教育の様々な不安・悩み・ストレスに関するカウンセリング及び校内支援会でのアセスメントや助言・援助を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

本県における配置計画については、以下の点を重点目標として配置を行っている。

- ①学校規模に応じた配置時間の設定
- ②小中学校間でスムーズな支援の接続ができる小中連携配置
- ③生徒指導上の課題が大きい学校の相談体制を強化するための重点配置
- ④教育支援センターを拠点としたアウトリーチ型支援を強化するための配置

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数

- ・小学校（57）人 ・中学校（50）人 ・義務教育学校（4）人 ・高等学校（2）人
- ・中等教育学校（0）人 ・特別支援学校（1）人 ・教育支援センター（13）カ所

配置校数

- ・小学校（183）校 ・中学校（94）校 ・義務教育学校（4）校 ・高等学校（1）校
- ・中等教育学校（0）校 ・特別支援学校（1）校 ・教育支援センター（13）カ所

資格

○スクールカウンセラーについて

- ①公認心理師（71）人 ②臨床心理士（56）人 ③精神科医（0）人 ④大学教授等（2）人
- ⑤上記①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者（0）人

○スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者（6）人
- ②大学もしくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者（6）人

主な勤務形態

・単独校	小学校	（24校）	（週1日7時間・週1日6時間・週1日4時間）	} （週1日3.5時間）
	中学校	（28校）	（週2日7時間・週1日7時間・週1日6時間）	
	義務教育学校	（4校）	（週1日7時間・週1日6時間）	
	高等学校	（1校）	（週1日4時間）	
	特別支援学校	（1校）	（週1日7時間）	
	教育支援センター	（5校）	（週2日7時間・週1日7時間）	
・拠点校	小学校	（25校）		
	中学校	（56校）		
	教育支援センター	（8カ所）		
・対象校	小学校	（134校）	中学校（6校）	

（４）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ ☒ 有 ・ ☐ 無 ）

- ・ 高知県スクールカウンセラーガイドブック 平成 1 5 年 3 月 高知県教育委員会 ※令和 5 年 3 月改訂
- ・ スクールカウンセラー等派遣要綱 平成 1 3 年 4 月 5 日 高知県教育長決定
- ・ スーパーバイザー設置要綱 平成 2 3 年 4 月 1 日 高知県教育長決定
- ・ 緊急学校支援チーム設置要綱 平成 2 5 年 4 月 1 日 高知県教育長決定

○ガイドラインの内容、周知方法

内容

スクールカウンセラーの職務や位置づけ及び活動方法、具体的な取組、他機関との連携、相談支援体制の充実に向けた学校の受け入れ態勢について等を記載している。

周知方法

スクールカウンセラー等には、辞令交付式で周知し、スクールカウンセラー等担当者には、活用事業説明会で周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

全公立学校に配布している校内研修資料に、スクールカウンセラーの効果的な活用についての内容を盛り込み、活用促進を図っている。また、各校の校内支援会にスクールカウンセラーを参画させ、専門的な見立ての基、支援を行うことを県として推進している。

（５）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ ☒ 有 ・ ☐ 無 ）

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者、臨床心理士

（２）研修回数（頻度）

スクールカウンセラー等研修講座 6 回、初任者研修 3 回

（３）研修内容（スクールカウンセラー等研修講座）

回	講演内容	講師
1	「災害支援」について	高知県スクールカウンセラースーパーバイザー 高知工科大学 教授 池 雅之
2	「児童生徒のメンタルヘルスにおける学校と医療機関との連携について」	高知大学医学部寄附講座児童青年期精神医学 特任教授 高橋 秀俊
3	「性の多様性の理解と支援」	鳴門教育大学大学院 教授 葛西 真記子
4	「愛着障害について」	鳴門教育大学大学院 特命教授 栗飯原 良造
5	「教師としての失敗経験に基づいた心理的介入の大切さ」	高知県スクールカウンセラースーパーバイザー 高知大学大学院 教授 岡田 倫代
6	「緊急支援や危機介入」	九州産業大学学術研究推進機構 科研費特任研究員 窪田 由紀

（スクールカウンセラー等初任者研修）

回	講演内容	講師
1	「スクールカウンセラーとして勤務するための心得」	高知県スクールカウンセラー 小林 孝太 田野 淳平
2	「学校が求めるＳＣの役割等について考える」 ～ＳＣ自身のあり方を振り返る～	高知県スクールカウンセラースーパーバイザー 高知工科大学 教授 池 雅之
3	「情報交換会を中心として」	高知県スクールカウンセラースーパーバイザー 高知大学大学院 教授 岡田 倫代

（４）特に効果のあった研修内容

第３回のＳＣ研修では、「性の多様性の理解と支援」をテーマに、研修を実施した。本研修では、ジェンダーや多様性への理解を深めること、配慮の在り方、それぞれが安心して生活できるような環境作りの必要性について改めて認識すると共に、クライアントとして相談があった際、カウンセラーとしてどのように関わり、接していくかについて、カウンセラー１人１人が考える機会を持つことができ、大変、大きな学びにつながった。

また、初任者研修ではスーパーバイザーが講師を務め、初任者の活動状況を踏まえた研修内容を実施した。初任者にとって、日頃から助言・指導を受けているスーパーバイザーが講師であったため、自身の活動状況やカウンセラーとして活動する上での悩みなど話しやすく、積極的に情報共有や交流を深めることができていた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 （ ☒ 有 ・ 無 ）

○活用方法

①スクールカウンセラー等への指導・助言

- ・配置校におけるスクールカウンセラー等への指導・助言
- ・初任者及び採用３年目までのスクールカウンセラー等への重点的指導・助言
- ・相談室でのスクールカウンセラー等への指導・助言

②学校への支援

- ・スクールカウンセラー等の配置校における支援
- ・生命等に係る事案における支援
- ・生徒指導に係る事案における支援

（６）課題

採用年数が浅いスクールカウンセラーの専門性を高めることが課題である。そのため、これまでも実施していたスクールカウンセラー等研修講座に加え、今年度から初任者研修を新たに実施し、力量形成を図った。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】アウトリーチ型ＳＣ、教育支援センター、学校が連携した支援事例（⑭その他）＜ＳＣの配置形態：教育支援センター配置＞

アウトリーチ型ＳＣが教育支援センターに通う生徒へ支援を実施したケース。当該ＳＣは、各学校へ教育支援センターでの自身の活動等を積極的に周知していたため、学校が通所につながりそうなＡについて相談があった。相談を受けた当該ＳＣは、学校の校内支援会に参加し、Ａの状況を共有すると共に、教員、学校配置ＳＣ、当該ＳＣがそれぞれ役割分担を行い支援を実施した。当該ＳＣが面談などＡと関わる中で、ＡがＩＣＴに興味があることが分かったため、タブレットを用いた関わりを始めた所、ＩＣＴを通じ、担任とコミュニケー

ジョンを取ったり、所属教室の授業を配信で見るなど、徐々に学校へ気持ちが向いていき、状況が好転していった。

【事例2】不登校生徒と家庭、学校が連携した支援事例（①不登校）＜SCの配置形態：単独校配置＞

小学校からの不登校継続事例。Bは、中学校入学式前に学校見学をしたが、登校できず、担任が週1回家庭訪問をしながら繋がっていた。担任が家庭訪問をした際、保護者にSCの面談を勧めてみた所、SCが家庭訪問をすることの了解を得ることができたため、定期的に家庭訪問を実施した。当初、Bと会うことができなかったが、母親とBの興味があることを話題にすることで、徐々にBとの距離が縮まり、直接会うことはできないが、SCと直接会話ができるようになった。その後、ICTを活用してSCの容姿をBに見せるなど、スモールステップで関わりを継続することで、BからSCに直接会いたいと要望があり、会うことができた。このことがきっかけになり、SSWや級友とも関われるようになり、卒業式にも出席することができた。Bは現在、高校へ進学できている。

【事例3】面談を通じてヤングケアラーであることが分かった小学生事例（⑩ヤングケアラー）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

小学生のヤングケアラー事例。Cは、欠席等はないが、休み時間のたびに保健室に来室するため、養護教諭が様子がおかしいと感じ、SCとの面談を勧めたところ「話したい」と返答があったため、保護者に了解の基、面談を実施した。面談では絵を描いたり折り紙をしたりしながら関わるなかで、母親は精神疾患があり気分浮き沈みがあること、妹の面倒をCに任せていることが分かったため、SCは管理職へ報告をした。学校は、Cの状況について確認後、関係機関へ相談し、対応を行うなか、当該SCは、Cとの関わりを保ち、面談を通し、心の安定を図った。その結果、Cは自分の思いを保護者に言えるようになるなど、状況が改善し、自分のペースで生活することが出来るようになった。

【事例4】教職員を対象とした「UDの視点による環境づくり」の校内研修事例（⑪校内研修）＜SCの配置形態：対象校配置＞

多様な子どもたちが多くなか、UDの視点を取り入れた関わり方について、学校から研修依頼があり実施。研修では、UDの理念が教育に導入された経緯や、自閉症スペクトラムなどの発達障害についての基本知識や障害に対する理解、支援の在り方について、実践例（教室の掲示物や環境の写真）を用いて研修を行った。

【事例5】別室登校生徒へのSC活用事例（⑫教職員とSC等の役割分担）＜SCの配置形態：単独校配置＞

別室登校のDに対し、教員とSCで役割分担を行いながら支援を行った。校内支援会などを通し、Dへの支援を考える上で、教員はDへの学習支援、養護教諭はDとの雑談を通した自然な関わりを行いながら、関わっていくことを確認した。教員がDに関わる状況をSCが観察する中で、Dは、困ったことがあっても人に頼めなかったり、尋ねることができないことが重なって、徐々に教室に入れなくなっていった可能性を伝え、解決に向けた方法として、ソーシャルスキルトレーニングを中心とした関わりを勧めることで、Dの困り感を軽減するような支援を試みた。Dは、トレーニングで学んだコミュニケーション方法に関わる教員に試してみるなどし、経験を重ね、級友とも徐々に円滑なコミュニケーションが取れるようになった結果、教室復帰へと繋がった。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

全学校にSCを配置し、支援を行うことのできる体制を整えている。特に、本県では、各学校が開催している校内支援会でのSC・SSWによる支援が進んできている。

■各学校が定期的に実施している校内支援会においてSC・SSWの専門的なアセスメントに基づいて、援

計画を決定している学校の割合：小：100% 中：99.0% 高：100%

また、新型コロナウイルス感染拡大により、学校閉鎖等の措置をとったことも影響してR3の相談件数は減少しているものの、SCへの相談件数の内訳を見ると「学業に関すること」「不登校」が高く、これまで同様、SCのニーズが高いことが分かる。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

SCの活用が進み、支援体制が充実してきた学校とSCの専門性を児童生徒の支援に十分に活用できていない学校がある。

<課題の原因>

- 活用の仕方についての理解度に学校間で差がある。
- 各校からのSC配置希望時間に対し、十分な配置時間を確保できていない。

<解決に向け実施した取組>

OSC型教育支援センター連絡会でオンライン面談の活用方法や各校の要望に応じて、OSCを活用し、配置SCと連携しながら支援体制の充実をはかるように周知した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

SCの効果的な活用の更なる促進。

<課題の原因>

- コーディネーターの力量に差があり、各学校で十分にSCの活用ができていない状況がある。

<解決に向けた取組>

OSCガイドブックの活用や、県教委主催の研修会での所管説明等を通して、コーディネーターや学校へSCの効果的な活用について周知する。

○各校の支援実績や実態を踏まえ、配置時間に軽重をつけるなど効果的な配置について検討する。

福岡県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者等を、市町村立学校にスクールカウンセラーとして配置し、それらを活用して学校における教育相談機能を高めるための調査研究を行い、もって不登校やいじめ等の生徒指導上の諸課題の解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

平成13年度から新たに活用事業として、臨床心理士等の「心の専門家」を県の非常勤職員として任用し、中学校へ配置している。また、平成17年度から、拠点校方式の活用によりSC等を県内すべての公立中学校に配置している。さらに、令和2年度からはすべての公立小学校にも配置をしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

ア 配置人数

小・中・義務教育学校：150人 高等学校・中等教育学校：47人 特別支援学校：15人

イ 配置校数

小学校	：	433校	中学校	：	199校	義務教育学校	：	5校
高等学校	：	94校	中等教育学校	：	1校	特別支援学校	：	22校

ウ 資格

（ア）スクールカウンセラーについて

- ①公認心理師 32人 ②臨床心理士 30人 ③大学教授等 1名
- ④公認心理師・臨床心理士のどちらも該当 146人
- ⑤公認心理師・臨床心理士・大学教授等のすべてに該当 3人

（イ）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修了、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人

エ 主な配置形態

小学校（義務教育学校前期含む）	年14週	週1回（1回2時間、1回4時間、1回8時間）
中学校（義務教育学校後期含む）	年35週	週1回（1回4時間、1回8時間） 週5回（1回4時間）
高等学校（中等教育学校含む）	年35週	週1日（1回4時間）
特別支援学校	年35週	週1日（1回4時間、1回7時間）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒有・☐無）

○ガイドラインの内容、周知方法

「学校の教育相談体制の充実を図る専門スタッフの効果的な連携・協働Q&A」（令和4年3月）を策定し、県教育委員会のホームページに公開し、学校及び市町村教育委員会には上記の活用を通知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

ア 教育事務所が実施する生徒指導担当者研修会や管理職研修会において、スクールカウンセラーの活用に係る説明を行っている。

イ 小学校は年間1回以上、中学校は年間3回以上スクールカウンセラーを活用した校内研修を実施している。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒有・☐無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

県内に配置されているＳＣ

（2）研修回数（頻度）

年に１回程度ＳＣ連絡協議会を実施している。

（3）研修内容

- ・スクールカウンセラーとしての心得
- ・スクールカウンセラーに期待されること
- ・実践報告及び情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

- ・地域ごとの関係機関を情報共有することで、初めて勤務するＳＣは事例に応じた関係機関の把握ができた。
- ・グループに分かれて情報交換の時間を設定することで、ＳＣとしての悩みや不安の解消と意識の向上につながった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（**有**）・無）県内６教育事務所に配置。週１２～２０時間

○活用方法

- ・所管教育事務所管内の他のＳＣへの指導助言
- ・管内小・中・義務教育学校へ年１回以上の訪問支援
- ・所管教育事務所管内の小・中・義務教育学校及び特別支援学校の小・中学部で突発的に発生した事故・事件において、サポートチームの一員として児童生徒等の心のケアや保護者対応を中心とした指導助言
- ・その他、所管教育事務所管内の各種相談事業に対する指導助言

（6）課題

ア 資質向上のための研修会を計画的に実施する必要がある。

イ 各教育事務所配置のスクールカウンセラー・スーパーバイザーによる各事務所管内のスクールカウンセラーへの指導助言を計画的に実施する。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校のための活用事例（①不登校 ⑩発達障がい等）＜単独校配置＞

1 対応ケースの概要

- ・Ａは特別支援学級に在籍しており、不登校状態にある。
- ・母親が家計を支えており、家庭は経済的に困窮している。
- ・家庭の生活基盤を整える必要があり、福祉的支援が必要である。

2 取組経過

- ・母親との面談による情報収集と関係づくり、母親に対するコンサルテーション
- ・担任や学年職員との情報共有とコンサルテーション、Ａの心の動き、願いや困り感の把握
- ・ケース会議の実施（母親の応援会議としての位置づけ、母親、学校関係者、ＳＣ、ＳＳＷ、子ども福祉課職員等が参加）

3 成果と課題

- ・ＳＣのアセスメントやコンサルテーションに基づいて、学校が主体となってＡへの支援を行うことができた。
- ・早い段階から福祉からの支援を受けられるようにし、子どもの支援や子ども本人との教育相談に注力できるように支援の在り方を明らかにし、学校・ＳＣ・ＳＳＷとで共有する必要がある。
- ・心理と福祉の専門家同士が互いの専門性を発揮しながら関係者と支援策について協議・検討し、子どもや家庭への適切な支援につながるよう、学校や市町村教育委員会がマネジメントを行う必要がある。

【事例2】心身の健康・保健のための活用事例（⑧心身の健康・保健）＜単独校配置＞

1 対応ケースの概要

- ・Bは給食が嫌いとし、6月頃から急に食事量が減り、夏休み頃には食事をほぼ摂れなくなった。
- ・胃腸科を受診していたが、心の問題も指摘され、思春期外来を受診。治療が始まった。
- ・栄養食のみ摂取するようになったが、給食はほとんど食べることができなかった。
- ・学校側から母親へSCを紹介、SCとの面談を勧めた。母親への支援を中心とした事例。

2 取組経過

- ・月に1～2回の頻度で母親とSCとの面談を継続して実施
- ・Bの塾やその他習い事の調整、部活動における環境調整、学校での様子や給食の摂取量に対する見守りなど、母親と学校との情報共有や連携への仲介役を果たす。
- ・主治医の指示に基づいた家庭生活や学校生活における心理教育の実施

3 成果と課題

- ・担任、部活動顧問、SC、母親、主治医との間で本人の様子や支援の方針等について、適宜情報共有がなされ、一貫した対応が取れるよう連携することができた。特に、担任とは給食の量の調整と摂取量の把握、部活動顧問は運動量の調整などを母親に報告し、主治医との連携が図られた。
- ・SCが母親の不安や悩みをしっかりと受け止めながら心理教育を行い、母親との信頼関係を築き、母親の家庭におけるBへの接し方が大きく変化したことが、Bの症状回復の大きな要因になったと考える。Bは現在、食事量も安定し、十分な量を摂取できており、学習や部活動など学校生活への意欲も湧いている。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜単独校配置＞

1 対応ケースの概要

- ・Cは4人兄弟の長女で、家事全般を担っている。理不尽な気持ちを抱えつつも、両親に気に入られたいと頑張っている様子がうかがえる。母親の養育能力は極めて低い。
- ・養護教諭の見立てから、SCへの相談につないだ。

2 取組経過

- ・Cとの継続したカウンセリングの実施、母親との面接の実施
- ・要保護児童対策地域協議会との連携、兄弟児の医療との連携
- ・SSWと連携した子どもが安心して過ごせる家庭環境への支援

3 成果と課題

- ・養護教諭、SC、SSWで情報共有を行いながら、適切な支援を検討し、連携して支援を行ってきたが、なかなか事案の好転には至らなかった。
- ・SCやSSWの時間は限られているため、養護教諭以外の教職員の協力体制や関係機関との連携を図り、専門スタッフが不在時でも必要な支援が途切れないようにする必要がある。

【事例4】教育プログラムのための活用事例（⑩教育プログラム）＜単独校配置＞

1 ねらい

- ・生徒が自分の悩みと向き合い、その解決のための方法やプロセスについて理解する。
- ・生徒が抱える問題が深刻化しないよう相談体制の確立を図る。

2 取組テーマ

- ・「ストレスとの付き合い方について考えよう。」
- ・「困ったら助けを求めよう。困っている友だちの助けになろう。」
- ・「心地よいコミュニケーションを図ろう。」

3 成果と課題

- ・授業を通して、物事を肯定的に捉えることや見方・考え方を変えること、一人で抱え込まず信頼できる人に相談すること等の大切さを理解し、今後の生活にも生かしていこうとする意欲や態度が見られた。
- ・生徒の理解を深め、授業後も学校とSCがつながりながら支援を行うためには、生徒の実態や授業構想等について、担任や学年職員と事前に情報交換や打ち合わせを行っておく必要がある。

【事例5】教職員とSC等の役割分担のための活用事例（⑨教職員とSC等の役割分担）＜単独校配置＞

1 対応ケースの概要

- ・昨年、Dがビルの高所に佇んでいたところを近所の住民により保護された。今年の長期休業明けに、市町村教育委員会が実施しているメール相談に、Dから「生きるのがつらい」という相談が寄せられた。
- ・当日、学校は振替休日であったが、Dが相談したい人としてSCを指定したこともあり、緊急対応を行

った。

2 取組経過

- ・SC：Dと保護者への継続したカウンセリング
↑（情報共有・支援策の検討）↓
- ・管理職及び担任：ストレス過多となっているDのエネルギーを回復させること
登校刺激の休止／オンライン授業の提案・実施

3 成果と課題

- ・Dへの継続したカウンセリングにより、Dの相談する力を高め、再度の危機に対しても自らつらさを訴え、助けを求めるメールを送ることができた。
- ・命の危機に関して、SCが短期・中長期的な視点から具体的な対応の在り方を説明し、教員と共に支援を行ったことで、関係者がつながり、チーム支援の意識をもって、それぞれの役割を遂行することができた。
- ・増加している若年層の自死や自傷行為等を踏まえ、児童生徒への自殺予防教育とSOSをキャッチする教職員側の研修が必要である。
- ・有事の際にSCとどう連携するのか、またSCが対応不可能な場合も想定してどうするのかについて、学校や市町村教育委員会レベルでシュミレーションしておく必要がある。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

ア 相談件数 ※政令市を除く

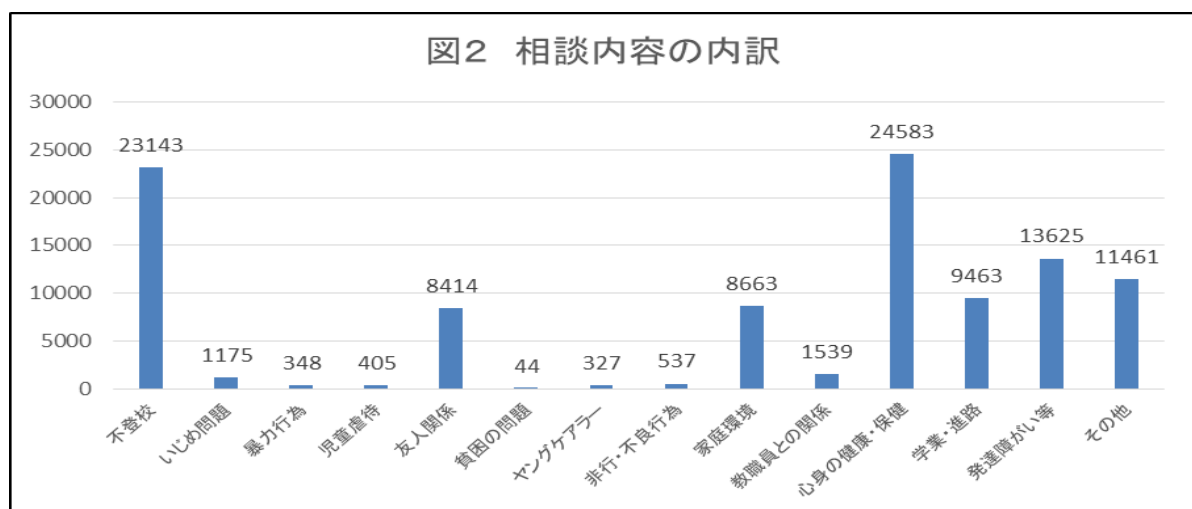
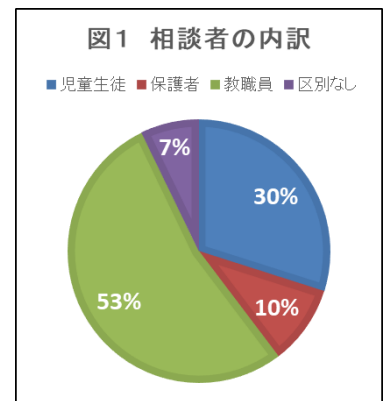
総相談件数は103,727件（前年度比12,177件増加）

イ 相談者の内訳（図1参照）

児童生徒からの相談が約3割、教員からの相談が約5割を占めている。各学校からの報告には、若年教員の増加に伴い、子供や保護者への対応についてSCから指導助言してもらうことで、自信をもって対応することができ、教職員のメンタルヘルスにおいても重要な役割を果たしているとの記載が多数ある。さらに、保護者からの相談も約1割あり、保護者の面談を実施することで、子供自身が落ち着きを取り戻し、登校できるようになったり、教職員との関係が改善されたりするなどのケースがあった。専門的な立場で保護者へ助言してもらうことで、学校だけではなく家庭と連携した支援につながっている。

ウ 相談内容の内訳（図2参照）

- | | | |
|-----------------|------------|--------------------|
| ①心身の健康・保健：23.7% | ②不登校：22.3% | ③発達障がい等：13.1% |
| ④学業・進路：9.1% | ⑤家庭環境：8.4% | ⑥友人関係：8.1%（その他を除く） |



相談内容の4.5割は、不登校に関する内容、心身の健康・保健に関する内容が占めている。不登校については、保護者からの相談件数が多く、児童生徒をサポートする家庭の精神的負担への支援も重要である。また、令和2年度から新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動再開における心のケアについてもSCが重要な役割を果たしている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ア 全ての小・中学校にＳＣを配置したことで、多くのＳＣが必要となり、専門性を持った人材・時間の確保が難しい。
- イ 限られている時間の中で効果的にＳＣを活用するような教育相談体制を整備する必要がある。

<課題の原因>

- ア 小学校への配置時数の拡充によりＳＣの配置総数が増加したこと、近隣の指定都市も同様に小学校への配置を充実させたため。
- イ ＳＣの勤務時間が限られている中で、個別のカウンセリングを実施すると、校内研修及び定例の生徒指導関連会議等への参加が難しくなる一方で、その充実は学校全体の教育体制整備につながるため。

<解決に向け実施した取組>

- ア 中学校に配置したＳＣを校区の小学校に配置し、小中の連携を深めながら効率的な運用を図る。また、ＳＶを活用したＳＣの資質向上と、専門的な研修の場を設定する。また、配置については実態に応じた調整を協議するとともに、スクールカウンセラー活用事業での成果を示しながら、国に対して事業への国庫補助金の交付継続を要望していく。
- イ 「学校の教育相談体制の充実を図る専門スタッフの効果的な連携・協働Ｑ＆Ａ」（令和４年３月）を策定し、県教育委員会のホームページに公開し、学校及び市町村教育委員会には上記の活用を通知し、相談体制の整備を促進する。また、教育事務所主催の研修会等においても、Ｑ＆Ａの活用を促す。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ア 全ての小・中学校にＳＣの配置を行っているが、特に小学校において十分な配置時数となっていない。
- イ ＳＣ活用事業に関する学校や市町村教育委員会の共通理解を図る必要がある。
- ウ ＳＣの資質向上のための研修の機会を充実させていく必要がある。

<課題の原因>

- ア 小学校への全校配置を行ったことや財政上の問題
- イ チーム学校が機能した生徒指導体制を目指すこと等への理解不足
- ウ 初任者ＳＣ等の増加

<解決に向けた取組>

- ア 中学校区内に同一ＳＣを配置するなど、弾力的な運用が行えるように配置調整会議において、入念な実態把握と打合せを行う。スクールカウンセラー活用事業での成果を示しながら、国に対して事業への国庫補助金の交付継続を強く要望していく。
- イ 市町村教育委員会に対して周知を行うとともに、各教育事務所で実施するＳＣ連絡協議会や各学校で実施する校内研修の場を活用し、ＳＣ活用事業の目的や内容等についての正しい理解を促す。
- ウ ＳＶを活用したＳＣの資質向上のための指導助言の場を設定するとともに、今後のよりよい研修の在り方を検討する。

佐賀県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等、生徒指導上の諸課題への対応は、学校において重要な課題である。このため、生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するＳＣの指導・助言は学校にとって必要不可欠である。ＳＣを県内全ての公立の中学校(分校1校を除く)、義務教育学校後期課程及び県立高等学校に配置することで、学校におけるカウンセリング機能の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

全ての公立中学校（分校1校を除く）、義務教育学校後期課程及び県立高等学校に、ＳＣを配置している。特に、不登校生徒が多い学校には、配置時間数を増やす重点配置をしている。

また、教育センターにＳＣを配置し、教育相談事業の充実を図っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

小学校	: 0人
中学校（義務教育学校後期課程含む）	: 52人
高等学校	: 11人
中等教育学校	: 0人
特別支援学校	: 2人
教育委員会等	: 2人

※配置校数

小学校	: 0校
中学校（義務教育学校後期課程含む）	: 89校
高等学校	: 32校
中等教育学校	: 0校
特別支援学校	: 8校
教育委員会等	: 1箇所

※資格

1. スクールカウンセラーについて

①公認心理師 49人（※①②の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載。）

②臨床心理士 6人

③精神科医 0人

④大学教授等 0人（3名該当するが、①の公認心理師で計上）

⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者0人

2. スクールカウンセラーに準ずる者 0人

※主な配置形態（単独校）

中学校(89校)	(週2日・1回4時間)もしくは(週1日・1回8時間)
	(月3～4日、1回4時間 or 8時間) (月2～3日、1回4時間 or 8時間)
高等学校(32校)	(週1日・1回4時間)もしくは(月2～3日 1回4時間)
	(月3～4日、1回4時間 or 8時間) (月2～3日、1回4時間 or 8時間)
特別支援学校(8校)	(月1～2日 1回4時間)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒有・☐無）

○ガイドラインの内容、周知方法

スクールカウンセラーの職務、効果的な活用、課題への対応等について示したガイドラインについて、年度当初、各学校及び市町教育委員会へ周知を図り、また、いつでも確認できるよう新教育情報システム（SEI-Net 県内全公立学校及び県立学校活用）上に掲載している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールカウンセラーガイドラインを活用した研修については特に実施していない。各学校における教育相談等の研修において共通理解を図っている。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☐有・☒無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

県内の公立学校に配置されているスクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年1回

(3) 研修内容

○県教育委員会から

- ・行政説明（服務、年休等）
- ・県における生徒指導上の課題に関する取組について（不登校・いじめ・自殺予防等）
- ・ヤングケアラーについて

○講義

「SOSの出し方に関する教育について」

(4) 特に効果のあった研修内容

「SOSの出し方に関する教育について」の講義後、グループごとに協議を実施。学校でのSOSの出し方に関する教育の実施について、好事例や課題を共有し、今後の取組に向けて共通理解を図ることができた。また、これまで実施したことのないSCにとっても、今後の実施に向けよい機会となった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（☐有・☒無）

○活用方法

(6) 課題

SCを指導する立場となるスーパーバイザーが未設置のため、SCへの専門的な立場からの業務に関する助言・指導が不十分であるとする。SCの資質についても格差があるため、学校対応にも差が生じてきている。どのSCが配置されても問題ないよう、資質向上に向け、研修内容の精選やスーパーバイザーの設置により、助言・指導を充実させ、県全体の教育相談体制の充実を図る必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】 不登校生徒・保護者への適切な支援による再登校の実現事例（①不登校 ⑩発達障害等）

＜単独校配置＞

2年生男子生徒Aは、1年時5月頃から不登校傾向であった。2年になってから、教室で授業を受けることが少なくなり、授業が始まっても教室に入れず、昼食時には、校舎内を徘徊するなどの行動が見られた。

SCの見立てによると、Aは緊張や視線に弱く、自分の考えをうまく伝えきれないこと、人前に出ることを嫌っていることが伺えたため、担任とSCから保護者にWISC検査を紹介し、保護者同意のもと検査を実施することとなった。検査結果から、読み書き、特に漢字の書き取りについて困難を抱えていることや受け取り方の偏り、自己主張スキルが不足しているなど対人コミュニケーションへの課題が疑われた。

そのため、今後の支援についてSCと協議し、生徒Aが自分のペースで学習に取り組めるよう特別支援学級へ在籍させることとした。さらに、心療内科への通院も行い、専門的な助言のもとに学校での支援体制を整えていった。

その結果、4月から9月までの欠席が84日間（体調不良4日、不登校傾向8日、不登校62日）だったが、10月から不登校を理由とする欠席がなくなり、その他の欠席日数も12日と少なくなった。また、男子生徒Aの教室で談笑する姿が増え、校舎内を徘徊することがなくなった。

【事例2】 睡眠障害があり、コミュニケーションが苦手な生徒とのかかわり（⑧心身の健康・保健）

＜単独校配置＞

3年女子生徒Aは、SCを活用した小中連絡会議で、小学校の時から睡眠障害という引継ぎを受けていたが、医療機関とのつながりがなかった。1年時は教室で過ごすことができていたものの、保健室への来室が多く、集団の中だと調子が悪くなり、動けなくなることや、倒れるようなことがあった。うまくいかないことがあると、自分の頭を叩くなど自傷的な行為も見られた。こうした状況が続いたことから、SCとの面談を勧め、カウンセリングを受けることとなった。はじめは、多く語ることはなかったものの、カウンセリングを継続したことで次第に心を許すようになり、家庭での困り感や自分のことを話すようになった。また、WISC検査も実施し、今後の対応について保護者への理解を求めた。その後、SCの勧めで別室での支援を行うこととなった。

2年時、別室で寝ていることも多かったが、以前に比べパニックになることは少なくなった。医療機関ともつながり、睡眠障害や精神面での治療も受けたことで、少しずつ状況が改善されていった。2年時後半からは、レクリエーション等を通じてコミュニケーションがとれるようになった。また、自らSCのカウンセリングを希望するようになり、定期的に面談が実施された。

3年時は、感情のコントロールもでき、コミュニケーションもとれるようになった。人に対する優しさや思いやりも出始め、志望校にも合格することができた。

【事例3】 母親と内縁関係の男性の性行為の音に悩まされ、勉強に集中できないとSCに相談したことをきっかけに、母親の学校、関係機関の連携へとつながり、希望の進路実現へつなげていった事例（⑮性的な被害 ⑥家庭環境）＜単独校配置＞

3年女子Aは、母親と交際している男性が隣の部屋で性行為に及ぶ音に悩まされ、勉強に集中できないと副担任に相談してきた。すぐにSCとの相談を勧めて詳細を聞き取ってもらうと同時に、自衛手段としてのイヤーマフなどの使用についてもアドバイスをしてもらった。

その後もSCとの相談を継続していたところ、母親は度々男性とトラブルを起こし、飲酒の上、子

どもたちの前で自殺未遂を繰り返していることが分かった。ＳＣからの情報により、学校は、母親の職場の上司にあたるＡの祖母や子ども家庭課、児童相談所などとも情報共有し、ケース会議を開催し、Ａだけでなく、中１の妹Ｂや母親への支援についても話し合いながら対応していった。

姉妹には、母親が危険な状況の時のＳＯＳの出し方、身を守る方法などを伝えて少しでも安心して生活ができるよう、アドバイスをを行った。

【事例４】Ｑ－ＵテストとＳＣによる心理教育から気になる生徒を把握し学級経営に活用した事例

（⑰校内研修⑱教育プログラム）＜単独校配置＞

Ｑ－Ｕテスト実施後、気になる生徒を把握し、対応することの大切さと対応の仕方についてＳＣに助言してもらい、対応のポイントや情報共有を図った。

ＳＣからは、いじめや不登校との関連がある項目について回答している生徒については、早期発見に寄与することからも、生徒がＳＯＳを出していると判断し、見逃してはいけないこと、また、気になる項目について「とてもそう思う」と回答している生徒、他の回答から「とてもそう思う」に回答が変化した生徒については、特に意識して行動観察し、早急な対応が大切であると助言された。

さらに、スクールカウンセラーにもＱ－Ｕの分析、分析結果をもとにしたクラス単位での心理教育を実施してもらった。Ｑ－Ｕの結果、授業の様子、事後アンケートの結果などから、昨年度の回答と比較し、支援について助言をもらい、学年間で情報を共有し、学年経営に活用するようにした。

【事例５】「⑲教職員とＳＣ等の役割分担」に関する事例を把握していない。

【４】成果と今後の課題等

１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

①令和４年度延べ相談者数

中学校	高等学校	特別支援学校	合計
１０，７６８人	２，７５７人	５１２人	１４，０３７人

- ・前年度（１３，５３４人）とほぼ同等の数値となっており、学校におけるカウンセリングのニーズがとても高いことがわかる。

②相談事項別相談者数

	①不登校	②いじめ	③暴力行為	④児童虐待	⑤友人関係	⑥貧困問題	⑦ヤングケアラー	⑧非行・不良行為	⑨家庭環境	⑩教職員との関係	⑪心身の健康・保健	⑫学業・進路	⑬発達障害等	⑭その他の内容	合計	性的被害（内数）
中学	2,051	147	24	36	1,685	1	25	77	1,350	305	2,115	1,205	1,087	660	10,768	12
高校	251	32	0	4	379	4	17	8	315	64	728	376	143	436	2,757	0
特支	19	2	7	1	22	0	1	2	61	17	184	30	16	150	512	0
合計	2,321	181	31	41	2,086	5	43	87	1,726	386	3,027	1,611	1,246	1,246	14,037	9

- ・中学校では、「不登校」「友人関係」「心身の健康・保健」の人数が特に多くなっており、全体の割合としても５４．６％となり、昨年度（５５．２％）とほぼ同等の数値となっている。
- ・高等学校では、昨年度（３，１２０人）より４００人ほど相談者数が減っている。また、そのなかでも特に「友人関係」「学業・進路」の人数が７５５人で、昨年度（９６０人）より２００人ほど少なくなっている。
- ・特別支援学校においては、５１２人と昨年度（５５５人）と同等の数値となっている。

③スクールカウンセラーを講師とした校内研修及び心理教育プログラムの実施回数

	校内研修		心理教育	
	件数	学校数	件数	学校数
中学校	147	66	112	39
高等学校	15	14	19	18
特別支援学校	4	4	5	4
合 計	166	84	136	61

- ・校内研修等の実施については、中学校が89校中66校（74.2％）で、昨年度62校（68.9％）より4校の増加、高等学校が32校中15校（46.9％）で、昨年度23校（71.9％）より8校減少、特別支援学校が8校中4校（50％）で、昨年度同様となっている。
- ・心理教育プログラムの実施については、中学校が89校中39校（43.8％）で、昨年度40校（44.4％）より1校の減、高等学校が32校中19校（59.3％）で、昨年度15校（46.9％）より4校増となった。また、特別支援学校が8校中5校（62.5％）で、昨年度4校（50％）よりも1校増となった。
- ・校内研修及び心理教育については、どの学校においても実施するため時間も計画的に配置している。そのため、今後は積極的に実施するよう周知を図っていく。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・他の業務や都合で、研修会に参加できないＳＣがいる。
- ・ベテランＳＣの退職者が増え、経験の浅いＳＣの雇用が増加しているため、資質向上を図る必要がある。

<課題の原因>

- ・研修会の意義、参加の必要性について共通理解が図られていない。
- ・研修会の日程連絡の時期が遅い。
- ・経験の浅いＳＣの研修の場、また指導する立場となる者がいない。

<解決に向け実施した取組>

- ・研修会の日程について、他の業務の計画が決まる前（前年度中）にＳＣに伝えた。
- ・研修会において、ベテランと若手が同じグループで協議できるようにした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・緊急支援が必要な時に、中心となって対応することができるＳＣ、また、経験の浅いＳＣへ助言・指導できる場や人材の確保ができていない。

<課題の原因>

- ・緊急支援の際、対応できるＳＣが限られており、学校の要望に応じたＳＣの配置ができない。
- ・県でＳＣを指導・助言できる立場となるスーパーバイザーを配置していないため。

<解決に向けた取組>

- ・県内に２名のスーパーバイザーを配置し、緊急支援やＳＣの資質向上を図る。

長崎県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動等を早期に発見し、適切に対応するために、学校においては全職員の共通認識のもと、専門家との連携を積極的に行い、機能する相談体制の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者及びスーパーバイザー（以下「スクールカウンセラー等」という）を各市町教育委員会及び県立の中学校、高等学校、特別支援学校に配置し、公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の問題行動等の解決に資する。

（「令和4年度スクールカウンセラー配置事業実施要綱」から）

（2）配置・採用計画上の工夫

各学校から配置希望の書類提出を受け、「不登校児童生徒数」、「いじめの認知件数」、「暴力行為発生件数」等の問題行動の状況や地域・学校の実態を総合的に判断し、配置を決定している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

■配置人数（実104名）

小学校	：	79人	中学校	：	86人
高等学校	：	26人	特別支援学校	：	2人
県教育委員会	：	4人			

■配置校数（322校）

小学校	：	148校	中学校	：	142校
高等学校	：	28校	特別支援学校	：	4校

※未配置校においては派遣事業にて対応。令和4年度は1,062時間分（小学校17校、中学校9校、高等学校24校、特別支援学校5校）対応。

■資格

○スクールカウンセラーについて

① 公認心理師	20人	② 臨床心理士	9人
③ 精神科医	0人	④ 大学教授等	1人
④ ①②2つに該当する者	63人	⑥ ①②④3つに該当する者	2人

○スクールカウンセラーに準ずる者について

① 大学院修了（経験1年以上）	0人
② 大学・短大卒業（経験5年以上）	8人
③ ①②2つに該当する者	1人

■主な配置形態

単独校	53小学校	65中学校	23高等学校	2特別支援学校
拠点校	11小学校	63中学校	1高等学校	
エリア校	71小学校	1中学校		
グループ校	24小学校	13中学校	4高等学校	2特別支援学校
(巡回型)				

- ・中学校・高等学校：原則、週当たり 5 時間× 3 5 週で年間 1 7 5 時間
- ・小学校・特別支援学校：原則、週当たり 3 時間× 3 5 週で年間 1 0 5 時間
- ・重点配置校：週当たり 7 時間× 3 5 週（年間 2 4 5 時間）
- ・その他、児童生徒数の規模が大きい、又は特別な配慮を要する児童生徒等を受け入れており、児童生徒支援課長が特に必要と認めた小学校・中学校・高等学校：週当たり 6 時間× 3 5 週（年間 2 1 0 時間）
- ・中高一貫校：週当たり 8 時間× 3 5 週（年間 2 8 0 時間）
- ・定時制 3 課程設置校：週当たり 1 0 時間× 3 5 週（年間 3 5 0 時間）

（４）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ ☒ 有 ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

・年度当初に「スクールカウンセラー活用の指針」を作成し、各県立学校、各市町教育委員会及び各 S C 等へ配付することにより周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

・ S C ・ S S W 配置校研修会を開催し、事業担当、 S C 及び S S W 各スーパーバイザーから、各市町教育委員会担当者及び各配置校コーディネーターに対し、上記活用の指針を参考に本事業について講義を実施。

（５）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ ☒ 有 ・ 無 ）

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

- ① 令和 4 年度 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置校研修会（オンライン研修）
対象者： S C 等、 S S W、配置校コーディネーター、市町教育委員会担当者
- ② 令和 4 年度 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー新規採用者研修会
対象者： S C 等・ S S W 新規採用者
- ③ 令和 4 年度 スクールカウンセラー ブロック別研修会
対象： S C 等

（２）研修回数（頻度）

①②：年 1 回開催、③：年 6 回開催（ 5 地区で開催、内最も対象者の多い地区のみ 2 回開催）

（３）研修内容

・①テレビ会議システムを用いて事前録画した事業説明及び講義内容について、配置校及び市町教育委員会等において視聴するオンライン形式の研修を開催した。具体的には、本事業担当者による事業内容の説明と、 S C 及び S S W スーパーバイザーによる各職種の職務等及び活用に関する内容について録画配信を行った。

・②事業担当者から S C ・ S S W 新規採用者に対し、事業説明を実施した後、 S C ・ S S W 各職種に分かれスーパーバイザーによる講義を実施した。職種毎に、新規採用者から寄せられた質問事項等について、グループ討議形式にてスーパーバイザー、各参加者が意見交換を行う時間を設けることにより、新規採用者の資質向上と連携強化を図った。

・③県内を5地区へと分け、各地域で勤務するＳＣ等が集合し、スーパーバイザーの同席のもと事例検討等を行った。

（４）特に効果のあった研修内容

・③ＳＣブロック別研修会において実施した事例検討は、各スクールカウンセラー等の専門性と支援技術の向上へと効果的であった。また、地域の社会資源の情報共有や日頃の勤務における疑問点について共有することにより、各スクールカウンセラー等の資質の向上はもちろんのこと、各地域で勤務するＳＣの連帯感強化へと繋がったという点において、本研修は効果的であったと考える。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（☒有・☐無）

・スーパーバイズの時間として１７５時間配置。

○活用方法

・研修会における講師、各ＳＣ等への指導・援助。

（６）課題

・③について、離島における開催を目指したい。離島で勤務するＳＣは離島特有（活用できる社会資源が限定される等）の支援の難しさを抱えていながら、情報共有や連携の場が希少であるため。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校対策の活用事例（①不登校）＜拠点校配置＞

前年度から、ＳＣを継続活用する生徒。進学前から、友達との関わりを苦手とする生徒であったが、当該校への進学後、しばらくして登校ができなくなった。

まず、ＳＣが保護者と面談を行い、生徒本人の困難な状況を把握した上で、当該校への登校が困難である対象生徒へ配慮しながら、ＳＣとの面談へと繋がった。前年度は、生徒本人の不安感が強かったことから、保護者同席のもとカウンセリングを受けることが多かったが、ＳＣと良好な関係性を築くことができたこともあり、令和４年度に入り、保護者の同席がなくともカウンセリングが受けられるようになった。

対象生徒は、ＳＣからの勧めもあり、医療機関の受診へと繋がり、精神的に安定した。家庭学習へも意欲的に取り組み、定期テストも受けることもできた。保護者とともに来校し、学級担任らと会う回数も徐々に増えつつある。

【事例２】発達障害等の活用事例（⑩発達障害等）＜対象校配置＞

当該児童は、自分の感情を抑えられなくなると他児に掴みかかったり、教室を飛び出したりすることのあった児童である。特に、自分が注意したことを他児が聞いてくれなかったと感じたときや、特定の児童の言動が気になった時にトラブルになることがあったことから、ＳＣ活用へと繋がった。

当該校職員は、ＳＣに対し、対象児童について予め家庭環境を含めた情報提供を行った上で、対象児童との面談を依頼した。ＳＣから、対象児童のような発達特性を有する児童の心の安定には、前庭感覚や固有感覚を刺激する遊びや活動が有効であるとの助言を受けることができたほか、ＳＣとの定期的な面談に加えてソーシャルスキルトレーニングを開始することとなった。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜単独校配置＞

当該生徒は、要介護の家族と同居する生徒である。保護者が就労により不在のことが多く、実質、要介護の家族のケアを担っているのは当該生徒であった。当該生徒は、真面目で一生懸命に勉学に励む生徒であったが、要介護の家族のケアによる疲労感から勉学へのモチベーションが下がることがあった。

このことを受け、当該校職員は、SC及びSSWと連携し、当該生徒の支援を行った。当該生徒は、SC面接開始当初は、受け身的コミュニケーションをとる傾向があったが、面接回数を重ねるごとに自発的発言が増え、自己表出ができるようになり、将来への希望も持つことができるようになった。

【事例4】校内研修における活用事例（⑪校内研修）＜対象校配置＞

発達障害の児童への関わり方、薬の基礎知識、発達検査結果の見方や保護者対応のポイントについて、SCを講師として、教職員向け研修を実施した。発達障害の児童やその保護者への具体的な言葉の掛け方や、実際のカウンセリングの場面においてSC自身が考えていることを知ることができ、実りある研修となった。

【事例5】教職員とスクールカウンセラー等の役割分担のための活用事例（⑫教職員とSC等の役割分担）＜拠点校配置＞

教職員を対象に、「スクールカウンセラーの仕事とカウンセリングについて」とのテーマにて研修を行った。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

① 相談件数

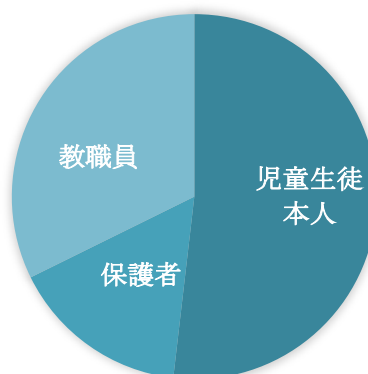
総相談件数は、22,642件（前年比97件減少）

校種		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	総数
相談 件数	R4年度	7,038	12,449	2,894	261	22,642
	R3年度	7,277	12,492	2,778	192	22,739

② 相談者の内訳

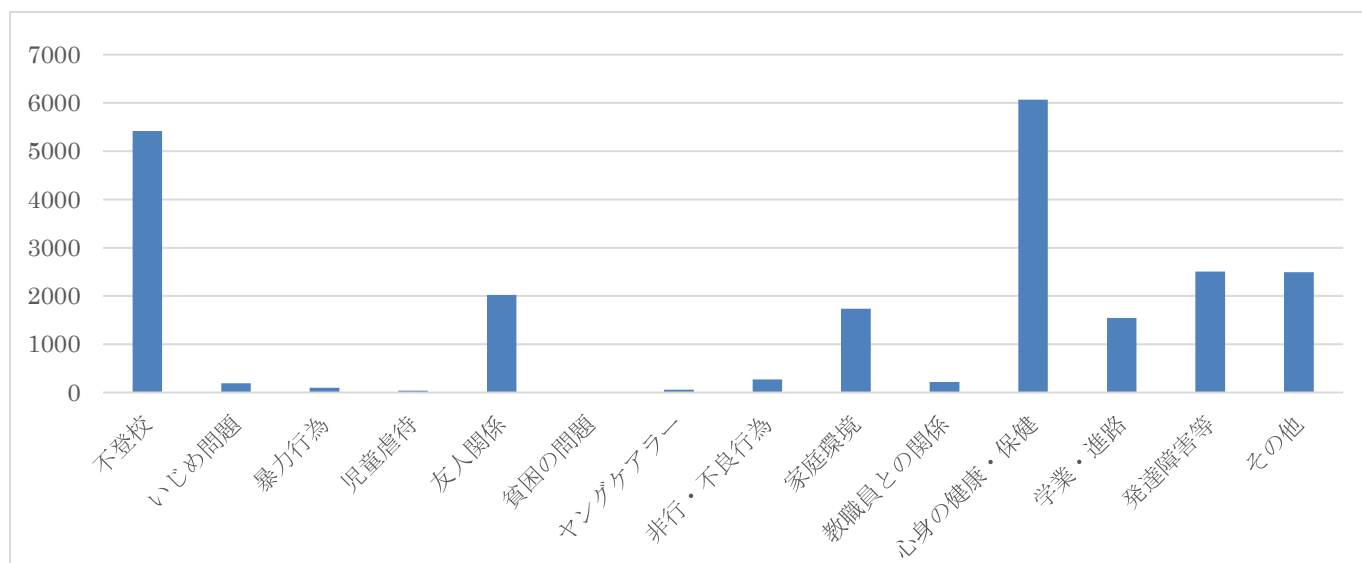
児童生徒本人による相談が最も多く、52％であった。

次いで、教職員による相談が32％、保護者による相談が16％であった。



③ 相談内容の内訳

相談内容は、心身の健康・保健 6,065 件（26.8%）、不登校 5,416 件（23.9%）、発達障害等 2,507 件（11.1%）、友人関係 2,021 件（8.9%）、家庭環境 1,735 件（7.7%）などが多い。



（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

・配置形態等工夫し、毎年配置校数の増加を図っているが、未だ学校等の要望に十分に応えているとは言えない状況である。

<課題の原因>

・長崎県は離島が多く、離島の配置校については、離島在住のＳＣも配置はしているが、多くは本土在住のＳＣが対応している。高速船や航空機を活用して通っているため通勤費用が高額となっており、スクールカウンセラー等活用事業の予算に占める旅費の割合は大きい。

<解決に向け実施した取組>

・離島在住（移住を含む）ＳＣの募集に力を入れ、離島配置校には離島在住のＳＣを配置することで、これまでの離島への通勤費用を謝金に充て、配置校や配置時間の増加を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

・ＳＣ等が勤務する学校（配置校）によって、ＳＣ等の効果的な活用度にばらつきが生じていること。

<課題の原因>

・ＳＣの職務について、児童生徒本人等へのカウンセリング以外の活用方法が十分に周知されていないため。

<解決に向けた取組>

・学校及び教職員を対象とした研修の場を活用した、ＳＣの効果的な活用方法の広報・啓発活動を実施する。

熊本県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、問題行動等に対応するとともに、児童生徒等の心のケアに資するため、熊本県スクールカウンセラー設置要綱に基づき、スクールカウンセラー等を学校や教育事務所等に配置して、児童生徒等の心の相談に当たるとともに、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

○ 市町村立小中学校への配置については、各教育事務所を通じて、以下の項目について各学校の状況を把握し、スクールカウンセラーの配置校を決定している。

- ・ 在校児童生徒数
- ・ 不登校の児童生徒の出現率
- ・ 平成28年熊本地震の影響で心のケアが必要な児童生徒数
- ・ 令和2年7月豪雨災害の影響で心のケアが必要な児童生徒数
- ・ 重点配置（貧困対策、児童虐待、いじめ・不登校、教育支援センター）

○ 県立学校への配置については、学校規模や定時制の有無、平成28年熊本地震の影響度合い等に応じて、配置時間数を傾斜配分している。また、学校の実態やニーズに合わせて勤務時間、勤務日数を各学校で弾力的に運用してよいこととしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数及び配置校数】

	通常配置		熊本地震に係る配置	
	配置人数	配置校数	配置人数	配置校数
小学校	56人	70校	0人	0校
中学校	62人	78校	0人	0人
高等学校	35人	50校	4人	4校
義務教育学校	0人	0校	0人	0校
特別支援学校	7人	8校	0人	0校
教育委員会等	32人	10箇所	10人	3箇所

【資格】

○ スクールカウンセラーについて（重複して資格を有している場合は、①→②→③→④の順に整理）

- ① 公認心理師 86人
- ② 臨床心理士 1人
- ③ 大学教授等 1人
- ④ 精神科医 0人
- ⑤ 上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

○ スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上経験を有する者 3人

- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者 4人
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

【主な勤務形態】

＜通常配置＞

	単独校配置	拠点校配置	対象校配置	巡回
小学校	0校	3校	67校	168校
中学校	3校	47校	28校	41校
高等学校	50校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	2校
特別支援学校	8校	0校	0校	12校

＜熊本地震に係る配置＞

	単独校配置	拠点校配置	対象校配置	巡回
小学校	0校	0校	0校	43校
中学校	0校	0校	0校	8校
高等学校	4校	0校	0校	0校
義務教育学校	0校	0校	0校	2校
特別支援学校	0校	0校	0校	0校

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒有）・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

県で策定している「スクールカウンセラー活用事業に関する指針」をSCが配置される学校に配布し、チーム学校の一員としてSCが有効活用されるように周知を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

いじめ対策、不登校未然防止のために、SC配置校、未配置校に関わらず全ての学校においてSCやSW等の専門家と連携して「SOSの出し方に関する教育」や「ストレス対処教育」等を実施するよう周知している。

教職員の資質能力向上のための研修等にスクールカウンセラーを活用するよう周知している。

県立学校の教育相談担当者に対しては、年に1回、スクールカウンセラー活用事業の充実を図るための協議会を実施している。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒有）・無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー合同連絡協議会（4月実施）
対象：スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー、各教育事務所担当指導主事、山鹿市教育委員会担当者
- スクールカウンセラー活用事業連絡協議会（7月実施）
対象：スクールカウンセラー、各教育事務所担当指導主事、山鹿市教育委員会担当者

（2）研修回数（頻度）

年2回

（3）研修内容

- スクールカウンセラー活用事業連絡協議会

＜目的＞

- （1）いじめや不登校をはじめ生徒指導上の諸課題の未然防止及び解消のためのスクールカウンセラー（以下「SC」）の派遣及び配置に関して、その趣旨の徹底を図るとともに、SC間の連携を深めるための具体策を協議し、事業の円滑な推進を図る。
- （2）学校における専門家の果たす役割等について理解を深め、それぞれの資質向上を図る。

＜内容＞

- 講話：「子どもの顔が見える連携（仮）」
講師：NPO法人ポピンズくまもと理事長 内田 良介 氏
- 実践発表
発表者：スクールソーシャルワーカー 神谷 公省 氏
- 合同協議：「連携」の現状及び今後の方策について

（4）特に効果のあった研修内容

講話では、SCとSSWとの連携を中心に、子どもや家庭への支援において各種機関の連携が必要不可欠であることを、事例を挙げながら話された。ケース会議における情報共有と役割分担の中では、心理職はアセスメントの要であること、外部機関との連携においては、児童虐待への対応として、関係の切れない（支援を終わらせない）通告の仕方等話され、子どもや家庭への支援において、SCや外部機関と連携し対応していくことの重要性を再認識することができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 （有 ・ **無**）

（6）課題

スクールカウンセラーがチーム学校の一員として業務を進めていくためには、SCに対する学校職員の関心や意識を高めていく必要がある。SCと学校職員との合同研修が必要だと考える。

SC相互の連携をとるために、教育事務所管内ごとにグループを作成し、メールで情報共有や相談ができる体制の構築を図っている。今後、実践事例を検討したり経験年数の浅いSCから経験豊富なSCへの相談に対応したりする等、より有効な活用を進めていく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（例：①不登校）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

○ 入学時に小学校から不登校傾向であると引継ぎのあった中一女子生徒のケースである。欠席日数は少なかったが、朝から固まって動かないと家庭から連絡があり何度か職員が迎えに行くことがあった。本人をカウンセリングに繋いだところ、学習や人間関係においていわゆる中一ギャップに陥っていることと、保護者の過度な学習への声掛けにきつさを感じていることがわかった。そこで、母親にもカウンセリングを受けてもらったところ、母親も子育てに大きな不安を抱えていることが分かった。その後、親子とも定期的にカウンセリングを受けることで、しだいに母親の子育ての不安は軽減し、生徒も不安や悩みをうまく処理できるようになってきた。また、カウンセラーのアドバイスの下、保護者と学校が同じ方向で生徒支援にあたることができたこともあり、本人の登校が安定し、職員が迎えに行くこともなくなった。

【事例2】心身の健康・保健のための活用事例（⑧心身の健康・保健）＜SCの配置形態：対象校配置＞

○ 不安や緊張が強い児童へ継続的にカウンセリングを行っていった。学校でリラックスできる場の確保や声のかけ方等関わり方について具体的な助言をもらい、関係職員で共通理解して対応に当たっている。また、家庭での関わり方についても保護者に伝え、配慮してもらっている。スクールカウンセラーの助言を元に、学校と家庭が連携しながら対応することで、児童の不安や緊張が少しずつ和らいできているところである。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑯ヤングケアラー）＜SCの配置形態：教育委員会等配置＞

○ 父子家庭の小学1年生と3年生の姉妹事例について。姉が斜視である妹の世話と家族を担うヤングケアラー傾向で孤立していたが、昨年度よりSSWと連携し、学校とSC、SSW、児童相談所、市の福祉課、学童保育担当者となぐことができた。多方面のサポートにより、妹の斜視の受診や姉のヤングケアラー傾向が改善してきた。

【事例4】教育プログラムのための活用事例（⑩教育プログラム）＜SCの配置形態：単独校配置＞

○ 「SOSの出し方に関する教育」研究指定校事業における研究発表会の公開研究授業で教諭とともにスクールカウンセラーが授業者として協働した。専門家としての的確なアドバイスや意見を生徒たちにする事で心のストレスへの対処法を考え、友達から悩みを打ち明けられた時の関わり方について理解を深めるとともに友達のSOSを一人で抱え込まず、信頼できる大人につなげることの大切さを学ぶことができた。

【事例5】教職員とSC等の役割分担のための活用事例（⑰教職員とSC等の役割分担）＜SCの配置形態：単独校配置＞

○ 4月当初に、生徒理解職員研修を行い、教職員が留意すべきこと等について助言するとともに、SCの役割や職務等を教職員に説明した。SCの業務に関して共通理解し、互いの役割を明確にすることで、効果的に児童生徒の支援を行える体制を作った。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 専門的な視点でカウンセリングを行い、児童生徒の困り感に対する助言をすることで、自己肯定感や自信を持つ等、児童生徒の心身の安定につなげることができた。
- カウンセリングを受けた児童生徒が、自分の考え方や行動の傾向を知ること、自身の課題を解決するための方法を考えることができた。
- 児童生徒だけでなく保護者に対してもカウンセリングを実施することで、家庭での児童生徒への接し方の悩み等が適切な助言で解消できた。
- カウンセリングの結果をコーディネーターや担任、管理職等と情報共有することで、児童の家庭状況や友人関係等を理解した上で組織的に対応することができた。
- 教職員に対するコンサルテーションにより、生徒の学校生活上のストレスや生徒が抱えている課題等を軽減することができた。
- カウンセリングの結果から行政や関係機関と繋がり、継続して支援する体制を構築することができた。

〈小中学校 スクールカウンセラー配置校・教育事務所棟（地震配置も含む）相談者数〉

相談内容	不登校	いじめ	暴力行為	児童虐待	友人関係	貧困の問題	ラヤン グ ケ ア	行非 為行 ・不良	家庭環境	関教 係員 との	康心 ・身 の健	学業 ・進 路	発達障 がい	その他	計
相談者数（人）	2454	129	54	142	1474	2	70	51	1273	145	5987	846	1289	3005	16921

〈県立学校 スクールカウンセラー（地震配置も含む）相談者数〉

相談内容	不登校	いじめ	暴力行為	児童虐待	友人関係	貧困の問題	ラヤン グ ケ ア	行非 為行 ・不良	家庭環境	関教 係員 との	康心 ・身 の健	学業 ・進 路	発達障 がい	その他	計
相談者数（人）	440	93	8	21	758	6	29	49	535	59	2121	643	188	625	5575

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- 授業を抜けてカウンセリングを受けることに抵抗感があり、面談まで進まなかったり、継続的な面談ができなかったりしたことがある。
- スクールカウンセラーを積極的に活用しようとする職員とそうでない職員の意識の差が大きい。また、管理職とスクールカウンセラーが情報交換を行う機会が非常に少ない学校もある。
- 不登校の状態にある児童生徒に対するカウンセリングを行うことが難しい。

＜課題の原因＞

- カウンセリングを受けることを肯定的に捉えず、他の児童生徒からの視線を気にしてしまう。
- スクールカウンセラーと学校とのつながりがコーディネーター担当だけになっており、スクールカウンセラーの職務内容や有用性についての情報が認知されていない。
- 不登校にある児童生徒は、人と顔を合わせて会話することや初対面の人に会うことに抵抗感があることが多い。

＜解決に向け実施した取組＞

- 各学級及び各家庭にスクールカウンセラーの役割や意義を継続的に伝えた。
- 校内研修や職員会議などにおいて、職員がスクールカウンセラーの職務や有用性、具体的な事例を学ぶことができる場を設けた。
- 学校でのカウンセリングが難しい場合、オンラインによる面談を行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- カウンセリングを受けることにマイナスイメージがあり、困り感があってもカウンセリングを希望しないケースがある。（生徒本人、保護者）
- 教育相談担当者を含め、教職員のスキルアップの必要性がある。
- カウンセリングの時間が限られており、希望する児童生徒の予約が先延ばしになるケースがある。

＜課題の原因＞

- カウンセリングそのものや、これまで受けたカウンセリングを肯定的に捉えることができない。
- ＳＣによる個別カウンセリングを優先したため、教職員に対する研修等の機会を設けることが難しい学校もあった。
- 年々相談件数が増え、配置している時間数では不足していると感じる学校が多い。

＜解決に向けた取組＞

- 児童生徒向けに、また保護者向けにカウンセリングの意義やスクールカウンセラーの役割等について積極的に発信する。
- 教職員のニーズを十分に把握した上で、職員研修を計画的に設定しスキルアップを図る。
- 個別の相談時間の調整やケースによる日程調整等行うとともに、緊急時については、ＳＣの緊急派遣ができる体制を整える。

大分県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校などの生徒指導上の諸課題の解決を目指し、児童生徒のカウンセリング及び教職員・保護者に対する指導や援助等を行うため、公立学校や県教育委員会にスクールカウンセラー等を置く。

（2）配置・採用計画上の工夫

1校のみを担当とする単独校配置と中学校区を基本に中学校を拠点とした小中連携配置を行っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（ア）配置人数

小学校	:	246人
中学校	:	117人
高等学校	:	27人
義務教育学校	:	2人
特別支援学校	:	17人
教育委員会	:	2人

（イ）配置校数

小学校	:	246校
中学校	:	117校
高等学校	:	43校
義務教育学校	:	2校
特別支援学校	:	17校
教育委員会等	:	1箇所

（ウ）資格について

1）スクールカウンセラーについて

- ①公認心理師 55人
- ②臨床心理士 43人（①②を重複して有する者は31人）
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 7人
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 14人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 24人

(エ) 主な配置形態について

単独校	1 中学校	(週 1 日・1 回 7 時間)
	3 5 高等学校	(週 1 日・1 回 4 時間)
	1 4 特別支援学校	(週 1 日・1 回 4 時間)
	2 義務教育学校	(週 1 日・1 回 7 時間)
拠点校	1 1 4 中学校	(週 1 日・1 回 7 時間)
	4 高等学校	(週 1 日・1 回 4 時間)
	2 特別支援学校	(週 1 日・1 回 4 時間)
対象校	2 4 6 小学校	(週 1 日・拠点校の時間内における対応)
	2 中学校	(週 1 日・拠点校の時間内における対応)
	4 高等学校	(週 1 日・拠点校の時間内における対応)
	2 特別支援学校	(週 1 日・拠点校の時間内における対応)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有）

○ガイドラインの内容、周知方法

スクールカウンセラーの業務内容・役割や活用方法などを明示した、スクールカウンセラーガイドラインを令和 2 年度に策定（令和 4 年に改訂）した。市町村教委、学校、スクールカウンセラーに配付し研修等でも利用。また、ホームページにも掲載。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進については、研修等の中でスクールカウンセラーの業務内容や活用についての研修や協議を実施している。また、教育相談コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門スタッフも含めた「チーム学校」として、組織的でより効果的な教育相談体制を構築するためのポイントを掲載した「教育相談体制充実のためのガイド」の中に、スクールカウンセラーの業務内容や活用を示し、各学校に配付し周知を図っている。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

大分県教育委員会が任用している全てのスクールカウンセラー等

(2) 研修回数（頻度）

・年間 3 回（県全体 2 回、市町村毎 1 回）

(3) 研修内容

- ・カウンセリング業務についての研修や情報交換、いじめ・不登校に関する講義・演習
- ・グループ協議（事例検討）

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・経験豊富なスクールカウンセラーによる実践的な講義・演習
- ・スクールカウンセラーの職業倫理についての講義・演習
- ・カウンセリング活動における事例検討

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (有)

県内6教育事務所毎に1名～3名のスーパーバイザーを配置

○活用方法

- ・スクールカウンセラーへの困難事例対応等のアドバイス
- ・スクールカウンセラーと協働したカウンセリングや学校教職員へのコンサルテーション
- ・市町村教育委員会やスクールソーシャルワーカーと連携した、支援方法のアドバイス

(6) 課題

公認心理師等の資格をもったスクールカウンセラーは、所属団体によるカウンセリング技法等の研修を受けているが、スクールカウンセラーに準ずる者については、その機会がほとんどない。県教育委員会が、研修を実施しているものの、その機会は限られており、スクールカウンセラーに準ずる者の資質向上が課題である。

また、近年心理専門職の需要が高まっており、人材確保が困難になってきている。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】心身の健康・保健のための活用事例（⑧心身の健康・保健）＜拠点校配置＞

中学生の事例。気分の変調により、登校が難しくなる生徒。本人はまじめな性格で頑張ろうとするが、ある時期になると体調不良が生じ、欠席がちになる。保健室での滞在時間が増えたため、養護教諭からSC面談依頼があった。本人との面談から、以前、病院受診をしたことがあるが服薬は希望せず、中断していたことが明らかになった。しかし服薬が有効であろうとの見立てにより、学校と医療機関の連携を見据えた支援会議を行った。その後、学校は保護者と面談を行い、医療機関の受診を提案し、学校と連携をとることの許可を得た。以降、学校と保護者との情報共有がスムーズに行われるようになっていった。

【事例2】不登校のための活用事例（①不登校、⑩発達障害等、⑪小中連携）＜対象校配置＞

相談者は、小学校高学年の保護者。学校に行くことを嫌がるようになり、家では母に当たる場面が多く見られた。母親のカウンセリングを通して、本児にこだわりや感覚過敏などの発達特性があることが予想されたため、学校とSCの勧めで母親と共に病院受診、自閉スペクトラム症の診断を受ける。医師からは本人の発達特性を周囲がしっかり理解することが必要であり、登校については無理をせず、まずは自宅でゆっくり過ごしながら、生活リズムを整えるようアドバイスがあり、医療機関、学校、家庭の間に連携をとりながら対応を行った。その後、状態は少しずつ安定し、短時間の別室登校、教室での活動に参加をするなど、現在は部分的な登校ができるようになった。また、母親とのカウンセリングにおいて、母親の不安を丁寧に聞きながら対処法について一緒に考えてきたことで、母親は本児が不安を語った時にも落ち着いて対応できるようになってきた。中学校進学を控え、中学側にも本人の特徴や現状を理解していただきたいという母親の希望があり、SCが保

護者と中学校をつなぎ、本児の現状と入学後の支援について中学校とも共有。支援が途切れないよう保護者、小中学校としっかり連携をとって対応できたケースである。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩）＜拠点校配置＞

当該生徒が小学校中学年時、実母が再婚した。子供ができるも親が世話をせず本生徒に家事を任せるようになる。本生徒は家族が好き（見放されたくない気持ちも強い）で自分が学校を欠席してまでも「家の事をやってあたりまえ」という考えが強く存在していることがカウンセリングを通してわかる。欠席が増え、非行傾向もみられはじめる。カウンセリングの機会もなくなる。SCは学校や家庭に入ったSSWからの情報をもとに本生徒のアセスメントを行い、対応について担任らに助言する。学校からは無理せず、できる時に登校、給食だけでも食べに来てはどうかという働きかけを行い、週に一度程度実施できている状況。

【事例4】校内研修のための活用事例（⑪）＜対象校配置＞

・自己肯定感を高める声掛け

否定的な自己評価やストレスを感じる行動への取り組みを渋る児童の実態を考慮して、自己肯定感を高める声掛けをテーマに教職員を対象とした研修を行う。事前に管理職と打ち合わせを行い、内容を決定した。SCが講師を務めた講演の後、管理職主体によるワークショップを行った。

・カウンセリングスキルを活かしたコミュニケーションスキル

児童との信頼関係の構築に寄与することを目的としてSCが講師となりロールプレイを交えたワークショップ形式で実施した。対話中の非言語行動を中心に扱った。

【事例5】 該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

令和4年度の相談件数は延べ44,746件となっており、新型コロナウイルス影響前の令和元年度の件数と比較すると110%増となっている。令和4年度も引き続き、スクールカウンセラーを県立学校と県内公立中学校に配置し、小学校と連携型配置を実施することで、中学校校内の在籍する小中学生全員にも対応できるようにした。

相談内容の内訳については、不登校が10,676件と最も多く、全体の約4分の1を占めている。次いで、心身の健康・保健7,714件、友人関係5,547件、発達障がい4,645件、家庭・家族の問題4,423件と続いている。スクールカウンセラーとの面談がきっかけとなり、ケース会議の開催や、さらには医療、福祉といった外部機関とつながったケースも多くなっている。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

スクールカウンセラーの配置時間の不足および経験の浅いスクールカウンセラーの資質向上

＜課題の原因＞

多くの配置校で週1回4～8時間配置としていたが、勤務記録簿の作成や情報共有の時間の確保が難しかった。そのため配置時間を増加したが、新規にスクールカウンセラーを複数雇用したために経験の浅い

スクールカウンセラーが増加した。

<解決に向けた取組>

小中学校の配置については、中学校を拠点校として中学校区内の小学校を全て連携校とする配置の見直しを行った。中学校区の児童生徒数を元に、勤務時間を週1～3日の7時間勤務に整理することで、小中間の情報共有を強化した。また、新規スクールカウンセラーに対して、教育委員会配置のスクールカウンセラーによる事前研修会および配置校訪問でのスーパーバイズを実施した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

スクールカウンセラーの資質向上のための研修機会の確保

<課題の原因>

スクールカウンセラーの全校配置により、経験の浅いスクールカウンセラーが増加した。相談件数も年々増加しているため、スクールカウンセラーの資質向上が求められるが、勤務時間を割いて研修を実施することが困難な状況にある。

<解決に向けた取組>

年3回開催しているスクールカウンセラーの全体研修への出席時間について、通常業務時間と別に設定することで、業務に支障が生じないように配慮する。また、県内6教育事務所毎に配置したスーパーバイザーが、管内の採用5年以内のスクールカウンセラーの勤務校を訪問したり研修会を実施したりして、指導助言を行う。

宮崎県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校及び児童生徒の問題行動等への対応については、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」の、公立小・中学校、県立学校における活用方法、効果等に関する実践的な配置・派遣を行い、問題行動等の改善に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校は県内を11エリアに分け、各エリア担当のSCを配置して計画的に派遣した。

中学校は83校を配置校とし、配置のない中学校は派遣校という方式でSCを配置した。

県立学校においては、県内を4エリアに分け、各エリア1校を拠点校とし、SCを各1名配置した。また、配置した学校での相談業務が円滑になるようにコーディネーター役を担うSC担当教員を置いた。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】（全52人）

小学校（義務教育学校含む）：11人（10人は中学校と兼務）

中学校（義務教育学校含む）：50人

高等学校：4人（3人は中学校と兼務、1人は中等教育学校と兼務）

中等教育学校：1人（高等学校と兼務）

特別支援学校：4人（4人とも高等学校と兼務）

教育委員会等：1人（中学校と兼務）

【配置校数】

小学校：228校 中学校：121校 義務教育学校：3校 高等学校：36校

中等教育学校：1校 特別支援学校：13校 教育委員会等：1箇所

【スクールカウンセラーについて】

①公認心理師14人 ②臨床心理士0人 ③精神科医0人 ④大学教授等0人

⑤公認心理師・臨床心理士22人 ⑥公認心理師・大学教授等1人

⑦臨床心理士・大学教授等1人 ⑧公認心理師・臨床心理士・大学教授等3人

⑨上記①～⑧以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者0人

【スクールカウンセラーの準ずる者について】

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者1人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者9人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者0人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定としが上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者1人

【主な配置形態について】

小学校：県内を11エリアに分け、年間を3期に分けて学校に希望をとり派遣を計画

中学校：配置校 83 校（週 1 日・1 回 4 時間・年間 35 週）

派遣校 41 校（SC を配置していない中学校を 11 エリアに分け、各エリアに年間 33 時間を確保）

高等学校：県立学校を県内 4 エリアに分け、各エリアに 1 校拠点校を置き、拠点校に SC を配置する。
各エリアに 160 時間を確保

（４）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有）

○ガイドラインの内容、周知方法

内容は、SC の職務や配慮事項、SC 活用のための体制づくり等である。SC 配置校担当教員合同連絡協議会にて SC や SC 配置校担当教員に周知し、共通理解を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

年度初めに、SC・SSW・SC 配置校担当教員合同連絡協議会を実施し、SC 配置・派遣の目的や活用の在り方について、共通理解を図った。また、SC の職務に研修を位置づけており、配置校等において SC が相談支援の実際や学校の支援体制等について研修を行うことで、教職員の理解促進を図った。

（５）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（無）

オンラインカウンセリングについては、「勤務時間内であること」「勤務校から実施すること」として認めていたが、実施はなかった。

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

SC 及び配置校の SC 担当教員

（２）研修回数（頻度）

SC・SSW・SC 配置校担当教員合同連絡協議会：年 1 回

SC・SSW 合同連絡協議会：年 3 回 SC 中間評価：年 1 回

（３）研修内容

【SC・SSW・SC 配置校担当教員合同連絡協議会】

SC・SSW 及び配置校におけるスクールカウンセラー担当教員が一堂に会し、教育相談体制の充実を図るため、SC 及び SSW 配置・派遣の目的や活用方法について共通理解を図った。

【SC・SSW 合同連絡協議会】

SC・SSW 相互の連携を深め、様々な事案等に対して効果的に活動するための方策等について協議した。

【SC 中間評価】

SC の日頃の活動状況について、配置されている学校から提出される評価表をもとに、フィードバックを実施し、業務の改善を図った。

（４）特に効果のあった研修内容

県教育庁人権同和教育課指導主事より「学校における人権教育」「いのちの教育」「SOS の出し方に関する教育」「性の多様性」の指導についての取組を説明した。学校において児童生徒に SC が支援する内容とも関連が深く、県が取り組んでいる内容を SC と共通理解する機会となった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ ＳＶの設置 （ 有 ）

○ 活用方法

希望するＳＣに対し、１回２時間でＳＶを実施した。ＳＶを受けるＳＣは、Ａ４用紙１枚に自分が対応している困難ケースの概要をまとめ、それをもとに助言指導を行った。

（６）課題

オンラインでのＳＶも実施したが、特に新規採用のＳＣに対するＳＶについては、対面実施の方が伝わりやすい。ＳＶが１名のため、遠方に居住しているＳＣに対するＳＶ実施について、日程調整や移動時間等の問題があり、活用ができなかったり、対面実施ができなかったりする状況があった。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校支援のための活用事例（①）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

集団不適応と学業不振のため欠席が多かったが、登校日数や在校時間を増やす目標を立て、ＳＣとの定期面談を導入。本人の言語表現や対人交流の不得手さから、集団の中に入ることが負担になっていることなどについて、自分の気持ちを表現できるようになったことから、遅刻・早退はあるものの、別室に毎日登校するリズムが定着した。見通しをもつことが苦手であったが、学年職員が時間割作成などのサポートを行うことで学習にも集中して取り組む姿が見られている。

【事例２】心身の健康に関する対応のための活用事例（⑧）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

頭痛や抑うつ状態に悩まされ、リストカットを繰り返していた。本人が病院受診を訴えるも両親は受診させず、家庭では両親が飲酒してけんかをするすることがあり、本人は両親の言動に怯えることが多かった。そのような状況でＳＣがカウンセリングを実施し、自分の考えや気持ちを整理し、自己肯定感につながるような支援を行った。ときには自分の描いた絵についてＳＣから感想をもらうなど、継続的なカウンセリングを実施することで本人にも落ち着きが見られ始めた。学校生活に楽しさを感じる場面が増えると同時に、リストカットの回数が減っていった。その後も安定した様子が続き、進学も決まった。

【事例３】該当なし

【事例４】教育プログラムのための活用事例（⑩）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

積極的な生徒指導の仕掛けとして、自分が不安や悩みをもったときに「相談する力」「サポート要請力」「ＳＯＳ発信力」を生徒自身が発揮できる力の育成を目指してＳＣによる全員面談を実施した。希望によるカウンセリングではなく、全ての生徒にＳＣと接する機会を設けたところ、不安や悩みを相談できる生徒が増えた。

【事例５】教職員とＳＣ等との役割分担に関する活用事例（⑪）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

ＳＣとの共通理解を図るために、日々の生徒指導通信をＳＣにも配布し、生徒指導面の共通理解を行った。また、カウンセリング後のフィードバックや教職員へのコンサルテーションの内容を生徒指導通信に載せ、全職員で共通理解を図った。カウンセリング後に、ＳＣと学級担任や関係職員とのフィードバックの時間を設けて共通理解を図った。フィードバックの時間が取れない場合には、ＳＣの記録用紙をもとに生徒指導主事が学級担任にフィードバックを行った。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 活動実績の推移について

相談件数	小学校	中学校	県立学校	合計
R 2	1, 0 1 9	6, 8 4 1	2 5 5	8, 1 1 5
R 3	7 9 1	6, 8 4 7	2 6 6	7, 9 0 4
R 4	1, 4 3 3	7, 6 4 8	3 9 9	9, 4 8 0

- 各校種において相談件数が増加しており、不登校や対人関係についての相談が多かった。特に本県の課題でもある不登校については、令和３年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査で、不登校児童生徒が「ＳＣや相談員等による専門的な相談を受けた人数の割合」が小学校では２３．５％、中学校では２５．７％、高等学校では４２．９％という結果となっており、学校における不登校対応について、ＳＣの役割は大きいものとなっている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

いじめ・不登校等の課題が低年齢化していることから、小学校におけるＳＣ配置・派遣時間の拡充及び更なる活用の充実を図る必要がある。

<課題の原因>

小学校におけるＳＣ配置・派遣時間の不足や各学校におけるＳＣの活用の在り方について理解が不十分な点があることなどが挙げられる。

<解決に向け実施した取組>

ＳＣの職務や活用の在り方を示したＳＣ活用ガイドラインを策定し、各学校や各ＳＣにその内容を周知し、共通理解を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

各学校からのカウンセリングの要望に対して、配置・派遣時間が不足していることやＳＣによって支援に差があり、資質向上に向けた取組が必要である。

<課題の原因>

社会の急激な変化に伴い、児童生徒が抱える心の問題が深刻化、多様化、低年齢化しているため、相談を希望する児童生徒が年々増加している。また、その対応についてより高度なスキルが必要な場面も増加している。

<解決に向けた取組>

ＳＣ増員のための予算措置に向けた財政協議

ＳＣの資質向上に向けた研修やスーパーバイズの実施

鹿児島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

小・中・義務教育・高等学校のいじめなどの問題行動等や不登校等の未然防止や早期発見・早期解決を図るために、児童生徒への心理的な支援に関して高度で専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを、各学校のニーズに応じてより柔軟に対応できるよう、すべての公立小中学校・義務教育学校・特別支援学校に県教育委員会が派遣できるようにするとともに、希望する県立高等学校に派遣する。

（2）配置・採用計画上の工夫

全ての小中学校、義務教育学校、特別支援学校、希望する県立高等学校に派遣する。

生徒指導上の課題が多く、カウンセリング等の必要性がある事案が多数発生している学校を最重点派遣校として週1回（年間35回）配置している。

スクールカウンセラー等については、公募するとともに県臨床心理士会の推薦を受けて採用している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

＜配置人数＞

小学校	：	75人
中学校	：	74人
義務教育学校	：	9人
高等学校	：	32人
特別支援学校	：	7人
教育委員会等	：	0人

＜配置校数＞

小学校	：	481校
中学校	：	202校
義務教育学校	：	10校
高等学校	：	61校
特別支援学校	：	16校
教育委員会等	：	0箇所

※ 延べ数。小・中・義務教育・特支・高校で重複あり。

＜スクールカウンセラー等の資格＞ ※ ①～④については重複計上あり。

① 公認心理士	：	75人
② 臨床心理士	：	60人
③ 精神科医	：	0人
④ 大学教授等	：	11人
⑤ 上記①～④以外で自治体が上記の者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者	：	0人

＜スクールカウンセラーに準ずる者＞

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者	：	0人
② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者	：	14人
③ 医師で、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者	：	0人
④ 上記①～③以外の者で自治体が上記の者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者	：	0人

＜主な配置形態＞（７教育事務所と１中核都市教育委員会に配置）

「最重点配置校」（年間３５回，週１回程度） 中学校 ８校

「定期派遣校」（年間１０回，月１回程度） 中学校 １７３校 義務教育学校 ６校

「随時派遣校」（年間原則３回以上） 小学校 ４８１校 義務教育学校 ４校

中学校 ２１校 特別支援学校 １６校

「単独配置校」（年間１２回，月１回程度） 高等学校 ６１校

（４）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒有・☐無）

○ガイドラインの内容、周知方法

年度当初に文部科学省スクールカウンセラー活用事業の指針を踏まえ，事業についての概要と実施要項を定め，小中学校及び義務教育学校には各教育事務所，市町村教育委員会を通して，高等学校には県教育委員会から周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

＜研修の実施＞ 年２回開催のスクールカウンセラー配置事業連絡協議会

年２回開催の指導主事等会議

各教育事務所で開催する管理職や担当者の研修会

（５）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒有・☐無）

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

スクールカウンセラー等，各教育事務所指導主事，各市町村教育委員会指導主事，関係高等学校担当者

（２）研修回数（頻度）

年２回（２回目は，スクールソーシャルワーカーと合同で実施）

（３）研修内容

事業説明，講師による講演，研究協議，事例研究，情報交換等

（４）特に効果のあった研修内容

地区別の情報交換，事例研究（各教育事務所ごと，職種ごと）

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（☒有・☐無）

○活用方法

① スクールカウンセラーに対する指導・助言

② スクールカウンセラー研修会等における指導・助言

③ 緊急事案や困難事案に対する緊急対応

（６）課題

スクールカウンセラー配置事業の適切な遂行について、研修会等を通してスクールカウンセラーと各市町村教育委員会及び各教育事務所の担当指導主事、高等学校担当者等との情報共有や支援の在り方の共通理解を促す場が必要であるが、多くの離島を抱える本県では、研修会出席に伴う時間、旅費や宿泊費等の経費の確保が難しく、年２回の研修会を開催するに留まっている。

また、特に、小学校・特別支援学校への派遣回数が十分に確保できない状況にあり、少ない回数でのスクールカウンセラーの活用方法に工夫が必要である。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】学校、ＳＣ、児童相談所等が連携して対応した事例（②いじめ問題、④友人関係）＜教育委員会等配置＞

対象となる児童ＡとＳＣが面談を行い、Ａが抱える悩みを聞き、ＳＣが担任、管理職、他の職員で情報を共有してＡへ対応することができた。ＳＣが教育相談員、スクールサポーター、ＳＳＷ、家庭相談員、警察、児童相談所などの関係機関と連携し、Ａの家庭環境や不安定要素の改善を図ることができるような協力体制を作ることができた。

【事例２】学校、ＳＣ、病院が連携して対応した事例（③暴力行為）＜教育委員会等配置＞

高学年児童Ｂの事例である。下学年の児童への暴力行為が発生し、ＳＣがＢと保護者とのカウンセリングを行い、Ｂの困り感やそこからくる不安、衝動性などを聞き取ったうえで保護者と面談し、家庭での対応策をアドバイスした。また学校に対してもコンサルテーションでＢへの接し方を伝えた上で、医療機関とも連携して対応を続けることとした。その後、Ｂは徐々に落ち着いて学校生活を送れるようになった。

【事例３】ＳＳＷ、福祉機関と連携して対応した事例（⑩ヤングケアラー）＜教育委員会等配置＞

肢体不自由の父親と２人暮らしの生徒Ｃの事例である。父親の介護と全ての家事をＣが行っていた。父親は福祉サービスを受けてはいるが、Ｃが介護者として扱われており介護や家事の軽減がほとんどなされていなかった。ＳＣがＣとのカウンセリングから状況を聞き取ってすぐにＳＳＷや関係機関と連携し情報共有や今後の働きかけにつなげたことで、市福祉課等の手厚いケアを受けることができ、負担解消につながった。

【事例４】「ＳＯＳの出し方に関する教育」での活用事例（⑪校内研修）＜教育委員会等配置＞

全児童を対象に「ＳＯＳの出し方に関する教育」の授業をＴＴで実施した。担任がＴ１となって授業を進め、ＳＣがＴ２として資料提示や補足説明等を行った。その後、保護者と職員を対象に「ゲートキーパーの役割と学校カウンセリング」について講話を行い、周囲の大人が子どものＳＯＳを受け止める姿勢を持つことの大切さを確認した。

【事例５】教育相談担当者会での活用事例（⑨教職員とＳＣ等の役割分担）＜教育委員会等配置＞

県内全ての小・中学校、義務教育学校、特別支援学校の教育相談担当者または管理職、市町村教育委員会指導主事を対象として教育相談担当者会（ゲートキーパー養成研修）を年間１１回実施し、学校における教育相談体制の在り方、教育相談担当者としての役割、ゲートキーパーとしての教職員の役割等の研修を行った。チーム学校として、それぞれの立場での役割を再確認し、同僚性と専門性を生かしながら取り組むことの重要性を確認するとともに、ＳＣやＳＳＷの効果的な活用についても確認できる取組となった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
小学校	４９５校	４８８校	４８４校
中学校	２０６校	２０５校	２０５校
義務教育学校	７校	９校	９校
高等学校	２１校	６１校	６１校
特別支援学校	８校	１６校	１６校

- 令和４年度は県内全小・中・義務教育・特別支援学校・高等学校に派遣することができた。
- 全校種で、スクールカウンセラーのカウンセリングにより、児童生徒や保護者の心のケアをすることができた学校が多かった。
- カウンセリングからの見立てを基に、教職員や保護者へのコンサルテーションが充実したことにより、児童生徒への支援や対応の仕方が改善した事例が多数あった。
- 児童生徒だけでなく、その保護者や関係する教職員のカウンセリングも行われ、周囲の大人の支援をすることで児童生徒の状態の改善につながった。
- スクールカウンセラーのカウンセリングが契機となり、スクールソーシャルワーカーや福祉関係機関、病院、療育施設等との連携がスムーズに進んだ事例が多数あった。
- カウンセリングだけでなく、校内研修での講話や「ＳＯＳの出し方に関する教育」やストレスマネジメントに関する学習での活用などで効果が上がっている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- 全ての校種で、派遣回数、派遣時間ともに他県に比べて大変少ない。

<課題の原因>

- 離島を多く抱える本県において、島内にスクールカウンセラーを有していない島が多く、本土からのスクールカウンセラー派遣の際に、交通費・宿泊費がかなりの額で必要となる。離島への旅費が高額であるため、県全体の学校への派遣にも大きな影響がある。

<解決に向け実施した取組>

- スクールカウンセラーの効果的な活用について周知し、配置方法や派遣方法等について、見直しや改善を行う。
- 極力、交通費や宿泊費のかからないような派遣方法を取り、県全体の事業への圧迫が少なくなるようにした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- 派遣回数や派遣時間が他県に比べて非常に少ない状況が継続しており、大きな改善が見られない。

＜課題の原因＞

- 離島への派遣に多額の旅費が必要であり，財政上の課題を抱える当県では確保が難しいため，十分な派遣ができない状況がある。

＜解決に向けた取組＞

- 学校における教育相談体制の充実を目指して，教職員の資質向上のための研修を実施する。
- ＳＣの効果的な活用について周知し，配置方法や派遣方法についてさらなる見直しや改善を行う。
- スーパーバイザーの活用を柔軟に行い，臨機応変な対応可能となるような仕組みを効果的に運用する。

沖縄県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為などの問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー及びこれに準ずる者（以下「スクールカウンセラー等」という。）を小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校へ配置し、活用及び効果等に関する実践的な取り組みを推進し、学校における児童生徒理解及びカウンセリング機能等の充実と児童生徒の問題行動の解決に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 前年度の学校長からの評価等を基に、継続配置や配置転換を行っている。カウンセリングの継続のため、できる限り継続を考慮している。
- 可能な限り中学校区内に同一のSCを配置している。
- 切れ目ない支援ができるよう、学校配置や辞令交付を早期に行っている。
- 2人配置校については、可能な限り男女配置をしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

<配置人数 128人>※重複あり

小学校	:	260人
中学校	:	176人
高等学校	:	68人
特別支援学校	:	20人

<配置校数>

小学校	:	256校
中学校	:	140校
高等学校	:	59校
特別支援学校	:	20校

<資格>

○スクールカウンセラーについて：※重複あり

- ① 公認心理師 42人 ② 臨床心理士 5人 ③ 精神科医 0人 ④ 大学教授等 2人
⑤ ①②2つに該当する者 45人 ⑥ ①②④4つに該当する者 2人

○スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修了者（経験1年以上） 4人
② 大学・短期大学を卒業（経験5年以上） 15人
③ 上記①②以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 13人

<配置形態>

単独校	2	中学校	(週1日・1回3～4時間)
	6	小学校	(週1日・1回3時間)
	1	高等学校	(週1日・1回4時間)

対象校	250	小学校	(週1日・1回2～4時間)	(島嶼地域年10回程度3～4時間)
	138	中学校	(週1日・1回3～4時間)	(週2日・1回2～3時間)
			(島嶼地域年10回程度3～5時間)	

58 高等学校 (週1日・1回4時間)

20 特別支援学校 (週1日・1回4時間)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針(ガイドライン)の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定(有・**無**)

○ガイドラインの内容、周知方法

「指針(ガイドライン)」については未策定

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

「管理職研修」、「経年研修」、「生徒指導担当者研修」、「教育相談担当者研修」等、不登校児童生徒への支援や、いじめ等問題行動に対する組織的な支援に係る研修において、スクールカウンセラー等の活用を促し、理解促進を図っている。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無(**有**・無)

配置日に天候不良で離島に渡ることができなかった際に、オンラインでカウンセリングを実施した。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者
- スクールソーシャルワーカー
- 小中学校教育相談担当教諭
- 児童生徒支援加配教諭
- 市町村教育委員会担当主事

(2) 研修回数(頻度)

- 6教育事務所で年2回(各教育事務所で地域の実情やニーズに合った研修を実施)

(3) 研修内容

- スクールカウンセラーの業務内容や効果的な活用、連携のあり方についての協議
- スクールカウンセラーと配置校担当教諭の情報交換
- グループ協議(「学校との連携の在り方」「不登校児童生徒への支援」)
- 講師を招聘した研修
 - ・「子ども支援における『自己肯定行動』」について
 - ・「子どもの貧困の理解と支援」について
 - ・「学校現場におけるSNSに関するトラブル対応」について
 - ・「解決思考アプローチ」について
 - ・「臨床心理学の視点から考える、コロナ禍における気になる子の見立てと対応」について

(4) 特に効果のあった研修内容

- 経験年数が少ないSCと経験豊富なSCとの情報交換。経験豊富なSCが助言等を行うことで、スーパーバイザーの役目を担うことができた。
- SNSに関するトラブル対応の研修。現状と問題点を共有し、児童生徒に対する相談や支援についてSC、SSW、校内自立支援員等それぞれの立場で取り組むことを確認することができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置(有・**無**)

（６）課題

- 子どもの抱える課題の多様化や社会的背景・要因の複雑化に伴う事例が増加しているため、ＳＣの資質能力の向上
- 緊急事案や深刻な事案も多いことから、ＳＣへ助言をするスーパーバイザーの配置が急務

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校対策のための活用事例（①不登校）＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

コロナ禍の影響による心理的不安の影響で、不登校になっている中学２年生の生徒に対してＳＣとの面談を定期的に行った。本人の話では、特にきっかけがあった訳ではないようであったが、学校を休む際に母親から登校を強要するような言動があり、そのことで自分を理解してくれていないと感じて引きこもりがちになっている様子が見られた。担任を通してＳＣと保護者との面談を実施したり、生徒との面談後のフィードバックを丁寧に行い生徒の困り感や心情等を把握したりすることで、保護者や教職員の生徒理解が深まり、校内自立支援室の活用で登校復帰につながった。

【事例２】発達に特性がある生徒への活用事例（④友人関係、⑥家庭環境、⑩発達障害等）＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

本事案の生徒は、発達特性によりこだわりが強く、被いじめによるＰＴＳＤ的な症状もある。友人に関してありもしない想像を膨らませて不安に陥り、自傷行為に至ったためＳＣとの面談を行った。

友人が他校生徒のため、他校との連携は教職員が行った。ＳＣは本人及び保護者と面談し、医療的対応の必要性を理解していただいた。本人・保護者とともに、医療者への情報提供書（本人が何に困っているか）を作成し保護者が医療者に渡す等、医療機関につなげることができた。生徒から医療者との相性が良かったことや、受診に納得でき処方薬がうまく効いたことでとても楽になったとの報告があり、面談及び支援終了となった。その後、特に問題行動等の話はない。

【事例３】ヤングケアラーへの対応活用事例（⑯ヤングケアラー）＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

学校の教育相談週間で、担任教諭に悩みがあるが具体的な内容を話さなかった中学１年生の生徒をＳＣの面談につないだ。本人から「バレーボール部に入部したいが、祖母の介護と４歳児の妹の世話があるから部活は諦めている」という話が聞けたことから「ヤングケアラーの疑いあり」との見立てを学校側に伝え、ＳＳＷとの連携により市の福祉部が家庭支援に入ることにつながった。

【事例４】カウンセリングマインド等での活用事例（⑰校内研修）＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

学校からの依頼を受け、翌週から始まる教育相談週間を前に「学校教育相談について～その心と技～」と題して全職員を対象に校内研修会を行った。

【事例５】教職員とＳＣの役割分担についての活用事例（⑱教職員とＳＣ等の役割分担）＜ＳＣの配置形態：対象校配置＞

性被害における支援等の役割分担が明確で組織的対応ができた事例。本事案について、心理ケアをＳＣ、当該生徒の日常的な心のサポートを担当及び教育相談コーディネーター、警察との連携を生徒指導主事、家庭との連携を教頭、学校への助言を教育委員会が行い、役割分担を明確にして対応できた。被害内容の聞きとりや心のケアをＳＣに一本化したことで、生徒にとって同じ事を繰り返し伝える必要がなく、生徒に精神的負担やストレスをかけることなく対応できた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 心理に関する専門的見地からカウンセリングやアセスメントを行い、学校組織の一員として校内の教育相談体制の充実を図ることができた。
- 中学校区に同じＳＣを配置することで学校間の連携がしやすく、児童生徒や保護者との面談を効果的に行うことができた。
- 授業観察や校内巡回等を通して、教職員との情報共有が進み、様々な課題の早期発見につながった。

※相談人数の推移（児童生徒・保護者・教職員等）

R 元	R 2	R 3	R 4
19,463	19,801	20,533	20,141

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- 相談希望増加等カウンセリングの需要が多く、教職員への情報共有時間の確保が困難
- ＳＣの資質向上とスーパーバイザーの配置

<課題の原因>

- 不登校の増加や心身の健康、友人関係等、児童生徒が抱える不安や悩みが多岐にわたっていること
- 相談内容の多様化や、社会的背景・要因の複雑化に伴う事例の増加

<解決に向け実施した取組>

- 専門性を高めるための講話、実践事例の紹介、情報共有の場を設定する等、課題やニーズに応じた研修内容の工夫を行った。
- ＳＶの配置はできていないが、公認心理師協会と連携して研修会を実施し、資質向上につなげた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ＳＣの更なる資質向上を図る研修等の充実
- 「チーム学校」としてさらに機能する学校組織体制の充実
- 相談者数の増加に伴うＳＣ配置時数の拡充

<課題の原因>

- 相談内容の多様化や継続支援や保護者の相談件数の増加等から、専門性の高い人材による対応が必要
- 学校とＳＣが連携を密に図るための時間や場の設定
- 有資格者の増加に伴う配置時間の減少

<解決に向けた取組>

- スーパーバイズの実施や、ＳＣにとって効果的な研修の企画・実施に取り組む。
- 「生徒指導提要」等を活用し、「チーム学校」として機能する学校組織や必要な視点について、生徒指導担当者・教育相談担当者研修会、管理職研修会等で実施する。

札幌市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを学校に配置し、児童生徒や保護者への教育相談はもとより、児童生徒への関わり方等について教職員へ助言するなど、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・全ての市立学校に配置
- ・中学校区を基本としたパートナー校にできる限り同じスクールカウンセラーを配置

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数（配置校数）】

小学校	：	197人（197校）
中学校	：	97人（97校）
高等学校	：	8人（7校）
中等教育学校	：	2人（1校）
特別支援学校	：	3人（5校）
教育委員会等	：	0人

【資格】

- ①公認心理師：88人（※他の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載。）
- ②臨床心理士：13人（※①以外の資格を重複して所持している人は、②の資格者として記載。）
- ③精神科医：0人
- ④大学教授等：1人

上記①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者：0人

【主な勤務形態】

小学校	：	月2日・1回3時間
中学校・高等学校・中等教育学校	：	週1日・1回7時間
特別支援学校	：	週1日程度・対象校含め5校で年間840時間

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（**有**・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・「スクールカウンセラー活用ガイドブック」及び「スクールカウンセラー活用ガイドブック～連携・事例集～」を作成している。
- ・年2回のスクールカウンセラー連絡協議会で、スクールカウンセラー等に対して周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・スーパーバイザーによるグループ研修において、各学校での事例等について共有を図る。
- ・スーパーバイザーが担当のスクールカウンセラーから個別に相談を受けた事項について、教育委員会と連携しながら、スクールカウンセラーが勤務する学校との共有を図る。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒有・無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

- ①スクールカウンセラー連絡協議会（年2回）
- ②スーパーバイザーによるグループ研修（選択制：年4回程度参加）
- ③スーパーバイザーによる個別スーパーバイズ（適宜）

(3) 研修内容

①スクールカウンセラー連絡協議会

第1回 参集による開催：事業説明及び講師による講話

- ・スクールカウンセラー活用事業について
- ・講話「コロナ禍における子どもの心のケアについて」
- ・教育支援センター、相談指導教室の利用について

第2回 書面による開催：スクールカウンセラーの専門性を深める資料送付

- ・3学期における児童生徒のケアについて
- ・長期休業中に懸念される問題行動等への対応
- ・SCを含めた全教職員による指導や支援について

②スーパーバイザーによるグループ研修

- 夏 季 ・スクールカウンセラー活用の基本的確認事項、自殺未遂・自殺願望のある児童生徒との面接についての配慮事項について、カウンセリングと医療機関との連携について
- 冬 季 ・グループスーパーヴィジョン（各学校での事例について交流）

③スーパーバイザーによる個別スーパーバイズ

- ・スクールカウンセラーが抱える困難な事案について個別に相談・指導

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・講師による講演「コロナ禍における子どもの心のケアについて」が、喫緊の課題であったことと、スクールカウンセラーの職能を高めることにつながる内容だったため、効果的だった。
- ・スーパーバイザーによるグループ研修で、各学校における状況や対応方法の交流ができたことは、各学校での取組を進めていく上で効果的であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（☒有・無）

○活用方法

①スクールカウンセラーのスーパーバイズ

②緊急対応事案に係る緊急派遣

（６）課題

- ・スクールカウンセラー連絡協議会は、年度初めに開催のため、他の業務等の関係で参加できない者が出てしまう。前年度中に日程を知らせるなど、日程調整をしてすべてのスクールカウンセラーが参会できるよう工夫する。
- ・小学校のスクールカウンセラーの相談時間が少ない中で、研修にも時間を割いてもらうことになり苦慮している。相談時間増について検討していく必要がある。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】中学校生活への不安を軽減させるための活用事例（①）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

- ・中学１年生の女子Ａは、小学校での友人の多くが別の中学校に行ってしまい、不安な中で中学校進学となった。中学校では、状況に応じて判断して行動することが苦手で、注意されることが多くなった。相談できる友人もいなかったことから、周囲の生徒の目が気になり、学校に行きたくないという気持ちが強まり、１学期から不登校となった。
- ・早い段階で保護者を交えた相談を行った。その際、担任だけでなく、校内学びの支援委員会の担当者も参加し、スクールカウンセラーの面談へと繋げることができた。
- ・まずは母親がスクールカウンセラーとの面談を行い、家庭や学校の様子についての情報交換を行い、本人の状況について共通理解を図り、周囲から積極的に話しかけていくようにした。
- ・本人の登校意欲が徐々に向上し、担任やＳＣとの関わりを楽しみにしていたため、スクールカウンセラーと面談をきっかけに登校を促した。
- ・友人や担任からの手紙などの働きかけも加え、ＳＣと話し合いながら、自己理解を深めていくようにした。
- ・２学期は、不安が強く、別室が安心できる唯一の場であったが、３学期になると、不安は続いていたが、教室で過ごすことができるようになった。

【事例２】相談により虐待が発覚した事例（⑫）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

- ・中学生の男子Ａが自宅にて勉強をしているところ、父親が男子Ａに強い指導をした。
- ・このことがきっかけとなり、当該生徒は家出し、家族が警察に通報することとなった。
- ・家出直後も男子Ａは学校に登校していたため、学校はこの事実を把握していなかったが、遅刻、欠席が続くようになった。
- ・その後、学校と連携を図る中で、母親がスクールカウンセラーと面談を行い、学校は家庭で起こっている事実について把握した。
- ・困っていた母親は、スクールカウンセラーからのアドバイスを受けるなどして、警察と相談し、シェルター等を検討することとなり、当該生徒及び兄弟の安全についても確保されることとなった。

【事例３】家庭での負担が要因の一つとして考えられる事例（⑬）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

- ・中学２年生の男子Ａは、父子家庭で、小学校の頃より弟たちの面倒をみるよう父から言われ、欠席することがあった。中学校入学後、５月頃から不登校状態となった。担任の声かけで時々登校することもあったが、継続して登校することができない状況となった。
- ・登校した際には、級友との関係は良好で抵抗なく過ごすことができ、担任教諭や学年の先生とも通常に関わることができる。しかしながら、弟の面倒や家事以外のことには、意欲がないように見える。
- ・担任が父親と連携を図ろうと、こまめに電話連絡をしてもほとんどつながらず、家庭訪問をしても父親とは会えないことが多い。
- ・登校時にスクールカウンセラーと面談を行ったところ、弟たちの面倒をみるという理由だけではなく、家

庭での養育環境が整っていないことが要因であるとともに、学力不振が一要因となっていることが考えられた。また、対人関係に困難さはみられないものの、活動意欲が乏しい状態であることから「うつ状態」となっていることが危惧されることがわかった。

- ・スクールカウンセラーを交えた校内学びの支援委員会を開催し、Aがうつ状態となっていることが考えられることから、医療機関の受診を勧め、医療機関と連携して対応方針を定めることとした。また、父親の養育状況の改善のために、児童相談所の児童福祉司、区の家庭児童相談員と連携することとした。
- ・担任が定期的に家庭訪問をして本人との関係構築を継続するとともに、登校時には学習支援を行い進路指導の見通しをもたせていくための情報を本人に提供するなどして、少しずつ登校状況が改善されていった。

【事例4】児童生徒への教育プログラムに係る活用事例（⑱）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

- ・小学校高学年において、人間関係力を高めるストレスマネジメントの授業について、スクールカウンセラーからの助言を受けて実施した。実際の授業では、担任と養護教諭が中心となって進め、心の状態による体への影響を中心にスクールカウンセラーの視点から話をした。スクールカウンセラーからのアドバイスによって、多様な対処法の中から、自分の心が安心する対処法を選ぶことが大切であることに児童が気付くことができた。

【事例5】教職員とSC等の役割分担に係る活用事例（⑲）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

- ・中学校入学後、学校生活にもよく適応し、学習成績も優秀で、特に問題なく過ごしていたが、中学校1年時の1月に病気で入院加療したことがきっかけで全てに自信を失った。また、所属する部活動の部員との人間関係が上手くいかなかったことも重なり、中学校2年時の5月から不登校となった。
- ・学校が、保護者と面談したところ、両親ともに教育熱心で子どもに対する期待が大きいことが分かったが、家族との関わりは概ね良好であり、不登校の要因は他にあると考えられ、本人とSCが面接するよう促した。SCは本人との面接を行い、その中で保護者及び本人の言動から発達の課題を感じさせるエピソードがあったので学校と共有した。
- ・学校は、中学校の拒否感を和らげ、スモールステップで学校復帰できるように個別の支援計画を作成した。その際には、SCから助言をもらい、保護者とも相談して作成した。その中で、相談指導教室への通室も可能であることを伝え環境の変化を促した。
- ・中学校への登校は困難であったが、別室で過ごせるよう学校は指導体制を構築したことにより登校できる日が増え、中学校3年生では、SCが勤務しない日にも相談指導教室へ毎日通室するようになり、基本的な生活習慣が改善された。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・中学校区におけるパートナー校に、可能な限り同じスクールカウンセラーを配置したことにより、小学校と中学校の連携を一層図ることができた。
- ・子どもの対応等について、校内研修会や日常的な交流によって、スクールカウンセラーと担任が連携を図ることができ、学校の相談力の向上につながった。
- ・不登校傾向にある児童生徒について、スクールカウンセラーによる専門的な助言を行うことで、よりきめ細かな対応をすることができた。
- ・スクールカウンセラーとの連携により、児童生徒の実態に応じて、適切な医療機関に繋ぐことができた。
- ・児童生徒の緊急を要する事案について、学校・スクールカウンセラーと迅速に連携するとともに、必要に

応じてスーパーバイザーの力を借りながら、スクールカウンセラー等による心理的なサポートを速やかに行うことができた。

- ・本事業の目標達成指標の一つとしている児童生徒アンケート内の項目「悩み等があるとき、誰かに相談できる児童生徒の割合」では、2018年度 91.6%から 2022年度 92.7%となり、1.1%増加となった。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- 1 小学校において、限られた活動時間内で充実した活動とすること。
- 2 各学校において、緊急案件にスクールカウンセラーが対応した場合の勤務時間を確保すること。

＜課題の原因＞

- 1 小学校においては、配置時間が少ないため。
- 2 各学校における年間の配置時数内が決まっているため、緊急案件で勤務すると、通常の勤務時数が少なくなってしまうため。

＜解決に向け実施した取組＞

- 1 限られた活動時間での効果的な相談活動に向け、コンサルテーションやカンファレンスを活用した学校の相談力の向上。
- 2 限られた予算の中で、緊急案件に対応できるような体制を整える。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

子どもや保護者の教育相談の業務が主となっており、スクールカウンセラーの専門性を生かす取組の充実が図られていない学校が多いこと。

＜課題の原因＞

スクールカウンセラーの配置時間数が少ないため（特に小学校）。また、子ども・保護者がもつ悩みや困りが多様化しており、教育相談のニーズが高まっているため。

＜解決に向けた取組＞

スクールカウンセラーと学校担当の教諭が、スクールカウンセラーの役割や、効果的かつ具体的な活用方法、自殺やいじめ等を未然に防ぐ指導について学ぶ機会をつくるなど、実践的かつ実効的な研修を実施する。

仙台市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、自傷行為など、児童生徒の内面のストレスや不満が原因と思われる行動の未然防止を図るとともに、発達障害など特別な支援を必要とする児童生徒への対応、課題の早期発見、早期解決のために「心の専門家」であるスクールカウンセラーを学校へ配置する。

教育相談等に関する専門的な知識、経験を有する人材（公認心理師、臨床心理士等）をスクールカウンセラーとして、市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、及び特別支援学校に配置することにより、児童生徒及びその保護者を対象とした教育相談、教職員への助言を行う。あわせて、スクールカウンセラーの資質向上を図るための研修会や、その活用に係る調査研究を実施する。

（2）配置・採用計画上の工夫

東日本大震災で甚大な被害を受けた被災対象校への配置日数の拡充を最優先に行っている。直接的に被災した児童生徒への支援のみならず、震災の影響によって生活に影響が出ている児童生徒への対応について教職員、保護者への助言や援助を行い、児童生徒の心の安定と回復のための支援をねらいとしている。

また、当市における不登校出現率が全国と比較して高い数値となっているため、中学校入学後の不適應対策として、中学校へのスクールカウンセラーの配置日数を手厚くしている。更にはスクールカウンセラーの配置を「拠点校ブロック方式」により、弾力的に活用し、同一のスクールカウンセラーへの継続した相談を可能にしている。

小学校への配置においては、学校対応と発達障害に係る相談が増加しており、学校規模と地域性を考慮し、配置日数を増やし工夫している。

採用については、県の臨床心理士会の協力を得ながら、スクールカウンセラーの人材確保を図っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校：74人
中学校：54人
高等学校：5人
中等教育学校：1人
特別支援学校：1人
教育委員会等：3人

【配置校数】

小学校：118校
中学校：65校
高等学校：4校
中等教育学校：1校
特別支援学校：1校
教育委員会等：2箇所

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・☐無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・年度初めに各学校に事業概要等を通知し、4月に開催するスクールカウンセラー連絡協議会で担当者に向けて説明している。
- ・年3回実施しているスクールカウンセラー全体研修会において管理職や学校担当者等の参加も募り、理解促進につなげている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・スクールカウンセラーの活用事例や授業実践を仙台市教育委員会で使用している供覧システムを用いて学校に紹介している。
- ・スクールカウンセラーの活用に係る調査研究委員会の活動内容や実践を文書で学校に通知している。
- ・教育センターで行われる管理職や生徒指導主事、教育相談担当を対象とする研修の際、いじめへの適切な対応や不登校への効果的な支援、的確なアセスメントに基づく児童生徒理解等、スクールカウンセラーとの連携について触れ、理解促進を図っている。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ 有 ・ ☒ 無 ）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラーと担当教員

(2) 研修回数（頻度）

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ①スクールカウンセラー連絡協議会（年1回） | ②スクールカウンセラー全体研修会（年3回） |
| ③新規採用スクールカウンセラー研修（年2回） | ④スクールカウンセラー機関研修（年1回） |
| ⑤スクールカウンセラーグループ研修（年5回） | ⑥スクールカウンセラー調査研究委員会（年4回） |

(3) 研修内容

- スクールカウンセラーとして必要な知識と技能を身に付け、資質向上を図る内容。
- スクールカウンセラーとしての使命感や心構えを学ぶとともに、基礎的な知見を養う内容。
- 医療機関について理解を深めるとともに、医療機関との連携の在り方について学ぶ内容。
- 学校の教育相談体制の充実に向け、取組の現状と課題について調査研究を行う内容。

(4) 特に効果のあった研修内容

- 学校教育相談体制の充実にに向けた考え方や教育相談に関する知識及びスクールカウンセラーが果たすべき役割について理解を深める内容。
- 子供の自死予防に関する基礎知識と命を守るための具体的な支援の在り方。
- 発達障害の特性を持つ児童生徒に対する理解と適切な支援の在り方に関する内容。
- 東日本大震災から10年経過に伴う心のケアの在り方。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（ ☒ 有 ・ 無 ）

○活用方法

- ・資格の有無、実務経験などにより、市教委がSCの中から依頼している。現在3名のスーパーバイザーを依頼している。

(6) 課題

- ・児童生徒が抱える問題が複雑化、多様化しており、SCが対応に難しさを感じているケースが見られるので、積極的にスーパービジョンを受ける体制を整える。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校生徒のための活用事例（①不登校、④友人関係）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

夏休み明けすぐに登校を渋る生徒がいた。これまで部活で仲の良かった生徒と夏休みの間に関係性が変わった。その友人は部活でレギュラーになったが、本児は控えになり一緒に活動したり話したりする機会が減った。次第に本児は孤独感を感じるようになり、自分に自信が持てなくなった。心配した母親が担任に相談すると、ＳＣを紹介され面談する運びとなった。ＳＣと月に２回面談を重ねるうちに、本児は自分の良さに気付くことができるようになった。部活動にも前向きに取り組み、友人との関係性も回復できるようになった。

【事例２】児童虐待のための活用事例（⑫児童虐待）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

父親からの身体的虐待で一時保護された生徒Ａ（以下Ａ）がいた。以前からＳＣとＡは継続的に面談を行っていた。そこでは父が自分に厳しいこと、宿題を忘れると声を荒げて怒られること等を相談していた。ＳＣはＡに許可を取った上で、学校と情報を共有していた。２学期初めにＡが元気なく、教室ではなく保健室に登校した。いつもと様子が違うと判断した養護教諭はＡの話を聞いた。注意深く見ると、Ａの首の下あたりに痣のようなものを発見した。以前にＳＣから父親と本児の関係について知らされていたので担任と一緒に事情を聞くと、父親に叩かれたということが分かり、児童相談所に連絡した。事前にＳＣと学校が情報共有していたため、早期に対応ができた。

【事例３】校内研修のための活用事例（⑰校内研修）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

教育相談の持ち方について教職員向けの研修を行った。生徒の悩みは多様化しているので、必要な基礎知識から、カウンセリングマインドを持つことの有効性について説明した。その成果として、教職員一人一人がヤングケアラー、ＬＧＢＴＱ等、今日的な問題についても具体的に理解することができた。

【事例４】教育プログラムのための活用事例（⑱教育プログラム）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

アサーションを取り入れた授業を教員とＳＣが協働で行った。人との関わり方において、自分の気持ちを大切にしながらも、相手の気持ちも大切にする関わり方を学ぶことができた。また、ＳＣが一人一人の生徒の振り返りカードにコメントし、フィードバックを行ったことで授業の内容理解度が深まり、実生活の上でも生きるスキルとして身に付けることができた。

【事例５】教職員とＳＣ等の役割分担（⑲教職員とＳＣ等との役割分担）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

年度当初に校長がそれぞれの業務や役割を明確にし、職員会議等を通じて適宜周知している。また、年度途中にも業務の遂行について管理職がチェックを行い、適切に業務が行われているかを確認した。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

学校現場では、不登校や発達障害のある児童生徒の対応に加え、いじめや不登校など、様々な課題に直面しており、更に震災による影響への懸念から、学校や保護者からスクールカウンセラーの専門性へ寄せられる期待は大きくなっている。また、コロナ禍における学校生活での不安やストレスへの対処など、児童生徒や教職員の心のケアは重要となっている。ここ２年間の相談件数は年間２万件を超える高い数値となっており、令和４年度は前年度に比べ約３８０件増加した。

本市のスクールカウンセラーは、児童生徒や保護者の個別の相談にとどまらず、教員へのコンサルテーションや教職員とスクールカウンセラーの協働を活かした心理教育プログラムの実施など、多岐に渡る取組が

学校の教育相談体制の中に定着しつつある。今後も研修等を充実させ、より質の高いカウンセリングが行えるように努める。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ＳＣと教職員との連携及び校内の教育相談体制の充実を図ること。
- ・ＳＣの資質向上を図る研修等の充実に努めること。

<課題の原因>

- ・ＳＣとどのような場面で情報共有を行うのか、またはコンサルテーションやアセスメントをもらう機会が十分に得られなかった。
- ・若手のＳＣが増加しているため、様々な問題に対応できる力を身に付けてもらう必要がある。

<解決に向け実施した取組>

- ・連絡協議会やＳＣの研修の場で実践事例を紹介し、教職員とＳＣの連携の具体について紹介した。
- ・様々な専門機関から講師を招き、多種多様な問題についての対応について学ぶ機会を持った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・不登校の児童生徒に必要な相談体制の充実。
- ・ＳＣとＳＳＷの効果的な連携。

<課題の原因>

- ・不登校の児童生徒が学校において教育相談が受けられないこと。
- ・ＳＣとＳＳＷの役割について教職員の認識が不十分な点。

<解決に向けた取組>

- ・オンラインカウンセリングの仕組みを検討。
- ・ＳＣとＳＳＷの役割について広く周知し、積極的に活用する仕組みを作ること。

さいたま市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・いじめ、不登校等、児童生徒の心の問題の重要性にかんがみ、教職員又は保護者への相談・助言及び児童生徒のカウンセリング等を行い、健全な児童生徒の育成を図るため。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・各校の教育相談部会の実施曜日とスクールカウンセラーの勤務曜日を合わせることで、スクールカウンセラーが部会に出席できるようにしている。
- ・小学校勤務のスクールカウンセラーについて、配置校と派遣校の組み合わせを、可能な限り同じ中学校学区内にし、小・中学校の連携を図りやすくしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	：	52人	※小学校は2校で1カウント
中学校	：	58人	
高等学校	：	3人	
特別支援学校	：	2人	
中等教育学校	：	1人	

【配置校数】

小学校	：	104校／104校
中学校	：	58校／58校
高等学校	：	3校／3校
特別支援学校	：	2校／2校
中等教育学校	：	1校／1校

【資格】

①公認心理師 ②臨床心理士 ③精神科医 ④児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者 ⑤スクールカウンセリング推進協議会認定に係るガイダンスカウンセラー

（内訳）

①公認心理士	74人
②臨床心理士	66人
③精神科医	0人
④大学教授等	0人
⑤ガイダンスカウンセラー	6人

【主な勤務形態】

○全校配置 58中学校 （週1日・1回6時間）

- 3 高等学校 (週 1 日・1 回 6 時間)
2 特別支援学校 (週 1 日・1 回 6 時間)
1 中等教育学校 (週 1 日・1 回 6 時間)
1 0 4 小学校 (月 2 回・1 回 6 時間)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ ☒ ） ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・「さいたま市スクールカウンセラー設置要綱」を作成し職務や服務について定めている。
- ・学校での実務に役立つよう、スクールカウンセラーの役割や服務に関するガイドブックを作成し、各学校へ配付している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・校長会や教頭会などを通して管理職へスクールカウンセラーの活用について周知している。
- ・教育相談主任研修会などを通してスクールカウンセラーの活用について周知している。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ ☒ ） ・ 無 ）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

さいたま市スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年 3 回実施。

スクールカウンセラー連絡協議会（3 回）

(3) 研修内容

【第 1 回】

- ・講義①「特別支援教育室との連携について」 特別支援教育室長・特別支援教育室指導主事
- ・講義②「学校内の情報連携について」 指導 2 課指導主事
- ・講義③「さいたま市の教育相談体制について」 総合教育相談室指導主事

【第 2 回】

- ・グループ協議
- ・講義「現代に生きる子どもたちの自立の難しさ——2 つのスキルを意識的に学ぶ必要性」
児童心理治療施設「こどもの心のケアハウス嵐山学園」園長 早川 洋 氏

【分科会】

- ・不登校等児童生徒支援センター（Growth）について

- ・グループ協議

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 専門家を招いての研修は、専門性を見直すとともに専門性を高めることにもつながった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (☒ 有 ・ ☐ 無)

○活用方法

<配置等>

市内6か所の教育相談室に各1名ずつ配置。

1日7時間勤務。年間40回。

<業務内容>

①さいたま市スクールカウンセラーの教育相談活動全般への指導・助言に関すること。

(新規スクールカウンセラーについては、スーパーバイザーの年2回の訪問を実施)

②緊急事案等における教育相談体制への指導・助言に関すること。

③緊急事案等における保護者への指導・助言に関すること。

④緊急事案等における児童生徒へのカウンセリングに関すること。

⑤緊急事案等に関する情報収集及び情報提供に関すること。

⑥教育相談室における相談に関すること。

⑦その他、緊急事案等に関し、教育委員会として適当と認めるもの。

※緊急事案とは、児童生徒の生命・身体又は財産にかかわる重大事態及びそれに準ずるもの。

(6) 課題

- ・連絡協議会を平日に実施するため、週1回勤務のスクールカウンセラーの中には他市での業務や他の勤務の都合で、参加できない者が出てしまうこと。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】離席が多い児童支援のための活用事例（⑩発達障害等）＜S Cの配置形態：単独校配置＞

離席が多く一斉授業に集中できない児童への関わり方について校内委員会にて協議した。その中で、保護者との面談は担任と特別支援教育コーディネーターが対応し、カウンセラーが本児の行動観察や教職員からの聞き取りを行い、離席してしまう背景について見立てを行うことになった。担任・特別支援教育コーディネーターと保護者との面談の中で、次の面談でカウンセラーも同席させてもらい、学校全体でお子さんへの支援計画を考えたいと保護者に説明し同意いただいた。その後保護者とカウンセラーと二者で面談を実施。伺った家庭での様子や生育歴から本児の動機付けや支援に生かせる強み等を保護者同意のもと校内委員会で共有し、教室内外での本児への支援策に反映させた。

【事例2】希死念慮が心配される生徒支援のための活用事例（⑧心身の健康・保健）＜S Cの配置形態：単独校配置＞

生活ノートの余白に死にたいと書いていた生徒を心配し、担任が放課後個別に話を聞いた。前年度は別室登校していたが現在は教室復帰をしている。しかし、学習や対人関係が思うようにいかずつらい気持ちを抱えていた。本児が前年度スクールカウンセラーに相談していたことを担任は引継ぎで聞いていたので、再度スクールカウンセラーにも話を聞いてもらうことを提案し本児も同意した。本児は自分がカウンセラーの時間を奪ってしまうことに申し訳なさを訴えたが、本児が自分からSOSが出せたことをカウンセラーは繰り返し肯定した。自分から面談を希望することに遠慮がある生徒だったため、当面カウンセラーと定期的に面談をすることとした。保護者とは担任と学年主任が連絡をとり、自宅での見守りを依頼した。

【事例3】「性的な被害」についての活用事例（⑮性的な被害）＜S Cの配置形態：単独校配置＞

性的な被害の事例において、スクールカウンセラーは以下のような役割を担っている。

- ・性被害にあった児童生徒への心理教育等個別の心のケア。
- ・被害にあった児童生徒の保護者の動揺を受け止め、子どもに接する際の留意点などを含めた心理教育。学外の専門機関に関する情報提供。
- ・担任はじめ、教職員が当該児童生徒や保護者に接する際に配慮する点についての助言。
- ・校内の支援体制を検討するケース会議への出席と助言。

【事例4】SOSの出し方教育～自殺予防教育～における活用事例（⑱教育プログラム）＜S Cの配置形態：単独校配置＞

「『いのちの支え合い』を学ぶ授業」の実施

＜背景＞平成22年度 カリキュラム開発

平成23年度 研究指定校による研究

平成24年度 全校実施

平成30年度 研究指定校（大成小）による研究 カリキュラム開発

令和元年度 研究指定校（太田小）による研究

令和2年度 小学校1～4年生の全面实施

令和3年度 小学校1年生から市立高等学校1年生までの全学年において全面实施

令和4年度 小学校1年生から市立高等学校1年生までの全学年において全面实施

児童生徒が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付けることを目標に、市立小、中、中等教育学校において全学年で実施し、年間指導計画に位置付けた。市立高等学校でも1年生を対象に先行授業を実施した。

この授業のゲストティーチャーとして、スクールカウンセラー、養護教諭、さわやか相談員が講師を務める。

<授業の対象学年と学習内容>

	題材名	学習内容	指導者(例)
小学校1年	困ったときは言ってみよう	困ったときの助けの求め方	学級担任
2年	困っている友達の力になろう	困っている友達との関わり方	学級担任
3年	いやな気持ちをつたえよう	いやな気持ちの伝え方	学級担任
4年	友達の助けになろう	協力し合っての解決の仕方	学級担任
5年	悩みと上手につき合おう	自分が悩んだときの相談の仕方	学級担任と 養護教諭の TT
6年	友達のよい相談相手になろう	友達からの相談ののり方	学級担任と さわやか相談員の TT
中学校1年	ストレスを上手に発散しよう	ストレスの発散の仕方	学級担任と さわやか相談員の TT
2年	心だって風邪をひく	自分や友達の深い悩みの対処の仕方 ― 「生きていても仕方ない」という気持ちにどう 対処するか ―	学級担任と養護教諭又は スクールカウンセラーの TT
3年	自分の将来に自信をもって なりたい自分になるために	進路の悩みの対処の仕方	学級担任(TT は各学校の実 態に応じて工夫)
高校 1年	「自分の心と身体を理解しよう」 ～対処方法や相談機関を知ろ う～	ストレス対処方法 リラクゼーション方法 等	学級担任(TT は各学校の実 態に応じて工夫)

【事例5】教育相談体制におけるスクールカウンセラー（SC）等の役割分担のための活用事例（①教職員と SC 等の役割分担）<SC の配置形態：単独校配置>

教職員および SC、スクールソーシャルワーカー（SSW）、さわやか相談員がそれぞれの持ち味を生かし、子どもや家庭の支援ニーズに応じて、誰がどのような役割で支援に関わるかを教育相談部会で確認している。例えば、家庭訪問が必要な事例には主に担任と SSW が中心に関わり、断続的に登校しているが集団生活への不安が強い生徒は SC が面談を行うなど。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

<延べ件数>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年度との比較
配置学校	小52校、中58校 高校3校、特2校 中等教育1校	小104校、中58校 高校3校、特2校 中等教育1校	小104校、中58校 高校3校、特2校 中等教育1校	小104校、中58校 高校3校、特2校 中等教育1校	
小学校	27,381	23,230	24,625	23,884	-741
中学校	55,942	56,015	58,947	58,452	-495
高等学校	2,577	690	1,289	878	-411
中等教育学校	183	2,364	3,445	1,419	-2,026
特別支援学校	1,743	2,022	3,529	532	-2,997
合計	87,826	84,321	91,835	85,165	-6,670

<実件数>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年度との比較
配置学校	小52校、中58校 高校3校、特2校 中等教育1校	小104校、中58校 高校3校、特2校 中等教育1校	小104校、中58校 高校3校、特2校 中等教育1校	小104校、中58校 高校3校、特2校 中等教育1校	
小学校	4,407	5,114	5,064	4,109	-955
中学校	2,703	2,809	2,924	2,789	-135
高等学校	123	97	80	65	-15
中等教育学校	18	25	70	58	-12
特別支援学校	117	175	171	73	-98
合計	7,368	8,220	8,309	7,094	-1,215

※統計の実施方法

- ・対象 市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校
- ・回数 年3回（学期ごと）
- ・様式 「業務報告集計シート」にスクールカウンセラーが記入し、管理職が確認後、学校ごとに教育委員会へ提出

※主な相談内容

小学校：性格・行動 8, 2 5 8 件（前年度比－4 2 9 件）
 発達障害等 5, 6 0 7 件（前年度比－4 5 0 件）
 不登校 4, 0 3 1 件（前年度比＋7 5 0 件）
 中学校：不登校 2 2, 8 1 6 件（前年度比－3, 0 8 8 件）
 心身の健康・保健 1 1, 4 9 2 件（前年度比＋2, 4 2 2 件）
 発達障害等 7, 7 7 2 件（前年度比＋5 9 5 件）

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・スクールカウンセラー等を効果的に活用した校内の教育相談体制の充実

＜課題の原因＞

- ・同じ学校に勤務するスクールソーシャルワーカーやさわやか相談員とスクールカウンセラーとの連携

＜解決に向け実施した取組＞

- ・新任スクールカウンセラーに対してスクールカウンセラー・スーパーバイザーが訪問し指導・助言を行った。必要に応じて指導主事も訪問し、校内の教育相談体制の充実や専門職同士の効果的な連携に向けた指導助言を行った。
- ・専門性を高めるための講話や、グループ協議などを通して情報共有等できる場の設定、ヤングケアラーに関する市の動向等について情報提供をするなど、研修内容を充実させた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・相談のニーズと学校の教育相談体制のバランスを考えた重点配置

＜課題の原因＞

- ・各学校のニーズに応じたスクールカウンセラーの配置方法

＜解決に向けた取組＞

- ・各学校の相談件数や専門職のニーズの把握を行い、重点配置の方針の検討を行う。

千葉市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題の未然防止、早期発見・早期対応のために、児童生徒や保護者の悩みや不安を受け止めて相談にあたりるとともに、教職員へ助言を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・平成17年度 全中学校に配置
- ・平成19年度 スーパーバイザー（SV）3人を配置
- ・平成25年度 小学校6か所へ配置。以降小学校への配置を拡充
- ・平成28年度 統括スーパーバイザー1人を配置
- ・平成29年度 小学校には拠点・巡回校方式で6校に配置（拠点校＋巡回校5校の計6校を担当）

⇒計36校

※小中一貫研究指定校3校、統合校1校に配置し、計40校に配置

- ・平成30年度 小学校に拠点・巡回校方式で12校に配置（巡回校5校） ⇒計72校

※小中一貫研究指定校3校に配置し、計75校に配置

※配置校及び巡回校以外の小学校及び高等学校は、学区中学校のSCが対応

- ・令和元年度 全小学校・特別支援学校に配置（3h／週×35週）

- ・令和2年度 全高等学校に配置（4h／週×35週）

※小学校大規模校等43校の配置時間拡充（4h／週×35週）

- ・令和3年度 全小学校の配置時間拡充（35週⇒37週）

特別支援学校の配置時間拡充（35週⇒40週）

- ・令和4年度 全小学校の配置時間拡充（37週⇒40週）

統括スーパーバイザーの配置時間拡充（340時間⇒380時間）

教育支援センター（1か所）に新規配置（7h／週×40週）

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

◆配置人数

○小学校・中学校・特別支援学校 79名（統括SV含）

◆配置校数 167校

○中学校 : 市内全 54校に配置

○小学校 : 市内全108校に配置

○特別支援学校 : 市内全 3校に配置

○高等学校 : 市内全 2校に配置

◆資格について

○スクールカウンセラーについて

①公認心理師 69人

②臨床心理士 52人

③精神科医 0人

④大学教授等 1人

⑤上記①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
0人

○スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 2人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
0人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

◆勤務形態について

中学校 47校 (週1日・7時間)

中学校 7校 (週2日・5～7時間)

小学校 66校 特別支援学校 3校 (週1日・3時間)

小学校 42校 高等学校 2校 (週1日・4時間)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ ☒ 有 ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

「スクールカウンセラー活用ガイドライン」を毎年更新し、第1回スクールカウンセラー連絡会議において、カウンセラーと各学校の教頭に説明し、各学校の教職員に周知を図った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・講師を招聘して全体研修を実施。（コロナ感染症対策のため、動画撮影したものを視聴。）
- ・市内に初めて勤務するカウンセラー対象に、担当する学校においてスーパーバイザーによる面談形式の研修を行った。同時に受入校の管理職、コーディネーター担当対象に指導主事とスーパーバイザーによる活用状況の聞き取りを行った。
- ・小学校不登校支援研修を実施。指導主事、スクールカウンセラー、各学校長欠担当者、教育支援センター指導員が参加し、事例検討等を行った

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ ☒ 有 ・ 無 ）

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

①全スクールカウンセラー

第１回研修（４月）配置校教頭も参加

第２回研修（９月）配置校教頭も参加

第３回研修（１月）

②初任者スクールカウンセラー

第１回研修（４月）

第２回研修（７月）勤務校にて、スーパーバイザーによる指導と助言

（２）研修回数（頻度）

①全スクールカウンセラー 年間３回

②初任者スクールカウンセラー 年間２回

（３）研修内容

①活用計画の説明、運営上の諸課題と方策（講演・演習）

②千葉市の活動方針の確認。勤務校でのＯＪＴ

（４）特に効果のあった研修内容

- ・大学特任講師による「子どもたちの性被害・性加害 学校でできそうなことを考える」の講演は、非常にわかりやすく、スクールカウンセラーの見識が広げられる内容であった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（ ☒ 有 ・ 無 ）

○活用方法

- ・各学校において緊急事態が発生した場合の心のケアの支援、困難事例への助言・援助
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの指導・助言
- ・学校における教育相談体制の充実や強化に関する活動

（６）課題

- ・生徒指導上の諸課題が複雑化する傾向にあり、これらの問題に十分対応できるスクールカウンセラーの資質向上と育成が急務である。
- ・配置の拡充に伴い、管理職がスクールカウンセラー配置の意義を改めて理解するとともに、カウンセリングルームの環境整備や、校内での活用方法について教職員の理解を深めるなど、教育相談体制の充実に向けて、周知を図る必要性がある。
- ・地区担当スーパーバイザーの積極的な活用。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】①不登校②いじめ問題④友人関係⑧心身の健康・保健のための活用事例 <SCの配置形態：単独校配置>

中学2年生女子。元々周囲が自分をどう見ているか不安で、目の前の友人よりも周囲に対するアピールを重視する傾向があった生徒。それに不信感を感じた友人たちがそれに関して本人と話合いを持ったところ、他の生徒や保護者も巻き込んで双方不安が高まり、両方とも調子を崩して不登校気味になった。SCは生徒のカウンセリングを行い、本人の特質や意図を担任や学年主任、養護教諭等に説明し、理解を求めると共に、対応についても話し合った。不調の訴えは続いており、継続支援が必要である。

【事例2】①不登校④友人関係のための活用事例<SCの配置形態：単独校配置>

中学3年生男子。中学1年生の冬休み明け、体調不良を訴え、2年生の夏休み明けに登校できなくなった。不登校の原因はわからなかった。担任は家庭と連絡をとり本人を丁寧に支えた。SC（前任者）もつながり、保護者面接が行われた。10月本人がCRに来室することができ、SCは保護者、本人と継続面接を行ってきた。本人は少しずつ元気になってきたが、次年度SCが異動となった。本人、保護者、担任もSCを信頼していたことから、新しいSCに引継ぎをしてほしいと要請があった。新しいSCも、担任とのコンサルテーション、本人、保護者との継続面接を行った。保護者、担任、SCと同じ方向性で支え、本人に少しずつ変化が生まれてきた。昼夜逆転から通常の生活リズムへ、少人数でのコミュニケーション回復、授業、行事への参加等、少しずつ動きだすようになった。心身共に余裕が出てきた頃、本人から、実は「友達関係のことで悩んでいた」、「全て頑張ろうとして疲れてしまった」等、不登校になった要因を少しずつ聞くことができた。多少体調不良や時々欠席はありながらも、自分のリズムで活動量を増やせるようになった。また受験に向け動き出し無事に合格した。SCは3月末まで面接を行い、高校に向けての支援を行うことができた。

【事例3】⑯ヤングケアラーのための活用事例 <SCの配置形態：単独校配置>

中学3年生男子。母子家庭で6人兄弟の長男。兄弟の中に障害のある子どもがいる。小学校時代より下の子の保育園送迎や家事手伝いの為、学校を欠席することが多かった。母親は忙しく、学校から連絡を取ることが難しかった。2年時に担任と教頭が代わったことから、本人が登校した際、SCに今の困りごとを話してみてもどうかと提案。本人とSCとの面談の中で、家庭状況を知ることができた。本人には中学生は自分の学校生活を優先してよいこと、家庭に対して行政の支援が入れること、無料の学習塾などの公的資源のあることを伝えた。そして、そのことを母親にも伝えたいから、是非お母さんにもSCと会って欲しいとお願いをしたところ、直ぐに母親からSC面談の予約が入った。母親との面談の中で、家賃の未納が続き、ガスや電気も止められる事も多いこと、障害児の送迎に車が必要だが、生活保護を申請すると車を取り上げられるかもしれないので、怖くて行政に相談に行けないことなど聞くことができた。学校にはSSWという支援もあることを伝えたところ、ぜひ相談したいとなり、SSWがこの家庭に介入した。その後、SSWと一緒に区役所に相談に行ったり、様々な申請をしたりしたことで、本生徒の登校する日数が増えて行った。6月には修学旅行にも参加することができた。

【事例4】⑱教育プログラムのための活用事例<SCの配置形態：単独校配置>

令和元年度より、小学6年生を対象に行なってきたSCによるストレスマネジメント教育は、令和2年度より段階的に対象校を増やし、令和4年度は、市内6区全ての地区に拡大した。プログラムでは、ストレスへの気づきとストレスを和らげる工夫、そしてストレスと上手に付き合うための方法を伝え、ストレス潰けにしないためのリラクゼーションや呼吸法を取り入れ、援助希求行動に繋げるための相談の仕方、受け方も加えた。子どもたちの事後アンケートでは、「ストレスと上手に付き合う方法がわかった。」「教わったことを今後

活かしたい。」「自分も周りも傷つかない方法を知れた。」などプログラムの効果を感じ取れる感想が多数あった。また同時に、このプログラムの実施は、子どもたちが、市内全小中学校に在籍しているＳＣを身近に感じられる良い機会となっている。

【事例５】⑨教職員とＳＣ等の役割分担のための活用事例＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

小学生男児が、「同居している母親のパートナーから性的虐待を受けている。」ということを知り、これまで誰にも話せずにいたが、体験カウンセリングの機会にＳＣに打ち明けることができた。ＳＣは、面談後すぐに管理職に報告し、その後、管理職より児童相談所に通告した。男児はすぐに児相に一時保護され、学校は警察にも相談した。ＳＣと学校、関係機関へと連携を取り、そのパートナーは法的処分となり、男児は２週間での一時保護解除となった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

◆相談件数の推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童生徒	7,028	6,938	9,240	11,857	11,199	11,863
保護者	3,904	4,447	4,651	5,490	5,907	5,812
児童生徒と保護者	2,175	2,587	2,875	3,282	3,398	4,114
教職員	14,924	17,155	22,306	31,750	31,270	35,184
合計	28,031	31,127	39,072	52,379	51,774	56,973

◆学校現場から

○総相談件数は年々増加しており、特に小学校、高等学校、特別支援学校の相談件数は大きく増加している。校内での教職員との情報共有や対応法についての助言、校内支援会議への参加など、チーム学校としてＳＣが専門的な立場から諸問題の対応に関わるなど成果が見られた。

小学校 令和３年度 26,941 件 ⇒ 令和４年度 32,076 件

高等学校 令和３年度 319 件 ⇒ 令和４年度 1,104 件

特別支援学校 令和３年度 705 件 ⇒ 令和４年度 831 件

○校内の様子を積極的に参観することで、気になる児童生徒を察知し、見守ったり相談につなげたりすることができた。また、担任・養護教諭と情報交換を行い、不登校傾向のある児童生徒への対応やいじめの未然防止に役立った。教職員の気が付かない面をカバーしながら、児童生徒の支援を行うことができた。

○小学校では、不登校（登校渋り）の児童や教室で過ごすことができない児童等、問題を抱える児童が増加している。その児童や保護者が、直接ＳＣに相談でき、心のケアを行うことができた。

○卒業間際の小学校６年生対象に、ＳＣを招いてストレスマネジメントの授業を行った。悩みを抱えている児童が非常に多く、大変効果的であった。

○命に関わる相談を、ＳＣが心理の専門家として受けたことにより、問題を最小限で防ぐことができた事案が多くあった。守秘義務を守りつつ、必要最低限の情報共有を図ることで、学校経営及び生徒の健全育成に大きく貢献している。

○小規模校の利点を生かし、定期的に全校児童生徒との面談を実施した。個々の児童生徒と話すことにより、ＳＣがより身近な存在となり、相談もしやすくなった。また、気になる児童生徒については、後日あらためて面談の機会を設け、悩みなどの軽減、解決につながった。

○いじめ問題対策委員会だけでなく、教育相談部会や生徒指導部会に出席することが定着しつつある。専門的な立場から、対応についての具体的な支援策を助言することができた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・心のケアが必要な児童生徒の低年齢化や長期化するケースの増加に伴い、継続的かつ丁寧に対応する必要がある。

<課題の原因>

- ・家庭教育の問題、友人関係や学校生活でのストレス、将来への不安等、原因は多岐にわたっている。
- ・コロナ感染症対策のため、学校の活動に制限があった昨年度までと違い、今年度は様々な場面で活動が再開できたことによる反動が、これまでと違った形で一部の児童生徒に不安やストレスとなったと思われる。

<解決に向け実施した取組>

- ・定期的な生活アンケート等を通して、心配な児童生徒をＳＣにつなぎ、早期発見、未然防止をはかる。
- ・小学校・特別支援学校のカウンセラー活用事業の配置時間の拡充をしていく。
- ・途切れのない支援に向けて、校種間での情報共有体制を整えていくために、ＳＣの連絡会議で、中学校区の学校が集まり情報共有する機会を設定する。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- (1) アウトリーチ型の支援を行うなど、不登校児童生徒の心のケアを行っていく。
- (2) カウンセリングルームの設備等の状況を把握し、改善に向けたよりよい対応を検討していく。

<課題の原因>

- (1) ここ数年不登校児童生徒数は右肩上がり増加している。また、どの関係機関とも連携していない児童生徒も見られる。
- (2) 小学校、特別支援学校のカウンセリングルームは、専用の教室が少なく、エアコンを完備している学校も少ない。また、備品や消耗品も十分とはいえない学校がある。

<解決に向けた取組>

- (1) どの関係機関とも連携していない不登校の児童生徒へ、ＳＣのアウトリーチ型の支援を通して「心のケア」を行っていく。
- (2) カウンセリングルームの調査を通して実態把握し、環境整備を検討していく。

横浜市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校の未然防止やその対応に向けて児童生徒、保護者等の心の相談にあたりとともに、教職員への助言等により学校における教育相談体制の充実を図る。

必要に応じて学校いじめ防止対策委員会に参加する。また近年多発する事件・事故及び災害などの被害者である児童生徒等の「心のケア」にかかわる適切な初期対応及び中長期的な支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校で相談したＳＣに引き続き中学校でも相談ができるよう、中学校と同一学区の小学校に同じカウンセラーを配置する横浜独自の「小中一貫型カウンセラー配置」を実施。平成29年度に全中学校139ブロック・義務教育学校2校への配置が完了。引き続き全校配置を行います。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	：	136人	義務教育学校	：	3人
中学校	：	136人	特別支援学校	：	1人
高等学校	：	11人	教育委員会等	：	8人

【配置校数】

小学校	：	337校	義務教育学校	：	3校
中学校	：	142校	特別支援学校	：	3校
高等学校	：	10校	教育委員会等	：	1箇所

【資格】

（1）ＳＣについて

- ①公認心理師 116人
- ②臨床心理士 35人
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 0人
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

（2）ＳＣに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 3人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

【主な配置形態】

単独校	高等学校	(週1日・1回6時間程度)
	特別支援学校	(週1日・1回7.5時間程度)
拠点校	中学校・義務教育学校	(週1日・1回7.5時間程度)
対象校	小学校	(週1日・1回4時間程度)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒有・☐無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・カウンセラー活用ハンドブックを作成する。内容は、カウンセラー配置の目的や学校におけるカウンセラーの役割、校内相談体制の充実のための留意点、個人情報の取り扱いの注意点や校内での業務事務処理などが記載されている。
- ・年度初めに各学校の教育相談担当職員へ向けた教育相談事業の活用説明会を悉皆で行い、カウンセラー活用ハンドブックを用いて、学校内でのカウンセラーの有効活用について説明を行う。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・児童支援専任や生徒指導専任に向けた研修、教職員向けの不登校児童生徒理解を目的とした研修などでSCの活用について伝えている。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☐有・☒無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

全SCを対象とする。

(2) 研修回数（頻度）

全体研修（年4回）、夏季研修（5日間）、選択研修、チーム会・区SC会

(3) 研修内容

- ・専門性を高める研修（精神医学、発達障害、アセスメント等）
- ・横浜市の施策、事業に関する研修
- ・児童生徒指導上の連携強化に関する研修（いじめ、希死念慮、関係機関連携、事例検討）

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・専門家を招いての研修（ケースの見立て、事例検討、緊急支援等、今日的課題等）は専門性を見直すとともに専門性を高めることにも繋がる。
- ・関係機関連携の研修（児童相談所、青少年相談センター、小児療育センター、地域療育センター）は、SCとしての適切な関わり方、連携の方法を確認する機会となっている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（☒有・☐無）

○活用方法

（教職員への指導、助言）

学校で生じている児童生徒のいじめ、不登校、集団不適応等様々な問題解決に向けて教職員に対し具体的な指導、助言を行うとともに、教職員の問題解決能力の向上を図り、学校における相談機能の充実を図る。

（児童生徒をめぐる事件や事故の事後対応への指導、助言）

学校内外で発生する事件事故に伴って生じる児童生徒や保護者、教職員等の精神的な不安や悩みへの対応、学校、学級としての対応に関して、初期対応や中長期的展望、機能回復の視点に立った対応の仕方等の専門的な指導、助言を行う。

（6）課題

- ・カウンセラーの心理専門家としての資質・能力向上を図るために、今日的課題等に対応する専門家のありかたを検討すること
- ・各学校のニーズに合わせた校内における相談体制づくり
- ・産休等のライフイベントにおける代替カウンセラーの不足、産休制度の見直し
- ・学校での相談時間の不足

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】教育相談（傾聴訓練）研修講師としての活用事例（⑰）

小中学校の児童生徒指導担当教諭を対象とした教育相談（傾聴訓練）研修での講師をSCが行っており、専門性を活かした効果的な研修が実践できている。

目的：教職員が相談に来た児童生徒や保護者の思いや気持ちを受け止めるための感性を磨くとともに傾聴の基礎技法を学び、学校での相談活動に活かすことができるようにすること。

内容：聞き手、話し手、観察者等の役を決め、二人組や三人組による基本演習

ロールプレイによる総合演習 等

横浜市が全校配置を行っている専任の夏季研修において、方面別に全校の専任を対象に1日をかけて研修を行っている。また、それを基に専任が各学校の教員へ研修を行っていく。

【事例2】不登校（ひきこもり）状態解消のための活用事例（①）

小学校入学から休みがちな不登校状態の不登校児童生徒に対して、SCが保護者と定期的な面接を繰り返すことがきっかけとなり、関係機関の一つとして、教育総合相談センターと連携している横浜こども支援協議会に加盟している民間教育施設につながることができた。以降、学校（担任）が家庭訪問をして本人や保護者が民間教育施設での活動の様子を学校と共有しながら関係をつなげている。

また、横浜教育支援センターにもSCを配置し、児童生徒の見立てや保護者の相談等に応じ、包括的な支援を行っている。

【事例1】緊急心理支援（当番制度）のための活用事例（⑭）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

家庭内で児童が病死したケースで、学校の正常化（機能回復）と心理的な支援を目的として、緊急支援の当番制を活用し発生初期に勤務校以外の学校に入校し児童のカウンセリング、その保護者へのカウンセリング、教職員向けの心理教育等の支援を行った。

急性ストレス反応の解消、PTSDの予防、精神的安定、児童生徒・保護者との信頼関係の深まり等の効果があった。当該校のSCはその内容を引継ぎ、中長期的な支援に繋げた。

また、緊急心理支援で入校したSCと当該校のSCが連携し、中長期的な支援にもつなげている。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

「小中一貫型カウンセラー配置」の効果について

小学校で相談したカウンセラーが進学先の中学校でも引き続き相談できる小中一貫型カウンセラーを配置することで子どもや保護者の安心感や信頼感に繋がっている。

また、ブロック内の小中学校が同じカウンセラーからの情報を共有することで連携の推進も図ることができる。相談者が所属校での相談が困難な場合は区役所やブロック内の他の学校で相談できるよう柔軟な対応をすることで相談者が安心してカウンセラーと面談が行えるようになった。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

相談者に関わる職員が行う日常の心理的コンサルテーション能力の不足。

<課題の原因>

日常のアセスメントは教職員が行っている。教職員は職業上、教育的なアセスメントはできるが、心理アセスメントについては理解不足である。また、教職員が日々の対応に追われ、外部に出る研修を受ける機会も少なくなっている。アセスメントの視点が揃わない支援者同士が情報共有をしてもズレが生じる可能性が大きく、効果的な支援を阻害させている。そのため、機会を作って相談者、学校へのコンサルテーションをすることが必要になってきている。時間やそのスキルが必要になってくるが課題になっている。

<解決に向け実施した取組>

各学校での相談業務だけでなく、各教室での観察、教職員への研修等を行っていく。

児童生徒に関わる会議や打ち合わせ等に SC も参加し、情報共有や助言をしていく。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

不登校だけでなく、いじめや虐待、発達障害等、多岐にわたる課題に対応できる専門性や各学校の状態、ニーズに柔軟に対応できる SC の育成と配置が求められる。

<課題の原因>

教職員だけでなく、関係機関との連携がスムーズに図れるような相談体制の充実を実践できる資質や能力が求められる。

<解決に向けた取組>

引き続きいろいろな分野の研修等を行っていくこと。

４方面にカウンセラー統括を配置し、定期的な SC への SV を行っていく。

社会的スキル横浜プログラムの SC による各学校へのアセスメント等に関する助言。

川崎市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、暴力行為等の未然防止、早期発見、早期解決のために、心理的立場から児童生徒・保護者とかかわり、総合的見地からカウンセリングを行い、必要に応じて保護者や教職員に助言・援助を行う。また、校内の相談体制を充実させるために、専門的知識を生かして教職員に向けて研修や助言を行ったり、校内と他機関をつなぐ役割を果たしたりして、問題行動の未然防止、早期発見、早期解決を図ることを目的とする。緊急の問題が生じた場合には、早期解決のために、校内支援会議等に参加し、チーム学校の一員として教員へ対しての助言等も行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

中学校については、スクールカウンセラーを1回7時間、年間294時間（大規模校の2校は年間420時間）の配置を行っている。高等学校においても同様に、全日制設置校については、年間294時間、全日制定時制設置校については、年間420時間の配置を行っている。小学校については、総合教育センターに勤務する学校巡回カウンセラーを2週間に1回程度派遣している。また、特別支援学校については、要請に応じて派遣という形をとっている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

◇配置人数

中学校・高等学校：57人（小学校、特別支援学校は巡回カウンセラー15名が担当）

◇配置校数

小学校：114校 中学校：52校 高等学校：5校 特別支援学校：4校

◇資格

○スクールカウンセラーについて

① 公認心理師 5人 ② 臨床心理士 6人 ③ ①②2つに該当する者 61人

○スクールカウンセラーに準ずる者について

0人

◇主な配置形態について

単独校 52中学校（通常校は1回7時間で年間294時間、大規模校は年間420時間）
1高等学校（定時制設置なし。1回7時間で年間294時間）
4高等学校（定時制設置あり。1回7時間で年間420時間）
巡回校 114小学校（2週間に1回程度の派遣）
3特別支援学校（2週間に1回程度の派遣）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

「教育相談センターの事業について」という資料（事業目標、相談事業の概要、それぞれの事業についての事業内容）を作成しており、毎年、年度初めの合同校長会で配付し、説明をしている。

また、上記の資料とは別に、「教育相談センター相談事業のご案内」という資料を校種別に作成し、年度初めに各学校の学校長あてに送付している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

生徒指導担当、支援教育コーディネーター、養護教諭、それぞれの年度初めの集まり（研修）で教育相談センターの事業の説明や資料の配付を行っている。同時に、各学校で職員会議や研修の際に、現場の先生方への周知をお願いしている。初任者研修の際にも、教育相談センターの事業の説明を行っている。

（５）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ 有 ・○無 ）

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

（２）研修回数（頻度）

- ・ 中学校配置スクールカウンセラー 年間４回
- ・ 学校巡回カウンセラー 年間２３回（事例会議、大学教授等による研修）

（３）研修内容

◇中学校配置スクールカウンセラー

①専門家を招いての講演（年間３回）

- ・ 「性的マイノリティについて」

（講師：川崎市教育委員会事務局 教育政策室 人権・多文化共生教育 北所 邦美 氏）

- ・ 「青少年の支援に活かすマインドフルネス入門講座～理論的解説と瞑想の実践法」

（講師：臨済宗建長寺派林香寺 住職

RESM新横浜睡眠・呼吸メディカルクリニック 副院長 川野 泰周 氏）

- ・ 「自殺予防・ヤングケアラーについて」

（講師：一般社団法人 東京公認心理師協会 副会長

立正大学 心理学部臨床心理士学科 准教授 徳丸 享 氏）

②他機関等との情報交換（年間４回）

- ・ 各区担当のスクールソーシャルワーカーと小グループで情報交換。

③地区別での情報交換（年間４回）

◇学校巡回カウンセラー

- ①事例会議・ケース相談（年間１６回）
- ②大学教授による研修（年間３回）

※必要に応じて中学校配置スクールカウンセラーの研修に参加

（４）特に効果のあった研修内容

◇中学校配置スクールカウンセラー

講師を招いての講演会は、講師が具体的な事例を多く提示されたこと、また、様々な分野の方から話を聞くことができ、学ぶことが多かったという感想が多く聞かれた。また、スクールカウンセリ

ングについてのディスカッションは、各自がスクールカウンセラーの仕事を改めて見直す良い機会となった。地区別の情報交換は研修ごとに行っており、ピアサポート的な効果が見られ、特に経験の少ないカウンセラーのよき学びの場となっている。

◇学校巡回カウンセラー

事例会議やケース相談では、そのときの具体的なケースに応じたアドバイスを受けることができ、相談活動におけるアセスメントや方針の決定に大きな効果をもたらしていた。また採用1年目のカウンセラーには、とくにきめ細やかにスーパーバイズがなされた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（○有・無）

- 活用方法
- ・スクールカウンセラーへの指導・助言
 - ・緊急の問題が生じた場合、該当校でのカウンセリング等の調整
 - ・研修講師（教育支援センター相談員向け、支援教育コーディネーター向け）
 - ・スクールカウンセラー配置体制の充実に資する業務等

(6) 課題

- ・研修時間の確保
- ・スクールカウンセラーとしての経験が浅い者に対する研修の在り方

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】担任とSCによる家庭訪問を続け、医療受診や高校進学をサポートした事例

(①) <SCの配置形態：単独校配置>

中2後半より部活動での友人関係のトラブルを機に不登校。家でも家族との接触を避け自室でゲームに依存する生活になっていた。担任が家庭訪問し保護者とは会えていたが、本人とは会えないことが続いていたため、SCによる家庭訪問を開始。布団に入ったまま顔を隠した状態であったが、SCは本児と会話することができ、本児の心身状態をアセスメントできた。食欲不振、体重減少、抑うつ、対人不信があると分かり、医療受診を勧めた。外出自体困難で受診させるのは苦戦したが、保護者が本児を病院に連れていけるように励まし、病院にも来院したらすぐに受診できるよう配慮していただいた。SCによる家庭訪問開始後も担任による家庭訪問を継続し、SCと担任とで情報共有しながら関わった。SCは本児の心身状態のアセスメントと親子の心理的サポート、担任は主に通信制高校についてサポートした。学校以外の学びの場や居場所について情報提供し、保護者は見学に行ってきたが、本児は行くことを拒み利用には至らなかった。保護者には地域支援センターへの相談も勧め、利用できるようにしていた。

【事例2】虐待家庭で成長した生徒を校内で見守り、必要に応じて家庭センターと連携した事例。

(⑫) <SCの配置形態：単独校配置>

定期的SCを利用していた生徒から、家庭内での虐待を打ち明けられた。すみやかに家庭支援センターと情報を共有し、本人が望めば保護できることや、何かあったらいつでも話せる誰かを校内に作ることなど環境整備を行った。いつも教職員が目を配り、話しかけることで異変にすぐ気がつくことができた。また暴力があったときは、センターの担当者が学校に来て、話を聞き、本人の望む形で家庭に指導してくれたことで、安心することができていた。

卒業まで、このような形で学校と家庭センターで協働しながら見守ることができた。

【事例3】

母の友人から身体を触られる被害を訴えた生徒の事例。（⑮）＜SCの配置形態：単独校配置＞

母の彼氏からお祓いと称して身体を触られることを打ち明けられた。すぐに家庭センターに情報共有をし、聞き取りに来てもらった。

またSCとは、家族の誰になら言えそうかや伝え方について検討をした。母に嫌な気持ちを伝えたとこころ、彼氏へ伝え、身体への接触はなくなった。

【事例4】生徒理解の研修の事例（⑰）＜SCの配置形態：単独校配置＞

教職員を対象に「自傷行為や希死念慮のある生徒への対応」というテーマで研修を行った。自傷行為や希死念慮のある生徒の心理や対応の仕方について講義後、ロールプレイで「TALKの原則」を意識した傾聴訓練を行った。教員間で対応について共通理解を図ることができた。研修は教育相談の直前の時期に実施し、教育相談に生かせるようにした。

【事例5】教職員とSCの役割分担の事例（⑲）＜SCの配置形態：単独校配置＞

連絡会議／SC勤務日に必ず、生担主任、特別支援Co教諭、養護教諭、SCで、不登校、発達、対人関係、精神保健などのケース全ての情報共有と対応協議を行なっている。SC勤務日以外の状況変化をSCは把握でき、先週のSCの活動についての報告と今週の各々の活動を確認できる。ケースそれぞれにSCよりアドバイスをを行なっている。SCの活動が教諭間に広く把握されることでSCの活用も進み、またそれぞれのケース対応が細やかに安定的になることで、生徒自身の状況も落ち着きやすさが見られる。週1勤務のSCにとっては、生徒の日常と変化が掴め、生徒理解対応のための大きな資源の一つである。随時行われる情報共有／ケースに関わる管理職や教諭らとは、随時互いに細やかに情報共有と対応協議を行っている（空き時間の活用、メモなど）。会話できる時間の確保がとても難しく（教諭にもSCにも空き時間が少なく、始業前や部活終了後でないとい取りにくい）、少しでもやりとりできるよう心がけている。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

小学校では、特に、保護者、教職員の相談は、この10年で大きく増加した。保護者は、子育てについて、教職員は、学校での支援に活かすため、カウンセラーとの情報共有等を積極的に行っている。

中学校では、ここ数年、生徒への周知活動を積極的行ったスクールカウンセラーが多く、生徒の相談数増加につながっていると考えられる。生徒とスクールカウンセラーの相談から生徒の抱える課題が浮き彫りになり、教職員との連携により早期対応できるケースも多いことから、生徒がスクールカウンセラーを認知していくことの必要性を教職員が認識し、どのような活動を行うことが生徒への周知につながるのか、教職員とスクールカウンセラーが共に考え、周知活動を行った学校が多かったのではないかと考えられる。これは、スクールカウンセラーがチーム学校の一員として活用されている効果としてとらえることができるのではないかと考えている。

高等学校では生徒の相談が増加している。相談の中には重篤なケースもあり、その対応には教職員とカウンセラーの協働でかわることの効果が認められ、年々、カウンセラーへのニーズが高まっているのではな

いかと考えられる。

それぞれの校種で緊急な対応を求められることも多く、スクールカウンセラーが専門的な視点から見立て・助言し、チーム学校の一助となったケースが複数あった。

学校巡回カウンセラー派遣事業 小学校・相談延べ人数推移（単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
保護者	282	179	242	187	249	305	349	403	436	505	527	3389
児童	58	65	54	80	23	41	29	20	58	60	10	1807
教職員	95	124	288	260	318	330	356	393	411	549	491	6275
計	435	368	584	527	590	676	734	816	905	1114	1028	11471

スクールカウンセラー配置事業 中学校・相談延べ人数推移（単位：人）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
保護者	3155	3159	3297	3844	4077	3816	3891	4194	4741
生徒	5553	4699	4354	4992	5279	5461	5259	5481	5414
教職員	9103	9081	9437	11294	10838	9961	11464	11072	11559
その他	242	229	168	173	137	175	264	351	321
計	18053	17168	17256	20303	20331	19413	20878	21098	22035

スクールカウンセラー派遣事業 高等学校・相談延べ人数推移（単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
保護者	29	25	51	95	81	89	90	104	81	71	121	63
生徒	345	392	415	423	477	531	648	490	465	470	429	756
教職員	107	225	360	519	604	608	496	543	550	546	556	980
計	481	642	826	1037	1162	1228	1234	1137	1096	1087	1106	1799

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・スクールカウンセラーの配置の在り方

<課題の原因>

- ・経験年数、学校規模、相談件数、相談の内容、地域性などの違い

<解決に向け実施した取組>

- ・ＳＣの全員面接による聞き取りや学校長の評価やニーズの確認による、適材適所への配置

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・小学校への配置について

<課題の原因>

- ・学校巡回カウンセラーの人数

＜解決に向けた取組＞

- ・学校巡回カウンセラーの増員、もしくはスクールカウンセラーの配置

相模原市教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制（令和４年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

青少年教育カウンセラーを市内全小学校・中学校・義務教育学校に派遣することで、教育の専門家（教職員）と心理の専門家（青少年教育カウンセラー）が互いの専門性を尊重し、連携しながら、複雑化・多様化する児童・生徒の課題解決と健やかな成長に向けての支援の充実を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

全市小学校・中学校・義務教育学校には週１回の配置を原則（一部小規模校において隔週配置）とし、学校規模や不登校数・問題行動の状況などに応じて複数配置（週２日派遣）している。その際、中学校区の小・中学校に同一のカウンセラーを置き、小・中連携型配置を基本としている。

また、市内の７箇所の相談指導教室（適応指導教室）に相談指導教室付きのカウンセラーを配置している。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数：７９人

配置校数：小学校７０校、中学校３５校、義務教育学校：１校

資 格：①公認心理士 ５２人（臨床心理士資格を有するものを含む）

②臨床心理士 １７人

③大学院で心理学を学び、相談業務に従事した経験 １０人

勤務形態：年間３６週、１回７．５時間勤務

（４）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ ☒ 有 ・ ☐ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

内 容：カウンセラーの効果的な活用方法について

学校教育におけるカウンセラーの仕事について

職務遂行にあたっての注意事項等

周知方法：年度初めの学校派遣日にカウンセラーが持参

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

青少年教育カウンセラーの役割や不登校対応におけるカウンセラー等を活用した支援体制について研修を実施（教職員対象）

（５）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ 有 ・ ☒ 無 ）

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

青少年教育カウンセラー７９人

(2) 研修回数（頻度）

- ①新任者研修 年度始めに1回、必要に応じて随時実施
- ②臨床心理研修 年間3回
- ③地域医療連携コンサルテーション 年間1回
- ④精神科医が加わるケースカンファレンス 年間3回
- ⑤グループスーパービジョン 年間6回

(3) 研修内容

①新任者研修

- ・ 青少年相談センターの業務及び青少年教育カウンセラーの業務全般について

②臨床心理研修会

- ・ 学校コンサルテーション
- ・ 「多様性を認め自分らしく生きられる社会づくり」～クラスに1～2人はいるかもしれない性的マイノリティー～
- ・ 新しい知能検査 WISC 5 ～その理論と活用～

③地域医療連携コンサルテーション

- ・ 講義（医師による講義）

④精神科医が加わるケースカンファレンス

- ・ 青少年教育カウンセラーが6～9人程度の小グループに分かれ、そのグループ内で検討したケースの中で、医学的治療の必要性について協議したい事例を各回1事例提供し、精神科医師から助言を受ける。

⑤グループスーパービジョン

- ・ 青少年教育カウンセラーが経験年数等を考慮した小グループに分かれ、学識経験者等の専門的資質の向上を支援することができる外部スーパーバイザーから、課題を抱えた児童生徒に対するアセスメントの妥当性やケース運び等について助言を受ける。

(4) 特に効果のあった研修内容

・ グループスーパービジョン

事例を通して様々な視点や助言をいただき、カウンセラーの抱える悩みや疑問にも応えていただくことで、日常の面接のなかで、児童生徒や保護者への支援に役立てられる話を聞くことができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 （ 有 ・ ☒ 無 ）

○活用方法

(6) 課題

相談が多様化、複雑化していることから、カウンセラーの専門性を高め、効果的な支援を行うためにも、日常的にカウンセラーをサポートし統括を行う常勤の心理職の配置が必要であると捉えている。

また、学校内でのカウンセラーの活用が多くなってきているため、効果的に活用が進められるようカウンセラーの役割を再確認すると同時に、教職員や関係機関との連携をスムーズに取っていくための体制の整備も必要であると考えている。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校のための活用事例（①）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置・教育委員会等配置＞

中学２年生のケース。中学１年時より、登校渋りがあり、教室の中に入れない状態が続いていたため、学校内の別室で対応を続けていた。カウンセラーが定期的に対応していく中で、さらにコミュニケーションの幅を広げるため、適応指導教室への通室を促した。カウンセラー、学校、適応指導教室の職員で支援方法等を検討し、情報共有を密に取ることで、適応指導教室や別室だけでなく、教室へも少しずつ復帰できるようになっていった。

【事例２】心身の健康・保険のための活用事例（⑧）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

中学３年生のケース。本人とカウンセラーが友人関係や学習等について、定期的に面談を繰り返していた。そのような中、本人の体重がどんどん減少していく状態が見て取れたため、本人の状況について、教職員への助言を行ってきた。学校と当該生徒の保護者との関係性があまり良くなかったが、本人の状態から医療機関へつなぐ必要性を感じたため、学校、カウンセラー、福祉機関と連携を取り、本人への支援や保護者への伝え方等について、共有を図り対応した。

【事例３】ヤングケアラーのための活用事例（⑯）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

派遣されている学校内で、ヤングケアラーの疑いのある児童生徒がいた場合に、教職員やスクールソーシャルワーカーと連携を取りながら情報共有を行い、教職員への助言をおこなった。

【事例４】校内研修のための活用事例（⑰）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

初任者教職員を対象として、教育相談の基本的な考え方について、講義やカウンセリングの技法の実践を通して学ぶことを目的とした研修を行った。

【事例５】教職員とＳＣ等の役割分担のための活用事例（⑲）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

教職員向けに、スクールカウンセラーが「相談室だより」や「教職員研修」でスクールカウンセラーの役割、活用事例、教職員との連携の取り方等について紹介し、周知を図った。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・カウンセラーを増員し、小規模校の一部を除いた全小学校・中学校・義務教育学校において週１～２日派遣する体制を整えたことで、より学校において相談しやすい体制を整えることができた。
- ・教職員との情報共有やコンサルテーションを通して、諸課題への早期対応を行うことができた。

＜学校出張相談件数＞

	R４年度	R３年度	R２年度
小学校	28,961 件	26,897 件	24,871 件
中学校	19,293 件	20,004 件	19,791 件

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ＳＣの更なる資質向上

- ・より効果的な配置
- ・学校における予防的な段階での取組や支援

＜課題の原因＞

- ・相談ニーズの増加
- ・相談内容の多様化・複雑化
- ・不登校の低学年化

＜解決に向け実施した取組＞

- ・スーパーバイザー的役割のカウンセラーの配置に向けた調査・研究・増員の要望
- ・相談ニーズの増加に対応するためのカウンセラーの増員
- ・学校内における予防的な取組をするためのカウンセラーの役割の明確化

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・相談件数、早期支援の増加
- ・ＳＣの多忙化

＜課題の原因＞

- ・相談ニーズの増加
- ・相談内容の多様化・複雑化

＜解決に向けた取組＞

- ・スーパーバイザー的役割のカウンセラーの配置に向けた調査・研究・増員の要望
- ・ＳＣの更なる資質向上を図る。
- ・学校におけるＳＣの効果的な活用を図る。
- ・学校における予防的な段階での取組や支援を図る。

新潟市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

生徒指導上の最重要課題であるいじめ、非行等の問題の解消及び不登校への適切な対応を目指し、学校における相談機能の充実を図るために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を学校に配置し、問題の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を目指す。

（2）配置・採用計画上の工夫

○全ての新潟市立小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校に配置する。高等学校と中等教育学校には、スクールカウンセラー等を1名配置。小学校と中学校には、各中学校区にスクールカウンセラー等を配置する。

○スクールカウンセラー等の採用に当たっては、必要数を公募によって補充する。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

25名

○配置校数

小学校	: 106校
中学校	: 56校
高等学校	: 2校
中等教育学校	: 1校
特別支援学校	: 2校

○資格

スクールカウンセラー

・公認心理師資格及び臨床心理士資格取得者	: 13人
・公認心理師資格または臨床心理士資格取得者	: 5人
・大学教授	: 2人

スクールカウンセラーに準ずる者

・大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	: 5人
--	------

○勤務形態

①原則として、週1回または週2回分割のいずれかで7時間、年間34週で合計最大238時間勤務する。

②高等学校、中等教育学校は単独校配置とする。

③小中学校については、中学校区配置方式を採用し、学校規模によって単独校区配置かセット校区配置で割り振りする。

・単独校区配置	: 17中学校区
・セット校区配置（2中学校区が1セット）	: 38中学校区
・セット校区配置（3中学校区が1セット）	: 6中学校区

④命に関わる事案やいじめ重大事案等において、スクールカウンセラーの対応が必要な場合には緊急に派遣する。

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒有・☐無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・「新潟市立学校のスクールカウンセラー等取扱要領」「緊急スクールカウンセラー派遣事業実施要項」を作成済み。当該年度の「新潟市スクールカウンセラー等活用事業の概要」と各種様式等を冊子にまとめ、各学校に配付している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・年度初めにスクールカウンセラー等活用事業連絡説明会を開催し、事業概要の説明を行う。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☐有・☒無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者、各学校のスクールカウンセラー担当

(2) 研修回数（頻度）

- ・年間2回

(3) 研修内容

- ・スクールカウンセラー等の効果的な活用についての研修
- ・スクールカウンセラー等の資質向上にかかわる研修

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・資質向上にかかわる研修において講師を招き、「ヤングケアラー」についてオンライン研修を行った。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（☐有・☒無）

○活用方法

(6) 課題

- ・生徒、保護者の相談内容も多様化しているため、今後もスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者の資質向上にかかわる研修会を実施していくこと。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害を抱える生徒の進路について考える保護者のための活用事例（⑨学業・進路⑩発達障害等）

<SCの配置形態：拠点校配置>

(1) 事例の状況

特別支援学級在籍生徒の保護者は、本人が小学校在籍時から、子どもの就職や生活についての不安を主訴に、不定期にSCとの面接を利用してきた。

(2) 対応の実際

中学校進学時、小学校と同じSCであることが分かり面接を申し込んだ。SCは、保護者が卒業後の進路を具体的に考え、葛藤しつつも現実的な判断をしていくプロセスに寄り添った。学校は、SCと情報共有しながら、学校での生徒の様子を保護者に伝え、家庭での関わりを助言し、保護者をサポートした。保護者は本人の実態を受け入れ始め、将来の不安は変わらないものの、面接で語られる内容が自身の子育てや生き方を考えるものに変化し、本人への接し方や思いが変わってきた。

(3) その後の状況

面接がない時期もＳＣと学校は、本人・保護者の様子を共有、適宜コンサルテーションを実施することで、不定期に入る保護者とＳＣの面接もスムーズに実施できている。

【事例２】子どもの抜毛症に対する不安を抱える母親への支援のための活用事例（⑥家庭環境、⑧心身の健康・保健）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

（１）事例の状況

小学生Ａの母親は会社の事情により離職（すぐに再就職）、同じ時期に離婚と身内の不幸が重なった。Ａはその事情の詳細を知らなかった。２人暮らしのため母親と過ごす時間はほとんどなく、時々訪れる祖母が食事などの世話をしていた。母親がＡの抜毛に気づいたときには広範囲に広がり、医療機関を受診することになった。

（２）対応の実際

学校の依頼を受け、スクールカウンセラーが母親のカウンセリングを担当し、母親に以下を提案した。

① 母親への心理的支援

母親が自分自身の大変さを人に話すこと。母親には職場の同僚を含め数人のママ友がおり、気軽に愚痴を聞いてもらえる環境が確認できたので、まずは自分自身の心理的負担の軽減を提案した。

② 安心できる雰囲気

子どもの前では、できるだけ仕事に意欲的な態度を示すこと。母親は離職後すぐに自身のキャリアと資格を生かせる仕事が見つかったことから、母親個人の生きがいにつながると考え、まずは母親の安定した態度で家庭内の雰囲気を明るくすることが重要と考えた。

③ こまめな注目

Ａの抜毛行為の機能は自己刺激と考えられた。そこで、こまめに（定期的に）「いつもあなたを見ているよ」という声かけ、アイコンタクト、スキンシップ（社会的強化子による快刺激の提供）の実施を母親に提案した。気が付いた時ではなく、Ａと一緒に時には５分おきぐらいにこの行為を実施する。

④ 代わりの行動

Ａ自身には、次の提案をした。退屈なときは、「お母さんにして欲しいこと」を一枚の付箋に書き壁に貼って、母親が帰宅したら一緒に剥がして読んでみるようにする。

（３）その後の状況

数か月後の面談で母親からの報告は次の通りであった。母親は提案通り、自分の悩みや不安をママ友や職場の同僚に話すようにした。学校の教頭先生も同じように話を聴いてくれた。周囲の人たちは母親の境遇をよく理解し、聴き役に徹してくれた。新しい職場の仕事は、自身の資格を生かせるため、すぐに慣れて意欲的に仕事できた。そのおかげで気持ちに余裕ができ、こまめにＡに話しかけることができた。Ａもひとりの時には付箋に書くことができるようになった。面談から１か月程で抜毛行為が減少し髪が復活し始め、全く気にならない程度まで回復した。その後も母子ともに安定した状態を維持している。

【事例３】同居する祖父の介護に悩む児童のための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜ＳＣの配置形態：拠点校配置＞

（１）事例の状況

小学校男子児童。進級して間もなく教室に行けなくなった。毎朝のように体調不良を訴える。別室において一人で学習することは困難で、常に誰かに話しを聴いてほしい、構ってほしい気持ちが強い。教頭先生に紹介され、来室。初回面談では、友人関係の不満を話した。途切れることなく次々に話をする。スクールカウンセラーの話は入っていかない。回数を重ねていくうちに、祖父の介護を手伝っていることを告白。祖母が主に担っているが、祖母の負担を心配し、食事の介助、おむつ替えなどを行っている。何かあると祖父が

チャイムのようなものを押すが、その音を聞くとドキドキする。家にいても落ち着かないと怒り口調で話した。また、祖父母の息子である本人の父親が介護に無関心であることに強い不満がある。手伝っている本人に労いの言葉をかけることもなく、教室に行けないことを強く叱責する。母親は本人の気持ちに寄り添い、感謝の言葉を述べてくれるが、父親に対しては遠慮して何も言えない。

(2) 対応の実際

「家族が協力し合っていれば、ストレスが減るし、怒りも減る。」という本人の言葉から、家庭で安心感が得られず、常にストレスを抱えている状態。そのストレスが身体症状として表れており、教室で過ごすエネルギーも枯渇している。ヤングケアラー事例にあてはまることから、管理職に報告。校長、教頭、担任、スクールカウンセラーで今後について検討した。母親は本人に理解を示していたので、スクールカウンセラーが面談し、本人の頑張りを認める声かけなどを依頼した。校長、教頭、担任、母親の面談も数回行われた。面談や先生方との検討会を重ねる中で、家庭内の調整が本人の安定につながるという結論に達し、本人の希望を確認したのち、校長判断によりスクールソーシャルワーカーを介入した。

(3) その後の状況

スクールソーシャルワーカーの介入により、父親の気持ちに変化が表われた。学校での面談に母親と参加するようになり、本人への対応も変わった。祖父の介護については、福祉サービスを見直し、祖母の負担軽減を図った。本人は少しずつ教室に入れるようになり、現在は問題なく登校している。

【事例4】教職員の資質向上のための活用事例(17 校内研修) <拠点校配置>

(1) スクールカウンセラーを講師とした校内研修の実施

教職員が教育相談週間や個人懇談会で保護者と望ましく関われることを目指した研修会を、学校がスクールカウンセラーに依頼した。

具体的な内容としては、前半は問題が生じた後に保護者と学校との共通認識にズレが出た場合の保護者対応について行われた。保護者が怒りの感情をもつ時の心理状態と、その時に対応する教職員がとるべき基本的な態度や言動を中心に研修を進めた。後半はスクールカウンセラーが想定した事例をもとに、グループに分かれ、怒りやネガティブな感情をもって話し合いに来校する保護者の対応の仕方を、ロールプレイ形式で学習した。

その後、研修会全体の質問をスクールカウンセラーが受け、フィードバックしながら終会した。

【事例5】該当する事例なし。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

①活動実績

- ・スクールカウンセラー等の対応人数は、児童生徒 2,706 人、保護者 2,278 人、教職員 1,775 人

②成果

- ・スクールカウンセラー等配置の効果

全167校中、「事案はあったが、スクールカウンセラーを活用しなかった」「事案事態が発生しなかった」と回答した学校を除いて、「効果があった」とした回答した学校の割合は、「不登校」98%、「いじめ」97%、「家庭問題」96%であった。児童生徒及び保護者に対して、スクールカウンセラーが有効的に活用されていた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・スクールカウンセラー等の力量に差がある。
- ・約半数の学校がカウンセリング時間の増加を希望している。一方で、配置されたスクールカウンセラー等を有効に活用できていない学校も見られる。

<課題の原因>

- ・スクールカウンセラーを活用したが、「効果がなかった」とする学校がある。
- ・学校とスクールカウンセラーとの連絡調整がうまくいっていない。

<解決に向け実施した取組>

- ・研修内容を工夫し、資質向上に取り組んだ。
- ・ガイドラインを活用しながら、1回目の研修においてスクールカウンセラー担当者とスクールカウンセラーで配置の日程、時間を調整した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・多様な相談に対するためのスクールカウンセラーの資質向上。
- ・「事案はあったが、スクールカウンセラーを活用しなかった」とする学校も多く、より一層スクールカウンセラーの有効的な活用を目指す。

<課題の原因>

- ・ヤングケアラーや性的マイノリティ等、今後児童生徒や保護者からの相談が増加していく中で、それに対応しカウンセリングを行う上での資質向上は必須である。
- ・「いじめ」「不登校」については、解消後であっても児童生徒へのこころのケアは必要であり、スクールカウンセラーの活用を促していく必要がある。

<解決に向けた取組>

- ・資質向上にかかわる研修において、児童生徒の実態に合わせた研修が積めるようにする。
- ・年度初めの研修において、「いじめ」「不登校」等の事案についてより一層スクールカウンセラーを有効かつ効果的に活用するように促していく。

静岡市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

スクールカウンセラーは専門性を生かし、児童生徒や保護者が抱える悩み・不安・ストレスを直接和らげるだけでなく、個々の対応の仕方についての助言等を通して、教職員及び教育相談員の対応能力と学校の教育相談機能を高め、問題行動の未然防止や早期発見・早期解決を図ることを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・希望調査を実施して、学校並びにスクールカウンセラーの希望に添った配置を行う。
- ・可能な限り、中学校区内の小中学校に同じスクールカウンセラーを配置する。
- ・小規模の小中学校においては、年間計画を作成し、その要請に応じてスクールカウンセラーを派遣する。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数（36名、複数校兼務あり）

小学校	: 34人	中学校	: 29人	高等学校	: 2人
中等教育学校	: 0人	特別支援学校	: 0人	教育委員会等	: 1人

配置校数

小学校	: 69校	中学校	: 37校	高等学校	: 2校
中等教育学校	: 0校	特別支援学校	: 0校	教育委員会等	: 1箇所

資格

1 スクールカウンセラーについて（複数資格者あり）

- ①公認心理師：34人 ②臨床心理士：24人 ③精神科医：0人 ④大学教授等：2人
⑤上記以外の者で自治体等が認めた者：0人

2 スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者・・・1人
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者・・・1人

主な勤務形態

配置校	中学校6校（週1日・1回8時間）	中学校31校（週1日・1回6時間）
	小学校68校（月2日・1回6時間）	高等学校2校（月2日・1回4時間）
要請校	中学校1校と 学校9校 小中学校5校（要請に応じて派遣）	
教育委員会	1箇所（月1日・1回5時間）	

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（有）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・静岡市スクールカウンセリング事業ガイドラインを策定し、毎年更新している。
- ・毎年4月に行われる第1回静岡市スクールカウンセリング事業連絡協議会にて、スクールカウンセラー、教育相談員に配布し、周知を図っている。（全小中学校教頭にはガイドラインを送付しての周知）

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・校内連絡会や校内研修において、教職員に対しコンサルテーションや指導助言を行っている。

(5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（ 無 ）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

スクールカウンセラー、教育相談員、教頭、生徒指導担当教員

(2) 研修回数（頻度）

- ・年2回（4月、1月）行われるスクールカウンセリング事業連絡協議会（全SC対象）
- ・新任スクールカウンセラーは、4月にオリエンテーション、8月にスーパーバイザーとの面接実施
- ・年3回（4月・7月）行われる緊急サポートチーム会議（緊急サポートチーム6名対象）

(3) 研修内容

- ・事業報告（本事業の成果と課題、来年度の事業について）
- ・子ども若者相談センターの支援とその実際
- ・SOSの出し方に関する教育について
- ・自殺予防に関する普及啓発協議会伝達講習

(4) 特に効果のあった研修内容

自殺予防に関する普及啓発協議会の伝達講習で、国立精神・神経医療研修センターの松本俊彦先生による講義の内容を伝達した。リストカットをする児童生徒への対応や、その心理的メカニズムなどについて知るとともに、自殺のリスクに早期に気づき対応するという意識が高まった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（ 有 ）

○活用方法

- ・スーパーバイザーの設置 有り（月1回5時間、教育委員会に勤務）
- ・面接または電話での、各スクールカウンセラーへのスーパーバイズ
- ・新任スクールカウンセラーへのスーパーバイズ（8月に実施）
- ・連絡協議会における講話
- ・緊急サポートチームとしての学校対応における指導助言

(6) 課題

研修が年2回の連絡会のみとなっており、教育相談に関わる職員が新しい知識を得たり、スクールカウンセラー同士が互いに高め合ったりする機会が少ない。スクールカウンセラーや教育相談に関わる教員が研修する機会を増やす必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】いじめ被害による登校不安を抱える児童への支援のための活用事例（①不登校、②いじめ問題）

＜SCの配置形態：単独校配置（いじめ・不登校対策重点配置）＞

いじめ被害によって登校することに恐怖感を感じるようになった児童への支援。いじめが発生し、学校もそれについて対応して、当該児童同士の謝罪なども行ったが、いじめ行為がしばらくの間続いた。謝罪後もいじめが続いたことで、いじめがなくなった後も本人は安心することができず、次第に不登校になっていった。学校がSCにつなぎ、継続的にカウンセリングを行うこととなった。カウンセリングの中で、本人と保護者から、困った時に相談できない、相談できないことがいじめの深刻化につながっている、相談できていない児童は他にもたくさんいるという旨の発言があった。SCは学校と相談し、SOSの出し方授業の日程を変更して、急遽行うこととした。当該児童本人やその保護者は、SOSの授業をやってくれたことで、SOSを出すだけでなく、教員の受け止めも変わるのではないかと安心感をもった。その後、継続的にカウンセリングを続けながらも、徐々に登校ができるようになった。

【事例2】自殺企図のある生徒への支援のための活用事例（①不登校、⑥家庭環境）

＜SCの配置形態：単独校配置＞

母子家庭で母を亡くした生徒への支援。祖母に引き取られ、祖母の努力もあって学校へは通っていたが、次第に遅刻が多くなり、欠席も増えていった。また、友人との関係も狭くなり、特定の友人意外とはコミュニケーションをほぼ取らなくなった。学校は、本人が落ち着ける部屋を作り、SCと養護教諭が連携して支援にあたった。本人から、母を亡くした心の内や、自分も死にたいと考えていることが聞き取れたため、祖母と相談し、入院することとなった。入院中は教頭と養護教諭、SCで病院とのケース会議を行い、退院後の対応について検討した。SCはカウンセリングを継続するとともに、学校職員に対して当該生徒への対応についてアドバイスをして、学校の支援体制を整えた。

【事例3】家出を繰り返す生徒への支援のための活用事例（⑮性的な被害）

＜SCの配置形態：単独校配置＞

母との不和から、家を飛び出してしまう生徒への支援。家出を繰り返し、補導されてしまうため、母親が困ってSCに当該生徒をつないだ。カウンセリングを繰り返すうちに、当該生徒は家庭環境の悩みに加え、インターネットで知り合った数人の成人男性と会っており、性的な被害を受けていることを話した。SCは学校に相談し、学校は補導の際に関わっているサポートセンターに連絡した。その後、当該生徒は一時保護となった。

【事例4】ソーシャルスキルを高める授業のための活用事例（⑱教育プログラム）

＜SCの配置形態：単独校配置＞

社会性と情動の学習プログラム（小学校低学年向け）

ねらい：自分の意志を示すには「はい」と「いいえ」があることを知り、自分の意志を伝えることができるようになる。

表情クイズ用のカード、「はい」と「いいえ」で答えられる質問が書かれたプリント、ロールプレイの台本を使って、「はい」と「いいえ」で自分の気持ちを伝えられるトレーニングをする。自分の感情を伝えるトレーニングをする中で、相手にも感情があることを理解し、相手の感情も想像しながら発言する力を高めることができた。SCが中心となって授業を行うことで、ロールプレイの際に専門的な知見から児童へフィードバックすることができた。

【事例5】家出を繰り返す生徒への支援のための活用事例（⑲教職員との役割分担）

＜SCの配置形態：単独校配置＞

入学から長期に渡り行われている家庭への支援。児童は発達障害をもっており、母親は育て難さを感じていた。母親は元々精神疾患を抱えており、児童の育て難さに対応できず、暴力を振るってしまうことがあった。SCは長期に渡り、児童の特性や現在の状況を母親へフィードバックし、お互いにストレスのかからない適切な対応の仕方についてアドバイスを行った。同時に、SSWと連携し、福祉サービスへとつなげ、母の子育ての負担を軽減した。学校は、SCのアドバイスを基に、本児への接し方、宿題の出し方などを工夫し、学校での表れの安定化を図った。母が児童に対して適切な認識ができるようになったこと、子育ての負担が軽減したこと、本児の学校生活が安定したことで、母が本児童へ暴力を振るうことはなくなった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

●対応実績

	対応数	効果が見られた数	効果が見られた割合
教職員への助言	23,381 件	20,316 件	86.9%
児童生徒との面談	4,061 人	3,798 人	93.5%
保護者との面談	3,918 人	3,741 人	95.3%

対応数に対して、SC や教職員が「効果があった」と感じた件数や人数の割合は、いずれも 8 割を超えている。特に、直接面談をしたケースについては高い割合で効果が見られている。

●文科省重点配置に関する個別の相談件数

	対応数	効果が見られた数	効果が見られた割合
いじめ	390 件	345 件	87.9%
不登校	5,350 件	4,499 件	84.1%
貧困	268 件	222 件	82.8%
虐待	598 件	524 件	87.6%

相談内容ごとに分けた場合も、全ての内容で 8 割以上の対応数に効果が見られた。

<評価方法>

- ① 業務実績簿（毎月提出）において、8 項目についての件数とその効果について集約。
（・学校職員への助言 ・児童生徒との相談 ・保護者との相談 ・教育相談員への助言 等）
- ② スクールカウンセラー、教育相談員、配置校を対象に調査票を活用しての評価を実施。
（・校内連絡会が定期的に行われているか ・支援計画を作成しているか 等）

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和 3 年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

公認心理師や臨床心理士など、資格のある SC の確保と小中学校への配置時間の増加または維持が課題である。また研修会の機会を現状年 2 回から、令和元年度実績の年 3 回とする。

<課題の原因>

公認心理師や臨床心理士の資格取得者を採用することにより報酬額が増加した。また、会計年度任用職員へ移行することにより有給休暇制度も取り入れられたため。

<解決に向けた取組>

児童生徒や保護者との相談や学校職員への助言に必要な配置時間に影響が出ないように、予算拡充を行う。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

小中学校への配置時間に余裕がなく、カウンセリングだけで時数の上限に達してしまい、教職員へのコンサルテーションに時間を割くことができていない。カウンセリング希望に対しても全てには対応できていない。

<課題の原因>

予算の関係上、学校への対応時数が年間 35 週で予定が立てられている。また、市が開催する SC と教職員が共に研修する機会が、年間 2 回しか組まれていない。

<解決に向けた取組>

学校の対応時数を年間 40 週で予定を組むことができるように予算の確保をしていく。加えて、カウンセラーの研修の機会を年間 3 回とし、SC が積極的に学校へコンサルテーションできるようにする。

浜松市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒対象の心理臨床業務等に関して豊かな知識・経験を有するスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を浜松市立小中学校及び高等学校に配置することにより、いじめや不登校等の児童生徒の問題行動等に対応することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・原則として、中学校区で同一のカウンセラーを配置する。
- ・「公認心理師」「臨床心理士」の資格を有することを、応募資格の条件にしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数 54人

○配置校数 小学校96校 中学校48校 市立高等学校1校 教育委員会1箇所

○資格 （1）カウンセラーについて

「公認心理師」 6人

「臨床心理士」 10人

「公認心理師」「臨床心理士」 35人

（2）カウンセラーに準ずる者について

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 3人

○主な配置形態

単独校 6中学校 （隔週1日・1日8時間）（週1日・1日5時間～6時間）

対象校 96小学校 （隔週1日・1日4時間～5時間）

42中学校 （隔週1日・1日8時間）（週1日・1日5時間～6時間）

1高等学校 （隔週1日・1日8時間）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・☐無）

○ガイドラインの内容、周知方法

現在、来年度年度当初より活用に向け、ガイドラインを作成中。年間5回行っているSC研修会の中で研修する。「浜松市スクールカウンセラー事業について」を、毎年4月初旬の研修の際に、スクールカウンセラーと学校担当者に配布。教育委員会担当者から、年度ごとの変更点や、両者ともに理解が必要な点と、スクールカウンセラーと学校担当者のどちらかに特化して説明する部分が、明確になることを意識して説明。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

他の目的で開催される研修の中で、スクールカウンセラーの活用について触れる機会をつくる。教育相談の研修として開催される「対人関係トレーニング」の講義の際にも、スクールカウンセラーの有効な活用事例を挙げて互いにリンクする部分を紹介し、その有用性について教職員に伝える機会をつくっている。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☐有・無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- ①全てのスクールカウンセラー
- ②新しく任用したスクールカウンセラー

（2）研修回数（頻度）

- ①全てのスクールカウンセラーを対象に、S C研修会を年間5回開催。
- ②新しく任用したスクールカウンセラーを対象に、新任S C研修会を年間3回開催。

（3）研修内容

①S C研修会年間5回

- 第1回 子どものメンタルヘルスサポーター養成研修 浜松市精神保健福祉センター
- 第2回 就学支援について 教育総合支援センター 大石 敦士 氏
- 第3回 浜松市S Cガイドラインについて
- 第4回 浜松市S Cガイドラインについて
- 第5回 スクールソーシャルワーカーとの連携 平川 悦子 氏

②新任S C研修会年間3回

- 第1回 S Cの業務について 浜松市S Cスーパーバイザー 野呂 耕助 氏
- 第2回 S C相談記録の書き方について 浜松市S Cスーパーバイザー 野呂 耕助 氏
- 第3回 事例検討 事例を持ち寄り、対応を検討

（4）特に効果のあった研修内容

参加者の意欲的な態度が、全ての研修の機会で見られた。特に、「浜松市S Cガイドライン」の内容確認、周知においては、多くのS Cから問題提起が挙げた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 （ ☒ 有 ・ 無 ）

○活用方法

スクールカウンセラーへの助言や、緊急性のある事象への対処法の伝授。学校を訪問して、スクールカウンセラーの後方支援や教職員への助言をしている。また、特に緊急性のある場合は、医療への繋ぎを迅速に行っている。

（6）課題

それぞれの研修は、その時々において必要であると判断される内容を選んでいる。例年、継続していかなければならないものは、そのままのテーマにしつつも時の流れに沿うものにしたり、丁度その時にタイムリーなものを精選して参加者の興味を引き研修を受けて満足感を得られるようなものにしたりするなど、学校教育を巡る状況が早く大きく変わりゆく中でニーズの読み取りを正確に行うことが、これからの課題である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①不登校、④友人関係）＜SCの配置形態：単独校配置・対象校配置・教育委員会等配置＞

中学1年生男子。支援級に在籍しているが、学校生活のリズムになじめない、友人に一方的に色々言われてしまい、うまく反応できず、不登校状態となった。本人の困り感を理解すること、学校内でのつながりを増やすことを目的にSCとのカウンセリングを開始。刺激を減らすよう、放課後に時間を設定した。はじめは緊張していたが、少しずつ、「何を指示されたか分からなくて困る時がある」「一方的に言われると、どうしていいかわからなくなる」など、話が聞かれるようになった。困り感に関しては、担任はじめ学校側と共有し、再度、視覚支援や、本人への伝え方などの助言、環境調整を行った。本人の安心感も少しずつ増え、登校時間ものびてきている。

【事例2】保護者支援のための活用事例（⑥家庭環境）＜SCの配置形態：単独校配置・対象校配置・教育委員会等配置＞

小学6年生女子。行き渋りが見られたことを契機に両親とカウンセリングを開始。父親は仕事中心の生活で子供とあまり関わる機会を持てないでいた。そのため、どう接していいかわからず、子供が行き渋ると、時折怒ってしまうこともあった。怒るかわりから褒めるかわりへシフトしていくために、両親にペアレントトレーニングを提案、実施した。徐々に子育てに対する困り感が軽減され、親子の関係改善がみられている。

追加【事例1】【事例2】他機関（医療機関）との連携のための活用事例（⑧心身の健康・保健）＜SCの配置形態：単独校配置・対象校配置・教育委員会等配置＞

中学3年生女子。食事がとれない。食べても吐き戻しがあるという症状があったため、医療機関に受診。本人、保護者の了承のもと医療と連携をしながら症状を把握し、学校生活においても運動制限や給食指導等、身体面の状況に沿った対応ができるよう校内委員会や学年の打ち合わせで共通理解を図った。治療中も受診経過を見ながら医療と連携してカウンセリングを実施。学校生活や家庭生活での不安や焦り、イライラ等への相談にものりながら支援を継続した。その後、回復傾向が見られている。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SCの配置形態：単独校配置・対象校配置・教育委員会等配置＞

中学1年生女子。クラスメイトとのトラブルの翌日から頭痛、腹痛などの身体症状が出現。その後不登校傾向となった。担任のすすめでカウンセリングを実施。父子家庭であり、父親は仕事が忙しく家事はほとんど、本人がやっていた。また、発達特性の強い小4の妹のお世話もしていた。父親、本人の了承をえて、学校内で情報共有した。本人が、いつでも相談できるよう、担任、部活顧問、養護教諭、SSW、SCを中心として支援体制を整えた。また、福祉サービスにもつなぎ、特に妹が放課後等デイサービスに通所することで、本児の負担を軽減していった。

【事例4】心理教育のための活用事例（⑫教育プログラム）＜SCの配置形態：単独校配置・対象校配置・教育委員会等配置＞

小学校4年生を対象に、ストレスマネジメントの授業をスクールカウンセラーと担任で実施した。教材は、浜松市精神保健福祉センターが作成したものを使用。教材を使用するための研修会も実施したうえで授業を行った。内容は①ストレスに関連する用語（ストレス、ストレスラー、コーピング等）の解説。②ストレス反応が起こるまでの仕組み。③ストレスがかかっているときのサイン。④ストレスに対処するための方法（コーピング）。となっている。絵本のストーリーを通して中身にふれていくこと、参加型であるため、実際に体験しながらストレスの対処について学ぶことができる。また、呼吸法や応用行動分析のやり方などストレスの対処を学ぶことで、対人トラブルの減少、思春期以降の様々な精神疾患などの予防の一助となると考え実施している。

【事例5】⑬教職員とSC等の役割分担

SC勤務日放課後に、その日に行ったケースについて担任や管理職と情報共有をおこなったうえで、いくつかケースをピックアップし、ケース検討会を行っている。参加者は、担任、養護教諭ほか、希望者となっている。ケースを通して、子どもの背景にある問題を理解し、支援の方向性を考えていくとともに、SC、教員にとって研修の場となっている。また、年に1回夏休み時に全職員を対象とした研修会を行っている。テーマは、担当教員と相談し、教員が今困っていることをテーマに、SCが講義やグループワークを行っている。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

「スクールカウンセラー実態調査」によると、

「スクールカウンセラーを十分に活用できているか」の質問に対し、

「活用できている」と答えた学校は、92%

「自校の相談体制の充実が図られているか」の質問に対し、

「充実が図られている」と答えた学校は、95%

「スクールカウンセラーと教職員の情報交換がスムーズにできている」

「できている」と答えた学校は、90%

「ケース会議を含む、研修会の実施件数」 316件

「不登校を改善できた、または改善しつつあるケース」 316件

「いじめを改善できた、または改善しつつあるケース」 75件

「その他問題行動を改善できた、または改善しつつあるケース」 62件

以上の結果より、スクールカウンセラーが学校に配置されて有意義な活用がなされているのと同時に、教職員と連携して児童生徒と接していることがうかがえる。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

学校からの時間増を望む声が多くなっている。

小学校への配置拡大とともに、過去の実態に合わせた時間配置にも配慮していく

<課題の原因>

小学校での相談希望が年々増加

今までは、不登校や問題行動など、中学校における需要が多く、その結果中学校への配当時間は、小学校に比べて多いものになっていた

<解決に向けた取組>

中学校区への、時間の配当の仕方を工夫した。中学校区の中で、小学校・中学校の別なく、過去の実態に応じて、配当時間の中で自由にやりとりができる裁量時間を、年間で配当した。その結果、小学校で相談件数の増加があっても、中学校区全体で時間を融通できたため、迅速な対応をすることができた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

小学校からの時間増を望む声が多くなっている。

スクールカウンセラーとの面接相談に苦勞してつなげたケースが、1回で終結してしまう場合がある。

<課題の原因>

生徒指導上の諸問題が低年齢化して、小学校での相談希望が年々増加している。

学校担当者とスクールカウンセラーとの打ち合わせが不十分。また、スクールカウンセラーの専門的な技

量の欠如。

<解決に向けた取組>

必要な学校に十分な時間が配当できるように、過年度の実績を踏まえた配置時間の割振りとする。

事前打ち合わせの徹底を学校へ求める。

スクールカウンセラーの技量の向上にむけ、研修会の内容を組み立てていく。

名古屋市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

本市では平成26年度から、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に寄り添って総合的に支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等4職種による「なごや子ども応援委員会」を設置している。その中でスクールカウンセラーに関しては、心理教育等の観点に基づく、未然防止のための授業や学校生活全般に対する援助、児童生徒に対する相談・カウンセリングを主な目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内を12のブロックに分け、各ブロックの中学校1校（1つのブロックは高等学校1校）を拠点としてチームを設置している。常勤スクールカウンセラーは1チームに8名～12名（高等学校は1名）を配置。配置された学校では常勤的活動を行い、ブロック内の小学校（高等学校、特別支援学校）では要請を受け派遣的に活動を行う。

会計年度スクールカウンセラーは、小学校では280時間の配置時間数を設けている。中学校ブロック内の小学校には可能な限り同じスクールカウンセラーを配置し、小中の連携ができるようにしている。特別支援学校の5校には、280時間の配置時間数を設けている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○常勤スクールカウンセラー

中学校：110人、高等学校：2名、教育委員会等：5人

【資格】臨床心理士、公認心理師等 【業務形態】週5日 1日7.75時間

○会計年度スクールカウンセラー

小学校・特別支援学校：262校

高等学校：14校（700時間・2～5名／校）

特別支援学校：5校（280時間・1名／校）

【資格】臨床心理士、公認心理師 等

【主な勤務形態】

小学校・特別支援学校（週1日・1回7時間）または（週2日・1回4時間）

高等学校（週1日・1回7時間）または（週2日・1回4時間）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（☒有・無☐）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・「なごや子ども応援委員会活用の手引き」を現状に合わせ改訂し、市内全幼小中高特別支援学校及び関係機関に配布した。
- ・なごや子ども応援委員会の事業内容や、活動内容について記載した広報チラシを作成し、市内小中学校全児童生徒に配布した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

年度初めに学校向けに「スクールカウンセラー活用事業説明会」を開催し、事業のねらいやスクールカウンセラーの職務等について説明している。また各中学校にコーディネーターを配置し、コーディネーター連絡協議会にてスクールカウンセラー等の活用について説明を行った上でスクールカウンセラー等との連携を行っている。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・☒無☐）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

常勤スクールカウンセラー・会計年度スクールカウンセラー

（2）研修回数（頻度）

常勤：年18回程度

会計年度：全体研修年2回、新規採用者研修年3回

（3）研修内容

外部の専門機関や大学の先生等を招き、自殺予防やトラウマケア等の資質向上につながる研修を年複数回実施している。他にも、スクールカウンセラーの職務／教職員との連携／本市の不登校の現状と対策／子ども適応相談センターの事業内容説明・施設見学／人権／いじめ防止基本方針／学校生活アンケートの活用について等多岐にわたる研修を行っている。

（4）特に効果のあった研修内容

アセスメント（見立て）の書き方の基礎を研修として実施し、面談等の記録の書き方について学ぶ機会を設けた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（☒有・無）

○活用方法

常勤のスクールカウンセラーに向けては、支援職を複数雇用している関係で、同僚性が強くなっているため、定期的（学期に1回）に外部の専門家（心理、福祉、司法）に見てもらい、意見を言ってもらうことで、組織の活性化につなげている。また、現場出身の中間管理職として主任を配置し、経験の浅い職員の支援をしている。

会計年度スクールカウンセラーについては、5名のSCSV（スクールカウンセラースーパーバイザー）を設置し、巡回指導を行っている。

（6）課題

- ・在籍年数に応じた研修プログラムの検討

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒への支援のための活用事例（①不登校）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

中学校3年生男子の事例。中学1年生の頃、新型コロナウイルス感染症による休校後に体調を崩し、不登校になった。心配になった保護者から現状改善の相談があり、SCは本人面談と保護者面談を開始した。その際、本生徒が幻視の症状で心療内科に受診していたため、SCは主治医とも支援についての相談を行った。2年生になっても安定して登校することはできず、統合失調症の診断を受けるようになった。しかし、SCは地道に関係を積み重ね、中学3年生の頃には相談室に来ることが増え、進学に向けて特定の授業に参加することができるようになった。

【事例2】希死念慮がある生徒への支援のための活用事例（⑧心身の健康・保健）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

希死念慮があり、物事を悲観的に捉え、クラスで孤立する傾向がある生徒に対しての事例。面談では、本人と自分の物事の捉え方の特徴を話し合い、複数の見方を継続して提示した。クラスでのいじめ事案や孤立した際は、担任とSCが密に連携し、学級の環境を担任が整え、担任が本人へ継続的に声掛けを行いSCにクラスの様子を伝えることで、担任とSCが同じ方向で支援を行う事が出来た。その結果、学級で友人ができ、安心感が増し、「死んではいけない」という思いが生まれ、希死念慮が無くなった。

【事例3】ヤングケアラーが疑われる生徒に対しての支援のための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

本生徒は不登校であり、担任と協働し家庭訪問を行っていた。母は精神疾患を有し、体調不良で外出ができない。本生徒が妹（年長児）の世話、買い物や母の通院同行をすることから、ヤングケアラーが疑われたが、本生徒から負担感の表出もなく、母も家庭内の詳細を語らない。まずはSCが信頼関係を構築し、なんでも話してもらえる存在になることを目指して関わった。半年後、同居者の怪我をきっかけに母から相談が寄せられるようになり、本生徒からも家事を担う負担感や不安が表出された。これを機に家族からの同意を得ることができ、社会福祉協議会や区役所の民性子ども課と連携しながら本家庭を重層的支援体制整備事業担当に繋ぐことができた。また、妹が入学予定であった小学校にも情報提供をし、今後の支援体制の構築をすることができた。

【事例4】教職員へのコンサルテーションのための活用事例（⑪校内研修）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

小2男子の事例。授業中に離席し、他の児童とトラブルになることも多く、ほぼ毎日担任以外の職員がサポートに入る状態であった。本児の対応に困った教職員がSCに相談をし、教職員と子ども応援委員会が連携をして対応することとなった。まずSCとSSWが授業観察をし、本児の特性や感情のコントロールの仕方について担任と話し合った。また、学校からの依頼で学年全体に対してSCがアンガーマネジメントの授業を行った。定期面談や授業観察の結果を担任と定期的に話し合うことで、担任主導の日常的な未然防止活動のサポートを行った。その後、児童の離席は減り、落ち着いて授業を受けることができるようになった。またクラス全体も言動を意識し、落ち着くようになった。

【事例5】教職員以外の職員としての役割のための活用事例（⑫教職員とSCの役割分担）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

発達課題がある子を持つ保護者への対応事例。SCに支援を求めて両親が来校するが、最初は「教職員の支援が得られない」と決めつけ、教職員への不信感を話すばかりであった。そこでSCは本人や母との面談を継続して行い、状況を整理したり、自らの気持ちや表現方法を共に考えたりする場を設けた。それにより2人の気持ちや視点に変化が現れ、当初の学校への不満がなくなり教職員との関係性が良好なものとなった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

相談等対応件数は、子ども応援委員会の常勤全体で、延べ 42,890 件、対象となった児童生徒数は実数で 6,889 人であった。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

人材の確保

<課題の原因>

常勤のスクールカウンセラーについては、採用選考にて試験を課しているが、採用に至る人材の確保が難しくなっている。

会計年度スクールカウンセラーについては、配置時間を大きく増加させたことから、必要な人員の確保に苦慮している。

<解決に向け実施した取組>

公認心理師や臨床心理士などの関係団体や養成課程のある大学院等に働きかけを行い、情報収集や募集情報の提供・広報活動を行った。

<課題の概要>

勤務時間の確保

<課題の原因>

小学校への配置時間が 140 時間または 280 時間とばらつきがあり、少ない時間数の配置校では、十分な連携が取れていない。

<解決に向けた取組>

小学校の勤務時間を 280 時間確保し、勤務時間を拡充した上で連携を行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

スクールカウンセラーとして求められる能力は、多彩に渡る。

また、児童生徒を取り巻く環境は変化しており、継続的な自己研鑽が必要となる。

<課題の原因>

スクールカウンセラーの養成・人材育成の大学院等が少なく、採用に至る人材の確保が難しくなっている。

<解決に向けた取組>

採用後も、引き続き、各種研修を実施するなど職員の質の確保を行う。

京都市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ、問題行動等、多様化する教育課題の未然防止及び早期発見・早期解決のために、一人一人の子どもの実態を把握し、一人一人の子どもに対応した取組を組織的に展開することが緊急の課題である。またそれに留まらず、全ての子どもが様々な困難を乗り越え、自らの個性を生かしつつ、力強く成長するための取組を推進することが求められている。

こうした現状を踏まえ、心理相談に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師・臨床心理士）をスクールカウンセラーとして各学校に配置し、学校の主体的な取組の中で、スクールカウンセラーを機能的に活用し、教育相談体制の充実を図ることを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールカウンセラーの人員確保の点から、1人のスクールカウンセラーが複数の学校を受け持つよう工夫した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

※配置人数について（実人数、ただし校種間での重複あり、年度の途中で退職した者を含む。）

小学校	: 119人	中学校	: 60人
小中（義務教育）学校	: 9人	高等学校（定時制含む）	: 12人
総合（特別）支援学校	: 8人	教育委員会等	: 5人（SV）

※配置校数について（全校配置）

小学校	: 150校	中学校	: 64校
小中（義務教育）学校	: 8校	高等学校（定時制含む）	: 11校
総合（特別）支援学校	: 8校	教育委員会等	: 1箇所

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて（年度の途中で退職した者を含む。）

①公認心理師・②臨床心理士 : 145人 ②公認心理師のみ : 2人 ③臨床心理士のみ : 19人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

任用なし

※主な配置形態について

令和2年度に、一部小規模校を除く全校で年間280時間以上の配置を完了。

単独校	150小学校	（週1日・1回7時間30分を基本とする。）
	64中学校	（週1日・1回7時間30分を基本とする。）
	8小中（義務教育）学校	（週1日・1回7時間30分を基本とする。）
	11高等学校（定時制3校含む）	（週1日・1回7時間30分を基本とする。）
	8総合（特別）支援学校	（週1日・1回7時間30分。）

巡回校 1箇所 ※教育委員会に配置し、必要に応じ随時派遣している。

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ ☒ ・ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

「京都市スクールカウンセラー活用事業の手引き」を年度当初にスクールカウンセラー及び学校に配布している

ほか、「スクールカウンセラー活用事業ガイドライン」を今年度作成し、事業概要や事業開始にあたって整備すべきこと、ＳＶ体制、勤務の管理、配置校の責務等について示している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

令和２～４年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止措置のため実施できていないが、例年であれば６月頃、スクールカウンセラーのコーディネーターを担当する教員を対象とした連絡協議会を開催している。コーディネーター担当１年目の教員は、コーディネートの方法やスクールカウンセラーの役割等基本的な活用方法についての講義を受講し、２年目以上の教員は、グループに分かれ、スクールカウンセラーとの連携状況やコーディネーターとして工夫している点・苦勞している点等をディスカッションし情報共有を行っている。

（５）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・☒無）

【２】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（１）研修対象

スクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカーも参加可能）

（２）研修回数（頻度）

年３回（ただし令和２～４年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催を見合わせた。）

（３）研修内容

生徒指導、教育相談をはじめとする学校教育活動の一層の充実を目指し、教育における重要課題等についての講演を実施し、資質向上を図る。

〔令和４年度 実施内容〕

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実施していない。

（４）特に効果のあった研修内容

—

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（☒有・無）

○活用方法

地域ごとに５人のＳＶの担当を定め、必要に応じ、円滑に職務を遂行できるための助言を行うとともに、学校における諸課題についてのアドバイスやコンサルテーションを行う。

（６）課題

本市スクールカウンセラーは他の職も兼務しており、多くの者が参加できる研修日・時間を設定することが難しい。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校のための活用事例（①）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

コロナ休校明けより登校しにくくなる児童。次第に家庭との連絡もつきにくくなり、児童自身と保護者の状況や意向が分からず、学校としても対応の方向性を持ちにくい状況であった。登校のきっかけの一つとして、ＳＣとの面談を設定。児童本人・保護者との対話の中で、少しずつ本人の意向や保護者の思いが見え、同時に、学校からも本人の状態や意向に沿う登校頻度の提案等ができるようになった。保護者・本人の意思の確認と、学校の対応の摺り合わせを行うことで、本人の不安も軽減し、登校時の達成感も持ちやすくなった。また学校と家庭との連携・連絡も円滑になった。

【事例２】児童虐待のための活用事例（⑫）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

昨年度、保護者からの虐待で通告があった児童について、日常的に問題行動を繰り返すため、学校が対応に困っていた。今年度も家では心理的虐待、ネグレクトが続いていると思われたので、児童相談所や関係機関と連携は取り合いながら学

校でも見立てを行い、本児の虐待のケア・発達検査を行った。検査から本児の特徴がわかり、できることや得意なことを中心に関わったことで、学校生活を意欲的に送れるようになった。その後も引き続き保護者との面談を実施。ケース会議も定期的に行っている。

【事例３】ヤングケアラーのための活用事例（⑯）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

単親家庭の生徒。保護者は心身の不調を抱えながらも生活を支えるために就業。生徒本人は保護者が不調の際は保護者の心身のケアも担っていたところ、生徒自身も不調となり登校が難しくなった。学校として、欠席が続いた場合は、担任が家庭訪問等、細やかな対応で本人と保護者を支援し、ＳＣは、保護者のコンディションに合わせ、面談を実施した。その結果、友人や教員などの支えで、生徒本人は自分のペースで学校へ登校できるようになった。

【事例４】校内研修のための活用事例（⑰）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

毎年、教職員の入れ替わりが多く、コンサルテーションについての認識にばらつきがあるため、ＳＣコーディネーターが主体となって、ＳＣと教職員とのコンサルテーションについての研修会を実施。研修を実施した結果、担任だけでなく、進路担当や様々な教職員からＳＣの意見を求められるようになった。また、コンサルテーションやカンファレンスの時間が校内のスケジュールに組み込まれることとなった。

【事例５】教職員とＳＣ等の役割分担のための活用事例（⑱）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

過年度より不登校傾向であった生徒。生徒が希望する進路の実現に向けて、本人の同意のもと、教室での学習や交流を促す役割を担当が、個別や小グループでの活動を通級担当者が担うとともに、本人のストレスへの気付きや気持ちを整理するためにＳＣが定期的にカウンセリングを行い、校内でのサポート体制を構築した。コンディションの波はあったものの、個別の活動や心身を落ち着ける時間も取り入れた。メリハリのあるスケジュールが生徒自身にも合ったようで、本人の努力や家庭や周囲の支えも相まって、希望進路の実現につながった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

児童生徒、保護者に対するカウンセリングのほか、教職員に対するコンサルテーションや研修の実施等により、不登校やいじめ、問題行動の未然防止や早期発見・早期対応に向けて学校の教育相談体制の構築に繋がった。

本市では、スクールカウンセラーが相談を行った児童生徒及び保護者の延べ人数やスクールカウンセラーがコンサルテーションを行った教職員延べ人数等を集計している。令和４年度においても多くの相談があり、スクールカウンセラーのニーズの高さ、チーム学校の一員としてその役割が広く定着してきていることを実感している。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- （１）児童生徒の課題に対して柔軟かつ即時的に対応することが困難。
- （２）スクールソーシャルワーカーと連携した支援が十分にできないことがある。
- （３）スクールカウンセラーによって、資質やスキル、知識に差がある。
- （４）新型コロナウイルス感染症の動向が読めない中で、安心して相談できる環境づくりや、新型コロナウイルス感染症に関する相談への対応が必要である。

＜課題の原因＞

- （１）スクールカウンセラーの勤務がおおよそ週１日のため。
- （２）スクールソーシャルワーカーの勤務もおおよそ週１日であり、スクールカウンセラーと勤務日が異なる場合があるため。

(3) スクールカウンセラーの人数が年々増加する中で、個々の資質や経験に違いが生じているため。

(4) 感染拡大に伴い不安定な状況が続き、新たな課題が生じたため。

＜解決に向けた取組＞

(1) 手厚い支援が必要な学校を重点配置校として設定し、スクールカウンセラー配置時間数を追加配分することで支援の充実を図った。

(2) ケース会議において、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが同席してともに事例を検討するなど、連携の意識は高まっており、勤務の日時調整などを通じ、効果的な連携が行えるよう取り組んだ。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から研修を実施することはできなかったが、スーパービジョンの実施（コロナの感染状況によっては電話やオンラインでの実施を可とした）や教育委員会が適宜サポートすることによってスクールカウンセラーの活動を支えた。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大に関連し、各種情報や業務指示を随時スクールカウンセラーに発信し、安心して勤務ができるよう努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

(1) 児童生徒の課題に対して柔軟かつ即時的に対応することが困難（継続）

(2) スクールソーシャルワーカーと連携した支援が十分にできないことがある（継続）

(3) スクールカウンセラーによって、資質やスキル、知識に差がある（継続）

＜課題の原因＞

(1) スクールカウンセラーの勤務がおおよそ週1日のため。

(2) スクールソーシャルワーカーの勤務もおおよそ週1日であり、スクールカウンセラーと勤務日が異なる場合があるため。

(3) スクールカウンセラーの人数が年々増加する中で、個々の資質や経験に違いが生じているため。

＜解決に向け実施した取組＞

(1) 手厚い支援が必要な学校を重点配置校として設定し、スクールカウンセラー配置時間数を追加配分することで支援の充実を図る。

(2) ケース会議において、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが同席してともに事例を検討するなど、連携の意識は高まっており、勤務の日時調整などを通じ、効果的な連携が行えるよう取り組む。

(3) スーパービジョンの実施や教育委員会主催の研修会（SC対象）・連絡協議会（SCコーディネーター対象）を開催及びする等のサポートによって、スクールカウンセラーの活動を支える。

大阪市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校などの問題解決を図るため、身近な相談場所として、市立小中学校、義務教育学校に公認心理師又は臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、学校園の生徒及びその保護者からの相談を受けることを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールカウンセラー事業は、平成8年度から開始、令和4年度現在、すべての大阪市立小中学校に「チーム学校」の一員として公認心理師または臨床心理士を配置している。スクールカウンセラーは、いじめや不登校などの問題解決を図るため、学校という身近な相談場所に配置された「こころの専門家」である。

対象は、児童生徒およびその保護者、教職員で、集団・組織を視野に入れ、災害や突発的な事件や事故等の緊急対応、研修なども担っている。

なお、スクールカウンセラーの採用にあたっては、より質の高い人材の確保を目指し、専門性の高い資格に絞り、大阪市ホームページでの公募、選考試験を行っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

- 配置人数 182人
- 配置校数 【中学校】単独配置 127校 【義務教育学校】単独配置 1校
 【小学校】対象校配置 281校
- 資格 臨床心理士、公認心理師
- 主な勤務形態 週に1回6時間、年間35週、年間210時間

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ガイドラインの作成（☒有・☐無）
- ガイドラインの内容、周知方法
 - ・スクールカウンセラー事業に関する活動方針等を冊子としてまとめている。
 - ・校長会等でガイドラインを使って説明を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・スクールカウンセラー担当指導主事が、各学校を訪問し、教職員の理解を促している。

（5）オンラインカウンセリングの実施の有無

- オンラインカウンセリングの実施（☐有・☒無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

大阪市スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年 14 回

(3) 研修内容

回数	日	時 間	研修内容	備 考
1	4 月 7 日	13：30－14：30	ヤングケアラーへのメンタルヘルス支援と学校支援	
2	6 月 23 日	18：00－20：00	緊急派遣	(1 ブロック)此花区 淀川区・港区・西淀川区・東淀川区
3	7 月 5 日	18：00－20：00	緊急派遣	(2 ブロック)北区・旭区・都島区・福島区・東成区・城東区・鶴見区
4	7 月 11 日	18：00－20：00	緊急派遣	(3 ブロック)中央区・浪速区・住之江区・西区・住吉区・大正区・西成区
5	7 月 15 日	18：00－20：00	緊急派遣	(4 ブロック)天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区
6	11 月 18 日	18：00－20：00	地域の課題に合わせた教育プログラム	(1 ブロック)此花区 淀川区・港区・西淀川区・東淀川区
7	11 月 24 日	18：00－20：00	地域の課題に合わせた教育プログラム	(4 ブロック)天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区
8	11 月 28 日	18：00－20：00	地域の課題に合わせた教育プログラム	(3 ブロック)中央区・浪速区・住之江区・西区・住吉区・大正区・西成区
9	12 月 2 日	18：00－20：00	地域の課題に合わせた教育プログラム	(2 ブロック)北区・旭区・都島区・福島区・東成区・城東区・鶴見区
10	2 月 13 日	18：00－20：00	いじめ問題を考える	(1 ブロック)此花区 淀川区・港区・西淀川区・東淀川区
11	2 月 20 日	18：00－20：00	いじめ問題を考える	(2 ブロック)北区・旭区・都島区・福島区・東成区・城東区・鶴見区
12	2 月 27 日	18：00－20：00	いじめ問題を考える	(3 ブロック)中央区・浪速区・住之江区・西区・住吉区・大正区・西成区
13	3 月 2 日	18：00－20：00	いじめ問題を考える	(4 ブロック)天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区
14	2 月 10 日	14：30－16：30	ヤングケアラーを支える ～スクールカウンセラーの支援とは何か～	

(4) 特に効果のあった研修内容

学校で事件・事故等の危機対応が生じた際に、スクールカウンセラーは当該児童生徒等への心のケアを行うが、実際の緊急対応の経験がないスクールカウンセラーもいる。そのため、スクールカウンセラーとして数多くの緊急対応を経験した講師から、危機対応がおこった際の学校の状況、スクールカウンセラーとしての必要な動き、配慮事項等を学ぶとともに、学校連携を図る上での注意点等を整理した。研修は、非常に実践的な内容となり、各スクールカウンセラーの自覚が高まった。なお、令和5年度のスクールカウンセラーガイドラインには緊急対応にかかる指針を追記し、全スクールカウンセラーに周知している。また、今年度は緊急対応にかかる応用編の研修を行う予定である。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・**無**）

○活用方法：個別のスーパービジョンが必要な場合、こども相談センター職員が行っている。

(6) 課題

毎年10名～20名程度の新規採用を行っているため、スクールカウンセラーの未経験者を採用することもある。チーム学校としての業務を担えるスクールカウンセラーの質をいかに担保していくかが課題である。

令和5年度の研修については、さらに実践に役立つ研修の開催、きめ細やかなスーパーバイズの在り方を検討したい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】チーム学校として対応し、改善した事例

(①不登校について) <単独校配置>

不登校の小学2年生(以下X)の保護者(母)からの相談があり、当該スクールカウンセラーは、管理職、担任了解のもと、母と児童Xが信頼している前年度の担任Yをキーパーソンとして対応することにした。登校しにくいXに対し、スクールカウンセラーは母とY教諭と面談し、どんな状況だったらXが来校できそうか話し合った。母からPTAの卓球活動なら来るかもしれないと提案があり、それぞれの役割を確認した。その後Y教諭とスクールカウンセラーが卓球を通してXと遊び、母がXと一緒に帰ることを続けた。Y教諭は現担任にXの状況を伝えて、チーム学校としてXの支援を続けている。

その結果、次年度の始業式、仲の良い友達が誘いに来てくれて一緒に登校する、ということにつながった。

【事例2】いじめを主訴とする6年男児Aの事例

(②いじめ問題) <単独校配置>

「いじめられている。ひとりで帰りたいのに、隣のクラスのBがついてくる。」と訴えてきたAの相談に対して、Bと帰る方向が同じなのではと思ったが、そこは慎重にAの話を傾聴した。

Aの相談は、認知の傾向にマイナス思考が多く、負の反復思考の傾向もあるように感じた。Aの保護者や担任によると、友人との交流の場と量が極端に少ないようでもある。面談日には学校のマイナスイメージを少しでも変えるために以下の方針を立てた。

- ① 発達に応じた遊びを観察し、Aが遊びの楽しさを他の友達と共有できるようにする。
- ② いろいろな観点から質問し、Aの負の反復思考に対して、認知のゆがみを修正して現実検討能力を高める。

結果、いじめられている発言は減り、令和4年の最後の面談日には、友達と肩を組み、相談室を訪れるようになった。

【事例３】教職員と連携をし、性的な被害を受けた生徒への心理支援を行った活用事例

（⑮性的な被害）＜単独校配置＞

中学１年生徒（以下、Ａ）が性的な被害にあった。すぐに、管理職を通じてスクールカウンセラーにも情報共有がなされ、学校全体で見守りをしていた。その後、スクールカウンセリングにつながったが、カウンセリング開始当初は、性的な被害について語られることはなく家族や学校の話が中心であった。Ａは家族や同級生とコミュニケーションが上手く取れていない様子で、相手に伝わらないもどかしさや寂しさを抱えていた。

保護者の窓口は担任教諭が担い、Ａの心理的サポートはスクールカウンセラーと養護教諭が中心に関わるようになった。性的な被害というセンシティブな内容であり教職員の中にも動揺がみられたため、スクールカウンセラーは教職員の思いを受け止めつつ、Ａの心理的状況の見立てを伝えた。学校や関係機関と連携を取りながらそれぞれの役割で現在もＡの見守りを行っている。Ａはカウンセリングの中でスクールカウンセラーの反応を窺いながらも、性的被害に遭った時のことも含め、自身の想いを少しずつ語るようになっている。

【事例４】ヤングケアラーに関する校内研修事例

（⑰校内研修）＜単独校配置＞

本市では、全スクールカウンセラーによる教職員に対するヤングケアラー研修を業務として位置づけた。事前に全スクールカウンセラーを対象とした研修があり、校内研修教材例の配布が行われた。その研修教材をもとに、これまでスクールカウンセラーが経験したヤングケアラーに関する研修や書籍、公開データを参考にして研修資料を作成した。現職教員の対面実施が主だが、参加できない支援員や学生ボランティアにも資料配布した。

当該校は、比較的落ち着いた地域にあり、ヤングケアラーの定義や支援について述べるだけでは実感を持ちにくいことが予想された。そのため、研修では、各自が持つヤングケアラーのイメージが言語化され、人によって捉え方が異なること、ヤングケアラーは身近にいるかもしれないという認識を持つことができた。また、研修を実施したことでスクールカウンセラーと教員の距離が縮まり、教員の理解度、児童生徒への見方や支援の変化がみられた。

【事例５】行動の問題を持つ児童が多い学校での教員との連携の事例

（⑲教職員とＳＣ等の役割分担）＜単独校配置＞

当該校は被虐待児や発達障がい・知的障がいを抱える児童が多く在籍している。暴言・暴力的な行動を取る子どもや授業に参加できない子どもも多く、教職員の負担も大きい。これまでも管理職を中心に子どもの問題行動に対応しようとしているが、個々の子どもに対するアセスメントや虐待による影響についての知識は十分とはいえない状態であった。スクールカウンセラーは教室巡回や担任との情報共有を通じて子どもの情報収集を行い、定期的な養護教諭との情報共有の時間を設定した。得られた情報をもとにスクールカウンセラーが児童のアセスメントを行い、各担任と対応方法について協議した。また、全教員を対象に、トラウマインフォームドケアの観点や対応方法について研修を行った。児童への直接的なアプローチを主とするのではなく、コンサルテーション、研修を中心にした取り組みを行うことで、教員の児童理解や対応方針の決定が促進され、教員負担軽減の一助となったと思われる。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

【事業の実績】

年度末、各学校に対しスクールカウンセラー事業についてのアンケートを実施している。その中で成果報告があった事例について記載する。

- ・学校になかなか登校しにくい生徒に手紙を書いて、毎週時間を決めて面接を予定した成果もあるのか、２学期途中から登校できるようになった。
- ・近年増加して傾向のある不登校生徒、自傷行為を繰り返す生徒、性と体に違和感を持っているＬＧＢＴの生徒など多種多様な相談を受けて適切な対応方法を伝えることで保護者の不安が減少している。

（２）課題と課題解決に向けた取組

① 昨年度（令和３年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

① 配置の拡充

スクールカウンセラーの重要性が高まり、学校現場でもスクールカウンセラーを積極的に活用し、検討会議等にも参加できることが増えている。一方、面談等の時間枠の確保が困難になり、派遣日数を増やしてほしいと希望される学校も多くなっている。

② ヤングケアラーの発見、支援

ヤングケアラーの件は、家庭内のデリケートな問題であり、表面化しにくいとされている。とりわけ、本人が相談に否定的なケースに、どのようにアプローチし、子どもとの信頼関係を構築するのか、また教職員との密な連携により相談ニーズを掘り起こしていくスキルが求められる。支援にあたっては、適切な機関につなぐための情報、コーディネート力も必要となる。

③ チーム学校として、対応できるようにすること

学校だけでは解決できない課題を抱える児童生徒について、教員と本人との関わり方、こどもサポートネットでの助言など、チーム学校の一員として教職員をバックアップする体制の機能強化が必要である。

<課題の原因>

- ① 全公立中学校は週に１回配置が出来ているが、小学校配置はおおむね月一回程度となっており、訪問回数の増加の要望がある。
- ② 学校の問題以外のことであってもスクールカウンセラーに相談することが可能だという意識の醸成が十分ではない。スクールカウンセラーも福祉サービス等の情報を十分持ち合わせていない。
- ③ 限られた勤務日、時間の中でスクリーニング会議に参画する時間の確保が困難である。

<解決に向けた取組>

- ① 市立小学校への配置を中心に、児童生徒が家庭のことを含め、相談できる環境を各区の実情を踏まえて整備した。
- ② 全スクールカウンセラーを対象に、ヤングケアラーの心情や必要な配慮などに関する研修を行った。
- ③ スクリーニング会議の重要性について改めて周知を行い、会議出席への調整を依頼した。

② 今後の課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

① 配置の拡充

スクールカウンセラーの重要性が高まり、学校現場でもスクールカウンセラーを積極的に活用し、区役所等の適切な支援につなぐ「こどもサポートネット」の「スクリーニング会議Ⅱ」に心理面、発達面における助言者としてスクールカウンセラーの参画を開始している。一方、面談等の時間枠の確保が困難になり、派遣日数を増やしてほしいと希望される学校も多くなっている。

② ヤングケアラーの発見、支援

ヤングケアラーの件は、家庭内のデリケートな問題であり、表面化しにくいとされている。とりわけ、本人が相談に否定的なケースに、どのようにアプローチし、子どもとの信頼関係を構築するのか、また教職員との密な連携により相談ニーズを掘り起こしていくスキルが求められる。支援にあたっては、適切な機関につなぐための情報、コーディネート力も必要となる。ヤングケアラーの早期発見、他の専門機関へのつなぎ手としての役割も期待される。

③ チーム学校として、対応できるようにすること

学校だけでは解決できない課題を抱える児童生徒について、教員と本人との関わり方、こどもサポートネットでの助言など、チーム学校の一員として個から集団・組織までを視野に入れ、いじめ、不登校をはじめ、災害や突発的な事件・事故等の緊急対応など、高度な専門性を持つ「心の専門家」として心理的な支援を行う必要がある。

<課題の原因>

- ① 全公立中学校は週に1回配置が出来ているが、小学校配置はおおむね4週に一回程度だったため、訪問回数の増加の要望がある。
- ② 学校の問題以外のことであってもスクールカウンセラーに相談することが可能だという意識の醸成が十分ではない。スクールカウンセラーも福祉サービス等の情報を十分持ち合わせていない。
- ③ 限られた勤務日、時間の中でスクリーニング会議に参画する時間の確保が困難である。

<解決に向けた取組>

- ① 市立小学校への配置を、3週に1回程度の相談体制の拡充も図っているところである。
- ② 全スクールカウンセラーを対象に、ヤングケアラー研修を実施することで各自の理解を深め、令和4年度はスクールカウンセラーによる教職員を対象にした研修を実施した。
- ③ スクリーニング会議の重要性について全校長が集まる場で周知を行い、会議出席への調整を依頼した。

堺市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

子どもたちの臨床心理に関して高度に専門的な知識を有する者等をスクールカウンセラーとして学校に配置・派遣し、不登校や問題行動に対する適切な対応をはじめ、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

中学校・高等学校は全校配置している。小学校は92校中28校の配置である。

未配置の小学校は、必要に応じて中学校区内に配置しているSCを活用している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数について

小学校：28人

中学校：43人

高等学校：1人

配置校数について

小学校：28校

中学校：43校

高等学校：1校

資格について

臨床心理士：6名

公認心理師：6名

臨床心理士・公認心理師：40名

主な勤務形態について

小学校、中学校配置 週1日・1回6時間

高等学校配置 週1日・1回8時間

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・☐無）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・活動方針等に関するガイドライン等はないが、年度当初に連絡会を開催し、活動方針について、教育委員会担当者からの説明とスーパーバイザーからの活動の留意点等についての講話の機会を設けている。
- ・学校園への周知においては、SC配置校や活動方法等について、全学校園に通知文で周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・教育委員会主催の研修を年2回実施、またSC主体の自主研修会を年2回実施している。
- ・年度当初に、全小中学校の生徒指導主事（主任）とSC、SSWが参加する会議を設け、学校と関係機

関の連携強化を図っている。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ 有 ・ ☒ 無 ）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年4回

(3) 研修内容

- ・スーパーバイザーや有識者による講演
- ・情報交換や事例検討

(4) 特に効果のあった研修内容

ケースに対する具体的なスーパーバイズや意見交換

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（ ☒ 有 ・ 無 ）

○活用方法

研修講師

スクールカウンセラーへの指導助言

緊急対応

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーの資質向上に向けた研修の充実
- ・スクールカウンセラーは他の自治体等でも活動しているため、研修等の日程調整が困難

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害支援のための活用事例（⑩）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

小学校児童A（以下、A）

Aの母親は小学校1年時からSCの面接をうける。Aは場面の切り替えがうまくできず、泣いて暴れるなどパニックになることがあり、病院で自閉スペクトラム症の診断を受けた。Aの母親は当初から支援を受けながら社会に出るのではなく、Aが自分自身をコントロールしながら社会生活を送るために今何ができるのか、という視点を持ちながらSCとの相談を継続していた。

Aは学校にだんだんと適応できるようになったが、一方で学年が変わり担任が代わるごとに小さなパニックがあり、その度に母親が学校に説明することが多かった。SCとAの母親との相談の中で、AにつまづきがあったときにA自身がどうやって課題を工夫していくのか、そのためにどんな声掛けが必要かを考え、母親からAに話をした。Aは徐々に母親からの丁寧な声掛けに納得し、家庭の中でも自分をコントロールできるようになった。

Aは高学年になり、自分のことを“ちょっとこじらせているくらい”の人になりたいと表現し、自分が他者からどう見えているか、この場面ではこんな振舞い方がいいのではないかと母親に相談するようになった。“こじらせた”時にはS Cの面接にやってきて、自分の考えのどの部分が周りとずれているのかを整理して次につながるように学習していった。

現在のAは自分で解決方法を決めて乗り切り、それをS Cや母親に報告することができ、おおむねAの目指している人物像に近いところで適応している。

【事例2】不登校改善のための活用事例（①）＜S Cの配置形態：拠点校配置＞

中学校生徒B（以下、B）

Bは中学校1年から不登校傾向であり、2年からS Cと面談をすることになった。

小学校時代の先生への不信感やクラスメイトからのいじめ体験、家族から体調不良への理解が得られないことなどが語られ、ときどき記憶がなくなるという解離症状があらわれていることが語られた。S Cからリラックスできる場所が必要であること、自分の時間をもつことや自分の考えを整理する必要があるという話をし、カウンセリングを継続した。保護者にもBの現状と病院受診について説明し、通院することとなった。

カウンセリングを継続する中で、Bの長所についてたくさんわかってきた。Bは「カウンセリングで、ずっと心に秘めて人に話さなかったことを話してみたら、その体験で傷ついたことも確かだけど、意外と面白い体験をしているなど客観的に捉えられるようになった」と語り、「もっとバージョンアップした自分」になりたいと、高校進学に向けて頑張るようになった。高校は自分に合ったスタイルで通学できる場所を選び合格。最後の面接では「高校は友人をひとりでもいいから作ることが目標。自分のダメなパターンがわかったから、少しバージョンアップした自分で人との関係を頑張りたい」と語れるようになった。

【事例3】性非行から相談へとつながった活用事例（⑮）＜S Cの配置形態：拠点校配置＞

中学校生徒C（以下、C）

Cは前年度に性非行の問題行動があり、緊急医療・関係機関にも来所していた。その経過を教員よりS Cが相談を受ける中で、過去の性被害体験があるかもしれないと推測された。そのことを教員で共有し、保健室などでCが性被害の話題を話すことができるかもしれないため、S Cから今後の対応について教員に伝えた。Cは何度か保健室に行く中で、被害体験を話すようになり、保健室からS Cへとつながった。

CはS Cに対して、日常的に家事を行い下の子の面倒もみており、家庭の中の負担が大きい状態であることや、母の再婚相手から身体的な暴力を受けていたことも語った。Cは身近に適切な父親像がいなかったため、暴力的な関係か、性的な関係を持つことで男性との関係をつくるといった間違った学習をしていた。そのため対人関係においてもCは嫌だと思っている人に対して「いや」ということができず、登下校で不審者につきまといられることもよくあった。S CからはCの周りの男性との関係について「No」と言ってよいこと、家事の負担や家族の中でCさんだけが我慢している状態を受け入れるのではなく、疑問をもってよいことを伝え続けた。

S Cと学校が相談し、性非行の危険性もふまえ母親への介入も必要だと考え、法務少年支援センターにCとCの母親の面接をお願いした。その経過の中で、母親がCを守ろうと心配・努力してきたことがCに伝えられるということがあり、Cと母親の関係が修復されつつある状態になった。性的非行も現在ではみられない。

【事例4】〇〇〇〇のための活用事例（ ）＜S Cの配置形態：単独校配置・拠点校配置・対象校配置・教育委員会等配置（該当するもの以外を削除すること。）＞

該当事例なし

【事例5】暴力行為への行動療法ための活用事例（⑲）＜S Cの配置形態：拠点校配置＞

小学校児童D（以下、D）

Dはクラス開始当初から友人を押ししたり噛んだりすることがあり、5月半ばからその行為は頻発し、ケンカや友人トラブルになることが多々生じるようになっていた。6月に入り、学校は方針を立てるためにS Cを交えてケース会議を行った。

S Cの見立てを教員に伝え、方針を確認した。その中で、暴力行為があった時はすぐに指導、かつ暴力行為がなかった時はすぐに褒めて評価することも指導の必須事項とした。また、Dは言葉の出力が苦手であったため、国語の授業のみ支援学級で受けていたが、その中でスキルトレーニングも取り入れることにした。教師集団の一致した取り組み、担任の粘り強く温かい指導の結果、二学期半ば以降はトラブルが全くと言ってよいほど無くなった。

暴力行為が頻発すると、他の保護者からの苦情や意見も聞こえてくることはよくある。学校として方針を立て、専門家と共に具体的な支援にあたっていることを周知すれば、被害を受けた児童の保護者も落ち着きを取り戻すことが多いが、今回は早期対応ができたため、そこまでの対応は必要なかった。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

令和4年度のスクールカウンセラーの相談件数は、不登校に関するものがもっとも多く、中学校は3,876件、小学校は3,825件で全相談件数の約34%となっている。

スクールカウンセラーが、校内不登校対策委員会等に出席し、情報を共有したり、助言を行ったりすることで効果的な支援方法を計画し、組織的に不登校児童生徒を支援することができた。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

スクールカウンセラーを効果的に活用できるように、各学校において相談体制の確立や研修が必要。

<課題の原因>

スクールカウンセラーの1回の勤務時間が6時間（小・中学校）、8時間（高等学校）のため、教職員による放課後の相談時間の確保やスクールカウンセラーの会議への参加が難しい。

<解決に向け実施した取組>

各配置校の学校等と相談し、学校の状況に合わせて可能な限り勤務時間を放課後の時間に充てるなどの工夫を行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

令和5年度は、全中・高等学校の配置、小学校92校中31校の配置となっている。未配置の小学校には、中学校区のスクールカウンセラーが対応しているが、十分な相談体制が取れているとは言えない。

<課題の原因>

小学校配置の拡充に向け取り組んでいるが、予算上厳しい状況がある。

<解決に向けた取組>

小学校配置の拡充を目指すとともに、中学校区内での効果的な活用方法について検討する。

神戸市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為・いじめ・不登校等の児童生徒の問題行動等は、依然として憂慮すべき状況にある。最近の問題行動等の特徴として、子供たちが内面にストレスや不満を抱え込み、衝動的に行動を起こしたと思われる事例が多く見られる。そこで、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを、小中高等学校等および特別支援学校に配置し、子供たちの心の相談に当たることにより、こうした問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

本市では、平成17年度からスクールカウンセラーを配置している。令和4年度は全中学校（義務教育学校含む）、高等学校・工業高等専門学校に月4回の配置を行っている。小学校（義務教育学校含む）は149校で月4回の配置、残り14校は月2回配置している。特別支援学校についても、月2回の配置を行っている。

心の専門家であるスクールカウンセラーは、専門的な視点に立って、児童生徒や保護者へのカウンセリングを行うほか、教職員へアドバイスをしたり、保護者や地域等の研修会で講師を務めたりしている。また、平成25年度からストレスマネジメントなど、心の健康づくりに関する教育プログラムを児童生徒対象に実施している。

緊急事態発生時には、各校からの派遣要請や教育委員会事務局が必要と判断した場合に、スクールカウンセラー・スーパーバイザーやスクールカウンセラーの緊急派遣を行っている。

新規スクールカウンセラーの採用については、一般公募を行い、書類での1次審査を経て、面接による2次審査を行い、採用を決定している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置校数及び人数（全市立小・中・義務教育・高等・特別支援学校に配置）

小学校	： 163校（義務教育学校前期課程含む）	
中学校	： 82校（義務教育学校後期課程含む）	
高等学校	： 9校（工業高等専門学校含む、配置人数計10人）	
特別支援学校	： 6校	
教育委員会等	： 2箇所（スーパーバイザー2人含む）	261箇所 実人数134名

○資格臨床心理士 128人（公認心理師のみ 4人）

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの作成（**有**・無）

○ガイドラインの内容、周知方法

スクールカウンセラーの職務内容などをうたった「スクールカウンセラー活用事業実施要項」を作成し、配置校悉皆参加の連絡協議会にて配付・説明をしている。また、緊急支援マニュアルを作成し、全配置校に配付している。マニュアルは令和4年度に改訂し、教職員の事務用端末からアクセスできる神戸市教育委員会事務局イントラにアップロードしている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

年2回開催するスクールカウンセラー配置校連絡協議会において、教職員とスクールカウンセラーが一同に集まり、意見交換している。

教育委員会事務局担当者及びスーパーバイザーによる新規任用SCの配置校訪問を年2回行い、配置校でのSCの活用を聞き取ったうえで、さらにどのような活用ができるか学校管理職に提案を行っている。

(5) オンラインカウンセリングの実施の有無

○オンラインカウンセリングの実施（ 有 ・ **無** ）

未実施である。しかし、引きこもり傾向が強く、家族以外の他者と関わりを持つことができていない不登校生などを対象に実施する必要性は認識しており、実施に向けて本格的な検討を進めているところである。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

- スクールカウンセラースーパーバイザー及びスクールカウンセラー
- 教職員（管理職又は校内スクールカウンセラー担当者）

(2) 研修回数（頻度）

- スクールカウンセラー配置校連絡協議会（年間2回）
- スクールカウンセラースーパーバイザー主催による自主研修会（年間3回）

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各回を申込人数に応じて分散開催。

(3) 研修内容

- スクールカウンセラー配置校連絡協議会の内容
教育支援センターや教育相談指導室の活動内容の説明、スーパーバイザーからの講演「より効果的なSCの活動について」、スクールカウンセラー間での意見交換など
- スクールカウンセラースーパーバイザー主催による自主研修会の内容
当該年度の緊急支援体制、新型コロナウイルス感染症拡大禍における各配置校での取り組み状況等の情報交換。

(4) 特に効果のあった研修内容

- 例年、スクールカウンセラー配置校連絡協議会については、教職員とスクールカウンセラーが一同に集まるため、他校の状況を学習できる機会となっている。令和4年度は新型コロナ感染症拡大防止に配慮しつつ、スクールカウンセラーだけ参集して実施、主に間接支援について研修や情報交換を行った。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（ **有** ・ 無 ）：2名

○活用方法

神戸市立青少年育成センターに配置。スクールカウンセラーの相談役に加え、不登校の児童生徒に対するカウンセリングを行っている。また、緊急派遣事案の発生時に、アドバイザーとして当該校の支援にあたっている。

(6) 課題

- 学校職員の一員として、スクールカウンセラーの資質・能力等の向上を図る必要がある。
- 「チーム学校」の視点から、スクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携を深めるために研修を継続していく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】小中連携のための活用事例（⑪小中連携）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

以下のような活用をすることで連携強化に努めている。

- (1) 小中連携した支援による中1ギャップの軽減、スムーズな接続への一助とするため、中学校区内の各小中学校に配置されたスクールカウンセラーと養護教諭等が情報交換を行う機会を設定。
- (2) 教職員では気づきにくい専門的見地から児童生徒の心身の様子や発達障害等につづけるよう、スクールカウンセラーが授業中や休み時間の様子の観察や学校行事等への積極的な参加を図っている。また、適切な支援を行うため、特別支援教育課との連携を推進している。
- (3) 実情を十分に理解した上で子供たちの様子を多角的にとらえ、実態に即した指導につなげるため、スクールカウンセラーの全校での全日配置を検討。また、チーム学校としての組織力を高めるため、スクールカウンセラーの配置校、関係機関、地域等との連携のさらなる推進を図る。

【事例2】児童虐待についての活用事例（⑫児童虐待）

＜ＳＣの配置形態：単独校配置（児童虐待対策のための重点配置）＞

以下のような活用を行っている。

- (1) ＳＣが認知した虐待に関するすべての情報を管理職、養護教諭、関係教員との間で情報共有。
- (2) 児童生徒の安全確保についてＳＳＷ、こども家庭センターや各区役所こども家庭支援室と連携を図り、迅速に適切な支援を行うよう助言。
- (3) 虐待情報があつた児童生徒の保護者及び近親者とのカウンセリングや、児童生徒に表れる行動とその理解・対処についての説明。
- (4) 学校の指導体制や保護者対応について、臨床心理士の視点での助言。

【事例3】性的な被害についての活用事例（⑬性的な被害）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

以下のような活用を行っている。

- (1) 性被害にあつた児童生徒への個別の心のケア。
- (2) 性に関する事案について、動揺が見られる児童生徒及びその保護者に対応する担任など、教職員に向けてのカウンセリングマインドやストレスマネジメントに関する助言及び支援。
- (3) 指導体制について、臨床心理士の視点での校園長への助言。

【事例4】教育プログラムのための活用事例（⑭教育プログラム）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

令和4年度は、のべ103校で教育プログラムを実施した。各ＳＣが勤務校の実態に応じて、教職員と協力、工夫しながら教育プログラムを行っている。10～15分で簡単にできるもの、1単位時間を使ったもの等、形態についても学級・学年単位、学校全体と状況に応じて柔軟に工夫しながら実施した。

兵庫県教育委員会及び神戸市教育委員会が実施した心のケアアンケート調査の結果より、新型コロナウイルス感染症等の影響により、不安やストレスを抱える児童生徒が一定程度いることや、困りごとや悩みを誰にも相談できない児童生徒のストレスが高まっていることが分かった。

このことを踏まえ、児童生徒自身が自らの悩みやストレスを身近な大人や他者に伝えたり、気持ちや体をリラックスさせたりする方法等に関する動画を制作し、神戸市教育委員会のホームページや事務局イントラに掲載、保護者向け情報ツールにより、動画の視聴を広報している。

【事例5】教職員とＳＣ等の役割分担についての活用事例（⑮教職員とＳＣ等の役割分担）

＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

学校経営ビジョンをグランドデザインにして作成する際、ＳＣの役割を「生徒の発達の支援」と明文化し、学校ホームページ上に公表している。また、校務分掌上、生徒指導委員会のメンバーとし、週に1回行われる生徒指導の連絡会に出席している。教室巡回や面談での見立てを教員と情報共有を共有し、教員と協働して児童生徒の支援に当たっている。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

スクールカウンセラーの中学校全校単独配置に加え、小学校においても単独配置校を拡充している。その結果、いじめや友人との人間関係、発達特性、家庭内の問題や虐待、不登校等、多様な相談内容に対して、きめ細やかな対応が可能となり、相談件数の増加にもつながっている。

不登校児童生徒に対しても、スクールカウンセラーの専門的な視点による助言や関わり、学校復帰や未然防止に寄与している。

○神戸市の主な相談人数（令和元年度～令和４年度）

	延べ相談人数	児童生徒	保護者	教職員	その他
令和元年度	67,034人	23.2%	20.0%	55.7%	1.1%
令和２年度	79,205人	24.2%	17.6%	56.3%	1.9%
令和３年度	85,956人	22.8%	16.6%	58.4%	2.2%
令和４年度	98,411人	27.3%	15.8%	54.8%	2.1%

○相談内容区分（令和元年度～令和４年度）

	学校の問題				家庭の問題		発達	その他
	不登校	いじめ	友人問題	教職員との関係	虐待	家庭環境		
令和元年度	16.6%	0.5%	9.0%	3.2%	0.9%	15.7%	12.6%	21.3%
令和２年度	16.7%	0.5%	7.6%	2.8%	1.1%	15.7%	11.8%	25.5%
令和３年度	16.9%	0.4%	8.1%	3.0%	1.1%	14.9%	12.5%	24.6%
令和４年度	16.7%	0.9%	12.1%	3.4%	0.8%	10.6%	16.8%	12.8%

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・小学校へのＳＣ配置を拡充し、単独配置校を増やすこと。また、小中連携しやすい配置の工夫で、学校における教育相談体制の一層の充実を図る。
- ・近年、相談件数が急増している特別支援学校への配置について拡充も検討する。
- ・スクールソーシャルワーカーと連携し、学校だけでは解決困難な子供を取り巻く環境の調整を進める。
- ・教育相談についての広報活動の推進と、学校と相談機関との連携を強化し、教育相談を必要とする子供や保護者が気軽に相談できる体制づくりに努める。
- ・チーム学校の視点からスクールソーシャルワーカーや他の関係機関、地域との連携を深める。
- ・配置校増加に伴うスクールカウンセラーの人材確保と資質向上への研修のあり方を検討する。
- ・緊急事案発生時、派遣に対応できる数のスクールカウンセラーを確保する。
- ・緊急時にスクールカウンセラーが迅速かつ適切に対応できるように、緊急支援マニュアルの改訂を行った。効果的な活用について周知していく必要がある。

<課題の原因>

- ・暴力行為等の問題行動の低年齢化、不登校児童生徒の増加、低学年を中心とした発達課題に関する保護者の不安等、多様な問題による小学校での相談ニーズが年々高まっている。
- ・貧困や虐待等、関係機関との連携支援が必要な事例が増加している。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、児童生徒の不登校が増加し、保護者の不安も増大している。
- ・自死や自死企図等、緊急事案が発生し、緊急時に対応できる人材確保の必要性がある。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・スクールソーシャルワーカーを各区1人以上配置することによって、連携強化に努めている。
- ・学校だよりなどで、スクールカウンセラーを紹介したり、スクールカウンセラーだよりを定期的に発行したりするなど広報活動を行い、児童・生徒や保護者が気軽に相談できる体制づくりに努めている。
- ・スクールカウンセラーの研修を通じて、資質の向上に努める。
- ・改訂を行った緊急支援マニュアルを用いた研修を行う。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・スクールカウンセラーの配置をさらに拡充し、全小学校を単独配置とすること。また、近年、相談件数が急増している特別支援学校への配置について拡充を検討すること。
- ・配置校の増加に伴うスクールカウンセラーの人材確保と資質向上のための研修のあり方を検討すること。
- ・新たに改訂を行った緊急支援マニュアルを、全スクールカウンセラー及び配置校に対して、効果的な活用について周知すること。

＜課題の原因＞

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響やその他児童生徒の不安やストレスの高まりへの対応として、スクールカウンセラーの必要性がさらに高まっている。
- ・全国的にスクールカウンセラーの活用が声高に言われるようになり、スクールカウンセラーの数の確保が難しくなっている状況にある。
- ・スクールカウンセラーの配置拡充を行う際、新規採用のスクールカウンセラーについては、学校現場での勤務経験が乏しいため、資質向上の研修等が必要な状況がある。
- ・ほとんどの学校でスクールカウンセラーは一人配置であり、OJTができる環境に欠ける。

＜解決に向けた取組＞

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による収収減等の状況があるが、スクールカウンセラーの配置拡充を引き続き検討していく。
- ・自主研修会だったスクールカウンセラーの研修を教育委員会主催の悉皆研修とし、内容をさらに充実させる。
- ・新規採用のスクールカウンセラーについては、担当指導主事およびスーパーバイザーを配置校に派遣し、助言や指導を引き続き行う。
- ・クライアント（児童生徒・保護者）のニーズに応じて業務用携帯電話を活用しての電話相談を認めている。今後、オンラインによる面談の実施を進めるなど、対面による相談を原則としながらも、適切な運用方法を策定し、支援につなげていきたい。

岡山市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

小・中・高等学校に「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、いじめ、暴力行為、不登校等に関係する児童生徒及びその保護者のカウンセリングや、教職員への助言及びカウンセリング技法の研修を行い、各学校の総合的な相談体制の充実と指導力の向上を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・岡山市立中学校36校（全37校中）
- ・岡山市立小学校35校（全中学校区の小学校1校に配置）

中学校区内の小学校のうち、問題行動や不登校等の状況を総合的に判断して配置校1校を決定する。

- ・義務教育学校1校
- ・岡山市立高等学校1校（全校配置）

※平成29年度より、配置のない小学校へ、同じ中学校区のスクールカウンセラーが月1回程度勤務する体制とした。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

- ・配置人数及び配置校数について

小学校：配置人数	35人	配置校数	35校
中学校：配置人数	36人	配置校数	36校
義務教育学校：配置人数	2人	配置校数	1校
高等学校：配置人数	1人	配置校数	1校

- ・資格について

＜SCについて＞

- | | | | |
|--|-----|--------|----|
| ①公認心理師 | 49人 | ②臨床心理士 | 5人 |
| ③精神科医 | 0人 | ④大学教授等 | 0人 |
| ⑤上記①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 | | | |

0人

（①②の資格を有している場合は①の資格者として整理している。②④の資格を有している場合は②の資格者として整理する。①②④の資格を有している場合は①の資格者として整理している。）

＜SCに準ずる者について＞

- | | |
|---|----|
| ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 | 3人 |
| ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者 | 1人 |
| ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 | 0人 |
| ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 | 1人 |

（①②の資格を有している場合は①の資格者として整理している。）

- ・主な配置形態について

単独校	29中学校	SC：140時間（1日3.5時間×40週）
	1小学校	SC：140時間（1日3.5時間×40週）
	1義務教育学校	SC：140時間（1日3.5時間×40週）
	1高等学校	SC：140時間（1日3.5時間×40週）
拠点校	1中学校	SC：140時間（1日3.5時間×40週）
	6中学校	SV：220時間（1日5.5時間×40週）
	33小学校	SC：140時間（1日3.5時間×40週）
	1小学校	SV：220時間（1日5.5時間×40週）
派遣校	50小学校	（1日3.5時間×年5～10回程度）

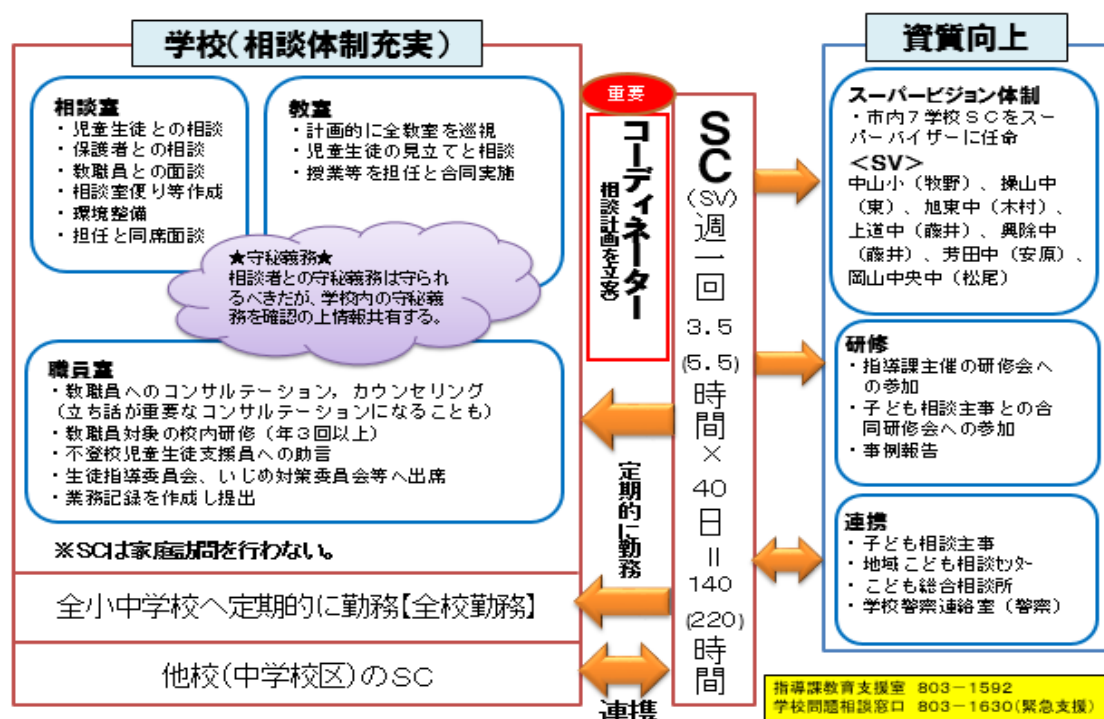
※中学校及び中学校区の小学校に配置することで、効果的な小中連携ができる体制にしている。

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（**有**）・無）

○ガイドラインの内容、周知方法



各学校のスクールカウンセラー事務担当者に対する説明会等で周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

生徒指導担当者や不登校担当者等に対する説明会や研修会において、スクールカウンセラーの役割や校内での連携体制等について周知している。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有・**無**）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

ＳＣ全員

(2) 研修回数（頻度）

年２回

(3) 研修内容

岡山市の学校に見られる諸課題
学校問題の現状と対応について

(4) 特に効果のあった研修内容

学校問題の現状と対応についての研修

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置　（**有**）・無）

○活用方法

経験豊富な７名をスーパーバイザーに委嘱し、経験の少ないＳＣに対する指導助言を行う体制をつくっており、岡山市でのＳＣ経験が３年未満の者を中心に、個人やグループでスーパーバイザーから事例検討を通して助言を受けることができるようにしている。

(6) 課題

- ・緊急支援に対応できるＳＣの人材確保
- ・ＳＣ以外の仕事を持たれている方が多く、スーパーバイズの開催や開始時間等に制約がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】不登校支援のための活用事例（①不登校）＜単独校配置＞

中学生男子のケース。担任から、不登校となり全く登校していない男子生徒との手紙のやり取りを提案された。本人から手紙を受け取った。それに対し、本人の状況を担任より聞き取り返事を書いた。手紙のやり取りを毎週行った。まだ一度もあったことがない生徒であったが、本人からの手紙を何度も読み返し本人像を膨らませ、気持ちに沿った返信を心掛けた。担任にも確認してもらい数カ月やり取りが続いた。

手紙の内容は自身の困っていること、今後に対する不安、人間関係の悩みなど多岐にわたっていた。

ある日、担任の先生へ父親との面談を打診した。父親からの承諾も得られ面談を実施した。父親の気持ち、本人の成育歴、本人の過去の体験等も語られ手紙を通して感じていた本人像がより鮮明になった。父親の不安等も受け止め今後の関わりなども担任と連携して取っていくことを約束した。

その後、担任が本人にＳＣと会ってみたいかと提案し実現した。昼間（他の生徒は授業中）にひとりで登校し面談を行った。特に将来についての不安、夢など様々な話をした。久しぶりの登校でかなりの緊張があったがほかの生徒に会わない工夫を約束し、本人の気持ちに沿った対応を心掛けた。その後、別室登校を実現した。短時間であったが登校できた。次は、週３日の短時間別室登校を計画した。１カ月ほぼ予定通り登校した。２学期の終わりには、教室に入ることができ、少しずつ教室で授業を受けている。別室を居場所（大切なベース）

として教室に上がる体験から少しずつ自信をもち志望校に向けて前向きに努力している。別室においては不登校児童生徒支援員、担任の細かいサポートがあったことも大きな支えになったと考えられる。不登校児童生徒支援員とも積極的な情報交換を心掛けた。また勤務時には別室をのぞいて声をかけ、話をするようにした。

【事例２】児童虐待のための活用事例（⑫児童虐待）＜対象校配置＞

小学生男児のケース。集団が苦手で人目が気になることにより不登校状態になっていたが、現在は送迎により、欠席しながらも短時間登校している。家庭では、スマホ依存の状態であり、現実世界での交友関係はない。秋からは、不眠、気分の落ち込み等のうつ症状を疑うような症状がある。保護者は医療機関を受診させず、医療ネグレクトの疑いがある。また、本人の特性、思春期であること等から、保護者の養育に困難さを感じ、「生まれてこなければよかった。」等の心理的虐待があることも分かった。

この状況について、岡山市こども総合相談所、地域こども相談センター等の関係機関との協議を行った結果、岡山市子ども総合相談所の支援をうけながら、学校が心理的虐待への対応を行うこととなり、保護者の養育上の悩みを聴くことによる負担軽減を目的にカウンセリングを行った。男児の状況は悪化することなく、心理的虐待は改善しているが、根本的な解決には至っていない。学校と福祉関係機関との連携を一層強化し、児童虐待の対応を組織的に行うという認識を共有している。

【事例３】性的な被害への対応のための活用事例（⑮性的な被害）＜ＳＣの配置形態：単独配置校＞

中学生女子生徒のケース。学童期より不安定な面があったが、中学校へ入学してから、不安定さが特に顕著となった。学校でのパニックが頻発し、ＳＮＳによる性被害も起こり、本人・家族共に支援が必要な状況であった。ＳＣ利用や医療機関への受診を拒否されていたが、母親のＳＣ面接が実現した。子どもを支えるために、母自身が安定すること、そのために母自身のケアが必要であることを伝えた。以降、面接を継続することになった。

また、学校での女子生徒への対応として、①不快な感情が高まってきたら、保健室や別室でクールダウンできるようサポートすること、②パニックになる前にコントロールできた手立てを強化すること、③落ち着いてから女子生徒の話を聴きとり望ましい方法を伝えていく等方法を教職員に提案した。パニック等の頻度は徐々に減っていった。

母親のサポートはＳＣ、女子生徒へのサポートは教職員が主に行い、了解を得ながら情報を共有・連携できたことで、母子の安定化、状況改善につながっていったと考えられる。今後は情動の不安定さと共に、性被害によるトラウマケアが必要になることも考慮しつつ、専門機関の情報提供を行う予定である。

【事例４】校内研修のための活用事例（⑰校内研修）＜ＳＣの配置形態：単独校配置＞

年度当初はカウンセリング予約が少なかった。しかし、生徒指導の会議や不登校の会議に参加すると、カウンセリングを必要としているのではないかと思われる児童・生徒、保護者、教職員が多くいると感じた。ＳＣを有効に活用していただくにはどうしたらいいかを考え、「ＳＣとは？ＳＣの活用方法」というタイトルで職員研修を行った。

＜研修内容＞

① カウンセリングでは実際何が起きているのか知る。

「最近イライラしたこと」という題で、ペアで話をした。聞き手がゆっくりと、誠実に、真剣に話を聞くことで、自身の解決する力を引き出すことがカウンセリングの目的であること伝達した。

② カウンセリングの重点について。

- ・共感すること。
- ・教えないこと。

- ・どんな価値観も大切にすること。
- ・様々な立場の人が様々な角度から物事を見ることを大切にすること。

最後に、学校の教育相談体制向上のためにＳＣを積極的に活用するように伝えた。研修後、早速教職員から相談を受けたり、予約が入ったりした。

【事例５】教職員とＳＣ等の役割分担についての活用事例（⑨教職員とＳＣ等の役割分担）＜単独校配置＞中学生女子のケース。部活動の顧問がリストカットに気が付いた。学年団と養護教諭の相談で、ＳＣに繋ぐ方針になった。養護教諭がＳＣへ成育歴等を伝達した。小学生の時は、特別支援学級に在籍していたことから、特別支援コーディネーターが「個別的教育支援計画」をもとに、情報を共有した。以降２週間に１回のペースでカウンセリングを続けた。女子生徒は、気持ちを表現することが苦手なので、カウンセリングに繋いだ担任に感謝していた。年度末に、岡山市こども相談所の担当職員・担任・養護教諭・ＳＣとでケース会議を行い、現状・ＳＣの見立て・岡山市こども相談所の持っている成育歴等の情報を共有し、今後の対処について話し合った。

進級し、１か月に１度のカウンセリングになったが、担任とは、毎週情報共有している。また、養護教諭が「生徒指導係会」と保健室利用の気になる生徒の情報をＳＣと共有している。緊急性がある場合は、管理職にも報告している。部活の顧問、養護教諭、担任へ、週に１回コンサルテーションを行っている。本人の了承を得て、担任・養護教諭とカウンセリングの振り返りをした時に、女子生徒の気持ちを伝えることがある。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

① 相談実績（過去５年間の配置校、相談件数の推移）

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
配置小学校	36	36	36	36	35
配置中学校	37	37	37	37	36
配置義務教育学校					1
配置高等学校	1	1	1	1	1
配置校合計	74	74	74	74	73
相談件数（児童生徒）	3,681	3,710	3,353	3,545	3,383
相談件数（教職員）	6,355	6,598	6,782	5,950	5,261
相談件数（保護者）	2,327	2,393	2,673	2,550	2,797
相談件数合計	12,363	12,793	12,808	12,045	11,441

②学校の評価

- 「ＳＣの配置が不登校や問題行動等の未然防止に効果があった」ととらえている学校の割合
６７％（前年度７２％）
- 「ＳＣの配置が不登校や問題行動等の早期対応（状況に応じた対応）に効果があった」ととらえている学校の割合
７９％（前年度７４％）
- 「ＳＣの指導・助言が学校の相談体制の確立や教職員の指導力向上等に効果があった」ととらえている学校の割合
８６％（前年度７８％）

③ＳＣを活用したケース会議 ２１８件（前年度２３６件）

（２）課題と課題解決に向けた取組

- ①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組
＜課題の概要＞

- ・教職員の対応する事案が複雑化しているため、教職員へのコンサルテーションやカウンセリングを行う際に、様々な法律に関わる知識等が必要となる。
- ・不登校や問題行動等の未然防止や早期対応に向けたＳＣとの連携強化のため、各学校の支援体制のより一層の充実を図る必要がある。

<課題の原因>

- ・法律に関わる知識等に関しての研修の機会がない。
- ・教職員やＳＣに対しての、チーム学校としての支援体制づくりについての周知が十分でない。

<解決に向け実施した取組>

- ・弁護士を講師として、学校の抱える諸問題について法的な視点での研修を実施した。
- ・教職員やＳＣ等への説明会や研修会において、チーム学校としての支援体制づくりについて周知した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・児童生徒の不登校や問題行動のうち、発達障害が背景にある場合、カウンセリングの際に特別支援教育に関する知識が必要である。
- ・複雑な家庭環境を抱えた児童生徒または保護者に対するカウンセリングの際に、様々な法律に関する知識等が必要である。

<課題の原因>

- ・特別支援教育に関する研修、及び学校問題に関連する法律を学ぶ研修が十分でない。

<解決に向けた取組>

- ・インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の充実についての研修を実施する。
- ・学校が抱える諸問題に関連する法律についての研修を実施する。

広島市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応等のために、すべての児童生徒がＳＣに相談できる体制を整備し、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

平成13年度から順次、市立中学校を中心にＳＣを配置拡充し、平成18年度には全ての市立中・高等学校への配置を完了した。

中学校における不登校やいじめ等の減少に向けては、小学校段階からの早期支援の充実が重要であることから、平成18年度から中学校に配置したＳＣを校区内の小学校へ計画的に派遣し、小学校における教育相談体制の充実を図っている。

平成23年度からは特別支援学校にもＳＣを配置し、すべての市立学校へのＳＣの配置が完了した。

平成25年度からは、大きな社会問題となっているいじめの問題や、依然として相当数に上がり、複雑化、多様化している暴力行為等の問題行動や不登校などへの適切な対応や各学校の教育相談体制の強化のため、配置時間を小学校は週2時間から週4時間に、中学校は週6時間から週8時間に拡充した。さらに、令和元年度からは、学校規模による相談件数等の差異を考慮し、27学級以上の小学校に週6時間、24学級以上の中学校に週12時間と拡充している。

また、平成28年度から、「広島市いじめ防止等のための基本方針」において、ＳＣを各学校の「いじめ防止委員会」の構成員とすることと規定していることから、ＳＣが本会議に出席するための時間として、全小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に、年間4時間（2時間×2回）を新たに措置し、令和2年度には年間24時間（2時間×12回）に拡充している。

さらに、令和3年度から、指定校の小学5・6年生、中学1・2年生の各学級を対象に、1学級2時間のＳＯＳの出し方に関する教育（自殺予防教育）を実施しており、令和4年度は、指定校に加え希望校でも実施した。令和5年度に向けては、全市の小・中学校で実施するための措置時間の拡充を計画している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○ 配置人数

小学校	：	62人
中学校	：	58人
高等学校	：	10人
中等教育学校	：	1人
特別支援学校	：	1人

○ 配置校数

小学校	：	141校
中学校	：	63校
高等学校	：	7校
中等教育学校	：	1校
特別支援学校	：	1校

○ 資格

（1）ＳＣについて

- ①公認心理師 68人
- ②臨床心理士 66人
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 1人

⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

0人

(2) SCに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 1人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

○ 主な勤務形態

単独校	7 高等学校	(週1日・1回8時間)
	1 中等教育学校	(週1日・1回8時間)
	1 特別支援学校	(週1日・1回8時間)
拠点校	6 3 中学校	(週1日・1回8時間)
対象校	1 4 1 小学校	(週1日・1回4時間)

(4) スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（ ☒ 有 ・ ☐ 無 ）

○ガイドラインの内容、周知方法

事業の目的、SCの役割、職務及び具体的な活動、学校が行うこと、教育委員会が行うことなどについて示す指針を策定し、各学校に通知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育センターにおいて、全校の生徒指導主事や教育相談担当教員を対象とする集中研修を実施し、その中で、いじめへの適切な対応や不登校への効果的な支援、的確なアセスメントに基づく児童生徒理解など、様々な視点でSCとの連携について触れ、理解促進を図っている。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（ 有 ・ ☒ 無 ）

実績はないが、実施可能であることは各学校に周知している。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

全SC

(2) 研修回数（頻度）

年2回

(3) 研修内容

活動内容やサービス、校内体制への位置づけ方や相談方法、児童生徒や保護者への啓発・広報の方法などについて、スーパーバイザーによる講話やグループ協議等を通して確認し、ＳＣが複雑化・多様化する児童生徒をめぐる問題に的確に対応できるよう、専門分野に係る力量の向上を図っている。

（４）特に効果のあった研修内容

学校いじめ防止委員会等への参加の他、授業観察や家庭訪問等、カウンセリングルーム外におけるＳＣの取組について、取り組むにあたって留意・工夫したことや、取り組んだことによる成果、今後も取組を継続するにあたっての課題等について交流・協議し、より積極的なＳＣの活動についての研修を実施した。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（☒有・☐無）

ＳＣが直面する課題や事例等について、専門的な見地から助言を受けることができるようにスーパーバイザーを１名配置している。

○活用方法

- ① ＳＣが円滑に職務を遂行できるための助言
- ② ＳＣと学校間の諸課題についてのアドバイスやコンサルテーション
- ③ 新任ＳＣへの面接
- ④ ＳＣ連絡協議会の研修講師
- ⑤ その他、緊急の問題が発生した学校への支援

（６）課題

複雑化・多様化している課題に適切な指導・助言をするためには、今後もＳＣの資質能力の向上を図る必要があることから、ＳＣの研修強化を図る必要がある。

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１】医療連携が必要とされる児童に対する活用事例（⑨学業・進路、⑩発達障害等）＜拠点校配置＞

今年度入学してきた、小学１年生男児Ａに関する事例。Ａが入学して１か月後、Ａの担任より、「Ａの学校生活内での振る舞いが気になる、一度じっくりＡの様子を見てほしい」との要請がＳＣにあった。要請後、幾度かＡの様子を見ることで、Ａの発達特性の気になる個所が顕著になってきたため、担任、ＳＣ、教育相談・支援主任（特別支援学級担任）、管理職と特別支援委員会等で協議し、Ａに対する具体的な支援策を話し合い、①短期目標として、Ａの授業中での授業の取組や参加機会を増やしていくこと、②長期目標としてＡの保護者にＡの学校での様子を理解してもらい、ＳＣとの教育相談の機会や専門機関につなげていくことを確認した。

①では、ＳＣから見たＡへの指示の仕方への工夫や、授業に参加していないときのかかわり方について担任に伝えたところ、Ａの授業への参加が増え、Ａの同級生との関わりも増えていく様子が見られた。②では、担任が、Ａの保護者に対し、Ａの学校内で困難に直面していた状況と、Ａに合った特別な指導が功を奏したことを伝えたこと、Ａの保護者とＳＣとの面談が実施できたことによって、Ａの保護者からＡを医療機関に相談させる旨を約束していただくことができた。

【事例２】愛着障害の疑いのある児童に対する活用事例（⑩発達障害等 ⑫児童虐待）＜拠点校配置（虐待対策の重点配置）＞

小学校2年生女兒Bの事例。父親からDVがあり、離婚して母親が育てている。学校では勉強は頑張っているものの、立ち歩いたり、友達にちょっかいを出してしまうという落ち着かない行動が随所で見られていた。学校は、Bが神経発達症の疑いがあることを含め、対応の仕方に苦慮していたため、SCに依頼する。SCがBの行動観察や母親との面談を行ったところ、成育歴から来る愛着の問題も大きく影響しているのではないかと考えたため、愛着障害に関する資料を作り、学校や母親に説明や対応の仕方を伝えた。また、Bの問題行動があった時は、Bの気持ちをしっかり聞いてあげる・叱るよりほめることをたくさんしてあげる等、本児に肯定的に関わるよう助言した。

【事例3】該当事例なし

性的な被害又はヤングケアラーに関する相談はあったが、児童相談所が相談者を早期に一時保護したため、SCの支援による影響は認められなかった。

【事例4】SOSの出し方に関する教育の充実のための活用事例（⑩教育プログラム）＜拠点校配置＞

SOSの出し方に関する教育（自殺予防教育）に係り、令和5年度からの全市の小・中学校全面実施に向けて、授業概要や教諭とSCの連携について研修を行った。

授業は小学校5年生、6年生、中学校1年生、2年生を対象としており、アンガーマネジメントやストレスへの対処、援助希求行動について学習するものである。授業の中で、教諭とSCがティームティーチングを行い、その中で、特にSCには専門家としてのアドバイスをしてもらう。

令和4年度は指定校と希望校を中心に授業を行い、授業をきっかけに児童生徒から自傷行為についての相談があったり、児童生徒のSCへの相談件数が増加したりした。また、全市の小・中・高等学校が参加する生徒指導協議会において、指定校が実践発表を行い、取組について全校に周知した。

【事例5】教職員の負担軽減に関するチーム学校としての活用事例（⑨教職員とSC等の役割分担）＜拠点校配置＞

SCが教職員と連携する際、対応する教職員の窓口を一本化することによって、それぞれの負担を軽減することができた。また、教職員とSCが、それぞれ保護者に連絡をする際、伝える内容を明確に分けることによって、学校の意図が保護者に伝わりやすくなった。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 教職員にとっては、校内研修会等でSCから指導・助言を受けることで児童生徒理解が深まり、児童生徒に効果的な支援ができるようになっていく。
- 児童生徒にとっては、SCによる専門的なカウンセリングを受けることで、精神的な安定が図られ、意欲的に生活ができるようになったり、不登校傾向の児童生徒を支援するために校内に設置した「ふれあいひろば」や教室に登校できるようになったりしている。
- 保護者にとっては、子どもへの理解や接し方等の助言がSCから得られることで、安心感が増し、子どもへの適切な声かけ等が行えるようになっていく。
- 昨年度のSCの成果について、SC配置校からの回答は以下のとおりであり、一定の成果が出た。
 - ・ SCによる研修会等の実施により教職員の力量が向上した … 84%
 - ・ SCのカウンセリング等により児童生徒等の問題が改善された … 87%
 - ・ SCのカウンセリング等により保護者の安定が図られた … 91%

ＳＣ相談件数（令和元年度～令和４年度）

＜小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校＞

（単位：件）

令和元年度				令和２年度				令和３年度				令和４年度			
児童生徒	保護者	教職員等	合計	児童生徒	保護者	教職員等	合計	児童生徒	保護者	教職員等	合計	児童生徒	保護者	教職員等	合計
9,752	7,999	20,432	38,183	11,954	7,983	25,221	45,158	12,008	7,647	22,864	42,519	10,660	7,621	19,948	38,229

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

児童生徒のレジリエンス（こころの回復力）を高めることや、ＳＯＳを出すことができる子どもを育成することを目指した授業を令和５年度から公立小・中学校において全面実施するために、学校とＳＣが連携して取り組む体制を整備していく必要がある。

＜課題の原因＞

新型コロナウイルスが猛威を振るい、今までとは違った生活様式を強いられ、様々な場で制限のある生活を送る中で、昨年度にも増して心の不調を訴える児童生徒が多くみられ、登校できなくなるといった心配な児童生徒の状況が見られることから。

＜解決に向け実施した取組＞

学校とＳＣが連携し、ＳＯＳの出し方に関する教育（自殺予防教育）を推進した。また、校内の適応指導教室（ふれあいひろば）の活用の充実を図り、不登校（傾向）の児童生徒に対して面談を行う等、心のケアを行い、多様化・複雑化している個々のニーズに対応した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

引き続き、児童生徒のレジリエンス（こころの回復力）を高めることや、ＳＯＳを出すことができる子どもを育成するために、学校とＳＣが連携して取り組む体制の一層の充実を図る必要がある。

＜課題の原因＞

昨今の児童生徒が抱える課題が、いじめや不登校など生徒指導上の課題や発達上の課題の他、家庭における虐待の問題やヤングケアラー、性的な被害、ＳＮＳ等インターネットを介したトラブルの増加といった、児童生徒を取り巻く環境の課題など、より多様で複雑かつ深刻なものとなっていることが考えられる。

＜解決に向けた取組＞

学校とＳＣが連携し、ＳＯＳの出し方に関する教育（自殺予防教育）の授業を小・中学校で全面実施する。また、校内の適応指導教室（ふれあいひろば）の活用の充実を図り、不登校（傾向）の児童生徒に対して定期的な面談を行うなど、心のケアを行い、多様化・複雑化している個々のニーズに対応する。

北九州市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等、児童生徒の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。このため、児童生徒の臨床心理に関して、高度な専門的知識・経験を有する臨床心理士、公認心理師等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして各校に配置し、生徒指導上の諸問題の未然防止・早期対応に資する。

（2）配置・採用計画上の工夫

平成16年度より、全市立中学校にスクールカウンセラーを配置している。今後も、文部科学省の動向を視野に入れて配置する。

配置は拠点校方式とし、中学校全62校に会計年度任用職員（時間額、月額）を配置して、中学校から校区の小学校へ派遣する。（令和4年度：月額の会計年度任用職員を13校に配置）その他、高等学校及び専修学校、特別支援学校にもスクールカウンセラーを配置している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

- ・配置人数：60名（うち月額会計年度任用職員8名）
- ・配置校数：小学校128校、中学校62校、高等学校1校、専修学校1校、特別支援学校8校
- ・資格：公認心理師と臨床心理士資格保有者51名、公認心理師のみの資格保有者5名、臨床心理士のみの資格保有者4名

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・**無**）

○ガイドラインの内容、周知方法

- ・現在、ガイドラインの策定に向けて検討している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・「アンガーマネジメント研修」、「対人スキルアップ研修」、「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎（自殺予防教育）研修」などの教職員に対する各種研修をスクールカウンセラーが講師となり本市の幼・小・中で必ず実施する。また、4月に開催される第1回スクールカウンセラー連絡会議には、各学校から管理職またはスクールカウンセラー担当の教職員1名、本市で勤務する全スクールカウンセラーが参加する集合型の研修を実施し、本市におけるスクールカウンセラー活用事業の理解促進に向けて取り組んでいる。

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（**有**・無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- ・本市で勤務する全スクールカウンセラー

（２）研修回数（頻度）

- ・ スクールカウンセラー活用事業連絡会議（教育委員会主催）：年３回

（３）研修内容

- ・ スクールカウンセラー活用事業について
- ・ 小学校５年生全員面接について（取組状況、面談後の児童のアンケート状況、面談後の教職員のアンケート状況）
- ・ 教職員を対象とした研修、児童生徒を対象とした自殺予防教育を実施するための研修（実施方法、活用資料など）
- ・ 緊急支援・緊急対応について
- ・ タブレットを活用したオンラインカウンセリングについて
- ・ 心理検査について
- ・ 関係機関（特別支援教育相談センター）との連携について
- ・ 実践事例研究等

（４）特に効果のあった研修内容

- ・ タブレットを活用したオンラインカウンセリングについて
- ・ 緊急支援・緊急対応の目的や行い方について
- ・ 職員研修の研修内容や進め方の共有について

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置　（**有**）・ 無　）

○活用方法

- ・ スクールカウンセラーの資質向上におけるメンタリング
- ・ 緊急支援・緊急対応におけるコーディネーター
- ・ 教育委員会主催のスクールカウンセラー連絡会議の中での講話

（６）課題

- ・ チーム学校としてのＳＣの役割の自覚
- ・ ＳＣＳＶを活用した研修体制、相談体制の充実
- ・ ＳＣＳＶの業務の確立

【３】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例１－１】

◇ 小学校から不登校状態であった生徒の心理的支援のための活用事例（①不登校）

○ 対象：中学１年女子。

○ 概要及び対応経過

- ・ 小６の夏より「登校するのが面倒になった」と言い不登校状態となった。中学入学後も登校することが難しく、ＳＣ面接に至る。
- ・ 週に１回ＳＣが勤務する日の１時間目に面接を設定、生活リズムを整え、同時に関係づくりを行った。当初は面接を欠席する日もあったが、次第に定着、表情も明るく変化、挨拶の声も大きくなっていった。２学期後半はステップアップルームで１時間学習したのちにカウンセリングを行うという流れを作った。定期考査も学校で受けることができ、少しずつ自信をつけていった。
- ・ ３学期になると「２年生になったら教室に行こうかな。」と発言がある。担任と相談し、小学校から仲のよかった友達とカウンセリングルームで話す時間を設け、定期的に継続。２年時に向けて教室に行く意思が固まっていた。
- ・ 当該生徒の面談と同時に母親との面接も実施。心療内科で発達検査を行い、特性を把握、関わり方のアドバイスを行った。結果、母親の焦りがなくなり気持ちも安定、母子関係が改善された。

【事例 1-2】

◇ オンライン支援室での試み（①不登校）

○ 対象：オンライン支援室に登録している中学生

○ 概要と対応経過

《設定と担当者》

- ・ 対応者：オンライン担任 2 名、SC と SS が 1 名ずつ対応
- ・ 朝の会・終わりの会：オンライン担任
- ・ 集団活動：SC 及び SS
- ・ 個別相談

《取組の実際》

(1) 全体の取組状況

○ 生徒の反応がつかめない

⇒【改善】2 学期から自習時間のみ個別チャネル（他児の目がないことの保障）にし、担任がそれぞれのチャネルを巡回することを提案

○ 「振り返り（任意）」の提出率の低さ

⇒【改善】終わりの会を振り返りの入力・提出作業をさせる時間とすることを提案

成果

- ・ カメラやマイクをオンにして応じる生徒が増加
- ・ 終わりの会（集団チャネル）で発表できる生徒が増加
- ・ 振り返りの提出率が向上
- ・ 生徒の振り返りから好天的なコメントが見られるようになった。
例）「人と交流するのがとても苦手だったけど、個人部屋で先生と話したことによって少し克服できた」
「ずっとひきこもっていたけど、外に出てみようという気持ちになった（実際に外出した）」 など

(2) 個別相談

○ 学校との関係を深めることができ、再登校につながったケースあり

(3) 集団活動の実施（以下の 3 種類の内容を提供）

○ コミュニケーションゲーム

- ・ 目的：配慮された環境のなかでの他者とのコミュニケーションの経験の場、興味関心の幅を広げる機会として

○ メンタルヘルスの維持・向上をはかるための情報提供（SC/SS が話をする）

例：ライフスキルの大切さについて、援助希求力をもつことの大切さについて 等

○ 相談や居場所に関する情報提供（SC/SS が話をする）

例：長期休業中に楽しめる場所、教育支援室の紹介（詳細は添付資料に記載） 等

成果

- ・ 参加生徒の積極性が向上
- ・ 生徒より前向きなコメントが見られた。
例）「楽しかった」「悔しかった」「また〇〇したい」など

(4) 所属校との連携

○ 必要に応じて、電話での情報共有や、所属校でのケース会議を実施

（所属校や教育支援室と生徒・家庭の情報共有や支援の方向性を共有し、進路選択を後方支援）

(5) その他の提案

○ 卒業後（進路の選択肢、卒後の相談先等）について考える機会を設けることを提案（SC は T2 として参加）

【事例 1-3】

◇ 登校することが難しい生徒のための活用事例

（①不登校、④友人関係、⑥家庭環境（児童虐待、貧困の問題を除く）、⑧心身の健康・保健、⑨学業・進路）

○ 対象：中学生

○ 概要及び対応経過

- ・ 小学校在籍時より登校が難しく、中学入学を機に登校ができない日が増えていった。
- ・ 生徒の面接と並行して保護者面接も実施。保護者面接では生徒への理解を深めたり、家庭での過ごし方について検討。
- ・ 登校の機会は SC との面接時のみだったため、登校した際には関係教職員と話しができる場を設けたり、学校行事に参加ができるようにしたりと学校と生徒を繋ぐように工夫をした。
- ・ 友人や関係教職員との繋がりができ、学校行事への参加が増えた。そのことで、生徒も自信が付き、積極的に物事に取り組む姿勢が見受けられるようになっていった。
- ・ 少しずつ登校の機会も増えた後も本人や保護者との面接を実施し支援を継続した。

【事例 2-1】

① 発達障害から不登校状態であった生徒に対応した活用事例（①不登校⑩発達障害等）

- 対象：中学 3 年男子
- 対応及び対応経過
 - ・ 小学校のころから不登校。
 - ・ ADHD、ASD と医療機関で診断を受け、服薬。しかし、副作用がひどく服薬は続かず、心療内科受診も面接時には滞っていた。
 - ・ 季節関係なく自宅ではほとんどをこたつの中にもぐって過ごしていた。学校でのトラブルはないが、家庭内では母親に暴力を振るうということが度々あった。（一時保護歴有）当該生徒が登校した時に、SC 面接を行ったが、2 学期以降はほぼ登校することができず、定期的にカウンセリングを行うに至らなかった。
 - ・ 母親も発達障害。家庭内暴力に悩み精神的に不安定だったことから面接を実施。面接中は目線が定まらず、手足も落ち着かない。感情の波が激しく興奮状態になりやすい。当該生徒の特性については多くの情報収集を行ってはいるものの、対応に活かされていないことが多かった。
 - ・ 定期的に母親と面接を行い、SC との関係が構築されてくると、自分の精神状態の不安定さが現在の家庭環境を悪化や子どもたちの不安定さにつながっていると感じるようになった。そのタイミングで SS を活用、病院受診に繋げ、まずは、母親の精神的安定と発達特性の理解を図った。
 - ・ しだいに、母親の精神的安定と、当該生徒への関わり方に変化がみられ、登校回数が増えていき、志望高校に合格した。

【事例 2-2】

◇ いじめ問題のための活用事例（②いじめ問題）

- 対象：小学 6 年生女子
- 概要及び対応経過
 - ・ 友達とのトラブルをきっかけに、教室に上がれなくなり、別室対応。
 - ・ 多子世帯で、その他のきょうだい児の不登校や保護者の問題意識の希薄さ等、複合的な問題の対処に苦慮。
 - ・ 友人関係のトラブルから対人関係に敏感になり、被害的に受け取る傾向が見られた。
 - ・ 担任は支援加配時から関わりがあったため、本人のクラスの様子とカウンセリングの様子の相違も理解した上で、SC と連携をとりながら、児童へ関わっていった。
 - ・ 多子世帯で、その他のきょうだい児の不登校や保護者の問題意識の希薄さ等、複合的な問題の対処に苦慮したが、ケース会議を行い、多方面からサポートし、本児を支えていった。
 - ・ ケース会議を行い、児童に関わる周りの大人が情報を共有し、多方面からサポートし支えていった。

【事例 3-1】

◇ ヤングケアラーのための活用事例（⑯ヤングケアラー）

- 対象：中学 2 年生女子
- 概要及び対応経過
 - ・ 自傷行為あり。
 - ・ 保護者の要請から SC へ繋がる。
 - ・ 多子世帯の長女であり、両親にかわって家事をすることが多い。登校を促す力の乏しい家庭で、SC とは定期的に面談。家庭の不安や自身のこれからのことを話していた。
 - ・ 姉妹が生まれたため、本人の家事負担が増え、「高校進学ができるのか、受験に向けて勉強ができるのか」等、未来への不安を吐露。
 - ・ 定期的な面談を行いながら、担任や学年主任など本人に関わる教職員と情報を共有し、管理職とも連携。生徒の気持ちに寄り添いながら、保護者への連絡を定期的に行うことで、登校回数の増加や本人の不安の解消へ結び付けている。

【事例3-2】

◇ ヤングケアラーと思われる生徒支援のための活用事例（⑩ヤングケアラー）

- 対象：中学1年男子。母子家庭。
- 概要及び経過対応
 - ・ 母親と口論になり家出をしたことからSC面談に繋がる。（ヤングケアラーの可能性ありと学校からの事前情報提供あり）当該生徒は痩せており、身だしなみが整っておらず（体臭あり）、表情が乏しい印象。
 - ・ 当該生徒面接の中で、母親が精神的に不安定（パニック障害）で通院をしていること、母親は床に臥せていることが多いと話した。掃除については母親と二人で行っているが、食事の準備や買い物については当該生徒が行っており、負担を感じていることがわかった。
 - ・ 月に一度程度の面接を継続し、心理的安定を図るとともに、家庭内の情報を学校と共有し各機関へつなぐことで、当該生徒の状況の改善を図った。

【事例4-1】

◇ スクールカウンセラーを講師とした校内研修の活用事例（⑪校内研修）

- 対象：全教職員
- 研修内容：生涯にわたるメンタルヘルス研修・対人スキルアップ研修・アンガーマネジメント研修
- 実施内容
 - ・ SCを講師とし、SC作成資料や本市作成のリーフレット「だれにでも、こころが苦しいときがあるから・・・」を活用し研修を実施。「生涯にわたるメンタルヘルス研修」においては、自殺についての基礎知識や自殺の危険性の高い児童生徒への対応方法についても学びを深めた。また、児童生徒へも活用が可能な対人スキルに関係するワークを教職員も体験。また、学校で活用可能な書籍や資料の紹介を行った。

【事例4-2】

◇ 教職員がT1、スクールカウンセラーがT2として自殺予防教育を行った事例（⑫教育プログラム）

- 対象：小学校6年生・中学校2年生の全児童生徒
- 実施内容
 - ・ 教職員（T1）とSC（T2）が協働し自殺予防教育を実施した。レジリエンスをもとにした絵本「四本の木」を活用し、困難の様々な乗り越え方について学習をした。さらに本市作成リーフレット「だれにでも、こころが苦しいときがあるから・・・」を活用し、友人に相談をされた時の話の聴き方、援助希求行動、具体的な相談先について学習を深めた。

【事例5-1】

◇ チーム学校としての取組のための活用事例（⑬教職員とSC等の役割分担）

- 対象：学校生徒指導委員会構成メンバー（SC含む）
- 実施内容
 - ・ 月に数回生徒指導委員会を開催。
 - ・ 学校での気になる生徒や、不登校気味の生徒など生徒についての情報共有を行う。生徒一人一人の状況から、SCがカウンセリングを実施する生徒、関係機関につなぐ生徒等今後の対応、方向性などを検討する。
 - ・ SCからの意見を取り入れ、生活アンケートの項目の精査なども行なう。

【事例5-2】

◇ 教職員とSCが協働してチーム学校として生徒支援を行った活用事例（⑭教職員とSC等の役割分担）

- 対象児童：小学生
- 概要及び対応経過
 - ・ 対人関係に難しさを抱える児童に対してのソーシャルスキルアップのためのトレーニングを教職員と行う。また、児童の気持ちに寄り添う関わりの必要性についても考える。

- ・ 主に教職員がソーシャルスキルアップのためのトレーニングを目的とした関わりを行い、ＳＣが児童の気持ちに寄り添う面接を実施。
- ・ 結果、役割を分担して関わることで、教職員の負担減になった。また、児童においても関わる大人の役割分担がはっきりとわかるため混乱することなく、対人関係に必要なスキルを上げていくことができた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

【児童生徒へのスクールカウンセラー活用】

令和３年度に対し令和４年度は、小・中学校におけるスクールカウンセラーへの延べ相談件数は、４０，９３９件から４５，９４５件に増加した。令和３年度は学校教育活動が通常に少しずつ戻ると同時に、スクールカウンセラーへの心身の健康等に関する相談内容が増加した。令和４年度は令和３年度同様、心身の健康等に関する相談内容に次いで、不登校長期欠席の相談内容が多かった。このことから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子どもたちや保護者、教職員の不安感等に寄り添った対応を各学校でスクールカウンセラーが担っていると考えられる。

また、平成３０年度から予防的対応部分の重点的取組として、全小学校でのスクールカウンセラーによる５年生全員面接を実施しており、令和４年度はオンラインでのカウンセリングも活用し、本市の小学校５年生の９９％に面談が実施できており、この面談を通してスクールカウンセラーが児童にとって身近な存在となり、相談しやすい体制となっている。また、教職員がスクールカウンセラーとの連携においても、この面談を通して９９．２％の教職員が連携しやすくなった回答している。

【教職員へのスクールカウンセラー活用】

令和４年度、第１回のスクールカウンセラー活用事業連絡会議は、新型コロナウイルス感染症の拡大から、スクールカウンセラーは集合型、教職員においてはオンデマンド形式で開催を行った。ＳＣＳＶの緊急支援緊急対応における講話や人権についての講話については、動画で何度も視聴することができ、周知や理解を図る上で効果があった。

教職員を対象としたスクールカウンセラーが講師となって実施する研修「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎（自殺予防教育）」「アンガーマネジメント」「対人スキルアップ研修」を毎年実施しており、令和４年度については、集合型形式を取り入れ実施し、本市で勤務するスクールカウンセラーで資料を共有し、研修を実施することができた。

また、緊急支援・緊急対応においては、ＳＣＳＶがコーディネーターという立場から、学校と勤務するスクールカウンセラーと連携をとり、児童生徒、教職員、学校が通常の生活に自然に落ち着くように、適切な助言、対応の指示、カウンセリングを行うことができた。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・ 不登校児童生徒の未然防止や早期対応について、ＳＣをより有効的に活用するための方策の検討。
- ・ ＳＣがチーム学校の一員として、生徒指導上の諸問題に対して組織的に対応するため、ＳＣの資質向上に対する研修の実施やＳＣＳＶの在り方の検討を行う。

＜課題の原因＞

- ・ 本市におけるＳＣの具体的内容についてガイドラインを作成できていない。
- ・ ＳＣＳＶの活用に至らなかった。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ ＳＣの具体的な対応・取組におけるガイドライン作成に向けた検討を行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・ オンラインカウンセリングを積極的に取り入れた長期欠席・不登校児童生徒に対応したカウンセリング。
- ・ 北九州市不登校等支援センター勤務のＳＣと各学校配置のＳＣの連携。
- ・ 教職員対象とした３研修、児童生徒を対象とした自殺予防教育の確実な実施。
- ・ 本市における新規採用ＳＣの質の向上。
- ・ 緊急対応緊急支援に対する適切で迅速な対応。

＜課題の原因＞

- ・ 勤務した際に、常時使用できるタブレットの準備など学校の環境整備が不十分であった。
- ・ 不登校等支援センター勤務のＳＣが連携をとりやすい環境整備が不十分であった。
- ・ 教職員の不適切な言動、小中高校生の自殺者数の増加に伴い、ＳＣが状況を理解して、適切に教職員に研修、児童生に予防教育を行うことができるような資料が十分に提供できなかった。
- ・ 本市で新規採用されたＳＣが相談しやすい環境整備が不十分であった。

＜解決に向けた取組＞

- ・ 本年度中にＳＣの具体的な対応・取組についてのガイドラインを作成。
- ・ 本市で勤務するＳＣのための相談体制の確立とＳＣＳＶの効果的な活用を含めた業務を確立。
- ・ スクールカウンセラー活用事業連絡会議の内容の充実。

福岡市教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制（令和4年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校など、児童生徒や保護者の心の悩みなどについてカウンセリングなどを行い、心の問題の改善に向けた支援を行うため。

（2）配置・採用計画上の工夫

令和4年度は、スクールカウンセラーを129名確保し、全ての市立学校に週1～2日（離島の学校は週1日）配置し、子どもたちや保護者へのカウンセリングの機会を増加した。

※離島の学校は「心の教室相談員」を合わせて配置 1日4時間 年間50日

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

①配置人数

129人

②配置校数

小学校 : 144校

中学校 : 70校

高等学校 : 4校

特別支援学校 : 8校

③資格

○公認心理師、臨床心理士

④主な勤務形態について

1人1～3校を担当。1日4～8時間勤務。

（4）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有）

○ガイドラインの内容、周知方法

「スクールカウンセラーの活用について」

・学校での活用をより推進するために、各学校へ通知した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

・研修、連絡協議会をオンラインで実施

（5）オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（有）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

（1）研修対象

- ・スクールカウンセラー
- ・小中高等学校、特別支援学校のスクールカウンセラー担当（教頭・主幹教諭・教諭）

（2）研修回数（頻度）

- ・連絡協議会、研修会（年間6回）

（3）研修内容

- ・講話「福岡市スクールカウンセラーに求めるもの」
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの協議
- ・グループ討議「事例検討会」
- ・「倫理研修」について
- ・「Q－U研修」について
- ・「緊急支援」について
- ・「発達検査」について
- ・「校内職員研修」について
- ・「1年間の勤務確認と課題」について

（4）特に効果のあった研修内容

- ・経験別に分けたグループ討議
テーマ「各学校の期待に対して、どのように対応していくべきか」
- ・学校の指導上の困り感
- ・不登校児童生徒への支援
- ・教育相談コーディネーターとの関係づくり 等

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 （ 有 ）

○活用方法

- ・日頃より、各カウンセラーからの相談に、より専門的な立場から指導助言する。
- ・研修会の内容を決めるにあたって、スーパーバイザーの意見をもとに内容を決めた。
- ・研修会の中で、質問に対して的確に答えたり、全体的な指導に関する講話をしたりする時間を確保した。
- ・緊急支援の学校対応

（6）課題

- ・児童生徒や保護者のもつ課題は複雑化、困難化しているため、スクールカウンセラーや教育相談コーディネーター、スクールソーシャルワーカーなどが教員とともに連携し、きめ細かな支援を行うことが必要。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】学校アンケートで虐待を疑われて通告された児童の見守りのための活用事例（⑫児童虐待、⑬教職員とSC等の役割分担）＜単独校配置＞

学校アンケートで虐待を疑われて通告されSSWが関係機関と連携していた。保護者自身不安も強く、担任や外部機関に相談する中で児童の発達面の心配から担任よりSCを紹介された。面談前に管理職やSSWから事前に情報共有の時間をいただいた。

初回は親子一緒に面談した後、途中からは保護者のみと面談した。その中で児童の発達面、精神面などをみてほしい、と児童のみ今後も面談をすることとなった。精神疾患をもつ保護者は外部機関で相談を継続した。学校側からも児童の精神状態や家庭の状況が心配なため、SCが定期的に（月に1、2回）面談することを要望された。

児童との面談は年齢的に相談よりもお絵描きやおしゃべりを中心とし、ホッとできる時間となるように留意した。また、面談を通して家庭の状況を把握し、児童の精神状態を見立てた。祖父母のサポートもあり、児童は学校内で大きな問題となることはなかった。

面談後は毎回管理職と情報共有の時間をとり、複数の関係機関からの情報との確認を行った。その結果、関係機関からの断片的な情報を補足し、家庭の状況をより明確に把握することができた。また、SSWは密に連携するため、SCの勤務に合わせて情報共有の時間を設定していただいた。担任は授業の関係のため毎回は難しかったが、登校時の保護者の様子や児童の様子などの情報をいただいた。

児童との面談から保護者の状態が心配な場合は、SSWや管理職から関係機関へ情報を伝えてもらうこともあった。情報共有を丁寧に継続して行った結果、複数の関係機関で家族を見守ることができる体制となった。

【事例2】起立性調節障害で登校が難しくなった中2女子生徒が自分の個性を知るための活用事例（⑧心身の健康・保健、①不登校、④友人関係）＜単独校配置＞

中学2年女子Aは1学期の途中より、担任が理不尽なことで度々大声を出して怒鳴っていると感じてから登校するのが難しくなった。その後、朝起きられなくなり、頭痛や吐き気が続いたため、病院を受診したところ、起立性調節障害と診断された。Aが保健室で養護教諭と話したときに、自分自身が分からなくて混乱していると語ったため、養護教諭がスクールカウンセラーを紹介してカウンセリングを開始、3学期の終了まで、だいたい週2回のペースでカウンセリングを実施した。Aは初回に、小学校の頃に女子グループから突然仲間外れにされるいじめに遭い、そのリーダー格の女子と最近塾のクラス替えがあり、一緒になったことを語った。Aはそのいじめにあって以降、自分を出してはいけないと思い、本当に気を許せる友達以外に本音を言えなくなったとうだった。Aは自分の発言で相手がどう思ってるかが凄く気になる、本当は自分をよく思っていないのでは、そして自分がいないところで悪口を言われて、いじめに繋がるのではないかと恐怖を感じてるようだった。次第にAはカウンセリングで私は本当は毒舌なんですと言い、自由に思ってることを語り、私はユニークだなと思い聞いていた。Aは部活でA一人だけが担う特別な役割を持っており、私はAがその役割を選んだのは、周囲にただ合わせるのではなく、自分の個性を出しつつも周りや調和する道を探ろうとしてるからではないかと伝えた。Aは学年が変わってから、体調不良で遅刻する日は度々あるが、欠席することは無く学校に通っているようである。

【事例3】男子生徒の性加害に反応して不登校傾向になった女子生徒が健康な生活を取り戻すための活用事例（⑮性的な被害、①不登校、⑧心身の健康・保健、⑩発達障害等）＜教育委員会等配置＞

中学2年生、1学期に学級内で授業中着席時に、性器を出しているのに気づいた女子生徒。男子生徒の存在、接近することに、強く不快を感じるようになった。女子生徒は男子生徒がそのことを知ってわざわざ近づいてきているように感じ教室に入るのが苦痛になっていた。女子生徒は教師に相談したが、男子生徒が学校生活で代表をするような生徒であったため、教師からは「気にしすぎ」と取り合ってもらえないこともあって、教師や学校に対しての不信感も抱くようになり、学校に登校することも難しくなっていた。教育委員会への依頼からSCとして被害女

子生徒へのカウンセリング、保護者へのカウンセリングを実施。毎月1回2年生修了まで継続。

面接の内容からクラス内でほかにも知っている女子生徒もあり、その生徒たちからも「気にしすぎ」「真面目過ぎ」と受け止められている様子がうかがえた。また面談時の様子から、物事を柔軟に受け止めることが苦手な特性を持っている可能性が感じられた。保護者は本生徒の性格を知ったうえで、過剰に学校に訴えたり要求をしすぎなのではないかと、遠慮がちな様子であった。カウンセリングでは、本生徒の不快感をしっかりと受容することを心掛けた。また、保護者には本生徒にとっては許せない不快であることを認めること、さらに学校は枠を超えないように気をつけながらも、本生徒の気持ちを汲み可能な配慮を形に表すことを伝えた。保護者、学校と連携することで、本生徒が学校や再び周囲を信頼できるような環境を丁寧に整え、修学旅行にも参加することができた。ほとんど欠席することがなくなった3学期には、保護者に本生徒の特性を伝え、少しずつ本人が自分の性格を知ることができるよう、カウンセリングの中で少し触れていくことにした。本人は、自分の性格や困り感について、少しずつ話することができるようになった。不登校状況がほとんど改善したことが確認されたため、3年生に進級して1回面談をして終了とした。

【事例4】生徒自身が自分の気持ちを感じ、気付くことができるための授業としての活用事例（⑱教育プログラム、①不登校、⑭その他、⑲教職員とSC等の役割分担）＜単独校配置＞

不登校の未然防止の観点から、SCと教育相談コーディネーター、管理職や人権担当の教員の協議のもと、テーマは「自分の気持ちと仲良くなろう」、ねらいは「自分の気持ちに耳を傾ける体験学習から、自分のこととからだに信頼を寄せることを学び、多様なレジリエンスがあることを学ぶ」こととしてSCより授業を行った。

1学期1時間目に道徳の授業を使って全校生徒を体育館に集め、35分間の授業とした。「道徳を学ぶ意味」「フォーカシング」『4本の木（絵本）』『アンケート』などを実施し、「自分と仲良くすること」「他者を大切にすること」「こととからだの健康」などを学ぶ体験学習とした。

回収後のアンケートから、生徒ひとりひとりが真剣に自分の気持ちに耳を傾け、感じ取ったり、学校生活で緊張していたり悩みを抱えていたりした生徒が、自分の感じるものをもっと信頼していけると分かり、安心した、という感想や、困ったときはまわりの人に相談してもいいのだ、という気づきを得た生徒も見られた。

今回、SCとして管理職はじめ教育相談コーディネーターや研修・人権担当の教員の視点を共有することで全校生徒に対する教育プログラムに携わることができたことは、有意義であったと感じた。また、教職員にとっても日常の関りとは違う視点で生徒と関わったことが、今後の生徒との信頼関係にとって新たな展開が期待できると感じている。

【事例5】友人関係で不安定になっている生徒が自信を持ち安心につながるための活用事例（⑲教職員とSC等の役割分担、④友人関係、⑧心身の健康・保健）＜単独校配置＞

対人関係の過敏さにより不安定になっている生徒との関わり。友人関係が辛いとの訴えがあり、本人と担任が定期的に話を行っていた。母親より、家庭でも表情が悪いなど不安定な様子があるとのことでSC面接へと繋がった。SC面接のなかでは、自分が友達よりどう思われているか不安、集団の中で自分を表現できない、人の行動が気になってしまう等が話された。もともとの不安の高さもあり、すべてネガティブに考えてしまい辛くなっている様子であった。その為、本人自身が頑張っていることに注目し、出来るだけポジティブに声をかけること、本人の自信に繋がる声かけをしていくと同時に、担任と情報共有を行い関わり方も共有した。また、担任より母親へ連絡を行い、学校、家庭での関わり方を共有して対応を続けてきた。生徒は面接を続けることで、物事を多面的に捉えることができるようになってきた。自分自身で不安な時の対処法を考えられるようになってきは始めている。学校、家庭と連携し、情報共有を行うことで、関わり方を統一でき生徒自身の安心に繋がったと思われた。現在は日常の気になっていることを主に話しているが、初めての行事前には不安定になることがあり、今後も定期的に面接を行っていく予定である。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・相談件数の年度ごとの推移

年度	相談件数（件）
令和２年	３２，２８０
令和３年	４１，７８１
令和４年	５５，９７０

福岡市教委実施「スクールカウンセラー・心の教室相談員 相談件数等調査」より

- ・令和４年度は、全ての市立学校に週１～２日（離島の学校は週１日）配置し、不登校や発達障がい、心身の健康に関することなど、課題を抱える児童生徒や保護者、教職員の悩みに対応することができた。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和３年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・児童生徒や保護者のもつ課題は複雑化、困難化しており、スクールカウンセラーや教育相談コーディネーター・スクールソーシャルワーカーなどが教員とともに連携し、きめ細やかな支援を行うことが必要。
- ・問題の早期発見や予防、新型コロナウイルスの影響による心身の不安やストレスに対応する必要。
- ・人材確保
- ・スクールカウンセラーの資質向上

<課題の原因>

- ・組織的な対応が必要なため

<解決に向け実施した取組>

- ・研修時間の確保と、教育相談コーディネーターやスクールソーシャルワーカーと連携した研修の充実
- ・スーパーバイザーの計画的な活用

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・スクールカウンセラーや教育相談コーディネーター・スクールソーシャルワーカーなどが教員とともに連携し、きめ細やかな支援を行うことが必要。
- ・人材確保
- ・スクールカウンセラーの資質向上

<課題の原因>

- ・組織的な対応が必要なため

<解決に向けた取組>

- ・研修時間の確保と、教育相談コーディネーターやスクールソーシャルワーカーと連携した研修の充実
- ・スーパーバイザーの計画的な活用

熊本市教育委員会

【１】スクールカウンセラー等の推進体制（令和４年度）

（１）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ・不登校・暴力行為などの児童生徒の問題行動に関して、高度な専門的知識、技能に基づいたカウンセリング等により、問題解決を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

熊本地震発生に伴うカウンセリングが必要な児童生徒に対応するため、本市が年に３回実施する「熊本地震に伴うカウンセリングが必要な児童生徒数調査」を基に指定した学校に国の補助（10/10）分を配分した。

全中学校区に拠点校を設け、中学校区内の小学校を対象校として位置づけた。配当時間数については各中学校区で配置時間を調整している。また、特別支援学校、ＩＣＴを活用した不登校支援事業にもＳＣを配置した。

（３）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

①スクールカウンセラー等活用事業

・配置人数：４８人

（①公認心理師１３人、②臨床心理士２人、①②２つに該当３２人、準ずるもの１人）

・拠点校：４２中学校 対象校：９２小学校

・その他の配置：特別支援学校、フレンドリーオンライン

・配置時間：拠点校１校区あたり

年間５９０時間 年間４２０時間 年間３５０時間 年間３２０時間 年間３０５時間

年間２８０時間 年間２６５時間 年間２４５時間 年間２３０時間 年間２２５時間

年間２１５時間 年間２１０時間 年間２００時間 年間１７５時間 年間１６５時間

年間１６０時間 年間１４０時間 年間１３０時間 年間１０５時間

その他の配置 年間 １０５時間、 ７０時間

拠点校Ａ 年間５９０時間 ６校 拠点校Ｂ 年間４２０時間 １校

拠点校Ｃ 年間３５０時間 ２校 拠点校Ｄ 年間３２０時間 １校

拠点校Ｅ 年間３０５時間 １校 拠点校Ｆ 年間２８０時間 ２校

拠点校Ｇ 年間２６５時間 ２校 拠点校Ｈ 年間２４５時間 ２校

拠点校Ｉ 年間２３０時間 ３校 拠点校Ｊ 年間２２５時間 １校

拠点校Ｋ 年間２１５時間 １校 拠点校Ｌ 年間２１０時間 ４校

拠点校Ｍ 年間２００時間 １校 拠点校Ｎ 年間１７５時間 ４校

拠点校Ｏ 年間１６５時間 １校 拠点校Ｐ 年間１６０時間 １校

拠点校Ｑ 年間１４０時間 ５校 拠点校Ｒ 年間１３０時間 １校

拠点校Ｓ 年間１０５時間 ３校 その他の配置 年間 １０５時間、 ７０時間

②災害時緊急スクールカウンセラー活用事業

・配置人数：２８人（①公認心理師３人、②臨床心理士１０人、①②２つに該当１０人、）

・配置小学校数：３４校 ・配置中学校数：１５校 ・配置時間：１，４７０時間

（４）スクールカウンセラー等に対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○ガイドラインの策定（有・**無**）

○ガイドラインの内容、周知方法

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

第１回連絡協議会（４月）で学校担当者に説明している。

(5) オンラインカウンセリング等

○オンラインカウンセリング等の実施の有無（☒有・無）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制

(1) 研修対象

SC、教育委員会事務局SC担当職員

(2) 研修回数（頻度）

連絡協議会（年間3回）、研修会（年間1回）

(3) 研修内容

- ・本市におけるスクールカウンセリング業務について円滑な運営に期するため、スクールカウンセラーの役割について研修を深めるとともに、相互に情報交換や研究協議を行う場とする。
- ・くまもと被害者支援センターによる講話（児童生徒に対する「性被害者支援」について）
- ・県警察本部より講話（児童生徒に対する「性加害者支援」について）
- ・SCによる講話（「緊急対応カウンセリングの実際とその後のケア～学校担当のSCとの連携」）

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・SCとSSWの協働による、子どもを取り巻く問題等の解決に向けた方策を協議したこと。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（☒有・無）

○活用方法

- ・本市のSCとしての勤務が長く、スキルが高い2人のSCによる個別指導を実施

本市 勤務1年目…3回 勤務2年目…2回 勤務3年目…1回

(6) 課題

- ・SCとしての資質向上に向けた研修の機会が限られており、研修の内容の充実を図る必要がある。
- ・対面での研修の機会が少なく、SC同士の情報交換が十分に行えていない。
- ・各SCが各学校で教職員との連携を意識した「チームとしての学校」の取組を推進する必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①不登校）＜SCの配置形態：拠点校配置＞

Aは、担任へ学校行事である家庭訪問時に「友達関係」について相談した。担任は新クラスに対するAの悩みと捉え、「まずは自分から話しかけてみよう」等とアドバイスした。しかし、Aは担任からアドバイスを得たいというより、自分の辛かった気持ちを理解してほしいという思いがあり、翌日から学校を欠席するようになった。Aは家庭で「保育園の頃から友達関係のことを担任に相談してきたけど、先生たちは何もしてくれない」、「学校の人は誰も信用できない」と話したという。Aの不登校状態は改善されず、担任がその後も家庭訪問や両親との連携を図るが、1人部屋にこもることが増え、不眠の状況にあった。学校内ではケース会議が行われ、SCとSSW支援に繋がった。SCはAが面談を拒否したため、親面談のみ実施した。母との継続面談では、家庭でのAの様子を丁寧に聞き取りながら、Aへの接し方を具体的に伝え、加えてAと両親が希望した医療機関についての情報提供、Aの状況を把握しながらオンライン授業や適応指導教室の提案などを行った。また、SCは定期的に管理職や担任と情報共有を行い、Aが安心できる学校環境づくりを目標として助言した。

母のAに対する接し方の改善により、Aは徐々に母へ自分の想いを打ち明けられるようになり、家庭では落ち着いて過ごせるようになった。また、Aは5月終り頃からオンライン授業へ参加できるようになり、夏休みには仲が良かった友達数名と一緒に過ごすことが増え、2学期中旬から週2～3回適応指導教室を利用できるようになった。Aは志望する高校へ合格した。今後も医療機関への継続受診の提案と、高校でもSC支援があることを情報提供し、終結とした。

【事例２】家庭環境のための活用事例（⑥家庭環境、⑧心身の健康・保健）

＜SC の配置形態：拠点校配置＞

Bから給食時間が嫌だと担任に相談があり、その後、マスクを外すことで視線が気になるとの話になった為、SCとの面談に繋がった。Bとの面談では自分の容姿があまり好きではなく、姉妹と比較して鼻が低い、目が離れている等の話が多く表出する。その後、SCは母親と面談し、以前はなかったが最近になって顔が嫌だと言いだすようになったとの話を受けた。母親は離婚し祖母と4人の子育てをしていたが、Bが中学入学後に祖母が急死し、母親は自身の精神的な不安定さにも少し気づきながらも平常を装い生活をしている話があった。母親の様子や発言から医療の必要性を感じ、母親に病院受診を勧め、受診に至った。その後、Bは担任と話し合い、給食を摂りやすい席を検討し、また、SCは母親と定期的に面談をし、母親の悩みや子どもとの関わりについて支援した。母親が安定することで、Bは学校で友達が増え、少しずつ活動的になっていった。

【事例３】ヤングケアラーのための活用事例（⑩ヤングケアラー）＜SC 配置形態：拠点校配置＞

Cは両親と弟、妹と暮らす。中学1年次から保健室来室が多く養護教諭が気にかけていた。表情が乏しいことから、本人の気持ちをしっかり聴く場所がないのではと心配され面談を勧めると希望があった。

11月から定期的に4回実施し、母親に視力の障害があること、弟も重度の障害を抱え福祉の支援を受けながら父を中心に家族で支え合い、本人がそれが十分でないところを補って、家事や妹の世話をしていることが分った。家族のために手伝うのは当たり前と言い、真面目で硬い考えだった。頑張りやを労いつつ無理をしないことを話し自分の気持ちや考えを伝える方法を一緒に練習した。夜考え込んで眠れない、クラスの男子から陰口を言われている等の面談時の様々な訴えに、担任、養護教諭、生徒指導部会と情報交換しながら対応した。時々の苦しさ、クラスでの人間関係の悩み等言語化できるようになり、表情も初回より少しずつ出てきた。「母と弟が治療入院で県外に行った時は楽でほっとした」などと話せるように変化が窺えた。次年度も面談を継続しSCとの連携も必要と思うが、福祉の支援も入っていることから、今年度はそこまで至っていない。

【事例４】校内研修のための活用事例（⑪校内研修）＜SC 配置形態：拠点校配置＞

教員を対象に、「共感的に話を聴く」ことについての講話を行った。

学校現場において、教師は生徒の学習や関係性などを教育的に指導し、成長や発展を継続的にサポートしていく。そして、生徒の学習や成長には、教師と生徒の関係性が重要な要素であり、教師が生徒のニーズや個性に適度に配慮しながら指導することで、生徒はより良い学習体験を得ることができる。そこで今回は、教師と生徒の関係発展や、生徒が困難を乗り越え成長するプロセスを支えることを目的として、「共感的に話を聴く」ことについての講話を行った。

「話を聴く、耳を傾ける」ということが、どのような意味を持ち他者との関係にどのように影響するのかを心理学的視点から体験的に感じてもらうため、まずは教員自身が他者の話をどのように聞いているかを確認してもらうためのワークを実施した。それにより、先入観・経験・知識をもって話を聴くことで、他者の置かれた状況や状態、何に困っているのかを多面的に知る【アセスメント的聞き方】の意味や影響を体験してもらった。次に、先入観・経験・知識を離れて、相手の身になって話を聴こうとする【共感的聞き方】について説明し、体験してもらった。そして、両者が相互補完的関係であること、その上で共感的聞き方における質問・疑問の重要性、治療的意味について説明した。

今回の講話を契機に、共感的聞き方の大切さを伝えると同時に、SCが児童・生徒にどのように関わっているか、何を大切に関わっているかを伝えることも出来たのではないかとと思われる。また、教員それぞれが自身の関わり方を振り返る契機となり、さらには、児童・生徒をカウンセリングに繋ぐことへの安心感にも繋がったのではないかとと思われる。

【事例５】教職員との連携の活用事例（⑫教職員とSC等の役割分担）＜SC 配置形態：拠点校配置＞

進級し、クラス替えを機に登校渋りが始まって登校が難しくなると、小学生の母親からSCへ相談依頼があったため、

SCが親子面接で当該児童の状況と、母親の困り感のアセスメントを実施。今後の登校について「母親が仕事から帰宅し、放課後に保健室専用出入り口から宿題を届ける」「余力を残して帰宅し、状況を見てスモールステップで在校時間を増やしていく」ことを当該児童および母親と確認。担任、養護教諭、教頭先生に「教職員全体で褒める声かけ」「調子が良さそうでも引き留めず、余力を残して下校させる」など、SCから対応を提案。担任、養護教諭からの提案も加味して、校長先生から全教職員に周知してもらった。その後も、SCは定期的に当該児童の面接を続け、心の状況をアセスメントし、その都度、担任、養護教諭、教頭先生と情報共有し、在校時間や行事参加への声かけなどを継続。その結果、最初の親子面接の翌日には、放

課後に保健室登校ができ、1カ月後には帰りの会に参加。その後、少しずつ在校時間が延びて、冬休みを過ぎるころには通常の登校ができるようになった。約1年間、SCのアセスメントを踏まえて、養護教諭と担任が連携して当該児童への声かけを工夫し、管理職の先生方からも教職員に当該児童の状況や声かけのポイントなどを周知してもらい、学校全体で取り組むことができた。現在、今年度のクラス替え後も、問題なく毎日登校できている。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

① スクールカウンセラー等活用事業

- ・相談延べ人数：児童・生徒6,561人、保護者2,176人、教職員3,130人、その他539人、
合計12,406人
- ・相談内容（延べ人数）：「不登校に関する事」2,077人、「心身の健康・保健」3,388人、
「友人関係に関する事」1,539人、
「家庭環境の問題（児童虐待、貧困の問題を除く）」1,431人
- ・SCによる職員研修等での活用回数：66回

② 災害時緊急スクールカウンセラー活用事業

- ・相談延べ人数：児童・生徒429人、保護者134人、教職員141人、その他15人、合計719件
- ・相談内容（延べ人数）：「不登校に関する事」141人、「心身の健康・保健」204人、
「友人関係に関する事」77人、「家庭環境の問題（児童虐待、貧困の問題を除く）」105人
- ・SCによる職員研修等での活用回数：3回

【成果】

不登校傾向にある児童・保護者への対応について、担任や保護者に的確なアドバイスにより、担任が一人で抱え込むことなく対応することができたり、保護者の安心にもつながった。

SCコンサルが教師の自信、スキルアップにつながった。

SCよりSSWや医療機関への連携などの提案により、児童生徒が必要な機関とつながることができた。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和3年度実践活動事例）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

効果的にカウンセリングを実施できるよう、SCを対象とした研修の在り方や内容を検討していく必要がある。

＜課題の原因＞

- ・学校でのカウンセリングは学校との連携の在り方や相談の内容に特有なものがあることが要因と考えられる。
- ・SC同士が対面する機会が減少し、情報交換ができないことも要因と考えられる。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・学校の課題の現状に沿った研修の内容を企画した。
- ・SCが学校でどのように連携していくと効果的かを協議する機会を設けた。
- ・本市のSCとしての勤務が長く、スキルが高い2人のSCによる個別指導を実施した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・限られた勤務時間で多くの相談に対応している。
- ・チーム学校としての連携
- ・SCの資質向上

＜課題の原因＞

- ・学校によってはカウンセラーの来校日数が少なく、次回来校日までの間隔が大きい。
- ・学校の状況に対して配置時間が不足する学校がある。

＜解決に向けた取組＞

- ・状況を調査し、配置時間の適切な配分を行う。
- ・専門性を高めるための講話や、情報共有等できる場の設定など、研修内容を充実させる。